

昭和五十五年十二月十一日

四日市市議会議定例会會議録（第一号）

四日市市議会議

○議事日程 第一号

昭和五十五年十二月十一日(木) 午後二時開会

- 第一 議席の一部変更について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 発議第六号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第五 発議第七号 四日市市議会特別委員会の委員定数変更について
- 第六 市長の所信表明について
- 第七 報告第一八号 専決処分報告について
- 第八 報告第一九号 専決処分の報告について
- 第九 議案第一〇六号 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第二号)……………議案説明
- 第一〇 議案第一〇七号 昭和五十五年四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一 議案第一〇八号 昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第二 議案第一〇九号 昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第三 議案第一一〇号 昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第四 議案第一一一号 昭和五十五年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)……………
- 第五 議案第一一二号 昭和五十五年四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………
- 第六 議案第一一三号 昭和五十五年四日市市水道事業会計第二回補正予算……………

第一七 議案第一一四号	昭和五十五年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算
第一八 議案第一一五号	昭和五十五年度四日市市桜財産区補正予算(第一号)
第一九 議案第一一六号	四日市市簡易水道条例の一部改正について
第二〇 議案第一一七号	町の区域の設定について
第二一 議案第一一八号	土地の取得について
第二二 議案第一一九号	動産の取得について
第二三 議案第一二〇号	動産の取得について
第二四 議案第一二一号	四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について

議案説明

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

大島 喜正 大谷 喜正 金森 川口 川村 幸善 川野 幸善 喜野 也 訓覇 也 粉川 茂 小川 次 後藤 六 坂口 正 佐野 光 高井 三 高木 基 田中 基 谷口 信 中村 信 永田 信 生川 平 藏

青山 峯 小井 道 伊藤 信 伊藤 雅 宇治 良 小川 郎

○出席議事説明者

病院事務長	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長
藪田裕	奥村仁人	石井三夫	内田忠泰	水谷和一郎	河村昭弘	岩山義道	毛利治郎	伊藤三郎	矢田三郎	阿南輝彦	平井清三	坂倉哲男	三輪喜代司	加藤寛嗣

○欠席議員(二名)

野崎貞芳	後藤寛次	渡辺彦	山本一勝	山中一剛	山路口信生	山路口安孝	森真寿郎	森幹一郎	水野良一	松島辰男	前川弘士	堀内新兵衛	堀古市	古野元一	平野行信	橋本増藏	野呂平
------	------	-----	------	------	-------	-------	------	------	------	------	------	-------	-----	------	------	------	-----

消 防 長	渡 辺 靖 三
次 長	川 合 一 郎
教 育 長	山 鹿 静 夫
長	長 谷 川 照 男
水道事業管理者	村 山 了
技 術 部 長	黒 川 薫
代表監査委員	伊 藤 凉 一
事 務 局 長	佐 々 木 晃 精
議 事 課 長	小 坂 大 之 丞
議 事 課 長 補 佐	板 崎 大 之 丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

○出席事務局職員

午後二時二分開会

○議長（伊藤信一君） ただいまから、昭和五十五年十二月四日市市議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議席の一部変更について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回新たにご当選になりました森真寿朗君の議席の指定に関連し、議席の一部を変更いたしましたと思います。

おはかりいたします。川村幸善君及び古市元一君の議席を変更し、ただいまご着席の議席とし、森真寿朗君の議席をただいまご着席のとおり指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、川村幸善君、古市元一君及び森真寿朗君の議席をただいまご着席のとおりとすることに決しました。

日程第二 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第二、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において金森正君及び川口洋二君を指名いたします。

日程第三 会期の決定について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十二月二十三日までの十三日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から十二月二十三日までの十三日間と決定いたしました。

日程第四 発議第六号 四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第四、発議第六号四日市市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、森真寿朗君を教育民生委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森真寿朗君を教育民生委員会委員に選任することに決しました。

日程第五 発議第七号 四日市市議会特別委員会の委員定数変更について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第五、発議第七号四日市市議会特別委員会の委員定数変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。公災害対策特別委員会の委員定数は現在十人ですが、これを十一人に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、公災害対策特別委員会の委員定数は、十人から十一人に変更することに決しました。

この際、公災害対策特別委員会委員の選任を行います。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、森真寿朗君を公災害対策特別委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森真寿朗君を公災害対策特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第六 市長の所信表明について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第六、市長の所信表明についてであります。

市長から所信表明のため発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 昭和五十五年度補正予算案を初め諸議案をご審議いただくに当たり、さきの市長選挙におきまして市民各位から多数のご信任を賜り、再度市長の重責を担うこととなりましたので、この機会をお借りして所信の一端並びに施策を進めていく上での基本的な考え方をご説明申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

私は、これまでの四年間、四日市市を「住みよい、楽しいまち」にするため努力し、一期目の責務を大過なく果たすことができました。これもひとえに市議会議員各位を初め市民各位の温かいご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。しかしながら、私といたしましては、この四間に二十五万市民から寄せられる期待の大きさを考えますとき、その責任の重大さを痛感し、身の引き縮まる思いを強く感じるのでございます。

今後の市政運営を展望しますとき、石油危機等相次ぐ社会経済情勢の激変による混乱の七〇年代を経て、八〇年代はさらにエネルギーを初めとする多くの成長制約条件や人口の高齢化、社会意識の変革等の現象がますます進行する中で雇用機会の拡大、高福祉や教育、文化への欲求の高まりあるいは社会の活力維持等が一層強く求められております。加えて地方財政はこれまで以上に厳しい状況となり、このように増大、多様化する行政需要に対応していくことが次第にむずかしくなっており、予想されているのであります。このような困難な情勢に対処し、市民福祉の向上と市勢の発展を図っていくためには、市民意識を的確に把握した上で可能な限り長期的に将来を展望しつつ、総合的かつ科学的に施策を選択し、計画的に堅実かつ大胆に市政を運営していくという姿勢が絶対不可欠であると考えます。したがって、市民の総意を結集して策定いたしました新総合計画を時代の変革や市民ニーズに応じて随時見直しを行いながら、目標とする四つの都市像の実現を目指して一步一步前進してまいりたいと存じます。中でも特に次の点に重点を置きながら地域住民の温かい連帯意識に基づく地域社会づくりを一層推進し、わが四日市市を「緑

と太陽のある豊かなまち」とするため全力を傾注する所存であります。

まず第一は、明るい福祉都市の実現を図るため、社会的に弱い立場にある人たちのための施策を優先的に考えていきたいと存じます。特に来年は国際障害者年を迎えますので、身体障害者福祉モデル都市として名実ともに誇ることができるよう障害者対策を一層充実、前進させるほか、母子家庭、高齢者対策並びに同和対策事業についても力を注いでいく所存であります。また、幸せな人間生活は健康な身体が第一の条件であると考え、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともにスポーツの振興、広場整備、環境衛生の向上等に努めたいと考えております。

第二は、充実した教育環境と誇りある文化を育てるための施策であります。本市は、産業経済面に比して文化的な機能が未だ十分でない指摘されておりますが、市民の手による特色のある文化活動をより盛んにするため、総合文化会館等の施設整備とともにそれらを活用していく体制づくりを積極的に進めていきたいと存じます。また、青少年の非行化が大きな社会問題となっていることにかんがみ、その健全育成のための地域ぐるみの施策やスポーツ、レクリエーション活動の振興に努めたいと存じます。

第三は、明るく住みよい生活環境を実現するための施策であります。特に治水対策は、市民の安全で快適な生活を保障するために行政が果たすべき最も基本的な施策であり、下水排水施設、河川改修等を引き続き最優先事業として実施してまいりたいと存じます。また、幹線道路はもちろん、日常の生活に直結した道路網の整備あるいは公園や広場の確保、働く人々のための住宅整備等についても鋭意推進するとともに、公災害対策につきましても引き続き関係機関との連携を図り、その発生の防止に努力をいたす所存であります。

第四は、以上の施策を進めていくための基盤となる基本的経済力の強化であります。本市においては、多種多様な産業活動が展開されており、これらのさまざまな産業が相互に関連し合って共存共栄し、市民に豊富な就業の場と安定した所得を与え続けることができる総合産業都市でなければなりません。そのためには四日市港を中心とし

た恵まれた立地条件を生かしながら、これらの産業の活性化と産業構造の高度化、多様化を促進し、地域社会と結びついた産業活動が力強く展開されるよう条件整備を行っていきたくと考えております。

以上が今後の市政運営に当たって重点的に推進していこうとする施策の大綱であります。もちろんこれ以外の施策についても重要なものばかりであります。私は、これまでの四年間、地区懇談会等あらゆる機会を通じて市民の皆様のご意見に耳を傾け、ご要望をはだ感じてまいりました。その経験を生かして、真に市民のためになる施策を慎重に選択しながら、着実に実行に移してまいりたいと考えております。どうか私の意のあるところをお汲み取りいただき、これまでと同様に温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 市長の所信表明はお聞き及びのとおりであります。

これより質疑に入ります。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 加藤市長が二期目に入られました。冒頭の所信表明に接しまして、質疑の機会を与えていただきました大変光栄に存じております。同時に、加藤市長が四年間、先ほどもお話しございましたが、大過なく任を努められ、またみことな成績で二期目に当選をなさったと。私も会派といたしましても、心からの応援をさせていただいた立場で大変うれしく思いますし、ご同慶の至りでございます。どうぞいま所信表明で述べられました、これから本市が直面しております重要な課題に向けて誠心誠意ご努力と、将来の四日市づくりが名実ともに実るためのご努力を賜りますことを心からお願いを申し上げますと思うわけでございます。

さて、所信表明に対する質疑ということでございますので、細かい部分は一切省かしていただきまして、また同時に十分程度という時間でございますので、私も平素考えております指針といえますか、考え方の基調のアウトラインを申し上げてみたいわけでございます。

市長は、二期目の真価という表現をあえて削除なさいましたけれども、少なくともこの四年間のすばらしい実績の上にさらに花を咲かしていただくという決意がありありとかがえるわけでございます。しかし、今日私どもの周囲にあります諸般の情勢は大変厳しいわけでございます。言葉では簡単でございますが、どうぞ全職員が市長の基本姿勢にのっとりまして、勇気を持ってご英断をなさることをお願い申し上げますと思うわけでございます。あわせて、いつも言われることですが、スタッフの強化という問題について、いま一步お考えを進めていただくことが必要ではないか、私も議員の立場でそういったことをよく思うわけでございます。いま市長は、新しい社会意識の变革の中で新総合計画の随時見直しも必要なんではないか、こういう指摘がございました。私もそのように思うわけでございます。新しい総合計画が誕生いたしました。すばらしい努力の中でできたわけでございますが、余りにも変化の激しい時代の中でどうか適切な見直しを含めて今後の努力を賜りたい、こう思うわけでございます。

そこで市長の姿勢の問題でございますが、私もはかつて四日市の将来は四日市港の発展とイコールしているというのを申し上げてまいりました。近いうちに夢の実現を求めまして、挑戦する時期が近づいております新しい港湾整備計画の問題等々今後の四日市をつくっていく過程では大変重要なものがそこに隠れているというふうに思うわけでございます。最近では新しいエネルギーということでコールセンターの将来展望がさやかれる段階でもございます。同時に産業振興という立場から考えてまいりましても、相当きめの細かい港湾整備あるいはそれに連なっております地域の整備を推し進める必要を痛感いたしております。どうぞこの点に対する基本的な姿勢を思う存分明確にさせていただきまして、住民のニーズといえますか、市民のニーズの中で大いにはぐくんできていただきたい、こう思うわけでございます。

また、同時に四日市市と周辺市町村との橋頭堡をどうぞ確立していただきたいと思うわけでございます。道路一本

とりましても、関係市町村との間におけるコミュニケーション、そういったものからくる弊害も少なくないと言われる昨今でございます。広域的な行政を推進するという立場から考えてまいりますと、より一層各市町村との連携密度を高めていただく必要があるのではないか、先ほどスタッフの強化ということも申し上げましたが、その辺にも思いをはせていただきたいと思います。同時に、行政万般が受け身ということはある程度否定できないところかと思うわけでございますが、言葉の上では抽象的でございますが、選択と先取りという意味で相当思い切った姿勢を出していただきたいと思います。

あわせて、具体的な政策に関連をいたしますが、今日の地域社会の様相を見てまいりますと、より機能する地域コミュニティの確立ということにさらに一層の努力を賜りたいわけでございます。きょうも午前中、教育の問題、学校問題が議論されました。いまやこのちまたに起こっております問題は、単に教育行政の中で律し切れる問題でないというふうにも私どもは見ております。そこに地域コミュニティの存在がより重要になるわけでございますし、地域ぐるみという取組みを求めていくとするなら、いまそれぞれにございます地区市民センターがより機能しなければいけないと思うわけでございます。どれだけ地域ぐるみといいますが、いまの世の中でそれを支えていくのは教育行政と一般行政、そしてそのセンターに建つ地区市民センターが一体のものとして機能しなければいけないと思うわけでございます。現在の教育行政の中では、私はそれにすべてを託すことはむずかしいと思えますし、どうかその辺のお考えも十分意を込めて進めていただきたいと思います。もっと言いますれば、社会教育という分野で地域の皆さん方の参加をどう進めていくのか、高齢者の隠れた素材を活用するということも含めながら社会教育をさらに充実させるということが大変重要ではないか、あえてこのことを整理して申し上げるわけでございます。さらに突き詰めてまいりますと、全般的な分野で市民参加の領域をどういうふうにも市民に示していくのかより鮮明にしていく時期に来ているのではないかと思うわけでございます。たとえば環境浄化をひとつとらえてみましても、市民のサイドで

できるものがたくさんあるわけでございます。そこに市民参加を得ることができれば、行政にとっては地域コミュニティを育てるという意味も含めながら大変重要な土壌が育ってくると思うわけでございます。その辺を考えたときに、市民参加の領域をいまこそより充実、鮮明にさせる時期にあるのではなからうか、こんなふう感じてならないでございます。総体的にはどうぞこのちょうどいまの時期、いろいろ問題が起こっておりますが、全職員が姿勢を正していただくことも含めてその先頭に立っていただきまして、発想の転換といいますが、合理性の追求といえますか、そういったものを十分意のある方向へ導いていただきまして、今日の本市の諸課題が推進できる基盤をおつくりをいただきたい、こう思うわけでございます。大変雑駁な言い方になりましたけれども、所信表明に対する私どもの考え方を申し上げます、ご所見があれば賜りたいと思うわけでございます。ありがとうございます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） これからの四日市のまちづくりにつきまして貴重なご意見を賜りまして、お説のとおり私はやはり四日市の将来的発展と港の整備というものは切り離して考えるわけにはまいらないと思っております。残念ながら第六次の五カ年計画が国の都合で認められていないということでございますので、この計画を早く国にオーソライズさせるべく運動を展開してまいりたい。その中でただ経済的な機能を追求することだけでなしに、もう少し市民とのつながりというものを重要視してまいらねばならないというふうにも考えておるのでございます。

それから、周辺市町村との橋頭堡の確保というお話がございました。これは、もう今日北勢バイパスをつくるにいたしましたも、あるいは西村の県営住宅団地の残りの土地の活用いたしましたも、いずれもあるいは北部流域下水道、南部流域下水道とも周辺市町村との共通の問題になるわけでございますので、私は選挙後多忙で外には出ておりませんが、できるだけそういう面に努めていきたいと思っておりますし、なおかつ県との連携をさらに深く強め

ていきたい。知事とはすでに会いまして、約一時間足らずでございましたが、これからの問題についてお話し合いをさせていただいております。

それから、この地域コミュニティーの確立ということでございますが、社会意識の変革、その背景には経済変動というものがあるわけでございますけれども、市民センターの整備あるいは体系的な学校開放の方式を進めていくというのを考えておりますけれども、そういったいわゆるハード面の整備だけでなしに、これからは少しソフト面について地域の方々と話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。それにはやはり市民センターの職員を中心にしながら二十八地区について画一的な地域社会づくりの方式を取り上げるといのは、私はいささか官僚的過ぎるんじゃないだろうか、それぞれの地域に応じた対応の仕方があるだろう、高齢者対策あるいは母子家庭対策あるいは青少年健全育成、地域の方々がみずからの手でやっていただかなければどうい推進できないようなソフト面での対策を今後進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、具体的な問題をそれぞれの時点において今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、この上ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長(伊藤信一君) 山中忠一君。

(山中忠一君登壇)

○山中忠一君 市長の任期が切れまして、市長が再び立候補された次第でございますが、市長はこの前一期の四年間というものは非常に忠実に私は市民のために尽くしてくれたという結論で、二期目の市長推薦もこの当市議会といたしまして、共産党さんを除いて全員が推薦をしていたということ、市長は力強く選挙戦に臨むことができたと思っています。その結果、大変投票率というものが、われわれの宣伝が足らなだか知りませんが、上がりません

だが、しかし投票率のパーセントは言うならば八〇%以上加藤市長は支持をいただいたと、この市民の支持を市長は先ほども決意のほどを申されましたが、これだけの支持を受けたのだから市民に対する要望にこたえたいと、私ほもつともだと思えます。大変当選を市長おめでとうございますと申し上げたいと思えますが、ただいま市長が所信表明をわれわれにしてくださいました。私は、点数をつけるならばこれは八十五点ぐらいだろうと思えます。大変失礼なことを申し上げますが、あとそれじゃ十五点足らぬじゃないかということございますが、それは私は一遍ここで私の要望方々市長に今後考えていただきたいと、いろいろ市長が四年間努力をされ、今後の四年間の施政方針を総合五カ年計画の四本の柱に基づいて進められるということは、大変私よりっぱなことであろうし、賛成を申し上げる次第でございますが、しかしこの所信表明の中に時と場合においては市長は見直して考えるべきであろうということを表明しておられますが、先ほどもわれわれは教育問題について協議会を行いまして、市長もよくご存じのように、かくのよ様な意見が出ております。また、私はやはり農村地帯におりますので、まだ四日市の農政というものは市長も各地区を回られて演説会の場で所信表明をされたときに、四日市市には七千余町歩の農地があったが、いまは減ってもまだまだ六千町歩以上あるんだと、それをいま減反をやってみても四千町歩はどうしても守りをしていかなきゃならないので、この方面を大いに考えると、こういうことをおっしゃられまして、農民としては非常に加藤市長に期待を持っています。しかし、こういうようないろいろさっぱり詰まったときにも、なぜこの所信表明の間の一端に、加藤のカラーと申しますか、ちらっとよろいを見せていただきましたかというので十五点私は減点をしたわけでございます。そのようなことございました。大変失礼ではございますが、市長よくひとつお聞きを願っておきたいと思えます。

また、そんなにくさしてばかりおってもあかぬし、こなしもできません。大変いいところあると思えます。皆様もご承知のようにこの前四年に加藤市長が各出張所を市民センターという名前に変えたということ、私はこれは大き

な進歩であると、私たち民主精神をとらぶ自民党の一員の私といたしましては、本当に賛成をあらわすべき一人でございます。今日世界は何に苦しんでおるか、すべてエネルギー資源ということでございますが、すなわちこれは原子力でございます。私たちは、この原子力を解決つけたところが世界で一番の先進国になるんだと、必ず成功するんだということでございますが、ここに市長は目覚められて、人間、原子の核を研究して、皆様方の核を集めてここに一つの道を開こうとされたんだと思って私は敬意を表する次第でございます。必ずやこの年代において核をどうしても開発せなきゃならないと、ここに核と申しますけれども、私自身がここへ上がってきて私のこの肉体を保つのは、私はこれも一つの核の力である、この前にあるテール一つが核のかたまりであると、すべて固体を持つものはすべて原子、核に私は成り立っておると思えます。そのような中から人間核をどういうふうにして育てるかというところにおいて市民センターというものは、二十五万市民の意見を手取り早く聞いて、そこで対処するというのでございます。大変ありがたい私は市長の思いやりだと思えますが、しかしこのようならばな所信表明ではございますが、やはり仕事をする上には経済問題がついてきます。今日の世界情勢、日本の情勢も大変暗い経済状態だと存じますが、一にも二にもやはり経済力というものを、そこで市長も申されたんだと思えます、時と事変によっては考え直すというのとはそれだと思ふのでございますが、これを私は間違えてもらっては困ると、しかし、このようにして二十五万の核を寄せると、聞く言うた以上は本当に私はあらゆる市民要望が出てまいると思えます。それを市長はどのように乗り切っていくか、ただ申し上げるならば、それは努力と勇気、私はこの一語に尽きるんじゃないかと思えますが、ここで私は、大変皆様方お笑いになると思いますが、ひとつおもしろいお話をさせていただきます。

私は、桃太郎論文が大変好きなのです。その桃太郎論文は、それはだれがつくったと、明治の末期にやはり東大の文学部を出られたお隣の恵那の大島大使と同郷の学生だと聞いておりますが、桃太郎論文、あれが卒業論文だそうでございます。それで私たち一年生に入ったら桃から生まれた桃太郎と習ったと、私はそのときはただおもしろいお話しだあとと思って遊戯を喜んでしたものです。年を経るにつれてなぜあんなことを習うたんだろうと私はある程度これに興味を持ったわけです。ここに私は市長に申し上げたいことは、四日市の桃太郎さんにひとつ市長は四年の間なっていたきたいということを私は願うわけなんです。三人を制する者は私は一町を制し、一国を制すると、あの犬猿の仲の部下が加藤市長にたつきびだんご一つ、きびだんご半分、人間というものはやはり物を与えないかぬということをお話しております。そうしてこの世の中に弓を引く鬼を征伐するというところでございます。これはなかなかの勇気がなければできないことでございます。このように市長はもう一遍、幸いにして東大も上がっている、名門であり、市長の誇りにしていいと思えますから、自分の学校の先輩のこの意思をいま一度かみしめていただいて、市政の上には私はあらわしていただきたいと、ここでひとつ加藤のカラーというものを四日市二十五万の市民の前に勇気を持ってあらわすべきときが来たのでないかと、こういうことを感じますので、ぜひともこの四年の間市長は責任を感じるとともに四日市市民のために日々体を大切にしてくださいまして、そうしてなお一層の精進を今日この場でお願いをしてお望みすることにとどめておきたいと思えます。

大変駄弁な質問か要望かわからぬようなことを申しましたが、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 十一月の終わりに行われました市長選挙に当たりまして、議会の各派の皆様方からご推薦をいただき、ご支持をいただきました。そのことは如実に選挙結果にあらわれておるといふふうに私は考えておりまして、できるだけこの各派の皆さん方のご意見をお伺いをしなければいけないというふうに思っておりますが、執行の

責任は私にありますので、私もいままでおまえは少し平凡すぎるというご指摘も十分身にしてみていますので、どの程度自分が力を出せるか、自分の特色が出せるかということについて心配をしておるわけですが、やはりこの経済情勢を考えてみますと、何もかも市民の方々のご要望に応ずるというわけにはまいらない今日の状態でございます。したがって、やはり相当大胆に優先順序をつけて対処してまいらなければならないというふうに覚悟を決めておるわけでございます。

そこで、先ほどおまえの所信表明の中には農業問題が全く隠されておるじゃないかと、これは私は選挙期間中農政の問題については相当訴えてまいったつもりでございます。六千町歩の農地がある、この農地をやはり大事に維持をしていくということが必要でございますが、ただ残念ながら何をつくったらそれじゃ農業を振興できるのかと、その作物の選択は、これは私ではできないことでございます。政策の選択はできても作物の選択はできないわけでございます。そこでその点については農業関係者の方々のご意見をお聞きしながら、まず総合農村整備事業というのをこの際取り入れて農業振興の一助にいたしたいと、かように思っておるわけでございます。多分来年度からこれに取りかかれるのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

さらに、地区市民センターというものができましてからまだ一年目でございますから、私は試行期間があったとはいえ、全体に地区市民センターという形式をとったのは本年度が最初でございますので、私はそれで地域社会づくりが進んだとは思ってはおりません。やはりそれぞれの地域における皆さんの自主的な盛り上がりというものを特にその核の中心にならねばは各地域の議員さんではないだろうかというふうにも思ったりしておるのでございまして、こういった面で今後もっと地域の皆さん方とお話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

それから最後に、先ほどもおわびを申し上げたわけですが、やはり役所の中で不祥事件が起きるといことはどっかにたがの緩んだところがあるかというふうに思いますし、先ほど金森議員のご質問にも冒頭にスタッフの強化の問題があったようにございますが、私は今日の市というものが抱えております関係機関との協調、協力あるいは対外的な折衝、そういったものを振り返ってみますとき、もう少しこのスタッフ部門の建て直しをやるべきだというふうに思っておりますし、もう一つ、権限をもう少し市長に集中せずに各部へ委譲して仕事のやりがいを持ってもらうということが私は必要なんではないだろうかというようなことを最近しみじみ感じておるわけでございます。そういった面で、これは来年度には直ちに手をつけたいというふうに思っております。この点に關しまして、皆様方のご協力を特にお願い申し上げます。答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤信一君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 二期目の市長の所信表明というのは、これは決意表明だと思っております。政策論議をするのならわれわれは年度当初でやってきたし、またさらにこれからもやれるわけなので、角度を変えてみたいと思っております。

いまの市長の発言の中にもやや触れておったようなのですが、重ねることになるかもしれないけれども、かねがね私の考えていることをこの際言っておきたいと思っております。

一期目の当選というのは、これは市民の期待票、二期目というのはさらに期待をする票と実績に対する評価と、こういうことになってくると思うんですが、この実績について評価されたわけですから、自信を持ってやってもらった結構です。が、しかし、私どもの方で見えておりますというところ、ちょっとまとめ過ぎるような気がいたします。まじめなことというのは大変結構なことですが、市民要求というのが所信表明にも言われておりますように非常に多様化し、またその数が膨大なものになってきておるわけです。これを全部まじめに大小取りまぜて同じように考えていたら、結果的にはできないということであり、頼りないじゃないかと、こういうことだと思っております。そこで、私この四年間の

市長のやり方を見ておって感じるんですが、非常に乱暴な言い方しますけれども、まず市長室で新聞を十分読んで腹想にふけるぐらいの余裕を持ってもらいたい。また別の言い方をすれば、取捨選択をするという能力を身につけてもらわなければならないのではなからうかと、結局まじめに考えてどの問題も真剣に取り組んでいけば、結果的にはできないということになる可能性が大いにあるわけです。この点を心配するわけです。これは、加藤市長のためということよりも二十五万四日市民の幸せと発展のために加藤市長はがんばっていただきたいと、こういうことで申し上げるわけでございます。いまの市長答弁の中に触れましたが、スタッフを生かしていくということ、このことはこれからかかることであると同時に、これは市長だけでできるものじゃないんです。ここで言いたいことは、ここへ出席しておる各スタッフ、むずかしい問題があったら自分で一つの結論を持って市長のとこへ来ると、何でも市長のところへどうしましょう、どうしましょうという傾向があるような気がするわけです。ですから、市長だけの責任だけじゃなくして、いま私の言っていることが各スタッフにはっきりそのことを決意していただきたいと、こういうふうに思います。

それから、たくさんありますけれども、そう多岐にわたってみたってしようがないんですから、まずこのことはそれぞれ市長とスタッフの関係におきまして十分におのおの責任をとり合うと、だから場合によっては、市長はそれは部長に差し戻したらいいんですよ、おまえ考えてこいと、こういうことでやってももらいたいと思います。

それからもう一つの問題は、これはちょっと答えを欲しいわけですが、最近の国際情勢の中でともすると他の国から日本は内政干渉のような揺さぶりをかけられております。また、ことしの半ばに行われた衆参両院の選挙によりまして保守勢力が強くなってきたと、この中で憲法を揺さぶるような発言もちらほらと出ておるわけです。しかし、国民は一体何に依拠して生活をしているかというところ、やはりその根幹をなすものは憲法であり、その憲法に基づいた諸法律、条例、これで日本の国の秩序が保たれ、さらに安全と繁栄が約束されていくわけですが、そのような情勢の中

で特に市長にしてもわれわれにしてみさかりですが、その法律をうまく守り、うまく運用していくことによってこそ成り立つわけですが、そういうことに対しての最近の情勢をよく頭の中で思い浮かばれて、市長はどういう考え方を持っておられるのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大変むずかしい質問なんです。憲法をどう考えるかということだろうというふうな受け取らしていただきますが、私も学者じゃありませんので余り憲法、特に法律には弱いものですから、しかし平和であるということは第一条件ではないだろうかと、平和を守っていくということは必要だろうと、そういった意味でいま憲法改正ということが議題になるということについてはまだ時期尚早だと、私は守っていくのがいいんじゃないだろうかと、かように考えております。

○議長（伊藤信一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 日本で首長の場合に二期目に挑戦しても勝てないというジレンマがあるわけですが、そのとおりでございました。ただアメリカではなぜカーターが負けたかということについて、この際十分市長は肝に銘じていただきたいと思えます。

所信表明お聞きしましたが、この四日市や桑名へ持っていかけても通用するようなものがございます。条件として四日市港って一つありますから、そんだけがちょっと違うかわかりませんが、そういうことですから大分市長の方も自覚しておられるようですが、こういうことですからあの選挙が燃えないわけです。ぜひこの市長でなければと

いうふうに燃えてこない、そこに私は市長のいままでの四年間の性格があったと思います。こんなような、どんな役人がつくったか知りませんが、そのないわゆる行政の仕事をわざわざ選挙で苦勞して出てきた首長がこれを読んだら、いや、魅力がないわけですね。もしこの次やるんですかと聞いたら、いやそんなことは考えてませんと、いまのところ一生懸命やりますというでしょうけれども、このまま続けたらもうこの次は幾らやっても私はだめだと思っんです。そういうこの次を考えることやなくて、実はこの中にですね、四年間やっただ総括が出てないんです。そんな表明ないじゃないですか。二期目一生懸命やりますと、こう言っていてじゃあ一期目だめだったのかと、言外に含んでいるのかなと思っつて見ただけでも、それらしいのが堅実かつ大胆に市政を運営していくと、こういう、と、いままでは小胆だったわけですね、その辺が総括の言外にあらわしておるとすればそうだと思うんです。しかし、市長は何を言っつてもですね、すぐ、くどくど言わなくてもよくわかる、つまり理解力があるということなんです。これは私は関心いたしました。何遍も何遍もくどくど言わなくても理解力がある、そしてソクラテスの時代から政治は哲学だと言っつていますが、いまさら市長に哲学を求めたとしてもしょうがありませんが、やっぱりよく話してみるとりっぱな哲学も持っつてます。それをどうあらわしていくかです。私は、この四年間の総括をして、さて二期目ということになってやっぱり私はアメリカの国民がカーターに指導力を求めてだめだったということになったわけですが、この市長にも私は先ほどから決断とか勇氣とかいろいろ話が出ておりますが、強力な指導力を持っつていただきたい。いま、先ほどからお話が出てますように、四日市の特色は桑名や鈴鹿にも通用することではないのはやっぱり地区市民センターです。これは日本中にありません。誇るべき私は行政の組織であり、体制だと思っつてます。大変じみな、聞こえはよくないかわかりませんが、私は日本に誇るべき体制だと思っつてます。これをどのようにしていくかというのが実はわれわれも地区住民も大変重い荷を背負わされたという感じでございますが、それにしてもこれに對してと具体的な地区ぐるみという言葉でごまかさないうで、具体的に何をどうするといったことを私は指示をしいた

きたい、指導をしいたきたい、助言をしいたきたい、こう思っつてます。たとえば最近非行問題が先ほど出ましたように問題になってます。いまの教育は学校中心の円形の、学校中心の円形の場の教育ではだめだという結論は出ています。その校区の地域社会と結んで、つまり円形の形で教育がなされなければならぬと、こう言われております。それはいまの地区市民センターのねらうところでございます。私は、教育委員会に学校教育の地域化、地域社会の学校教育化、そういう意味でのカリキュラム編成について申し出ておりましたけれども、まだ返事が来ません。こういう形で、これは教育の問題だとして任せておくことはもうだめな時代が来ているわけなんです。そういう意味で地域市民センターというのはどうしても強力な市長の決断、市長の指導がなければだめなんです。六月議会で市の方針と違う看板がかかっておりましたから、それを取り外しなさいと申し入れました。市長は早急にやりたいと、こう言いました。それ、書きかえられたのは六カ月後、ついこの間ですよ、看板かけられたのは。なぜこんなに遅くなったんですか、これ市長の決断があればもっと早くできたと思っつてます。行政運営の問題も出ておりましたけれども、これは理解力がある、哲学もある、よくわかっている、その市長が教育委員会、教育長に任せておいたってだめだ、その市長がこうだという形でないと先ほど例あげましたような状態ですから、こうしなさいと、こうしたらどうかと、いつ幾日まで結論出さなさいと、それを強力に市長室に座っつて、あっちこっち回らぬでもよろしいから、前川議員の言うように市長室に座っつて部下の、ここにおるだけの者が市長に對する信頼持っつて人間をこうしなさい、あししなさい、こうしなさいと言いなさい。議会のほとんどの者が市長に對する信頼持っつてるんですよ。あとの人は余り信頼がないことになりまっつても、そうやなくてどうしてももう昔の教育委員会制度もうだめですね。地区市民センターができた以上はこれ、市長がやる、たとえば諸法律、諸規則など、ただし市長が認めた場合にはなんてこと、抜け道ちゃんとするんです。こんだけの権限は市長持っつていますからやっつてください。大体その係長が係員にあるいは課長が係長に、部長が課長によう指導してないでしょう。いまじつと見てごらんなき

い。そこで市長は助役以下に指導してくださいと、こう言うてる。単なる行政事務の羅列をもうやめて一味違うところ、それを出されればわれわれも市民も共感共鳴をするわけです。こんなもので共感共鳴しないじゃないですか。私が申し上げたいのは、市長の所信を伺いたいのは、ずっと出ている大きな問題は地区市民センターの問題、それをどう中身を入れていくかという問題があると、それに対しては市長の強力な指導力を必要とするということに対してご所見を承りたい。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） わりあい私は個性のない方だというふうには自分ではそう思っております。訓覇議員はわりあい個性の強い方だろうと、（笑声）これはどなたがごらんになられてもそうだろうと思うんですが、したがって訓覇議員流なお考え方でおっしゃられれば加藤は頼りない、何やっとなるのかよくわからぬということになるのかというふうに思うんでございますが、私はやはり地区市民センター、地域社会づくり、特に地域社会づくりといっても何から手をつけていくかということだろうと、私はそう思うんですが、まず社会福祉協議会がその社会福祉協議会としての役割を十分果たせるような指導をしていく必要がまずあるんじゃないだろうかということを考えておるわけでございます、そういったことについて今後よく地域の方々とお話し合いをさせていただいて一歩前進をさしていきたい、かように考えておるわけでございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（伊藤信一君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 市長の所信表明を大きく分けまして四つ出しております。時間もありませんので、その中の一点だけ、

教育の問題が非常に重要であるということを感じますので、教育の問題だけにしほって質問したいと思えます。

教育環境と文化を育てるための施策ということもうたっておられます。その次に青少年の非行化の問題にしほって私は申し上げたいと思うわけです。先ほどの全員協議会においてもある程度詳しく申し上げてまいりましたが、社会教育の重要性は学校教育と両輪のようなものであるということ、これも重要でありましたので、過去において私人の意見を申し上げてまいりました。このたびの常磐中学、富田中学の問題は、直接先生対生徒の関係で起きた問題であります。ゆえに学校教育にのみしほって申し上げたいと思えます。

教育の目的は、人を人間にまで導く、つまり人間形成であると言われております。私もそのとおりだと思います。確かに人間の内奥に秘められた多様な可能性を引き出して、それをみがいて完成へと導くのが教育の果たすべき最大の役割ではあると思えます。だが、現在は詰め込み、落ちこぼし、学歴主義に終始いたしまして、日本戦後の教育の本来の目的から逸脱していると言わねばならないと思えます。そこで暴力は欠陥教育の報いであると申し上げたいのです。そこで、自分の子供から手を振り上げられるような親にはすべての罪がある、また親に手を振り上げるような子供をつくったという点においては、フランスの作家レーギーの言葉でもありますが、この言葉のとおり最近相次ぐ学校、家庭での暴力は目的を忘れた欠陥教育とそれを助長させた大人への社会の手厳しいしっぺ返しと見るべきであります。そこで、総理府が先ほどまとめました青少年の意識調査によって、最近の青少年たちはいまの社会に対して努力のしがいが無い、すべて金次第であると、あるいは学歴などとひげ目を感じておりますなどが発表されております。一方では遊ばず、学ばず、働かず、この三つの川を越して気力がない、責任がない、関心がない、感動がない、作法がないと、こういう五つの主義に陥ってしまったと、そこへもう一つ目的もないという六つの主義に陥ってしまったというわけがあります。そういうことを指摘しております。勉強、勉強でしりをたたかれ、いい大学へ、いい会社へと進んだが、それから先は人生のひとり立ちができない若者がたくさんふえているということが事実であります。

いずれにしても厳しい競争と過保護が同居する社会の中で心の置きどころを失った青少年の一つのこれは断面であると思うんです。ことさら信仰ぶるわけではありませんが、学歴のいかんで人生が定まるような状態が続くとすれば日本の前途はこれほど憂うべきものはないと思います。こうした教育のゆがみに気がついた、また空気が高くなってきたておりますが、三年前から共通一次試験、小学校に続き中学校も実施されようとしておりますゆとりと充実の課程として学区制の見直し、カリキュラムの変更などはその具体的な働きであると思います。これは皆重要な作業ではありますが、だが教育の現況、技術的に方向だけではとてもこのすさんだ状態を救うことはできないのでありますから、そこで私はお願いしたいのは、四日市市におきましても二十一世紀のことを考え、百年先の四日市を考えるときに教育の方針をひとつたてていただきたい。またもう一つは、きょうの協議会で山口議員から厳しい指摘がありました。そこで私は考えるのは、一つの方法として保護者の意見を強めるならば、保護者の意見をもっと取り上げるならば文部省も日教組もこれは対立しないと思います。お互いに協調するんじゃないかと思いますが、その点もしっかり考えられて今後の方針をとっていただきたい、教育ほど重大なことではないと私は感じますが、これに対して市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 青少年の健全育成と学校教育のあり方ということについての松島議員のご感想であろうかというふうに思うわけですが、実は私は教育専門家でありませんので私なりの常識でしか考えてないわけですが、いままさけども、今日の青少年の非行化の問題というのは、けさほど議論が沸騰をされておりましたが、単純な非行が起きたという現象だけでこれをやったらこういう社会現象がなくなるといううまい手はないというふうに思っておるわけです。それはなぜかという、やはりこれもっと今日の社会現象が一つの背景になっておる、学歴社会

だからこうなっておるんだという言い方は私はとれないわけございまして、むしろ日本の社会は学歴社会であるのかないのかといえば、私は学歴社会ではない方だというふうに思っております。これはドイツあるいはフランスあたり、私行ったことありませんので、あるいはアメリカ、アメリカへは参りましたけれども、物の本で読んだ程度でございますが、むしろもっと学歴尊重をしている社会だというふうに聞いております。いま日本の国民の大部分が自分の子供たちに高等教育をつけたい、要するに義務教育以上の教育をつけたいという願望が非常に強い。その願望の出ているところはどこにあるのかと、これをその分析して認識をし直さないことにはこの詰め込み教育というものもなくしていくわけにはいかないのではないだろうか、やはり知育、徳育、体育と、この三つがうまく教育をされるということではないか、この非行化の問題はなくならないではないだろうか、それはそう簡単にこうだからできるということではないかと思っております。やはりみんなで考え直す時期が来ているんだというふうには私は思っております。ございまして、この点について学校教育を今後どうやっていったらいいだろうかというのは専門家に任せるといたしまして、私どもはやっぱり社会の中で皆さんの考え方というものをそろそろ転換をしていくべき時期に来ているのではないだろうか、かように考えております。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君）登壇〕

○小井道夫君 市長選挙は現職の強みを持ち、自民、公明、民社の諸政党や各種業界、地区労あるいは同盟、自治会等々多くの団体の推薦、支持を取りつけるなど早くから独走盤石の体制をもって再選を期された加藤市長と、ただ一人革新の立場を代表して立候補したわが党の馬場氏との間で闘われたわけでございます。その結果、新聞報道などの言葉を借りますと、加藤市長が悠々再選、圧勝され、引き続き市政を担当されることになったわけでございます。私

は、まずもって加藤市長が市長に再選されたことに立場を越えて祝意をあらわすとともに、圧勝におごることなくいろいろな立場、多種多様な市民の意見や要求に謙虚に耳を傾け、公正で民主的な市政に当たられるよう強く望むものがございます。今後の市政を進める上で鋭く問われている問題に最近の政府・自民党などの政治反動攻勢に対する問題があると思います。靖国神社公式参拝問題、憲法改悪など軍国主義復活強化の激しい動きがございます。五十六年度国家予算編成に関しましても、国家財政危機と言われながら軍事費は優先し大増強する、大増税、公共料金値上げと福祉、文教予算削減と生活基盤整備の公共投資すら抑制をするというふうなことが強行されようとしているわけがございます。これが文字どおり進められますならば国民に大きな犠牲を強いることは明らかでございます。市長はこうした最近の一連の政治反動攻勢にどのような考えをお持ちか、特に今議会には憲法に違反する靖国神社公式参拝に關する請願も出されておりますが、これに対する市長の見解も伺っておきたいと思っております。

市長は、福祉見直し、福祉予算や教育予算削減の対象に挙げられております老人医療費助成措置の所得制限強化による事実上の有料化、義務教育における教科書有料化あるいは児童手当の打ち切りなどの動きにどう対処されるのかも伺っておきたいと思っております。

私は、加藤市長再選のために老人会の役員さんたちが、老いた不自由な体を押しつけて懸命に活動されているのを実際に目撃しましたし、その皆さんたちとも話もいたしました。この人たちは、老人医療有料化を何とかして阻止してほしいという、こういう期待を加藤市長に託したと言っているのではありません。このことを忘れていただきたいと思うわけがございます。

市長は、地域住民の温かい連帯意識に基づく地域社会づくりを一層推進するということですが、この限りでは結構でございます。九月議会にも指摘をいたしました。現実にはその趣旨に沿わないことが行われているわけでございます。今回の選挙戦にもその例が見られるわけでございます。ある地区連合自治会では加藤市長を推薦するという問題について、自治会の機能から反対をした、結局その自治会は推薦をしなかったわけですけれども、その問題を提起した人に対していやがらせの電話をかけたいろいろなことが行われているわけでございます。そして、その中で推薦したところと推薦しなかったところ、推薦したところには市の施策がうまく行き届いて、われわれのところに推薦しなかったときには君のせいだぞという形でおどかしが行われたと、果たしてこういうことが今後、行政の施策の差別が行われるかどうか、行われるはずがないと思っております。あえて確かめておきたいと思っております。

教育、文化の施策の関連をいたしまして、これまでの四日市の教育面での施策ということになりますと、校舎、体育館、プール、いわばこうした施設整備に追われてきたわけでございますけれども、今日学業についていけない子供や青少年の非行化が深刻な問題となっておるときに、一人一人の子供にしっかりと基礎学力、体力、豊かな情操、そして市民道徳をしっかりと身につけるために必要な教育の内容の充実、こういう点に今後特に力点を置いた施策が必要ではないのかと、こういう点についてお考えを伺っておきたいと思っております。特にそういう面ではいろいろ学校教育、社会教育、そういう分野があると思っておりますが、特にこの機会には学校教育の分野で教育備品の充足率が五〇%前後という、そして年間の教育備品のつけ方、伸び率がわずか四%前後というような状況とか教育機器、教育の効果を上げられる教育機器の導入問題について全くお粗末であると、今後の計画構想すらないという問題についてもやはり光を当てていただきたいと思っております。また、クラブ活動を思い切って充実させるといふ点での必要な施策も必要ではないかと思っております。文化関係におきまして、文化会館の活用体制を図るといふことですけれども、それはもとよりでございますけれども基本構想、基本計画の中でも科学博物館、こういうものについては一体どうするのかというところはもうたわれておりません。果たして市長は四年間、この科学博物館の四日市における建設という問題は全く構想されないのでしょうか。こういう点改めて一遍構想していただきたい、具体化に向かって進めていただきたいと思うわけでございます。図書館分館の問題です。地区市民センターがせっかくあるわけです、こういうところへずっと配置を

していくという問題なんかもぜひ考えていただきたいと思ひます。

それから、地域保健福祉活動の強化という点で、せっかく地区市民センターができたわけでございます。各地区、町に保健福祉員のような制度を置き、そして地区市民センターに保健婦さんやケースワーカー、ヘルパーなどを配置をして保健福祉の機能を充実させると、こういう点でもぜひ地区市民センター問題を考えていただきたいと思うわけでございます。

それから、県立文化スポーツ福祉施設の誘致という問題で、西村の総合公園の問題が考えられておるようでございますけれども、もっと広範な面で考えて四年間取り組んでいただきたい。

それから、四日市の都市計画の問題でございますけれども、今度の選挙戦を通してみましても、この四日市の都市計画が後追い後追いで来ていると、これを全面的にやはり見直して見る必要があるんじゃないかということ考えるわけでございますが、この点についてのご所見も伺っておきたいと思ひます。

それから、産業構造の多様化の問題ですが、石油化学を偏重したこの四日市の産業構造の実態、これを従来は市長は非常にこの多様化という問題は長期的な視点でとらえておみえになるようにうかがってきたわけですが、本当にこの産業構造の多様化という問題に取り組みようとするならば、それを十年あるいは五十年というような中期、短期的な構想をたてて、そしてどんな産業構造に多様化への転換を図っていくのか、こういうものをやはり具体的に示して精力的に取り組むということがなければ産業構造の多様化という問題はやはり言葉だけに終わっていつてしまふのではないかと、この辺の問題について長期的な視点でなくて短期的な視点、中期的な視点で産業構造の転換策への大胆なそれこそ取り組みを図られなければならないんじゃないかというふうに思ひます。この点についてのご所見を伺って終わりたいと思ひます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 選挙戦を通じていろいろ後で応援したとか応援しないとか、いろいろ問題が個人的には起きてるといふふうに私は思ひますが、私はあえてこの推薦しないからけしからぬ、推薦したからどうかと、そんなことは考えておりません。そのことはすでに過去四年間ではっきり示されておることだふうに思ひますので、さようご承知おきをいただきたい。

それから、いろいろたくさんこの教育問題あるいは福祉の問題等についてご意見がございました。私は、やはり負担の公平あるいは適正化という問題はあるかというふうに思ひます。何でもただがいいというわけには今日の事態ではまいらないというふうに考えております。ただ私が水準ということを言いましたのは、いろんな水準がまだまだ四日市ではそこまできていない、高齢者の方あるいは障害者の方に対する対策、母子家庭に対する対策、福祉の問題だけとっても多種多様でございます。したがって、今日そういったいわゆる弱者と言われておられる方々の全体の水準を引き上げていく必要が私はあるのではないかと、そういった面について今後努力をしてみたいと思ひておるわけでございます。

それから、確かに市民の健康づくりということに關しまして、地区市民センターが中心になって地域社会の中でこの健康づくり対策というものは進められて初めて物になっていくだろうというふうに思ひますが、そのことはヘルパーをふやすあるいはその看護婦さんをふやすということだけで解決をされるものではないと思ひますし、やはり総合的な対策としてまず何かからやっていくべきかということを十分検討する必要があるんじゃないだろうかと、当然これは財政力との見合いにならるかというふうに私は思ひておりますので、やはり財政力の強化というものが一つないければならない、そこで産業構造の多様化と言ひておりますが、短期的にこれをやれと言ひたつてできるものでないことはすでにおわかりのとおりでございます。この辺のところは共産党さんと私との意見の違いだろうというふうに

思っております。これは選挙戦においてははっきり議論があったところでございますから、私はそういうふうにあえて申し上げたいと思うのでございます。やはり今日すでに具体的にどういう業種をどうするんだと、私ははっきり申し上げてこの食品工業、それからファインケミカル、薬品関係、それから都市型の鉄鋼業あるいは機械工業あるいは電子工業と、そういったものに類似する何かの基幹の工場を四日市に誘致をいたしたいということですでに努力が始まっておりますし、いまの食品あるいはそのファインケミカルの面については、すでに各四日市にあります企業の中でそのことが着々進みつつある、そういった環境をつくり上げていくことが私どもにとって最も必要なことではないでしょうかと、かように考えておるわけです。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 議長会派らしく八番のくじを引きまして、ずっとお聞きいたしておりますと、みんなもうしゃべられてしまいました大いに弱っているんですけども、もしも投票率が一〇〇%ならばこの議場の中でも共産党のお二人さんと地区外の皆さん方を除きましては投票されたんじゃないかというような選挙の素地で当選されたわけでございますし、そういった意味では強力な市長のリーダーシップを発揮していただきまして、皆さん方が申されました市長をほめて理解力がある、哲学がある、表現力豊かに、だんだんとフリーで答弁いただきまして表現力も豊かになってきてますのでがんばっていただきたいと思いますが、そういった意味で私どもの会派も出てましたように、加藤カラー、四日市カラー、具体性のなさについてはこの所信表明から十分うかがい知れましたんですが、本日はどうも桃太郎からレーガン、カーターまで批評が出ておりますので、その辺の議員皆さんの真意をよく汲み取っていただきまして、議会におきましては思い切った答弁、そして行政運営においては思い切った姿勢を図っていただきたいと思っております。やはり市役所は、市長の姿勢によって十分またりばに、また悪くも変わってまいりますので、その辺はよろしく願いたいと思います。

財源についてだけ少々お尋ねしておきたいと思いますが、そういった強力なリーダーシップを発揮できる素地があるわけですので、この際に行政の原価コストを下げる意味においても多くの委託といった面、問題を考えていただければありがたいと思いますし、行政の守備範囲の見直しということについてももう一度はっきりと洗い直していただきたい、こう思いますのでよろしく願います。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 役所の業務を民間に委託をする場合がございますが、方針としては私はできるだけ民間に委託をした方がベターな事業はできるだけ委託をすべきであると、民間に委託をすることが不可能な事業がございます。こういった仕事はやっぱり直接役所の手でやるべきであるというふうに考えておりますが、この辺については労働条件の問題でもありますので、現場の方と十分話を詰めてまいりたい。しかし、できるだけ財源の確保という意味からもあるいは必要であるかもしれないと思っておるわけでございます。

それから、役所の守備範囲は、できるだけそれは狭い方がいいんですけども、そうも言っておれないのが今日の社会情勢ではないかというふうに思っております。したがって、これは総合計画の中ではっきり言われておりますように、関係機関との協調ということにはぜひ必要でございます。そういった面ではスタッフ部門の強化ということが私は必要だろうというふうに思っておりますので、そういった面の見直しを権限の問題と絡んで、あわせてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 以上をもちまして、市長の所信表明を終了いたします。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時五十一分再開

○議長（伊藤信一君） この際、報告いたします。

松島議員から、先ほどの発言において一部不適切な表現がありましたので措置していただきたいとの申し出がありましたので、議長において、後刻速記録調査の上措置いたしたいと思っておりますので、ご了解願います。

日程第七 報告第一八号 専決処分の報告について、及び

日程第八 報告第一九号 専決処分の報告について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第七、報告第十八号専決処分の報告について、及び日程第八、報告第十九号専決処分の報告についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十八号は、市有自動車による交通事故及び道路事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第十九号は、さきの六月及び八月議会においてそれぞれ決議いただきました工事請負契約につきまして、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分により契約変更したものでありまして、羽津小学校屋内運動場改築工事及び小山田小学校屋内運動場改築工事は、講堂及び放送室の壁面塗装の追加等による増額、桜小学校屋内運動場改築工事は、地盤のかさ上げ等による増額、北条町公営住宅建設工事は、受水槽及びポンプ室の配置変更に伴う給排水衛生設備工事関係費等の減額、富田中学校改築工事は、杭打工事に伴う掘削液の減少に伴う減額を行ったものであります。

○議長（伊藤信一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

日程第九 議案第一〇六号 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二四 議案第一二二号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第九、議案第百六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし日程第二四、議案第百二十一号四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更についての十六件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長(加藤寛嗣君)登壇)

○市長(加藤寛嗣君) ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第六十六号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正の主なる内容は、国県補助割当の決定によるもの及び緊急に措置を要する扶助費、物件費、単独事業費等の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は十三億九千二百十六万八千円となり、補正後の予算総額は四百五十億一千九十二万円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、天津市等の涉外諸経費と、桜ヶ丘ほかの公会所建設費補助金、過年度国県支出金返還金及び市税過納返還金等を追加し、地方財政法等に基づく財政調整基金の積立金を計上いたしました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、同対策費補助金、精神薄弱者保護施設事務費事業費及び老人福祉センター等の運営経費等の不足見込額を追加するとともに、地方改善施設整備事業費及び赤堀小集落地区改良事業費につきましては、国県支出金の決定並びに実施計画にあわせて追加補正を行いました。児童福祉費は、臨時備人料及び神前保育園増築工事費の不足見込額を追加し、あがたが丘保育園新築費に対する補助金と県補助金の決定をみましました簡易保育所運営費等の補助金を計上いたしました。災害救助費は、災害救助基金積立金を収入額の決定に伴い、減額補正いたしております。

第四款衛生費のうち保健衛生費は、国の委託を受けて実施する交通公害調査費及び新化製場に関連する経費を計上し、清掃費では、環境保全対策費補助金、塵芥及び尿尿処理経費と焼却施設修繕料等の不足見込額を追加するとともに、内山町環境整備費補助金と関連する債務負担行為を計上したものであります。

第六款農林水産業費のうち農業費は、農村総合整備計画策定経費及び県支出金の決定に基づき地域農政総合推進事業費等の追加補正と、麦、大豆等地域農業生産総合振興対策事業、転作促進特別対策事業等に対する補助金の追加を行いました。また、畜産業費においても、県補助金の決定により飼料基盤集積等対策事業などに対する補助金を追加補正するとともに、と畜場食肉市場特別会計への繰入金を増額いたしました。農地費では、県単土地改良事業費を新規計上し、市単土地改良事業費等を追加補正しております。

第七款商工費は、萬古陶磁器工業協同組合等が実施しました中小企業団体等共同施設建設費と北勢食品卸団地労働対策協議会が行う中小企業労務改善事業集団育成事業に対する補助金を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業費の決定に基づく内堀町東浦線改良費の追加並びに予算の組み替えと、市単独事業として市内一円の道路新設改良事業及び舗装新設工事費の増額並びに道路橋梁に係る維持補修費を追加いたしました。港湾費は、四日市港管理組合負担金を減額補正し、都市計画費では、千歳町小生線ほかの改良附帯事業費とマツクイムシ防除事業費を追加し、環状一号線測量調査費を計上いたしました。なお、土地区画整理事業特別会計への繰入金については減額補正しております。公共下水道費では、特別会計への繰出金を増額し、都市下水道費は、羽津・茂福都市下水道ポンプ場整備事業予算の組み替えと雨池都市下水道新設改良附帯事業費を追加補正し、住宅費におきましては、市営住宅維持補修費及び施設整備費のほか、一般公営住宅建設事業費の不足見込額を追加いたしました。

第九款消防費は、燃料費、危険物保安技術審査委託料等のほか、緊急に措置を要する船舶修繕料を追加し、防火水槽設置及び分団車庫改築工事費の不足見込額を追加計上するとともに、水防費では、河川改修に伴う水防倉庫移設費等を計上いたしました。

第十款教育費につきましては、小中学校費で、水道使用料、給食用備品購入費及び校舎等維持補修費並びに要保護及び準要保護児童生徒の扶助費を追加補正し、校舎建設費では、四日市市開発公社等に係る校舎等使用料及び譲受費を国庫負担金の年度割当変更等に伴う所要見込みにより補正しました。幼稚園費では、私立幼稚園就園助成費を追加し、保健体育費では、学校開放環境整備工事費のほか、体育施設の燃料費及び国民体育大会等参加費補助金を追加いたしました。

第十一款災害復旧費は、現年発生土木施設補助災害復旧費でありまして、本年度に復旧が完了するよう予算計上いたしました。なお、過年度発生土木施設補助災害復旧費につきましては、本年度割当事業費と関連する債務負担行為の計上を行っております。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要を申し上げますが、歳入は、歳出各科目に対する特定財源を収入見込みにより補正しましたほか、一般財源として市税及び前年度繰越金を計上して収支の均衡を図ったのであります。議案第七号から議案第百十五号までは、各特別会計及び公営企業会計並びに財産区の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計の補正は、五十四年度療養給付費の精算に伴う国庫支出金の返還金等の追加でありまして、歳入には前年度繰越金を充當いたしました。

と畜場食肉市場特別会計の補正は、業務費におきまして、燃料費、光熱水費等の不足見込額を追加するとともに、明年度、県・市及び食肉業界、出荷団体を構成員として発足いたします（仮称）三重県四日市食肉公社に対する出資金を計上しております。建設改良費においては、第二期工事のと畜場新築工事費と備品購入費の追加でありまして、建設工事期間中及び将来にわたると畜解体処理業務について円滑な遂行と安全性の面から、仮と畜施設整備工事費等をお願いする次第であります。公債費は、利子の所要見込額を計上いたしました。歳入につきましては、事業収入の増加見込額のほか、前年度繰越金と一般会計繰入金を充當しております。

公共下水道特別会計の補正は、業務費において国鉄関西線複線化に伴う下水道管移設事業費を計上し、建設改良費においては、日永処理区における下水道管布設及びポンプ場附帯工事費の追加と、管渠布設工事起因する家屋等の損傷補償金を計上いたしました。歳入につきましては、受益者負担金、国庫補助金及び諸収入のほか、一般会計繰入金を充當したものであります。

土地区画整理事業特別会計の補正は、浜田第二土地区画整理事業の街路等補修工事を追加し、歳入では、国庫補助金の追加と一般会計繰入金金の減額補正を行いました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、借入希望資金に合わせた貸付金の追加補正でありまして、公債費は利子の所要見込額を計上しております。歳入につきましては、事業収入及び市債を追加し、国庫補助金を減額補正いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

市立四日市病院事業会計の補正につきましては、収益的収入及び支出におきまして薬品費、電気使用料、臨床検査委託料並びに過年度損益修正損等を追加し、収入には外来収益及び預金利息を収入見込みにより追加計上いたしました。資本的収入及び支出におきましては、収入において交付決定に基づく県補助金を追加し、企業債の減額補正を行いました。

水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、配水細管移設工事負担金及び固定資産売却益等を収入見込みにより計上し、支出におきましては水源地及び配水施設整備費、配水細管移設工事費並びに過年度損益修正損等を追加いたしました。資本的収入及び支出におきましては、配水管移設に伴う工事負担金収入と移設に要する工事費を追加補正し、簡易水道施設費では、水沢簡易水道の配水管布設費を計上し、これが補てん財源として損益勘定留保資金を充當いたしました。

農業共済事業会計の補正は、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務勘定について、引受数量、引受共済金額等の異動に伴い所要の補正を行い、収入には、共済掛金、保険金等を計上しました。

桜財産区の補正は、植林等に要する経費を追加し、財源には、前年度繰越金を充当いたしております。続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第十六号簡易水道条例の一部改正案は、最近の諸物価の高騰、特に本年四月の電力料金の値上げ等により、給水に必要な諸経費が増高し、簡易水道事業の健全な運営に支障を来しております神明簡易水道及び小西簡易水道の給水料金の改定をお願いしようとするものであります。

議案第十七号町の区域の設定につきましては、積水ハウス株式会社及び中村商事株式会社が波木町地内において造成中の住宅団地を「波木が丘町」とし、新たに町の区域を設定しようとするもので区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第十八号土地の取得につきましては、赤堀地方改善事業に必要な用地を四日市市土地開発公社から取得しようとするもので、位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第十九号は、現在建設中の総合文化会館に備えつけますピアノ二台を随意契約により、金額二千五百万円をもって、東京都港区芝大門一丁目株式会社松尾楽器商会から購入しようとするものであります。

議案第二十号は、富田一色・天カ須賀地内雨水一号幹線函渠布設工用の鋼管矢板を、指名競争入札後随意契約により、市内中部釜屋株式会社から金額二億四千九百四十万円をもって購入しようとするものであります。

議案第二十一号四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合規約の一部改正案は、収入役の選任方法について所要の改正をしようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（伊藤信一君） この際、報告いたします。

本日まで監査委員から報告が十四件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（伊藤信一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月十五日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十分散会

昭和五十五年十二月十五日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和五十五年十二月十五日

第一 一般質問

○議事日程 第二号

昭和五十五年十二月十五日(月) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川金大 大 小 宇 伊 伊 小 青 正
治
口 森 谷 島 川 田 藤 藤 井 山 中
洋 喜 武 四 良 雅 信 道 峯 池
二 正 正 雄 郎 市 敏 一 夫 男

○欠席議員（二名）

野 後 渡 山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古
 崎 藤 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市
 貞 寛 一 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元
 芳 次 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一

平 橋 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 小 粉 訓 喜 川
 野 本 呂 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 林 川 霸 野 村
 行 増 平 平 正 信 基 三 光 正 長 博 也 幸
 信 藏 和 藏 已 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 茂 男 等 善

○出席事務局職員

主事	主事	議事課長補佐	議事課長	事務局局長
金山	山口	板崎	小坂	佐々木
森	克	大之丞	晃	
夫	彦	丞	靖	精

代表監査委員
伊藤 涼 一

技術部長
黒川 薫

水道事業管理者
村山 了

次長
長谷川 照男

教育長
山鹿 静夫

次長
川合 一郎

消防長
渡辺 三郎

病院事務長
藪田 裕

下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長
奥村	石井	内田	水谷	河村	岩山	毛利	伊藤	矢田	阿南	平井	坂倉	三輪	加藤
仁	三	忠	和	昭	義	道	治	三	輝	清	哲	喜	寛
人	夫	泰	一	郎	弘	男	郎	郎	彦	三	男	司	嗣

○出席議事説明者

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤信一君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配付しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいておあります。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 おはようございます。通告に従いまして発言をさせていただきます。

校内暴力について。中学校の校内暴力については、私がいまさら申し上げるまでもなく、あらゆる報道機関によって詳細に報道され、またその問題点につきましても社説その他識者の論説が掲げられ、その原因究明が行われている現状であります。本議会におきましても、過日この問題について全員協議会の場ではない議員の熱心な討議が行われ、いかにも関心の深さを示したわけでありますが、とりわけ教育に携わる者、事件関係者にとっては驚きと困惑は隠しきれないものがあつたのではないかと思われれます。日本の将来を担う大事な少年の問題だけに、またいま足元に火がついた子どもの立場を考えれば深刻にこの問題を受けとめ、今後に対応しなければならぬのではないかと思

うものであります。したがって、私は私なりにこの問題の背景、経過、内容等について分析を加え、それによって得た方向づけに、結論に対し理事者の方のご判断をいただければ大変幸せかと思つております。

今回の事件の共通点のあらましを拾ってみると、次のようなことではないかと思つております。一つには、何とんでも先生が生徒の信頼を失つたことにあると思われれますが、それと同時に家庭、社会、学校の三者の歯車がうまく噛み合っていないかたことに起因するものと思つております。二つには、暴力が集団で行われ、その内容が最近陰湿で付和雷同、おもむくままに暴発した感じであります。三つには、親も先生も事件発生前に今回の暴力事件の発生がおおよそ予知できたと推測されるにもかかわらず、ひたすら事実を包み隠し、公表を避けたところに問題があります。四つには、家庭は比較的裕福であり、また気の弱い者か非行歴のある者で、その中間的なものは加わっていない、大体以上のような共通点がございますが、私どもとして理解しがたいものは、教える者と教えられる者との間柄がおかしくなっていることとあります。時として教える者が教えることをためらい、教わる者が教わることを拒否することとあります。このことは、教育の荒廃というよりも教育の墮落であります。外国の例ではございますが、おもしろいことにアメリカでは、ある一カ月間に中学校教師が約五千人、校内暴力だけがをし、その四割が医者通いをしていふこととあります。イギリスでは、自衛のため教師の傷害保険制度を発足させたという報告があります。まさに世の中が狂つていると思わなければなりません。そこでどうしてこうなつたのか、その事件の原因、背景といったものにスポットを当ててみたいと思つております。

その一つには、学歴社会を裏づけるかのように受験競争が続く、家庭も学校も子供に強い余り、中には力不足の生徒は挫折感を持ち非行に走るケースも少なくない。二つには、学校における十分な徳育が行われず、加えて家庭のしつけがないため正しい倫理感が見受けられず、善悪のけじめがつかない生徒が多い。三つには、先生のサラリーマ

ン化であります。その背景として教組の影響が強く、教育委員会の教育方針が現場においては十分に反映されない、また教組自体もイデオロギー論争のため教育に取り組む先生にためらいがあり、無気力化しつつあります。四つには、急激な経済成長が必然的に親子の断絶をつくり、親の愛情が金銭面と進学に置きかえられた。五つには、戦後の教育改革により古いものに対する拒絶反応から親も先生も自信を失い、その後遺症として必然的に威厳を失った。六つには、社会教育、家庭教育はいまだ道遠しの感じで、加えて人の子は見ても見ぬ振りをする風潮は非行温存の野放し状態をつくり上げた。また親は自分の子供の行動を案外把握しておらず、おまけに自分の子供はりっぱであると思信をしている、いわゆる盲愛といましようか、過保護の域を越えない錯誤を犯している。以上申し上げたことが事件発生の背景とも共通点とも言えるものであります。私は、事件解決第一歩は、前申し上げたように先生の信頼回復にあると思います。戦後教育の荒廃が論じられ、また少年非行の低年齢層化を憂う声が大きかったにもかかわらず、教育エゴによってゆがめられ、生徒の不満が爆発したとも言えます。私どもは、この際深い反省とこの異常事態解決のための抜本的改革を冷静に、しかもシビアな態度で臨むべきではなからうかと思ひます。したがって、何はともあれ教育の原点にたち戻り、教育の欠陥を補うため、勇断を持ってその改革を図る一方、生活共同体としての地域ぐるみの非行防止対策を打ち立てるべきと存じます。それがためには、私は次のことをご提言申し上げたいと思ひます。

その一つは、子供の信頼回復のためには先生も親も子に対する温かい愛情を取り戻すことにあると思ひます。飢えた愛情が今回の事件につながったと申し上げても過言ではありません。学校に家庭に話し合いの場を一つでも多く持つて子供との間のパイプを太くし、血の通う教育を図るとともに、また反面厳格にスパルタ教育もある程度取り入れた、風雪に耐える強い人間づくりを行うこともこの際必要ではないかと思ひます。教師に殴りかかる生徒の胸の底には教師の助けと愛情を求める心がひそんでいるに違いないと思ひます。

二つには、子供に対して正しい倫理感を持ってもらうために欠けている徳育強化をしていただきたいと思ひます。物を盗んで、返せはよいでしょうと答える現在の子供、何と情けないことでしょうか。善悪のけじめを知らないこのような子供を仕立てたのは親であり、先生であります。道徳教育は人生への道しるべであり、人間生活のマナーであります。

第三には、先ほど申し上げました道徳教育もそうありますが、戦後教育に何か欠落があるということで、仏つくとって魂入れずという言葉がございしますが、まさにそのとおりで、教育の基本に伝統の尊重、愛国心の育成というものが欠けているのではないかと思ひます。期待される人間像、それは日本古来の伝統として自然と人間に対する細やかな愛情、寛容の精神、それによって培われるたくましく、美しく、おらかな風格のある人間完成を目指すことにあると思ひます。私は、この際思い切って教育基本法を改めることを提唱するものであり、このことによって今日の事態解決に大いに役立つものと確信する一人であります。

第四には、非行がふえたのは生活共同体としての地域喪失にも原因あると思われまふ。私は、地域が一体となって町から村から非行をなくしていくんだという連帯感の高まりこそ一番大事なことではないかと思ひます。幸いに地域には社協の組織あり、一方自治会長を主体とした防犯協会あり、職域には職域防犯協会があり、学校にはPTAがあります。ためにこの際そのような組織の充実強化を図り、従来のハードな面よりソフトな面を一層よりとらえるように機能する体制を整えることが先決かと思ひます。私は、高齢者の中で有能な方々のご参画を仰ぐことも大事であり、教育と地域社会が密着したいわゆる地域ぐるみの運動を繰り広げることがぜひとも必要であります。県におきましては、再発防止のため家庭訪問を強化するための予算一千百万円を計上したかに聞き及んでおります。これも先生と生徒の触れ合いがいかに大事であるかを物語っておる証左でもあります。

第五に、校長の姿勢であります。先ほど申し上げたように、教組に氣遣う弱い姿勢を改め、先生の意思統一、共通理解を図りながら積極的に暴力排除の先頭に立つこととあります。イデオロギー論争に終始している教組のあり方に問題がありますが、先生はもう少し強くなってほしいと思います。

以上、私なりの見解を申し述べましたが、これに対するご所見をお伺いしたいと思います。

次に、行政不信につながる諸問題とその対応についてであります。

ことし八月実施されました市政アンケートの結果、職員の窓口における接遇態度が依然として悪いという手厳しい批判があったように聞いております。また、最近では下水道汚職問題などで司直の手にかかる不祥事など、黒い霧が後を絶たない状態の中で市民の皆様が行政不信がますますつのるのではないかと心配をいたす一人であります。すでにこの種の問題については幾たびか議会において問題となり、厳しくその非を追及し、職員の姿勢を正すよう申し入れしてあるにもかかわらず、再度このような結果が生じたことはまことに遺憾で、先ほど申し上げました市政のアンケートのご批判そのとおり、そのことが現実の形として証明されたわけで、市民の皆様にとのよう申し訳していいのですが、これで十分とは言えません。私は、早速管理職のマージャンご法度を言い渡したとか聞いておられるのではないと思います。今回の事件は氷山の一角とも言えるでしょうし、そうあるべくしてこう起きたとも言えます。私は、事件の直前にもこのようなスキャンダルを耳にしたことがあり、その職員は解雇になっていないはずであります。そのときの処置はきわめて寛大であったかのようにも聞いております。お役所仕事と言えば親方日の丸の考え方が強く、市民に奉仕する公僕精神が忘れがちであります。むしろ自分の生活権の主張を前面に出し、訴える者があり、市民の願いとはうらはらに許しがたいその姿勢こそ糾弾されるべきであります。市長は、所信表明でスタッフを充実強化すると言われましたが、私はそれも結構ですが、むしろこの際えりを正し、体質改善を具体的に口ではなく、実行で示していただきたいと思えます。また、職員の研修を儀礼的にするのではなく、りっぱな講師を招き、あすの四日市を築くりっぱな職員の養成になお一段の力を注がれんことを期待するものであります。

私はいつも思うのですが、窓口で市民の方が前に立たれたら「いらっしゃいませ」の言葉ぐらいいは出てもいいはずですが、出ません。特に看護婦さん方の患者への対応は大事で、不用意な言葉は患者を傷つけ、苦しめる場合があります。市民病院は、設備はよくなったが、中身は少しもよくなっていないと苦情をよく聞くことがあります。

また、小さなことかもしれませんが、市民の生活と直結する水道じゃ口に使うパックンの修繕料でございます。現在、じゃ口の水漏れの場合水道局に頼むと、材料はせいぜい二、三十円ぐらいのものであります。五百円取られます。私は、余り高いのでどうして高いのかと申し上げたら、人件費と油代が入っていると云われました。なるほどその理由はわからないことはいないが、それでいいんでしょうか。業者の手前気がねをしているようにも聞こえます。水道局の修繕はむしろ市民サービスにつながるものであり、貴重な水資源をむだなくする、大事な使命を持つ重要な部門であると考えます。一個のパッキン五百円を売っていきける収益よりも、五百円で買わされた市民の行政不信の方が大きいと思えます。このようなことは市役所の周辺には幾らもあり、教え挙げれば切りがありません。どうぞ市民の信頼を裏切らないよう、さわやかな市民の窓口でありますようお願いをいたしたいと思います。理事者の方のご所見をお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 常磐中学、続いて富田中学で起こりました校内の事件につきましては、まことに遺憾なこ

とでございまして、謹んでおわびを申し上げます。

現在冷静に判断いたしますと、市内のどの中学校もどの小学校も何らかの問題を抱えておるものと判断をいたしております。かねてからの生徒指導、生活指導につきましては、重要な課題として学校現場と連携をとりながら指示をいたしてまいったところでございますが、今回さらにそれをまとめまして、各学校に次のような指示をいたしております。

まず第一は、何といたしましても直接子供に接するのは現場の先生方でございますので、現場の先生方の態度、姿勢、考えが根本でございます。校内におきます指導体制の確立という点でございます。全部の教職員が共通理解のもとに一体となって、愛情を胸に秘めながら毅然たる態度で子供に接する、これがまず重要でございます。言葉で言いますのはきわめて簡単ではございますが、これからはなはだむずかしい問題であり、一番重要なことでございます。

第二に、先ほどもご意見をちょうだいいたしましたわけでございますが、先生方と子供との間の信頼関係、これが大事でございまして、先日も教育モニターの会議がございまして、そのときに強くモニターの方からご意見が出ましたのは、先生は採用試験を通してみえるから学識等については別に申し上げることはない、ただ人柄のいい、子供からいいですと魅力のある、人柄のいい先生をと、そういう強いご意見をちょうだいいたしました。私も全く同感でございます。教師がそういった子供の信頼を得るような日常生活を含めましてさらに努力をするべきであると考えております。と同時に、中学生になりますとなかなかむずかしい問題がございますので、生徒の個性、長所を生かして人間関係をつくるということが必要でございます。たとえば野球の好きな生徒であれば野球部の顧問がこれを特に指導をするとか、あるいは理科という科目が特に好きな生徒は理科の先生がまた指導をする、こういうのは現行行われておりますが、こういう点もさらに今後努力をしてまいりたいと、そう考えております。

次に、何といたしましても平常の子供への観察が大事でございますので、平常の観察を一層大切にしながら問題行動児の早期発見と早期指導にその時期を失わないようにいたしたいと、そう考えております。

それから、先ほどご意見の出ました家庭との緊密な連携でございます。家庭訪問であるとかあるいはPTAの地区懇談会等でございますが、特に家庭訪問につきましては従来からも行われておりますけれども、その内容等につきましてはまだかなり不十分であると判断をいたしております。単に成績のことを親御さんに申し上げるだけでなく、子供の日常生活、物の考え方、そういった点まで触れて非常に緻密な家庭との連携というのをなすべきであると、また地域との連携を密にするのは学校としても当然でございます。

以上申し上げましたような基本的なことを改めて学校に指示をいたしましたわけでございます。さて、今後教育委員会としての対策といたしましては従来からそういう考えでございましたが、さらに次のようなことを考えております。

まず第一は、来年度の学校教育指導方針をこの際見直しまして、特に広い意味での道徳教育を幼稚園教育から行うようにその面の指導方針に力点を置いてこれを策定したいと、そう考えております。

それから、その次に特に中学校の生徒指導の会議は、従来委員会と学校現場で随時持たれていたわけでございますが、この際この内容をさらに深めまして、仮称でございますが、中学校生徒指導会議というふうにいたしまして二月に一回、なおもう少し回数を考えておりますが、全体の学校に集っていただく以外ブロックごとの会議も考えまして、場合によっては単なる委員会からの指示あるいは校長の意見を聞く情報交換以外にPTAの方であるとかあるいは地区の代表の方であるとか、そういう方を交えた会議も特にこれを行いたいと思っております。と同時に、行政側からも教育委員の出席することも予定しております。と同時に、地区市民センターの館長もこれに出席すると、そう

いった一つの会もこの中に必要なときに行うというふうにいたしました。そういった特に中学校に關しました生徒指導に力点を置きたいと、そう考えております。

それから次に、校内におけるこの面の研修会につきまして、生徒指導の徹底にかかる観点に基づく内容を校内研修会で強化をしてみたいと考えております。

それから次に、教育研究所におきまして、特に二つの点の教職員の研修に力点を置きたいと思っております。その一つは、授業についていけない、よくわからない、したがってそれが非行の一つの原因になっておるわけでございますので、特によくわからせる授業をどうするかといった授業技術の面を中心に置く教員への研修、それからその次にカウンセリングの技術の向上等に重きを置きました生徒指導に關しました研修、この二点に特に重点を置いて、教育研究所主催の、市主催の研修を強化いたしたいと、そう考えております。

以上は主として学校教育を中心にして申し上げたわけでございますが、最近の事例あるいは前からの事例もそうでございますし、たびたび申し上げておりますとおり、またいまご意見もございましたとおり、何といたしても家庭における教育が肝要でございますので、本年度は四つの小学校区域をモデル地区に指定いたしました。家庭教育のモデル地区といたしまして、関係機関、諸団体との連携のもとにリーダー養成とその基盤づくりを重点的に現在進めておりますが、来年度も地区市民センターを中心としました家庭教育の学習講座を推進いたしますとともに、さらにこのモデル地区をふやしまして地域ぐるみの両親教育運動を展開いたしたいと考えております。また、従来からPTAの連絡協議会に委託しております家庭教育講座でございますが、これにつきましてはもう少し範囲の狭い対象で行うことも取り入れまして学習の場の拡大を図りますとともに、単に講師の先生のお話を聞くというだけでなくて、そういった講座の持ち方も検討を加えて一工夫学習方法を考え直してみたいということも考えておるわけでございます。

さらに地域の方の地域ぐるみの対策は当然必要でございます。現在地区補導委員会あるいはこれと名前は多少変わっておりますが、こういった地区での委員会につきましては現在二十一地区に組織ができておりました、近く二つの地区が組織化される準備が進められております。この地区補導委員会が地域での非行防止に果たす役割はまことに大きいものがございますので、今後教育委員会といたしましては、地区市民センターを中核とした関係団体との円滑な連携プレーの方策やまた適切な補導方法などについての研修を深めまして、地区の補導委員等の方々がさらに積極的に行っていただくのにもう少し手あてはないのか、たとえばお願いをする方法であるとか、あるいはこれは実に簡単な小さいことではあるかもしれませんが、地区補導委員の方も意味の手帳のようなものを一つ常時持っていたりとか、そういったことも取り入れてきめの細かい点を検討をいたしたいと考えております。いずれにいたしましても、学校、家庭、地域、この三者が一体となって取り組まなければこの非常事態を乗り切ることはできないわけでございますので、委員会といたしましても全力を挙げてこの問題に対処してまいりたい決意でございます。

なお最後に、先ほど教育基本法を改めてはというご意見があったかと思いますが、これは私のような市の教育長から意見をかれこれ言うべき筋ではないと考えておりますのでご答弁は差し控えたいと思うわけでございますが、現在の教育は教育基本法にのっとって教育が行われておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 今回の不祥事の発生をみましたことは、市長より去る十一日の説明会でいろいろ遺憾の意が表されておるのでございますが、まことにこれ申しわけなく思っております。

当事件につきましては、広く市民の批判を受けまして、公務員の信用を大きく失墜させまして市の行政全体に不信

感を与えたことは否めない事実でございます。したがって、私どもこれに対して市民に弁解の余地もございません。助役といたしましたもその責任を痛感いたしておるのでございます。二度とこういうことが起きることのないように私ども職員全体がえりを正しまして、また姿勢も正しまして、市民の信託にこたえ得るよう一層の努力を傾注することをお誓い申し上げます。

また、市長より各所属長に対しましては、部下の業務遂行の状況等について注意を払い、その動静についても十分に把握に努めるよう指示がなされております。もとよりこれらは職員の意識の改革と申しますか、資質の向上の観点から当然ご指摘の研修という面でも配慮をしていく必要がございます。当面の対策といたしましては、服務規律の確保と非行等の防止、さらにその服務上必要な事項の方針等をどのようにして具体的に今後この今回の事件を反省しながら対応していくかということで、仮称でございますが、綱紀の肅正についての委員会、こういうものを設置をいたしまして、具体的に種々の中で検討を加え、できる限り早い時期に実施できるものから実施をしていくと、こういうことでございます。私ども、先ほど申し上げましたように一層えりを正して、このようなことが二度と起きないように努力をしてまいりますのでございますが、どうかひとつ議員の皆様方におかれましては今後ともご鞭撻をお願い申し上げますと存じます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ありがとうございます。先ほどの校内暴力問題につきましても、いわゆる汚職問題につきましても、当然前もって予知できた問題でございます。それを早いうちに摘み取らなかつたというところに問題があるわけでございます。そういった土壌、そういった体質を改善する、浄化するということが一番大事であるかと思うわけでござ

います。それは教育の問題でも、もちろんこれは戦後教育の欠陥ではございますし、やはり家庭、学校、社会と、こういった歯車が十分かみ合っていないなかつた、こういったところにもあると思います。先ほどのご答弁によりますと、当然のご説明をいただいたということでございます。私は今回の問題は、校内暴力の問題は、これから本格的に始まるんではなからうか、私はこういうふうに判断するわけでございまして、県側におきまして、先ほど申し上げましたように一千万の予算措置を含めて家庭訪問を強化すると、こういうふうな措置を打ち出しておるのであります。当然市側としましてもそのような異常事態に対処をする確固たる施策が打たれても当然かと思っております。そういう意味合いにおきまして、私は先ほど申し上げましたように、学校当局はもちろんのことやはりこの問題は地域と学校、小学校、中学校、そういったものとなつて強化をする、そして監視の目をいろんな面から強めていく、そういったことにすれば少しでも直っていくんじゃないかと。もちろん、この教育問題につきましては大変長い期間をかけてこれを改善をしていかなければならないと思っております。それに私は、先ほど教育基本法の中身そのものがやはり現在の生徒の欠陥が出ておるのだと思っております。そういう意味合いにおきまして、どうぞ行政不信の問題につきましても、いろいろ校内暴力の問題と同じようなことでございます。私は、この汚職の問題が今後出ないとは絶対言えないと思っております。いまでもそういう傾向はあります。どうかそういう面から理事者の信賞必罰、毅然たる態度をひとつとっていただきたいと、このようにご要望申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 通告にしたがひまして質問いたします。

一、農業に関する諸問題について、その一としまして三重用水事業についてお伺いいたします。三重用水事業は、

昭和二十六年から始まったと聞いておりますが、当時は食糧増産の立場から水が非常に重要視されたのでございますが、現在では米が過剰のため減反、転作で、どちらかといえば現在では水が要らない状態になってきておりますが、このまま事業を実行されるのは結構ですが、農家が最後までついていくのは非常に疑問視されるわけですが、この点について理事長であられる市長の意見をお伺いしたいと思います。また、現在までの進捗状況並びに現在までにどれだけ予算を使ったのか詳しく説明していただきたいと思ひます。また、五十六年度、五十七年度四日市に入ってきたからの事業計画並びに予算計画について説明願ひたいと思ひます。

その二としまして、農業後継者の問題について質問いたします。現在どこの農家でも後継者問題で頭を痛めているのが現状で、この間もある農家の方から質問を受けて自分も答弁に困ったのですが、その質問というのは農家の方の長男が中学校三年生で、来年高考学校へ進学するのに親に相談されたそうです。「お父さん、自分は農業を継げと言われれば四日市農芸高校へ進学するし、今後農業がダメならば工業高校へ進学してサラリーマンになるが、どちらがいいだろうか、これからの農業の見通しはどうだろうか」と質問を受け、親も返答に困って「堀さん、どうしたらいいだろうか」と聞かれ、私としましても返答に困ったのであります。四日市の農家においてこの方だけが困ってみえるのではなく、多くの方が悩んでみえると思ひますが、何とかいい指導方法はないものかお聞かせ願ひたいと思ひます。

その三としまして、転作についてお伺ひします。来年の米作について、政府は三〇%の厳しい転作を指令してきているのが現状で、麦についてはすでに種をまいている状態ですが、麦の場合は米と違って水が要らないのでございませう。そのために農地を改良せねばならないわけですが、改良するには相当の予算も要るわけですが、市当局といたしましても来年度の予算でできるだけ農家に負担のかからないようにお願ひするものであります。また、このような予算は農林水産課へ頼みに行くものか、それとも耕地課へ行くものか、窓口をはっきりしていただきたいと思ひます。その四としまして、イネミズウムシについてお尋ねいたします。一昨年、突然本市において発生いたしましたイネミズウムシは、本年度例年にならぬ異常低気温、気象の上で大発生が重なり、各農家の必死の努力にもかかわらず水稲栽培は大減収となりましたことは皆様すでにご承知のことと思われまふ。各農家におかれましては、この防除について県の農業改良普及事務所及び市農林水産課の指導のもとに真剣に取り組んでまいりましたのでございませうが、これといった特効薬もなく非常に苦しんでおられるのが実情でございます。これに対し、薬剤の補助金の増額、特効農薬等について市はどのようにお考えになつておられるのかお尋ねいたします。また、来年度稲作栽培について農家の方々はイネミズウムシについていまから頭を痛められております。市当局におかれましては、これについて国、県に対し今後とも積極的にこのイネミズウムシの防除対策について格別の配慮を強く要望していただくようにあわせてお願ひするものであります。

二、防災についてお伺ひいたします。

一、消防庁舎新築についてお伺ひします。この前の私の質問に対し、三輪助役は土地について県と折衝中であるという答弁でしたが、土地のことについては県と話がついたと聞いているわけですが、そこの県との話し合いのいきさつをできるだけ詳しく説明していただきたいと思ひます。できることなら幾らで買われたのか、三輪助役にお聞きします。土地の話がつけばわれわれ消防に関係している者は来年度の予算で建てただけのものだと期待しているわけですが、われわれの期待にこたえられるのか、新築の計画についてできるだけ詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。これも三輪助役に答弁をお願ひしたいと思ひます。

次に、消防団の整備であります。消防の常備化が充実されつつある現状のもとで地域の防災に消防団が果たす役

割は依然として重要であり、一般に火災時の出動を初め残火処理及び再燃防止のための警戒、さらに強風下などの異常気象時においては消防署と協力し厳重な警戒体制をとる必要があることはもとより、地震、風水害等の広域にわたる大災害時には、地域を問わず地域の人々の信頼の上に立つ消防団の防災活動はきわめて大きいものがあると思われる。消防団の活動範囲はこれらの防災活動にとどまらず、水防活動、行方不明者の捜索救助、地域的工事の際の警戒等きわめて広範にわたっており、その活動はまさにコミュニケーション活動の典型であり、原点であることに思いをいたし、市は消防団の充実について一層の努力をお願いする次第であります。そこで消防団の整備について、二点ほどお伺いいたします。

第一点は、消防団員の服装の問題であります。消防団員は、郷土愛護の精神に基づき、災害時には本来の業務をなげうって地域の人々の安全を守るためあえて危険な任務に当たっているものであり、その処遇はこのような特殊性を考慮したものでなければならぬと思います。消防団員の服装は、国の基準に基づき全国的に統一されておりますが、本年六月に国は消防団員の処遇改善を図るため服装を改正いたしました。各市町村はこれを受け、早いところでは九月に消防団員の服装を改正しております。ちなみに本年十一月二十七日、東京で開催された消防団百年記念大会に参加した消防団員約三万人のうち多くの団員が改正をした服装を着用していた現状でありますので、本市においても早い時期に服装を改正していただき、消防団活動が青年層に魅力あるものとなるよう願うのであります。今後の計画についてお伺いしたいと思います。

第二点目に、消防分団車庫の改築の問題であります。消防団の機能を充実するためご努力をいただき、車両及び装備品については整備をなされてきた現状ですが、地域防災の拠点である分団車庫の改築がまだ半数近くも改築されていない現状でありますので、今後の車庫の計画についてお伺いしたいと思います。

地震対策についてお伺いします。東海地方に大地震が来るのではないかと恐れ出されたのがここ二、三年前からで、それまでは余り四日市でも言われなかったと記憶しております。四日市にコンビナートが設置された当時は、余り地震のことは言われなかったと思います。当時の施設に関しても十分地震対策は取り入れられていると思いますが、ここ二、三年の間にできた施設と以前の施設には地震対策において差があるように思われますが、専門家の消防長の立場からご意見を伺いたいと思います。

次に、老人のスポーツについてお伺いいたします。ゲートボールについてお尋ねいたします。近年高齢化人口の著しい増加に伴い、これら高齢者に対する施策は重要な課題であると思われれます。中でも健康づくりは大切であり、高齢者向き軽スポーツ、ゲートボール競技を積極的に取り入れて、老人クラブを中心に普及に努められ、高齢者の親睦協調の向上及び明るく健康な老人を育てる上に大きな成果をもたらしていることはまことに喜ばしいことでもあります。しかし、このことについて私の感じたことをお伺いしたいと思います。

私は、先月焼津市で行われた全国大会に内部地区から代表選手が出場いたしましたので、応援のため焼津市の会場へ行きました。広い会場、整備されたコート、多数の選手、会場入り口に並んでいる多数の観光バス、特に目についたのが熊本ナンバーのバスが何台も並んでいることでした。三重県からは四日市市から出場しているだけでした。そこで、出場資格は各県一チームかそれとも幾チームでもよいのか。複数のチームがたくさん見受けられたのでございます。出場資格が得られても県や市からの助成金が少ないから出場できないのか、これらのことについて市当局はどのように考え、今後対処せられるのかお伺いいたします。

なお、焼津市、熊本市などゲートボールについて県及び市はどれぐらいの助成金を支出しているのか、出場選手の旅費、宿泊等についてもわかる範囲でご答弁願いたいと思います。

また、ゲートボールの練習や試合をする広場が非常に少なく、練習の順番を待つて競技をやられるのが現状です。その解消には市有地等の公有地をできるだけ開放してはいかがですか、またゲートボール協会の位置づけの問題ですが、老人の健康管理や一般市民の社会体育の向上という見地から見れば、教育委員会スポーツ課内の四日市スポーツ団体協議会、四日市レクリエーション協議会に含め、他のスポーツ団体とともに本市の体育向上に活躍していただきたいと思いますが、そのお考えはないのかお聞きしたいと思います。

これもちまして第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十六分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 三重用水事業についてお答えをいたします。

ご承知のように、この事業は古くから始まった事業でございます。今日なお工事中で、全体の進捗度合いは五十四年度末で六〇％ぐらいというふうに言われております。受益面積全体では七千六百八十五ヘクタール、その中で四日市の受益面積は約二千七百七十ヘクタール程度でございます。先ほど減反あるいは水田再編対策との関連においてこの事業は要らなかつたのではないかとというようなお話でございますが、水の問題につきましては余り短期的に物事を判

断するのはいかがかというふうに思っております。安定的に一定水量を確保しておくということは、長い将来に向かつての農業振興の上に必ず役に立つことではないかというふうに思うわけでございまして、したがって若千の受益面積の変更はあるにいたしましても、基本的にこの事業を変えていくという考え方は今日私どもとして持つていないわけでございまして、できるだけ早い時期にこれを完成を見たいというふうに思うのでございます。今日基幹事業といたしまして、調整ダムあるいは調整池等の工事、さらに幹線水路の工事が宮川ダムから菟野調整池までの間はほぼ完成に近づいているという状況でございますので、私はむしろ一日も早くこの事業を完成させる方向で努力をいたすべきであるというふうに考えております。その間におきます農家負担の問題があるわけでございますが、最終事業費というのが今日実は、現在の段階で物価スライド等を考えて六百億程度を超えておるわけでございますが、この程度ではなお終わらないということでございます。そこで大変むずかしいことでございますが、農家負担の問題等につきましては、今後県、国の方に対して種々働きかけをやってまいりたいと、かように考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。詳細なことについては、それぞれ担当部の方からお答えを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ご指名をいただきました消防関係につきましてご答弁させていただきます。

ご承知のように、旧保健所跡地の取得でございますが、これはかねてから県と折衝を重ねてきたのでございますが、買収の取得額といたしまして、総額で二億七百九十九万円、これを平米当たり直しますと十一万六千二百円、坪当たりで三十八万三千四百六十円でございます。坪数は五百四十二・四、千七百八十九・九三平米でございます。こう

いう点でこれの支払いにつきましては、五年の年賦払いと元金均等払いでございます。金利は六・五％ということと県と合意に達しまして、この点先般の総務委員協議会におはかりいたしましたして、予算的には土地開発基金で取得するというところでご了承いただいております。したがって、その後県と売買契約を締結をいたしましたのでございます。

それから、消防本部と中消防署の合同庁舎の建設でございますが、本年度に調査研究費をお認めいただいておりますので、目下基本計画の作成をいたしておるのでございます。その結論を得まして次年度以降において地質調査なりあるいは実施設計を行って、できるだけ早い時期に建設に着手をいたさなければならぬと考えております。

それから次に、消防団の整備の問題でございますが、第一点で服装の問題がございます。ご承知のように、これは二十三年に国家消防庁の制服の準則に基づきまして、本市におきましても昭和二十八年に消防団員の制服規則というのを制定いたしております。そして現在に至っておりますのでございます。ところが、自治省の消防庁におきましては、消防団員の処遇改善ということを図るために、ご承知のように本年の六月に消防団員の制服の準則を改正されたので、本市といたしましてもご要望の趣旨を十分に踏まえ、ご希望におこたえできるように配慮をまいりたいと存じております。

次に、消防団の車庫の改築でございますが、これも四十九年度を初年度といたしまして、本市の総合計画の中で老朽度合いあるいは面積、こういうようなものを検討いたしまして整備計画を立てまして、本年までに十一分団の車庫を改築をいたしております。今後この車庫の改築につきましては、地区市民センター建設との関連性を踏まえまして計画的に整備を図りまして、消防団体制の強化に鋭意努力をいたしてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 産業部長。

〔産業部長（河村昭郎君）登壇〕

○産業部長（河村昭郎君） お答えいたします。

まず、三重用水事業の進捗状況などにつきましてご説明を申し上げたいと思っております。事業の進捗状況につきましては、公団の説明によりますと昭和五十四年度末で約六〇％でございますが、中里ダム、宮川調整池は完成し、加佐登調整池は工事中であり、打上調整池及び孤野調整池は河川管理者との協議がなされており、協議が整い次第工事着手の予定であります。幹線水路は調整池の進捗とあわせ工事が進められており、中里ダムと孤野調整池間で完成した区間もありますが、工事中の区間につきましては、五十五年度に重点的に完成させる予定であり、孤野調整池と加佐登調整池との間は関係者の協議が整い次第工事に着手する予定であります。また、加佐登調整池から下流水路は、鈴鹿川の渡河も含め部分的に工事着手しております。水資源開発公団から聞いておりますのは、総事業費は約六百八億円でございますが、公団としては残事業の早期着手を目的に鋭意努力されておりますが、事業の推進に当たっては農地問題など困難な問題が予想されますので、関係者のご理解を求め、一日も早く所期の目的が達成できるように協力してまいりたいと考えております。

次に、農業後継者対策についてお答えいたします。農業後継者の育成につきましては、市の農業振興を図っていく上での重要な課題であります。本市におきましては市農業青少年クラブ、市青年農業経営者会議、あがた土を愛する会、茶業青年団など力強い農業後継者の組織が結成され、活動しており、市といたしましても農業改良普及所、農協など関係機関とタイアップして後継者に対する指導、研修など各種会合の機会を持つ中で後継者が希望と自信を持って農業に取り組みをしていただくべく指導に当たっているところでございます。現在市では農業青少年クラブに対する活動運営費の助成あるいは経営に取り組みに必要な専門的な栽培、経営技術を修得するための研修派遣制度も実施

し、また経営資金につきましても後継者育成資金として経営拡大資金の中に無利子の融資制度を設けるなど、農業後継者が農業に取り組むに必要な事柄についてこれを助長するための施策を講じておりますが、今後とも後継者を育成する立場から農政の大きな柱として要望などを汲み上げる中で施策の拡充強化を図って、農家の経営安定と後継者が確保されやすいような状況となるように努力いたしてまいりたいと思っております。

次に、転作についてお答えいたします。昭和五十三年度より従来の稲転が水田利用再編対策として強化され、昭和五十六年度は第二期目に入り、転作など目標面積がさらに増加されることになりました。すでに新聞などでご承知のように、去る十二月九日に各都道府県別に目標面積が配分され、三重県には二期対策として一万九百六十ヘクタール、ただし五十六年度に限っては五十五年の冷害などの緩和分があって一万五百五十ヘクタールが配分されました。本市への配分は十二月十六日の予定であります。前年に比べ三〇%近い増加が予想されております。これを受けて市におきましては、農業生産推進協議会にはかつて農家別、地区別配分を早急に行う予定であります。すでに本年十月下旬には五十六年度転作目標配分前ではありませんが、転作推進の一環として麦の作付の推進をお願いし、各地区において麦の集団転作に取り組んでいただいております。

第二期対策は、転作奨励金計画加算金が引き下げとなり、農家にとりましてはまことに深刻な問題であり、転作目標の達成につきましては相当厳しい状況でございます。本年度から市独自に集団転作をやりやすくするための対策として、水田の排水に取り組んでまいりたいと存じます。本年度から市独自に集団転作をやりやすくするための対策として、水田の排水対策など栽培条件の整備を実施し、生産組織の育成や技術指導に努めておりますが、さらに積極的に取組みを行い、これの推進に当たりたいと考えております。また、転作特別対策事業など関連事業の実施に当たっても関係機関、農業団体と密接な連携を持ち、農家の理解と協力をいただけるよう転作推進に取り組んでまいりたいと存じます。

集団転作推進のための排水対策につきましては、その窓口は農林水産課にいたしますので、よろしくご了承いただきますようお願いいたします。

次に、イネミズゾウムシの防除対策についてお答えいたします。四日市市における水稲の新書虫イネミズゾウムシにつきましては、昭和五十三年に県地区の水田に発生が確認され、これが三重県下での最初の発生でありました。その後年ごとに発生が拡大し、本年度におきましては本市の水田面積約三千ヘクタールに及ぶ全面積にわたり発生いたしました。防除対策につきましては、市役所、農協、農業改良普及所の技術陣で防除対策会を設置して防除指導に当たるとともに、農協の各支所を核としてイネミズゾウムシ防除対策協議会を設けて集落単位による一斉共同防除を実施し、被害の軽減に努めました。防除農薬としては、四月下旬から六月下旬の成虫を対象にバイジェット粉剤を散布し、引き続き幼虫が稲の根を食害する時期にサンサイド粒剤を散布いたしました。この農薬代として本年度約三千三百万円が投入されましたが、国からの助成金として千二百四十万円、約四〇%がありました。これに市費で五百五十八万円、約一八%の上乗せをし、被害農家への薬剤費助成を行い、農家の経営負担の軽減を図っております。来年度以降におきましても被害の増大が懸念される状況にありますが、現在のところ完全に防除のできる特效薬はありませんが、新薬の開発も進められ、散布方法につきましても田植直前の苗箱への施用が有効との研究報告も得ておりますので、今後県の防除方針に基づきこれらの研究結果を参考にしながら技術関係機関との連携を密にし、一斉共同防除など効果的な防除体制での推進を図ってまいりたいと考えます。また、被害が全市内のはとんどの水田に及んでいるところでもあり、農業代の農家負担の軽減を図ることにつきまして一層の努力をしてまいりたい所存でございます。また、国、県に対しましても農家負担の軽減を図るよう要望してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 質問事項二の第三の点についてお答えをいたしたいと思います。

質問の要旨は、地震に対するコンビナート施設の安全性、特に古いものについて大丈夫なのかというような趣旨であったと思います。ご案内のように消防法及び高圧ガス取締法におきまして、従来からコンビナート施設の安全性についての設計基準が定められております。これに基づいて安全に設計されているものでございますが、その後昭和五十二年に屋外タンクを中心といたしました耐震性の強化が図られておりますので、その状況を含めて地震対策の現状についてご説明申し上げたいと思います。まず、屋外タンクでございますが、内容物等の流出によりまして被害が大きくならないよう流出油防止堤というものを新たに設けることになりました。さらにまた、従来からありました防油堤の強化が図られたわけでありまして、流出油防止堤につきましては、すでに工事が完了いたしました完成しております。防油堤につきましては、本年度中に完了するという運びとなっております。また、新たに義務づけられました屋外タンクの内部開放検査も順次実施しているところでございます。一方、プラントその他の施設につきましても、耐震性のチェックを行い、必要な補強等の措置がすでに完了している状態で、建設の時期にかかわらず、すべて同等の安全性が確保されております。また、不幸にいたしました地震の災害が発生いたします場合は想定して三点セットを有する共同防災隊が第一コンビナートに二隊、第二、第三コンビナートに各一隊ずつ分散配置されているほか、各事業所ごとに自衛防災隊を相互に応援させる体制を持つなどコンビナートの自衛防災能力の強化とその有機的な運用を図っております。今後とも地震災害の未然防止と万一の災害の拡大の防止に万全を期するよう指導に努めてまいり所存でございますので、よろしくご了承をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 老人のゲートボールにつきまして、大変ご関心を持っていただき、ご協力いただいておりますこと、心から感謝いたします。老人の健康づくりにつきましては、非常に大切なものであるというご意見のとおりでございますが、老人の健康づくり対策の一環としまして、昭和五十二年からゲートボール競技の普及に努めてまいったわけでございますが、現在市内各地で愛好者が向上いたしましたして、約二千人余り、百五十チームができるに至っております。愛好者のこうした増加とともに競技レベルも徐々に向上してまいりまして、これは全国的に振興がされておるわけでございますが、すでに全国大会あるいはブロックの大会が開催されておるような状況でございます。全国大会へは本市からも市の予選を勝ち抜いたチームが第一回大会以来参加いたしておりますが、その助成につきましては、市内の大会を勝ち抜いた優勝チーム一チーム、その参加費用その三分の二を助成いたしておるわけでございます。全国大会への参加チームは、原則として各県から五チームということに現在なっておりますが、三重県では四日市以外にそれほど推進されておりませんので、四日市から二チームが参加したのが本年度の状況でございます。そうしたことで各チームとも全国的に参加しておるわけでございますが、その費用につきましてはおおむね各チームとも自費の積立てによって参加しておるようでございます。熊本あるいは焼津におきましても原則として同様でございますが、今年度は特に焼津市の場合には同地域で大会が開催されておりますので、協会に対して相当額が助成されておることでございます。

なお、このゲートボール競技につきましては、この競技が高齢者に適しましたスポーツであり、また健康の保持増進に寄与するという点、さらには老人クラブの親睦協調の向上をもたらすというような効果が非常に期待されます

ので、私たちといたしましてはより多くの年寄りが楽しく参加できますように練習場あるいは指導体制あるいは用具、そうしたものの充実を中心に援助してまいりたいと、そういう気持ちであります。

なお、その練習場が果たして現在で十分かといえますと、老人クラブ等からもいろいろな希望がございますし、私たちといたしましても公有地あるいは民間の遊休地等を利用して確保ができますように現在教育委員会の所管しております運動広場の助成、こうしたものに該当できるよう調整協議したいと思っております。

なお、このゲートボール競技につきましては、老人を中心しながらもその振興のためにいうことで昨年にはゲートボール協会を設立していただきましたので、各層、特に婦人の方々等にも広く協力参加を呼びかけてまいりたいと思うわけですが、いずれにしても老人を中心に置いていきたいと、そうしたことで体協等の組織に加盟できるかどうか教育委員会とも十分協議してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 明確な力強い答弁ありがとうございます。

三重用水事業についてでございますが、市長からはできるだけ早く完成したいという力強いお言葉をうかがったわけですが、末端のわれわれのとこまできますと、もう三重用水事業やめてもうた方がいいのやがなあとというような声の方が強いように思われますので、なかなかいままから完成されるまでにはいろいろな努力が要ると思いますので、今後の市長の勇氣と決断が非常に必要になってくるかと思われましますので、農民の立場に立って最後まで十分な指導してやっていただきたいと要望するものでございます。

また、イネミズウムシについてでございますが、いまの答弁にあつたように、現在国四、市二、農家四の負担率と聞いておりますが、農業が高くなればそれだけ農家の負担が多くなるので、できるだけ国、市で費用をもつていただいて農家にできるだけ負担のかわらないようお願いするものでございます。

また、農業後継者の問題については、私が今度質問したのは進学絡みの問題を質問したわけですが、ちょっと物足りぬのは教育長の話がなかったということでございます。教育長としまして中学から高校へ行かれる、このような問題に対してどのように教育委員会として指導されるのかご答弁願いたいと思う次第でございます。

また、消防、防災についてのお答えでございますが、三輪助役から非常に心強いご答弁を願ったので、私も助役の言うことを信用してそのようにまた消防団の方へも伝えたいと思っておりますので、本日ご答弁願ったことはできるだけ早い機会にそのように実行していただきたいと願うものでございます。

また、地震対策については、これ起こるまでにどうなるのかどうなるのかとみんなが議論しておるわけでございますが、実際に起こってからしか結果が出ないわけでございますが、消防署におきましてもこれからコンビナートに対して万全の注意を払ってご指導に当たっていただきたいと要望するものでございます。

また最後に、ゲートボールについてでございますが、最近ソフトボールと同じぐらいゲートボールにも人気が集まっております。自分もこの間全国大会にやっていたいろいろな競技を見せていただいて、何もこれ老人のスポーツだけやらないと、われわれでも指導していただければ非常におもしろいスポーツやなと思つて帰つてきたわけでございますので、その市の方のゲートボールの指導員ももっと置いていただいて全市的に普及していただきたいと思つてございます。また、広場を整備するのにも市から何らかの助成ができないものかと、来年度の予算で少しでも考えたつていただきたいと要望するものでございます。

これで質問は終わりたいと思つたので、答弁できるものだけご答弁願いたいと思つたので、どうもありがとうございます。

いました。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 中学生の進路の件に関してのご質問でございますが、中学校から高等学校への進路というのは非常に重要な問題でございますので、生徒本人と親御さんと十分話し合ってくださいまして、なお非常にむずかしい場合は当該の中学校側ともさらに話し合いをしていただきまして、適切な結論を出していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時二分再会

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際ご報告いたします。消防長が公務のため一時退席いたしますので、ご了承願います。

堀内弘土君

〔堀内弘土君登壇〕

○堀内弘土君 通告の順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず第一番目に、現在霞ヶ浦緑地内に建設されてあるオーストラリア記念館についてであります。

この建物は、万国博の後、当時の知事がオーストラリア政府から譲り受けて、その建物の一部を除き千七百八十九平米のスカイフック及びキューイングスペースにつき、移築工事費四億百万円をかけて昭和四十八年八月に竣工をしております。敷地六千六百平米は市が五年更新で無償で貸し付けておるわけですが、その際の工事費を約二百数十社の企業あるいは団体から寄付を受けて、それでもまだ足りないので賄い切れず最後に三千三百万円が残りまして、そこで、これ以上企業に迷惑をかけるわけにはいかないとということで、四日市港管理組合が肩がわりをして五十三年の秋施工者の清水建設に支払ったわけですが、この三千三百万円は財団として当然港管理組合に返済せねばならないこととなります。そこで、これを二年間据え置いて五十六年から三カ年間均等支払いで港管理組合に返済をしていくことになっておりますが、いよいよその第一回目の返済時期が間近に迫ってまいりました。現在の建物を、あの空にそびえているスカイフックだけを遠くからながめておりますとなかなか壮観に見えますが、これはそばへ寄って見ますと、ホールは荒れ果て、事務所の中は年中雨漏りがして、一度雨漏りがした後乾くまでには一週間はかかるという暗い湿気の漂った不健康な空気の中で管理人は年中過ごしておるということを聞いております。加えて、現在ではあの荒れ果てたホールの中を、周辺の中学生がローラースケートの練習に無断で使用するなど荒廃の度を増すばかりであります。また、夏にもなりますと、夜にはどこからともなく若者が集まるかっこうの場所にされており、その若者たちのおもしろ半分に投げる石によって、年間需用費一約二百万足らずであります。この半分近くはガラスの修理費に飛んでいくということをお聞きしております。私は一体何のためにあの建物を譲り受けたのか、そしてなぜあのように荒れさせておくのか、当初の目的は一体何であったのか、理解に苦しむのであります。寄附行為、すなわち定款には理事会評議委員会により運営が決められており、名誉理事長にはオーストラリア大使の職にある者を推戴するものとするまでとなっております。ところがその実態は、港管理組合の総務部長を事務局長にして、年に一回の理事会を開いて、これは一回以上ということでありまして一回で結構なんでありまして、その際に一年間の経費

の内容、決算、予算の報告を受けて了承するだけのものに過ぎず、これをいつまでも港管理組合の責任に負わせておくこと自体本来筋違いではあると考えますが、財団法人としてのはっきりした姿勢をこの辺で打ち出されて、四日市のシンボルまたはモニュメントの一つにするお考えがあるのかどうか。副理事長であられる市長にお尋ねをいたしたいと存じます。

次に、市内を走っているバス路線の停留所は、約二百九十駅あると聞いておりますが、行政区画の町名と異なる駅名が相当数にのぼっていることがわかりました。最近私の友人の祖母が、県外から親戚の葬儀のために近鉄四日市駅からバスに乗ったところ、その町の駅名がないために、隣の人に尋ねてあるバス停で下車してその町を探しましたが、二十分以上歩いてようやく目的地へたどり着いたときには、すでに葬儀が半ば終わっておったと。非常に恥をかいたと言っておりました。たとえば新町というバス停で下車をした際に、その附近には東側が北浜町、西側が中町北条の通りで、新町はもう一つ南の通りになっておる。これは住居表示が変更になった際に駅名が変わっていないためだと考えますが、これと同じような問題について本年四月上旬号の四日市市広報「声の広場」、私は写しを持ってきておりますが、この広場に同じような問題が取り上げられております。「昨年移転したのに橋北出張所前、利用者がか戸惑うバス停の名称」とこういう住民の訴えがありますが、私も早速バス会社営業所へ出向きまして、責任者にお会いしていろいろと参考のために勉強させていただきましたところ、市内のバス停約二百九十カ所のうちそのほとんどが町名とはびったり合っていないということであり、初めて驚いた次第であります。新しくできた団地は比較的町名がはっきりしていて名前をつけるのに非常に楽だということですが、旧市内の場合には町が交互に入り組んでおって、そこを一定の路線で走るにはどうしても無理が生じるということで、事情は大体わかるような気がいたしました。さりとてこのまま放置すれば、他市、他県から来られた方に、先ほど申し述べたような迷惑をかけることになり

ます。この際市側も大きく取り上げれば、市の今後の文化の発展にもつながることと考えますので、会社側と協力をして、できることからでもこの改善に努力を払われることを特に要望をしております。

次に、第三点目ではありますが、地元のことを取り上げて恐縮ではありますが、運動広場の造成には、その助成金の何倍もの費用並びにその維持管理費がかかる点に若干の問題はありますが、昨年海蔵地区には万古町の地主の協力を得て市の助成で運動広場が完成できて住民一同は喜びおる次第であります。地区のスポーツ愛好者は日増しに増加の一途をたどる現状であります。現在、海蔵川の改修工事並びに国道三六五号線の拡幅に伴う末永橋の拡幅工事が始まって以来、河川敷の一時使用許可を受けていた運動広場もなくなり、スポーツの愛好家の地区民たちは、休日になると競技の合戦でなくて運動広場の争奪戦を展開しておるという現状であります。学校の開放だけではこれは間に合いません。また現在ソフトボールや野球の練習競技場はできても、テニスのできる広場は地区にはありません。よく地区民の間から、市教委はテニス教室を開いておきながらコート数がその人員に比して不足しておるのではないかという声を聞かれます。運動広場と一口に言ってもなかなか適当な場所がないのが現状ではありますが、私も地区内をいろいろと探して歩きました結果、最近かっこうの地が見つかりました。西阿倉川地区内の農用水池約四百九十七坪、平米にして一千六百四十平米であります。これは現在上流部の耕地の宅地化によって、用水池としての機能の必要がなくなりました。しかし、下流部の排水路の整備が不完全なために、現在雨水調整池としての役割になっている現状であります。ここには常時湛水のないために、平素は雑草が繁茂し、冬季は枯草のため火災の危険防止の必要上町内の役員の奉仕によって除草作業を続けてまいりましたが、この池に一応底打ち舗装などを施して豪雨の際は調整池として十分機能を発揮させ、晴天時は運動広場としてのテニスができるよう配慮願えれば、地区の環境改善と保健体育増進を兼ねた一石二鳥の効果が上げられるものと考えますので、ぜひこの実現にご配慮をお願いしたいものと要望

する次第であります。

以上で私の第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） オーストラリア館の問題についてお答えをいたしたいと思っております。

オーストラリア館、堀内議員十分ご承知でございますが、先ほどご説明のあったとおりでございますが、今日の現状必ずしも性格がはっきりしていない。何かモニュメントならモニュメントということでもそのまま立入禁止のような形にして置いておくということも考えられるわけでございますが、せっかくあれだけの広場もあるわけでございますから、これを活用しようということになりますと、やはりもうちょっとああいふ吹きさらしのような状態でないに、さちっと風雨が入り込まないように処置をする必要があるかというふうに思いますが、現実には相当多額の費用を要することが明らかでございます。そういった意味で、財団としてはなかなかお金の調達が困難であるということから、今日まで見送っておるといのが実態でございますが、今日の状態必ずしも私はいいい状態ではないというふうに思っています。これをモニュメントのような形で立入禁止のようなことにするとするのは、当初からの意図としては必ずしも当たってない。やはりあの地域に遊びに来る方々の利用できる施設として保全していくのが一番であるというふうに皆さんそう思っておられるわけでございますが、そのための財源が現在の段階では見当たらないという状況で今日に至っておると。そこで、これはいつまでもこのまま放置をしておいていかどうかやはり問題があるかどうかというふうに思っていますし、当初あれを設置した意義も達成されてないということでございますから、十分財団内部で協議をいたしまして、何とか早く市民の方がご利用できるような設備を設置してまいりたいと、かように考えております。

最後の運動広場の造成の問題でございますが、確かに海蔵地区でそういう土地があるということは、私も承知をいたしております。現在スポーツ振興ということで各地域で熱心にお取り組みをいただいておりますが、なかなかそのための練習場の確保ということが困難である。いろいろな広場造成のための要綱を見直すということも必要でございますけれども、皆さんにご満足がいただけるというようになるまでにはまだ若干時間を要するというふうに思います。私どもも一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後においてもご協力お願いを申し上げます。他点につきましては、それぞれ担当の方からご説明申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいまご質問ちょうだいいたしました二点目の町名とバスの停留所の名称の相違の件について、お答えを申し上げます。

ご指摘の町名とバス停留所の名称の相違につきまして、市の施設面につきましても、たとえば今年度から市の全出張所、公民館を地区市民センターというふうに名称の変更をしたわけでございますけれども、依然として支所前あるいは出張所前というバス停留所名となっているような例もございます。これらバス停留所の名称が現実と相違する箇所、特にただいまご指摘のございました橋北出張所前のように、施設の移転後もそのまま従来の停留所名が存続されております箇所からでも早急に改善していただくよう、三重交通、あるいは三岐鉄道の方とも協議をしておるところでございますけれども、バス会社の方では、まず第一に、長年住民の方々に親しまれてきた名称を変更することによって利用者の混乱を招くおそれがある、あるいは名称変更を行うのにつきまして看板の書き替え、さらには車内放送のカセットテープの吹き替え、それから時刻表の印刷等に相当の経費を用するために、これを一度に改

善するということとはなかなか困難である、したがって、バスの運行時刻表の改正等の機会をとらえて利用者の方々への周知を配慮しながら逐次実施しておるといふことをごいまして、ちなみに今年度四月以降には神前出張所が神前地区市民センター、小山田支所が小山田地区市民センター、中央公園が中央緑地公園等々こういった点も改めておぼして、今後ともできるだけ早く適切な名称になるように努力をいたしたいというふうにおぼしてございませぬ。市といたしましても、この問題につきまして今後とも利用者の方々の利便を重点に置きまして、関係交通機関の方とも十分協議をしまいたいというふうにおぼしてございませぬので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 堀内弘士君。

〔堀内弘士君登壇〕

○堀内弘士君 運動広場については、市長がご答弁いただいたので教育長の方は答弁がないようであります。大体の趣旨はわかりました。

第一番目のオーストラリア記念館について、私は短期間ではありましたが管理に関与をしたことがありますので、館内のすみすみまで見聞きをいたし承知をいたしておりますが、われわれ民間人が見ても全く複雑な工事がなされておるように感じております。あそこの雨漏りに関しましては二年目から始まっておったと聞き及んでおります。古い者がそう申しております。また、あの建物はこのまま放置すれば、将来あの巨大なスカイフックが崩れる惨事が起こらないとは断言できません。早急に専門家による見直しをお考え願いたいと存じます。四日市港はすでにオーストラリアのシドニー港と姉妹提携を結んでおり、商店街も市に先んじて提携を開始している昨今、またエネルギーの転換で、オーストラリアの石炭の輸入も増加すること等にかんがみ、将来四日市市としても当然都市提携を余儀なくされ

る時期が来るものと考えられますが、現在の荒れ果てた記念館がもし豪州人の目に触れたときに、国際親善の上からも重視すべき問題であろうかと考えます。私はあるときオーストラリア記念館におりましたときに、オーストラリア人のジョン・グレンという三十七、八歳の男の人が通訳なしで訪れてやってきました。非常に困ったのでありますが、私は向こうの言うことはわかるのであります。ところが、こちらのスラングな英語ではなかなか通じない。ところがようやく私が汗をかいて答弁をしましたところ通じたとみえて、にこっと笑って、なぜこのように荒れ果てさせておくのかと、いかにもその口の裏には、われわれの国に恥をかかしているのじゃないかと言わぬばかりの寂しさが漂っていたように思います。これは大きな国際問題であります。その人はオーストラリアで都市自然開発の研究員の一人とかで帰ったら大統領に報告をいたしますと言って帰りましたけれども、その後何の通知もなかったようでございます。こういう国際問題でありますので、ぜひこの同館の再建計画等についてこの必要性を重ねて要望する次第であります。

第二点目の問題に関しましては、いま直ちに解決できるものではないものがあることは確かでありませぬが、何も市の予算を使ってやれという仕事ではありませんので、十分先方の関係当局と折衝を重ねられて、一日も早くその市民の不便を取り除いていただくようお願いをいたしておきます。

第三点目につきましては、一般の地区懇談会でも要望が出ております。その席へ市長も教育長も臨席しておられます。よくご存じのはずだと思います。せつかくかっこうの土地が、場所が見つかったのでありますから、何とか地域の要望を生かしていただいて、できれば補正の予算の中にでも組み入れていただくよう重ねて要望を申し上げて私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 質問通告に従いまして、順番の変更はありますが質問をいたしたいと思ひます。

第一は、市長の政治姿勢の問題でございます。

先日の所信表明に対するわが党の小井議員の質問に対して市長の答弁がありました。この答弁することに不十分な回答で、今後この質問に対して質問の内容を深く理解して親切に回答をしていただきますようまず要望しておきたいと思ひます。

いま政府・自民党がみずからつくり出した財政危機の中で五十六年度の予算編成に当たっているところでございます。ところが、この中で財政再建を掲げながら福祉や教育は大幅に切捨てを行い、国民には新たな一兆三千億円の増税で負担をかけながらも、軍事予算は別枠だという形でふやしていかうしております。国民に福祉切捨て、公共料金の値上げ、増税と三重苦を押しつけようとしておりますが、このことは地方自治体の財政上も大きな影響を与えることは明らかであります。このようなとき地域住民の生活、福祉、教育に直接責任を持つ地方自治体が、いまこそ政府の国民生活無視の反動化政策に毅然と対決し、住民自治の立場を守り抜き市民の要求に基づき有効な諸施策を実行していかねばならないと思ひますが、市長の考えをお伺いしたいと思ひます。

また、市長は、所信表明における代表質問の中で、負担の公平化、適正化が必要だと言われておりますが、この問題についてもお尋ねいたします。過日の選挙戦の中でも老人クラブの皆さん方が、加藤市長を推薦して運動してみえたことは、市長もご存じだと思ひます。これらの老人の方が、政府の老人医療費の有料化や所得制限が厳しくなることについて大変危惧を持たれ、市長に何とかして欲しいと切実な願ひを持っておられるわけですが、市長の福

祉の水準を下げない、また負担の公平化、適正化と言われるが、この問題について明確に反対の立場を表明されて、そしてあらゆる手段を通じて政府・自民党に働きかけていかれるのかどうかお尋ねしたいと思ひます。また、負担の公平化、適正化が言われながらも、結局は住民の生活や福祉にかかわりのあるものが負担を強いられており、大企業、大資本に対して負担がかけられておりません。大企業、大資本に対して市民税の制限税率課税など適正な負担、また市の諸事業に対する当然の負担金を徴収するなどしていく必要があると思ひますが、市長の考えをお伺いしたいと思ひます。

また、先ほども堀議員から農業問題が出されましたが、農林水産省が水田利用再編対策について、第二期対策期間中における都道府県別の転作目標面積とこれに伴う米の事前完渡し申込み限度数量を発表しましたが、三重県では一万九百六十ヘクタール、五十五年度目標に比べ三三％の上乗せとなっており、農業団体からは深刻な声が上がっております。このような農業切捨ての政策に反対し、農業を国の基幹産業として守り発展させていく立場から、政府・自民党に対して働きかけると同時に、市独自にも諸施策を充実させていかれるのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

また、政府・自民党は、失対事業の打ち切りの方針として打ち出してまいりました。今日の不況とインフレの中で失業者がふえている今日ほど積極的に失対事業を、失業者の仕事の場、また地域住民の生活環境改善に役立つ事業として再確立する公的就労事業制度の確立を要求すると同時に、市独自にも対策を立てることが必要だと思ひますが、市長はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思ひます。

次は、教育の問題でございますが、一部重複する部分があるかと思ひますがお尋ねをしておきます。

第一に、今日の非行問題について、新聞紙上に報道された中学校以外にも、大きな問題を抱えているわけござい

ます。しかも、実際上いろいろの問題が起こっても学校内だけで抑え込んでしまう傾向が強かったり、また学校側も知らないことが起こっていたりしているわけでございます。この非行問題を解決していく上でも、現状をどう把握されているのか。また、原因と問題点をどのようにつかんでおられるのか。このことなしに解決することはできないと思いますし、認識に過ちがあれば正しい解決の方向を見出すことができないわけでございます。このつかんでおられる実情を明らかにしていただきたいと思います。

第二に、文部省や警察庁などの指導は、学校と警察との協力強化ということで、非行生徒などの処置を安易に任せられる傾向が助長されておりますが、教育長あなたはこの問題についてどう考えられるのかお尋ねいたします。

第三に、非行に走っていく要因として、授業についていけない子供の問題でございます。いろいろと対策は立てられて取り組んでおられますが、授業についていけない子供の現状をどう把握しておられるのか。もうすでに小学生の時期から落ちこぼれ、落ちこぼしという問題が出されております。この現状についての把握を報告していただきたいと思ひます。

第四に、非行を出さないためには行政としてどんなことを取り組むかと、こういう点では数点挙げて意見をお聞きしたいと思ひます。

まず第一に、一人一人の子供に行き届いた教育を行う。このためには、一日も早く四十人学級が実現望まれるところでございますが、政府・自民党などでは十二年、大変遅いわけでございます。こういう点でこの四十人学級実現のために国、県へどのように働きかけておられるのかお伺いいたします。また、高校増設が必要でございます。今度五十八年度を目指して高校増設されるということでございます。このことを強く要望すると同時に、ことしの高校定数が発表されておりますが、ことしというのから来年度でございますが、この定数減に対してどのように考えておられる

のかお尋ねしたいと思ひます。また、三番目には、教員定数をもっとふやす。先生方が教材研究に追われて十分そのこともできない、こういう実態も明らかにされているところでございますし、この定数をふやすために国や県へ働きかけていく。このことについてどのように取り組まれておられるのかお尋ねいたします。第四には特別教室などの施設整備を一日も早く進めていくことが必要でございます。この点についてお尋ねします。第五に、マンモス校をなくしていくその計画はどうか。どのように取り組んでおられるのか明らかにしていただきたいと思います。

第五に、非行をなくして行き届いた教育の実現、学校ぐるみの取り組みを進めさせていただくことが必要でございます。教育委員会として具体的に取り組まなければならない点についてお尋ねをしたいと思ひます。

第一には、何と申ししましても非行を出さない。このためにも、教職員のみとまり、一致協力した体制をどうつくっていくのかという点でございますし、常磐の問題にしろいろいろ聞くところによると、先生方の一致した団結ががち取られていない。この点をどう把握しておられるのか明らかにして、その対策についてもお伺いいたします。二つ目には、先生方が悪いことは悪いとして毅然とした態度を貫くこと、このことが必要でございますし、三つ目には、学力の問題を重視して、知る喜び、学ぶ楽しさをすべての子供にも与えていく問題でございますが、先日授業についていられない子供に対する対策、数ページにわたって報告をしていただきましたが、この効果についてもお尋ねをしたいと思ひます。四つ目には、子供の自治活動を基本にした活動、また行事を活発に取り組むことが必要でございます。生徒会の取組みでありますとか、また運動会などの取組み、こういう取組みの中で、子供の知恵と力を引き出していく指導が大切でございますが、残念ながら今日の運動会お荷物的になって日にちが早くなって、十分な準備をすることなく取り組まれている、この点についてどう考えておられるのか。また五つ目には、父母と率直に話し合い、緊密な協力関係を打ち立てることが必要でございますが、先ほども申しましたように、事件、こういうものが起こりますと

ひた隠しに隠していく、こういう傾向があるわけですが、必要な部分には正しく知らせていくこと、そして問題を起こした子供の家庭との連絡については、子供の幸せを考えて真っすぐに育てるという共通の立場に立って率直に話し合われるよう学校、教師側が努力することが必要でございます。これらの問題についてどう指導されておられるのか。六つ目には、学校運営を民主化して、教職員集団の活発な討議で計画的、総合的な取組みを進めることが必要でございます。生き生きと教育に打ち込める職場づくりを行うこと、また指導力に対して限界線を引いて、安易に施設収容や転校によって指導上の困難を解決しようとするのは、教育の場にふさわしいことではありませんが、この問題についていままで対処されたことをよく見てみますならば多くの問題があると思えますし、これについての教育長の考えをお伺いしたいと思います。

第六には、PTA活動に対する指導援助という問題でございます。非行問題が学校、教師の努力だけでは解決できないことは明らかであります。地域の教育、文化環境を整え、子供たちの自主的自治活動を育てる努力とともに、とりわけこの青少年の非行化に大きな影響を与えている暴力団や反共、右翼団体などへの批判を強めるなど父母、住民が非行の芽を断つため地域ぐるみの運動に立ち上がり学校に協力することが急がれておりますが、そういう点でPTAに対する指導、援助が重要になってきておりますし、残念ながらPTAが後援会的な活動から脱却して本来のPTA活動を重視していかなければならないと思えますが、教育長はこの点についてどのように考えておられたのか、またどのように指導をしてこられたのかお尋ねしたいと思います。また、ここ数年のPTAからの学校に対する寄附採納が幾ら行われ、その中身はどんな性質のものであったのかお伺いしたいと思います。四日市市にも教育研究所が設置されいろいろと活動されておりますが、これをもっと充実させていく必要がありますし、姫路市では市立の教育センターなどをつくって大きな成果を上げているようにございますが、四日市でもこのような計画を早期に実現することを必要だと思います。市長のお考えをお尋ねしたいと思います。また、幼稚園、小学校との連携を強めていく、こういう点では私立の幼稚園に対する指導援助と、このことも重要ではないかと思えますし、この点についてお尋ねをしたいと思います。

第三点目は、福祉問題でございます。

第一番目に、老人問題でございますが、今後高齢化社会が確実に来るわけでありまして、いまからその計画を立て取り組んでいかなければなりません。こういう点で老人問題は扱う場所が、社会課にも福祉事務所にもというふうに分かれておりますが、この老人係などを設置して総合的に計画を立てて取り組んでいくことが必要であると思えますが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。また、現在特別養護老人ホームが入所難で二十人程度の方が待機をしておられるわけでありまして、聞くところによりますと、特特養ができれば解消するであろうということですが、民間だけに依存するのではなく、市立の特別養護老人ホームの建設もあわせて考えなければならぬと思えます。この点についてお尋ねしたいと思います。ことしの九月九日に札幌市で第二十二回の日本老齡社会科学会が開かれまして、特別養護老人ホームの理事長であります川村氏が報告をしております。この中にもことし初めの四日市市内における六十五歳以上の寝たきり老人を抱えた家族六百四十六世帯にアンケート調査し、百九十二通の回答を得た報告がなされておりますが、この中でも老人福祉は、老人だけをめんどろ見ればよいのではなく家族ぐるみの福祉が必要だと。その面ではまだまだ不十分で福祉の切捨ては論外だ、このように話されておるわけでありまして。この調査報告の中でも四〇%の方が貯金を食いつぶしている状況であります。家族の団らんがない、こういう家庭が三二・六%、また、日常ふだんに世話に追われていらいらしている、こういう方も二三・八%、また病人とうまくいかない、一七・五%など悩みは深くありますし、またこのことによって家庭内不和や離婚が十一人と、また自分自身も看護疲

れで病気になったと、そういう方が四人、そして最も恐るべきみずからの命を断った人が一人、このように報告をされているわけですが、その中でも圧倒的には自分の家で看護をしたい、こういう方もみえます。しかし、この寝たきり老人に対するリハビリテーションを受けたのはたったの二四・三％であった。こういう状況でございますし、ぜひこの報告書も手に入れて参考にさせていただいて、老人福祉に積極的に取り組んでいかれることを要望したいと思えます。

第二番目は、福祉電話の問題です。福祉電話は五十五年度で打ち切る計画だということで聞いておりますが、市としては要望者の実態などを考えた場合、もっと増設していくことが必要だと考えておりますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。また、現在電話を持っている方でこの福祉電話の対象者となる人に対して基本料の補助を考えたことができないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第三番目には、身障者の授産施設の建設についてであります。四日市市においては肢体不自由者が十八歳以上で二千四百七十七人、このうち一、二級の人が七百九十三人もおります。他都市においては福祉モデル工場などをつくられて成り立っているという点を聞いています。来年の国際障害者年を記念して授産施設を一日も早く建設することについてお尋ねをしたいと思います。

第四に、ホームヘルパーが現在二十四人で百五十四世帯に対して看護がなされておりますが、先ほど申し上げました報告の中にもあるように、寝たきり老人を抱えた家庭は悲惨な状態であり、ぜひこの制度も所得制限を緩和するなどして、また一部負担をするなどして、これらの家庭に救いの手を差し伸べることが必要であると思えますが、どう考えているのかお尋ねをしたいと思います。

第五番目に、私立保育園に対する指導の問題でございます。公立保育園と比較して私立保育園の労働条件が悪い、このために保母さんの勤続年数が短いという問題があります。勤続年数が短いから悪いということではございませんが、やはりよりよい保育を目指していくという立場からも、私立保育園の保母さんの労働条件をよくすることは必要だと思いますが、これらに対する指導、援助をどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

六番目には、西老人福祉センターの増設の問題であります。収容人員に比較いたして利用人数が多いことは、すでに実績上も明らかになっておるところでありますし、できるだけ早期に増設することが必要でございます。この問題についてどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

第七番目には、今日の不況、インフレの中で生活保護家庭が大変な生活困難の中に見舞われているわけでございますし、灯油の値上げ、また九月までは電気料が半額補助であったわけでございますが、十月からは全額出さなければならぬ。こういう点で、冬を迎えるに当たり大変厳しい思いをしているところでございますし、市としてこれらの人たちに對して、法外援助として灯油代や電気代を支給することができないのかどうか、この点をお尋ねいたします。第一回目の質問を終わりたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

午後二時十一分再開

○市長（加藤寛嗣君） 佐野議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問が教育、福祉全般にわたりましたので各般のご要求でございますし、冒頭に政治姿勢の問題についてお話がございました。私は佐野議員のご意見いずれもごもつともだと思っておりますが、今日の社会経済情勢から言いまして、本来的に国家の政策に属する面がかなり多いことは事実でございますし、その限りにおいて住民自治の立場を貫けというお話でございますが、私は住民自治の立場を貫いて今日まで来たつもりであります。したがって、国会で議論を出しました結論については従わざるを得ないというふうに思いますし、その改正について意見がある場合には、私としての立場から申せば、市長会を通じて国の方にお願いをすることでございます。そういった立場の改正についてまでここで論ずる必要はないというふうに私は考えておるのでございます。

そこで、福祉の水準の問題について、私は負担の公平化、適正化という問題はあるにしても、水準そのものは切り下げるべきでないということをお願いしてまいりました。ただ、場合によっては老人医療費の問題等で負担の仕方が多少変化していくことは予想されるわけでございますが、その場合にでも適切な変化、今日の社会情勢、あるいは経済情勢、あるいは財政需要というものと照らしましてやむを得ないということもあろうかというふうに思うのでございます。農業問題にいたしましてもしかりでございます。やはり私がそこで政策の選択の問題が出てくるであろうというふうに考えるのでございまして、それは個々の具体的な問題について今後国に働きかけるべきは働きかけ、われわれが背負うべきは背負っていかざるを得ないというふうに思っております。

失対事業等についてもお話がございましたが、今日失業者の救済ということを国なりあるいは自治体、国というのは少し違いますが、失対事業だけでそれを救済していくというには私は無理があるだろうというふうに思っておりますのでございまして、民間企業もそれなりにご負担をいただかなければならぬところであろうというふうに思っております。

おる次第でございます。

以下、教育問題、福祉問題等について非常にたくさん羅列的に問題点を挙げられましたが、いずれの問題も重要な問題ばかりでございますが、これらの問題解決のためにはやはり財政的な裏づけというものが必要でございます。したがって、これらの問題を一挙に解決をするということは不可能と言わざるを得ませんし、そのことは佐野議員も十分ご承知だろうというふうに思うわけでございます。したがって、それぞれの年度年度において計画を立て、できるだけ早く皆さんにご安心のいただけるような社会づくりを進めていくべきであると、かように私は考えております。私はこの考え方については市民の皆様からご支持を得たものというふうに確信をいたしております。今後一生懸命に努力をいたしてまいりたい。ご協力をお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 大変広範囲な教育問題につきましてご質問をいただきましたので、多少頭が混乱してはるか分かりませんので、順序不同になります点はお許しを願いたいと思っております。

まず、現在の非行問題をどう把握しているかということでございますが、大変重大な時期に直面しておると考えておるわけでございます。学校、家庭各々反省すべき点が多々ございますし、また社会環境もご存じのとおり、青少年にとって大変悪い社会環境が現実でございますので、全市民がそれぞれの立場に立って反省をして対処をすべき時期であると、そういうふうな把握をしておるわけでございます。

四十人学級、教職員の定数増の問題につきましては、ご指摘のとおりのごでございますので、私、県の都市教育長会の世話役をさせていただいておりますので、県の方へ二回ほど陳情いたしましたし、また国の問題でございます

ので文部省、大蔵省、その他の関係筋の方へ、二回ほど三重県として陳情もいたしております。

特別教室の整備及びマンモス校の解消といった点は、教育委員会といたしましたは重要な課題であるというふうに把握しておりますので、努力をいたしたいと、そう考えております。

それから、子供の自治活動を促進する必要がある。たとえば運動会にしましても、子供の知恵と力を出し合った運動会というお話でございました。また、非行に関連しまして、学校と家庭との連携が必要であるというご意見はまさしくそのとおりでございます。ただ、学校の生徒会などを中心に行いました自治活動も、義務教育の段階でございますので、教師の適切な指導が必要なのは言うまでもございません。

私立幼稚園に対しましての指導でございますが、ご存じのとおり、私立幼稚園は国の定めます幼稚園教育要領によって保育内容が定められまして保育が行われておるわけでございます。それで、公立の幼稚園にしましても、私立の幼稚園にいたしましても同じ四日市の子供さんでございますので、現在設置しております幼児問題連絡協議会で、これは公私の幼稚園及び保育所の関係者で構成しておりますので各々の教育課程を交換いたしましたして、それぞれの長所を取り入れるということで話し合いを続けております。と同時に、教育研究所が主催いたします教職員の研修のうちの幼稚園の先生方の研修の場合に、私立の幼稚園の先生方の参加を得ておるわけでございます。

それから、PTAのあり方に係るご質問でございますが、本市のPTAにおきましては元来の使命に基づきまして、ことに家庭教育を中心といたしまして会員の皆様方の学習、研修に努めておられますし、また校外におきます子供の生活指導、あるいは地域におきます教育環境の改善充実などのための活動をされておられるわけでございます。ただお話にもございましたとおり、たとえば廃品回収などの資金集めでかなりの額の金が、学校に対して学校の環境整備のために使用されているのもまた事実でございます。昭和五十四年度におきましては、幼稚園を含めまして、小学校、

中学校、幼稚園でございますが、廃品回収あるいはバザーその他を含めまして総計約六千四百四十四万円になっております。たとえば中学校に例をとりますと、中学校一校約六十七万という数字になっておるわけでございます。五十三年度は約六千八十四万円、五十二年度は約三千九百万円という数字が出ております。PTAのこういったことにつきまして行き過ぎのないよう、今後ともPTAの方と話し合いをいたしたいと、そう考えておるわけでございます。

それから、非行問題に関連いたしまして、学校と警察の方との関係でございますが、これは学校と警察との連携というものは、私は密にしなければならぬと考えておるわけでございます。ただ、学校内のことでございますので、教育的に校内で処理するのが本来の基本的な考え方でございます。ただ、事件の量あるいは質によりまして、先生方なりあるいは子供さんが、身体、生命の危険にさらされると、そういう度合いの非常にはなほだしいと予測される場合には、場合によっては警察の方のお世話をお願いいたすということもあり得るといふ考えを持っておりますが、基本的にはやはり教育的に校内で起こったことは校内で処理をするという考えを持っております。

それから、他の学校以外の教育施設に子供をというお話がございましたが、安易に施設等の教育機関に子供をゆだねるということは、これはとるべきことではございません。ただ、学校が指導に指導を重ねまして、また家庭の教育力がほとんど皆無であると、こういった場合に、学校以外の教育施設にゆだねた方が子供のためによいと判断された場合は、そういう場合もあり得ると、そういう考えを持っておるわけでございます。

それから、学校の先生方のまとまりの問題でございますが、教職員の方が一致協力してチームワークをとって対処するのが当然でございますが、そのためには、五十代の年齢の先生もみえますし、二十代の先生方もみえますので、十分討議をされ意見を交換されて結論を出して、結論の出ました以上は同じ歩調で生徒に接するというのが望ましいことでございます。そのように教育委員会としても指導をしているわけでございます。

あるいは落ちこぼした点があるかも知れませんが、以上で答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 福祉の問題につきましてお答えさせていただきます。現在の社会の中で寝たきり老人の置かれておる実態といたしましては非常に厳しいものがあるということは、われわれも十分承知しております。こうした寝たきり老人を抱えておる家庭の方々に対する援助の手を、できるだけ細やかに差し伸べたいということ而努力しておるわけでございます。そうした中には家庭奉仕員、あるいは入浴サービス、あるいは訪問看護等々ございますが、いろいろな点につきましてご質問いただきましたので、できるだけその順番に沿ってお答えさせていただきます。と思っておりますが、そうした方々に対して対応する機関が社会課と福祉事務所と二つに分かれておるという指摘のもとに、ご質問がまず一点あったと思うわけですが、現在におきまして政策を立案、推進する機関として社会課に老人係がございます。また、老人の入所措置等を決定する機関としまして福祉事務所の福祉係の中に担当者がおるわけでございますが、こうした二本立ての形で進めておるわけでございますが、こうした問題につきまして、確かに対象者別に福祉行政のあり方も考えていくべきだろうという点を、現在検討しております。近々結論を出したいと思っております。まずそれが第一点。

次に、特養の入所難の問題でございましたが、特養につきましては、先ほどもお話がありましたように現在青山里会が特別養護老人ホームの特殊型を建設中でございます。さらにはかにも建設の計画申し出が出ておるのが現状でございます。こうした施設の拡充整備につきまして、こうしたことによって緩和が図られようと思っております。わけでございますが、市いたしましたして、そうした施設の建設に対して助成の措置を進め促進したいと思っております。でございますが、そうした中に公立施設をつくるべきだというお話があったと思うわけでございますが、これにつきましては、現実問題として、医療機能が特に重視されておる機関でございますので、公立よりも、そうした機能を持った活力のある法人をお願いしていった方がいいとわれわれは考えておるのが現状でございます。

続きまして、福祉電話の問題でございますが、五十六年度より福祉電話は廃止するという国のの方の方針を漏れ聞いておったわけでございますが、どうも聞くところによりますと、制度として一部改正をしていきたいと、と申しますのは、福祉電話に対するニーズがまだあると、十分にあるのだということだと思っております。日常生活用品給付事業ということに変えていきたいということで、厚生省としては現在検討されておるようでございます。市といたしましても、こうした要請が現実に必要なものにある以上、できるだけ対応努力をいたしたいと思っております。市といたしましても、なお基本料につきまして福祉電話、いわゆる市から貸与する福祉電話でなくて、本人が持っているながら状況としては同じような状況にある老人の方々に、何らか基本料の助成ができないかというお話でございましたが、これにつきましては、公平な対応というような面でも一つ研究してまいりたいと思っております。続きまして、身体障害者の福祉工場の設置の問題でございますが、身体障害者の福祉工場あるいは授産施設というのは、制度上は県あるいは社会福祉法人が設置するということになっておりました。市においては対応ができないというのが現在の制度の中でございます。そうした面も考えまして、心身障害者の通所授産施設、そうしたものを市といたしましては検討しておるのが現状でございます。特に在宅の障害者に対応してということでございます。

次に、ホームヘルパーの問題でございますが、現状としましてホームヘルパーにつきましては現在の二十四名で、現制度の中での必要度は満たしておると考えております。しかし、今後社会の高齢化が進むにつれて、ひとり暮

らしあるいは寝たきり老人の数も増加していくということが当然考えられることでございますので、経済的に一応安定していると申しましょか、現在の制度にはかからない家庭に対しまして、地区社協と共同したシルバー奉仕員制度と申しますか、これは仮称でございますが、そうしたものをひとつ考えていきたいと思っております。

続きまして、私立保育園の指導でございますが、基本的に私立保育園の運営管理、あるいは保育内容につきましては、厚生大臣の委任を受けた県知事に指導監督権が付与されておるわけでございますが、もちろん市といたしましては、大切な市民の子弟を預かっている保育園でございますので、こうした機関と十分協議しながら保育の充実という面には努めてまいりたいと思っておりますが、現実に現在市といたしまして進めておりますのは、児童の入所措置あるいは費用の支弁というようなことをしておりますが、さらに公立と比較しまして格差のない保育を進めるために、職員の研修費の助成、あるいは合同職員研修会、あるいは園長会に市からも参加いたしまして、その協力指導を要請しておるといのが現状でございます。そうしたことをさらに今後進めてまいりまして、より充実した保育が公私ともできますように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、西老人福祉センターの増設、これを早期に進められないかというお尋ねでございますが、温泉利用ということから老人の方々にも非常に喜ばれておるのが現状でございます。そうしたことは、同時に身体障害者の方々からも活用できないかということで要望もございます。国際障害者年も含めましての関係もありますので、身体障害者も利用できるように施設の拡充を図っていきたいということで現在検討しております。

続きまして、生活保護家庭の生活困難を少しでも緩和するために、灯油代あるいは電気代の支給ができないかというところでございますが、こうした費用につきましては、基本的には生活保護法に基づく保護費と、そうしたものに含まれておるわけでございます。国の制度としてやはり改善していただきたいと、われわれは国、県等に要望しておるわけでございますが、市といたしましては、保護家庭の法外扶助といたしまして夏季、歳末見舞金、あるいは入学祝い金、ほかには付添い看護料の差額の援助をいたしておるわけでございます。そうした制度の中でできるだけ温かい生活ができるように今後とも援助してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いま答弁をいただいたわけでございますが、市長も言われるとおり、私も、何も私の申ししたこと一気に入れと申しておりませんが、しかし市長の政治姿勢の問題では、こういう住民、市民の暮らしと福祉をどう守るか、このことを優先すべきである、そういう立場から、やはり住民にマイナスになるような諸施策については市長としての態度を明らかにし、国、県に対して働きかけるなり、また市独自でもいろんな処置をとっていただきたい、このことをお願いしておきたいと思っております。

また、教育の問題ではいろいろ回答をいただいたわけですが、この非行の問題一気に解決することは困難だと思っておりますが、しかし、まだまだいろいろお聞きしても、教育委員会のこの教育に対する、非行に対する熱意というのが情熱、方針、また把握の仕方、こういうのが不十分じゃないかと思っておりますし、今後一層これらの問題については、起こったとこだけでなくて、起こってないところがもうすでに一般には知られていないけれども事件が起こっている。このことはもう聞いておるわけですし、十分対策を立てていただきたいと思いますし、せひとも、学校から報告されないからということと安心をされないように重ねてお願いをしたいと思いますし、また親自身も自分の子供がやられてくるとそれを学校に報告できないと、こういう状態も生まれております。そういう点でせひともこれらの問題を的確に把握して対処をされることをお願いしたいと思います。

福祉の問題では、いろいろ回答いただいたわけですが、ぜひとも先ほど申しました老人問題の報告の書類は手に入れて検討していただくと同時に、生活保護家庭に対して灯油、電気代の補助をやって、いい正月を迎えられるように援助していただきたい、このことをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 来年度予算編成に関して問うということでお尋ねをするわけでございます。

政府・自民党の来年度国家予算編成作業はいよいよ大詰め段階に入っており、二十二日には大蔵原案が内示されるということでございます。すでに所信表明に対する質疑の段階でも、また同僚の佐野議員が先ほども指摘いたしましたように、来年度の予算の編成という点はまことに異常な作業が進んでいるわけでございます。大蔵省の方からすでに骨格も明らかにされておりますが、それによりますと、膨大な赤字を抱えた国家財政再建と、アメリカや日本の独占資本の強い要求に基づく軍事費、あるいは対外経済協力費、エネルギー対策費の大増強のために、大幅な福祉文教予算の削減、生活基盤整備関連の公共投資抑制など、国民向け予算の超緊縮と、史上最高と言われる大増税や公共料金値上げによる大幅な国民負担の増を柱としたものであります。予算規模も一般会計で前年度対比九・八％程度と、昭和三十四年度以来二十二年ぶりの一けた台の伸びにとどまるということでございます。これが本当に強行されますときには、ただでさえ実収入が低下して苦しい国民の家計を直撃し、また個人消費の低迷などによる中小商工業の経営難に一層拍車をかけることは明らかでございます。また、当然のことながら地方自治体の予算編成や施策の決定にも大きな制約や困難をもたらし、市長の姿勢や対応いかによりましては、住民に二重、三重の犠牲を強いること

にもなりかねません。そこで私は、市長再選の所信表明に対する質問の中でも、今後の市政を進める上で鋭く問われている問題として、政府・自民党などの政治反動攻勢、なかんずく五十六年度国家予算編成の動向にどのように対応し市政を運営するのかをたどりましたが、また先ほどの同僚佐野議員の質問もありましたが余りはつきりいたしません。そこで、改めて、今日進められております政府・自民党の五十六年度予算編成をめぐる動向、そこで歳出削減あるいは公共諸料金値上げ等々いろいろなことが持ち出されておりますけれども、この主なものについてどのような考え方を持っておられるのか。そしてどう対応されるのか。さらに、その市財政への影響や今後の市財政の見通しを含めて、来年度の市の予算の編成、あるいは施策についてのどのようなお考えをお持ちか、そのお考え方を伺いたいと思っております。

さらに、福祉の問題等につきまして、負担の公平化、適正化はあるにしても水準は下げるべきではないというふうに先ほどもご答弁ございましたが、これはどういう意味を持つものなのか、少し具体的な内容に立ち至ってお考えを伺っておきたいと思っております。

また、市長は、所信表明において、今後の市政推進について新総合計画の随時見直しを行いながら、目標とする四つの都市像の実現を目指すことと、幾つかの重点を挙げておられるわけでございますが、基本計画実現の年次別計画もわれわれには明らかにされておられません。そして所信表明で挙げられました幾つかの重点施策につきましても、いずれも具体性に大変乏しいわけでございます。市長は選挙を通して改めて四日市市政上の課題や市民ニーズを把握されたことと思うわけでございますが、市長が来年度において特に取り上げたいと考えておられる主な施策、具体的にどのようなものがあるのか伺っておきたいと思っております。特に目玉的に、卑近な言葉で申し上げれば目玉的な考え、あるいは基本計画の見直しの必要に迫られている問題、そうした点でより具体的な内容があればお

答えをいただきたいと思えますし、さらに次の諸点についてお伺いをしたいと思うわけでございます。

一つは、学校教育の場におきまして、一人一人の子供にしっかりと基礎学力、体力、豊かな情操、そして市民道徳を身につけるための教育の内容の充実の問題ということでございますが、この面にいままでも余りお金が使われていなかった。来年度から思い切ってこの面にお金をつぎ込んでいただく、そういう方向をひとつ打ち出していたきながら、そしてそのためのいろいろな課題はあると思えますが、私は教材備品の早期整備、そして学習に遅滞が見られるいわゆる落ちこぼれ児童生徒に対する補習授業の全市的な実施と、あるいはクラブ活動強化のための条件整備に大幅な予算を組むことを求めるものでございます。

教材備品の問題は、五十五年度末における小中の現有率、これが小学校五二・八％、中学校四五・三％というふうにお聞きをするわけでございますが、これを今後すべて達成するというためにはなお十億のお金が必要だと言われているわけでございますが、五十四年度、五十五年度におきましてもわずかに年間三・五％とか三・九％、これは小学校の場合ですが、中学校の場合は五・三％、四・四％という伸びにとどまっております。こういうこの教材備品の充足の問題について、思い切った予算措置が来年度からとられなければならないのではないかとこのように思うわけでございます。長年これからかかってやればよいというものではないと思うのです。いま現に教育を受けている子供たちにもそうした教材備品が充足されることの意味が、教育現場においては特に必要だと思っております。さらには、この教材備品の中でも視聴覚備品としてアナライザーとかあるいはL・L、こういう機器の導入につきましてはほとんどいままで手がついてないと。これは私が、たとえば学習塾をやっている人たちにいろいろ聞きましても非常に効果のあるものだ。ところが、市の場合にはこれが導入をほとんどされてないと、また教師に対するその技能とございますか、これを使いこなすそういう体制が全くとられておらないと。今度このアナライザーというのが五十三年

改定の教材備品設置基準の中に入れられ、四日市市も入れるという方向をもっておみえのようでございますけれども、一学校に一セット、こういう内容では、本当に有効な教育機器を生かすことにはならない。子供たちの学習到達度を高めそして教育効果を上げることにならない。こういう必要な条件整備も思い切ってやっていかなければならないのではないかと、この点でひとつぜひ考えていただきたいと思えます。

それから、学習についていけない児童、生徒に対する補習授業の実施も、すでに各学校等でいろいろ努力はされているように思いますが、やはり全市的にこの特別の体制をとり、必要な予算をつけ、必要な人員を配置して、この点に力を入れていくことが特に必要ではないかというふうに思うわけでございます。この点のお考えをぜひ伺っておきたいと思うわけでございます。

二つ目は、所信表明に対する質問の中でも提起したわけでございますが、科学博物館の建設という問題について、やはり来年度あたりから構想をし、県、市あるいは民間の力も合わせて具体化するための予算をつける、こういう点でぜひ配慮をしていただきたいと思うわけでございます。総合計画、あるいは基本計画の中にはこれはないわけでございます。こういう点を新たに考えていただくことはできないか。あるいは四年間加藤市長のもとでこうした問題は全く手をつけないうちにおっしゃるのか、その点も改めて明らかにしておいていただきたいと思えます。

三つ目は、垂坂公園の整備促進の問題でございますが、選挙前に市長は垂坂公園の整備を促進するという問題について、地元の自治会の役員の方にも約束されたと聞いておりますが、私どももこれは強く前から要望してきたところでございますけれども、あそこの権利者の問題をめぐりましていろいろむずかしい問題もあることは事実でございますけれども、果たしてこの土地の権利がどこにあるか、どこに境界があるかという問題を手をつけ得ずしてこの垂坂公園の整備の問題はなかなか実現にはならないと思うわけでございます。事務局関係部に聞きますと、市長は

そういう約束をされたということのようでありませぬけれども、手がとてもつきませぬと、こういうことで、この調査費をつけるという問題についても来年度要求すらないということのようでございますけれども、これでは困るわけでございます。その土地の権利者がだれであり、どこに境界があるのかの問題が手がつけられないからというならば、垂坂公園整備の問題は、計画決定までしておいても宙に浮くわけでございますが、この辺を来年度一体どのように対応されるのか明らかにしておいていただきたいと思っております。

それから四つ目ですが、かねてから改善をお願いしてまいりました市道羽津山線の拡幅整備、また近鉄臨切の拡幅整備の促進とあわせて近鉄阿倉川駅周辺の整備の問題について、やはり北口の開設、あるいはあの駅西の枕木置場になつている所の問題を含めて一体の整備計画を持って臨まれることが必要ではないかというふうに思うわけでございます。羽津山線の拡幅整備、近鉄の踏切、これが現実的な来年度の課題になってきているとするならば、なおさらこの近鉄の北口再開、こうした問題は技術的な面からみましても火急の問題ではないかと思うわけでございます。この辺についての取組みのお考えを伺いたいと思っております。

それから五つ目の問題ですが、市道小杉線におきまして、西阿倉川から新海蔵橋に抜けるあの西阿倉川地内の道のネックの解消の問題です。これもかねてから指摘してきたところでございますし、改めて検討をし方策を探求するというお答えになってると思いますが、これが来年度具体的な取組みをしていただけるのかどうか、こういう点も明らかにしておいていただきたいと思います。あのネック個所の交通渋滞の状況は猶予のない問題となっているだけに、強く要望しておきたいと思っております。お考えを伺いたいと思っております。

最後に、マックイムシの防除に本格的な取組みが必要ではないかということでございますが、県等の補助金の関係だけで処理をするというのではなく、また年に一回か二回しか必要な防除対策をとらないというのではなく、どんどんと広がっているこの広がりを見ながら、その広がりに合わせて即効的な対策をとっていただく。特に空中散布の問題いろいろあるうかと思いますが、この辺の技術的な検討の問題も含めて、二十年、三十年、ときに五十年たった松などが大量に枯れていくというふうな取り返しのつかない問題であるだけに、その整備が大規模に抜本的に取り組まれる必要があると思うわけでございます。このマックイムシの防除の問題についての考え方も、来年度の考え方をぜひ伺っておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 来年度予算の編成についての具体的な問題で考え方を示せということでございますが、私はまだ来年度予算何も見えておりませぬし、ここで具体的に予算の事務当局から上がってくるのを待たずに何か言うことは差し控えたいと思っております。お許しをいただきたいと思っております。

それから、来年度の国家予算についてどういう考え方を持っておるかというご質問でございますが、国会で議論される問題でございますし、それが自治体とどういう関連が出てくるのか、具体的な法案を見ないでいまここで議論をするのは避けたいというふうに思いますが、議会終わり次第私どもはいま抱えております幾つかの問題について、国会にあるいはそれぞれ所管官庁の方にお願する予定をいたしております。

そこで、先ほど福祉の水準について切り下げないと言ったことはどういうことかということでございますが、私は四日市の福祉水準というものは、一つのものに限定して考えるべきではなくて、全体の水準があらうかというふうに思っております。全体的には水準を切り下げないというふうなことは許されないと考えておるのでございまして、現に来年度は国際障害者年でもございまして、障害者対策というものは進めなければならぬ。それが今日の計画で

果たしているのかどうかということについて私は若干疑問を持っており、もう少し検討をして一歩二歩進めた計画を盛り込んでいきたい。そういった意味で総合計画等も見直す必要があるのではないかと、このように考えておるわけでございます。さらに、こういった事業全体をとって見た場合に、負担の適正化、公平化ということをお話するわけですが、所得のある人もない人も全部ひっくるめて同じような利益を享受すると、それは今日の時代ではまだまだそこまで行っていないのじゃないだろうか。少し所得のある方々にはがまんをしていただかなければならないという問題も出てくるのではないかと、このように思っておるわけでございます。

話は余談になりますけれども、籠山京という人が書いておられます「怠け者のすすめ」という本がございます。私は実はこの本は題がおもしろくて中身がどういことが書いてあるか知らずに買って読んだわけでございますが、慶応大学卒業のお医者さんでございまして、西欧の国家をずいぶん歩いておみえになります。西欧の国家の福祉のことについてきわめて詳細に書いてある本でございまして、大変おもしろく読んだわけでございますが、福祉の水準というものをごとういうふうに考えるかということについては、日本でももう少し考え直さなければならぬ問題もあるというふうには私は受け取ったのでございます。この方のご意見が正しいか正しくないか、あるいは正しい正しくないというよりも、今日の時代に合っているか合っていないかということについては問題があるかというふうに思いますが、ご意見もあるかというふうに思います。ただ、私はそういったようなことを考えながら、やっぱり所得のある人、ない人ひっくるめてという考え方は、いまの日本ではもう少しがまんをしてもらわなきゃならぬことがあるのではないだろうか、そういった意味のことを私は申ししたつもりでおったのでございます。この点についてはいろいろ議論もあることだと思しますので、別途個別にお話し合いをさせていただきたいというふうに思います。したがって来年度どうするか言えということでございますが、もう少しお待ちをいただきたい。

来年度の目玉ということ、強いて申せばやはり障害者の方々に対する対策、それから地域的にはやはり北部の公共施設の建設等を一步進めるといことが来年度になろうかというふうに思うわけでございます。

科学博物館の建設についてお話がございましたが、私はいまの段階では計画を持っていない、今後よく考えてみたいと思っております。

具体的に垂坂公園の問題が提起をされましたが、市長はそう言ったって事務当局はお手上げたぞというお話でございますが、事務当局から私はそういう報告は聞いておりませんので、私は地区懇談会でご返事申し上げたことについてはそれなりに進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。この場合は、ごみ捨場の跡地の整備の問題と墓地公園の問題とがございまして、まずそちらの方から先に手をつけていくべきであるということ、今日進みつつある段階でございますから、それらの整備の状況とも見合いながら公園化を進めていきたいというふうに考えておるのでございます。ご理解をいただきたい。

その他の件については、それぞれ担当部の方からお答え申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 欠下小杉線から新海蔵橋に至る間の道路のネック個所の改良の問題につきましてお答えいたします。

この問題につきましては、数年前から土地所有者との間に話を進めてまいっておりますが、非常に難航して実現できていないというのが現状でございます。このことにつきましては小井議員もよくご案内のことだと存じます。そこで何かかわるべき方法はないのかということで、暫定的にでもできる方法ということでいま一つ案を練っております。

すが、暫定的には、現在の水路にふたをするという問題もあろうかと存じます。しかし、これにしましても土地所有者との問題がございますので、これらを今後十分精力的に詰めて、土地問題等解決の暁には実施してまいりたいとこのように考えております。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）お答えいたします。

教材備品につきましては、アナライザーを例にとられてその充実をお尋ねになったわけでございますが、これは五十三年に始まりまして十カ年計画で六十二年度一〇〇％と、こういう市で基準をつくりまして、今後その予算の増額について努力をいたしたいと、そう考えております。

それから、いわゆる成績遅滞児の件でございますが、これは重要な問題でございますので、補習にいたしましてもいろいろな形態がございますので、前にもお答えいたしましたように授業そのものの検討ということもございまして、今後十分にこの点については対処をいたしてまいりたいとそう考えております。

それから、クラブ活動のための条件整備でございますが、これは非行防止のためにも、また子供が学校生活に張りを持たす意味からいいたしても重要なことと言うまでもございませぬので、消耗品費あるいは備品等の予算増に努めるとともに、防球ネット等の施設整備に大いに努力をいたしたいと、そう考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 垂坂公園の計画についてただいま市長からご説明ございましたが、総合計画の基本計画の実施のための調査を予定しておりますが、調査の時期につきましては昭和五十八年度以降というように考えております。なお、事業化の年次を早めることは、継続で施行している公園整備事業との兼ね合いもありまして慎重に検討する必要があります。この公園予定地三十九・七ヘクタールはすべて民有地でございます。ただいまご説明ございましたように用地の境界が不明確なところもございまして、土地所有者が非常にふくそうしておりますので、用地の取得には相当困難を予想される部分がございますので、慎重に調査する必要があると考えております。

次に、市道羽津山線の拡幅と阿倉川北口の開設の件でございますが、阿倉川駅の北東部分につきましては鉄道側の近鉄の敷地でございます。鉄道側と協議する必要もございまして、今後協議してまいりたいというように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 産業部長。

〔産業部長（河村昭郎君）登壇〕

○産業部長（河村昭郎君） マックイムシの防除につきましてお答えいたします。

本年度の予算は二千二百五十万円全額国の補助金であり、県を通じて確保したのでありますが、市内保々、小山村、八郷、下野地区を重点的に行いました。明年度も、県を通じて国の補助金の確保に一層努力しその防除に努めたいと考えております。なお空中散布につきましては、広域的に影響があるということで、その実行にはなお検討の余地がありますので、今後十分諸般の条件を研究いたしたいと考えております。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 負担の公平はあるとしても福祉の水準は下げられないという問題でございますが、結局いまの市長のご答弁によりますと、政府・自民党等が采年度予算編成にかけて福祉、あるいは教育分野における諸制度の、今日までずっと続けられてきた制度について所得制限を強化すると、こういう方向での施策に共鳴をされるような、それと同じような意味のことを言われているように受けとめられるわけでございます。この点は、たとえば老人医療の無料化の問題について、これを有料化する問題につきましても、大蔵省等が考えております所得制限の強化という問題は、生活保護世帯あるいは所得税非課税世帯、こういうところに限定をするような方向がぐっと出されてきているわけでございます。そうしますと、もうほとんどの人が、今日せっかく国民がいろいろな運動を通して実現してきた老人医療無料化の制度を、ほとんどこれは該当しないような方向に持っていくとしてきていて、これを強化して、これが本当に実施されたら大変なことになると。これは、老人医療だけにとどまらずにいろんな各種社会保障制度についても、そういう方向に出てきておるわけでございまして、これを実施させないためにこの事前のいまあらゆる力を寄せていくという必要があると思えます。そういう意味での市長の働きどころも、いますぐあるのではないかと。また、働いていただかなければならないのじゃないか。それからもう一つは、これが強行されるということになった場合にも、市民への被害影響を最小限にとどめるために、やはり市の財政采年度予算編成について財政の民主化とともに財源の確保、そしてこの市独自の思い切った対策ということもっていかなきゃならないと。そういう意味では市長の姿勢が問われるわけでございます。国の決定に従うとかどうとかという前の問題としていま議論をしておりますし、それから各局からの予算要求という問題があるうかと思えますが、せっかく市長選挙を経てこられた中で、市政における課題とか市民ニーズの問題をつかまれたわけだと思えます。どういう方向で来年度予算を考えているかというこういう基本的な方向は、もうこの十二月議会で示されて当然のことだと思っております。この点のご答

弁があえて避けられていることを、非常に残念に思うわけでございます。

それから、垂坂公園の問題ですが、いま都市計画部長がお話のような内容の意味で市長は地元で早期整備するということをお約束されたのでしょうか。いま都市計画部長は、五十八年度以降、そういう土地の境界がわからない、所有者がわからないという調査もするようなご答弁でございます。こういう内容では、垂坂公園の早期整備ということについて地元で約束された意味と意味合いが違うというふうに思うわけでございます。この点改めてお答えをいただきたいと思えます。

それから、マックイムシの問題ですが、いま産業部長がお答えになった程度では、マックイムシの被害はどんどん広がるわけでございます。そして、たとえば都市計画部の公園緑地課に聞かましても、いまもうあそこが枯れ出してきたからすぐ手を打ってくれないかと、こう言いますが、これはもう大分前、数カ月前の話なんです、年明けから一斉にやりますわというお答えなんです。しかもやれる範囲は限定されると。先ほど産業部長がお答えのように、わずかに二千二百五十万のお金でございますから、やれる範囲も非常に限られると思えます。このマックイムシの防除の問題は、やはりもっと本格的な取組みをしようという点で、相当な決断をしていただかなければならないのではないかと思うのですが、産業部長のお答えの範囲、事務的なお答えにとどまらずに考え方を改めて伺っていただきたいと思えます。

それから、ついていけない子供たちの補習授業といいますがこの問題ですが、いまの教育長のお答えは、全市的に体制をとって前向きに考えるということなんでしょうか。いま個々の学校で、いろんな形でいろいろな努力を教育現場でしていただいているということは理解できますけれども、これがやはり全市的にやはり十分な予算や体制も整えて行っていくというこの必要があるのではないかと意味で申し上げるわけでして、改めてその辺のところのお

答えをいただきたいと思ひますし、それから教育教材備品、アナライザー等も含めてそういう教育効果というのはいかなるものなのでしょう。いまのテンポで十分だとお考えなのでしょう。その辺のところ改めてお聞きしながらその増額を特に、早期整備を特に要望したいと思います。

いま幾つかお尋ねしましたことを再答弁をいただきまして、終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 予算編成につきましては、やはりこの段階で私はもう少し研究をしないと、来年度のございますから、私は任期一ばいのことについて市民の皆さん方にお約束をしてきた。来年度に何をするかというお約束は、少しもいたしておりません。

それから、垂坂公園の整備の問題でございますが、地区懇談会でも私はできるだけ早期に整備を図りますということとを申し上げただけでございます。年度を何年度にどうするということとは申してないのでございまして、事務局がそれを受けて、いまの計画ではこれぐらいになるだろうなというふうにさっきお答えをしたのだと思ひます。後でよく考えてみたいと思ひます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 教材備品につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり昭和六十二年度に一〇〇％になるように予算の増を努力いたします。委員会としてはそういう計画でございます。ただ、教育の効果を上げるためには、教材備品もちろんこういふぐあいに充実することが必要でございますが、同時に教員のその他のいろいろ

な面の資質の充実が必要でございますので、総合的に教育内容の効果を上げるためには、考えることが必要でございます。教材備品はその一つの手段でございます。そういうふうにご答弁をさせていただきますが、教材備品の充実については、先ほど申し上げたような考え方で努力をしたいとそう考えております。

それから、いわゆる成績遅滞児のことにつきましては、これは全市的にどの小学校もどの中学校もこれに配慮をしてやっつけていかなければならないと、そういう考え方に立っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十二分休憩

午後三時四十六分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほどの市長のご答弁でございますけれども、やはり十二月議会の場というのは、現実に事務局において予算編成作業が進められているわけですし、市長も特に今期の場合選挙戦を通して公約も明らかにされ、そして一定の抱負もお持ちなわけでございます。市長がリードを持って来年度予算編成というものについてはこういう姿勢で臨みたいとかいうものは、少なくとも公式の議会で議員が尋ねているわけですし、可能な限り答えるという姿勢を持つべきだと思ひます。いまのような市長のお答えですと、四日市においては、十二月議会においては来年度予算編成問題についての議論をする場ではないということになってしまふわけでございます。国家予算の

編成も流動的でございますがほぼ固まりつつあるという情勢のもとで、それがどんな影響をもたらすものか、そういう心配の要因とか、あるいはそれに対しての対応の問題とかこういうものは、やはり忌憚なく議論に参加してもらい考え方をまとめていくというふうになされるべきだと思っております。また、国家予算の編成の場合、あるいは三重県の予算編成を見ておりましたが、各事務部局がどういう要求をするかというものもたいがい明らかにされております。また、それ以上に大蔵大臣、あるいは通産大臣、あるいは政府閣僚みずからが、この分野ではどういう来年度方針を持つかということで、たとえば税制の問題についても、財政運営の問題についても、各種審議会等に諮問もすると、そして事務当局から積み上げてきたものと最終的に整理をしていくという過程がとられているわけでございます。この国家予算編成、県予算編成においても、決して十分な公開と民主的な手続が踏まれているとも私は全面的に認めるものではございませんが、それに比べまして四日市市の場合は、この事務当局がどういう各部局でその部局の責任において要求を来年度にしていこうとするのかということも、どんな概算要求を出したのかということについても、ほとんど明らかにされません。そして査定という段階、非常に密室的な査定が行われるわけでございます。これらの点ももっと公開、オープンにして、そして市民の理解と納得のもとでよりよい予算をつくっていくという、こういうシステムもつくり上げられていかなければならないと思っております。こういう見地から言いますと、市長のいまのご答弁は非常に遺憾に思うわけでございます。この点の善処を強く求めまして終わりたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 先ほど佐野議員より老人問題について一部のお話がありました。私は私なりに勉強いたしましたので、格闘高くしんがりらしく掉尾を飾るためにはつきり質問いたしますので、加藤市長初め理事者の方々のご賢明なお答えをお願い申し上げます。

初めに、わが国の構造は、今後青少年人口が停滞的に推移する一方で、高齢者の人口が急速に増大されるいわゆる高齢化社会の到来が予測されているのが現状であります。高齢化社会とは、六十五歳以上の方々の老年人口が総人口の一〇％を超えることにより、老人の姿も多数見かけるようになり、外国でも公園などでひなたぼっこをしている国は、大体一〇％を超えているそうです。わが国では現在老年人口は一千六十三万人で比率は九・一％となっております。二十年後の昭和七十五年には一千九百六万一千人で比率は一四・三％と推測され、さらに五年後の昭和八十年にはスウェーデンを抜いて世界一の老人国になることが確実視されているのであります。そこで、四日市市の老年人口は、去る十月一日の国勢調査によりますと、昭和五十五年九月三十日現在男九千七百七十八人、女一万二千九百十九人、計二万二千九十七人で八・七％となっておりますが、二十年後の昭和七十年には一〇％台以上になることが確実に推測される老人都市となるのであります。さらに稼働人口の扶養負担問題、老人福祉施設のあり方や在宅ケア問題、あるいは雇用の場における定年延長、再雇用及び賃金並びに年金制度との関連、さらには老人の健康保持にかかわる医療供給サービス問題など、老人をめぐる課題が大きな政治問題であり、社会問題として吹き出さてきておるのであります。それでは、通告の順序に従いましてお尋ねいたします。

まず第一に、高齢化社会に直面して社会政策上の検討が要請されている課題についてであります。

一九七五年の国連報告の中で、人口高齢化のその趨勢と諸施策の中では、かつて人口高齢化現象は、先進国の固有な現象であったが、今日では世界的な現象になったと言われるように、西欧諸国は老人国としての先進国でありすが、日本も一九五〇年には出生率が低下しまして死亡率が欧米並みの低水準に達した段階で、出生率の急減を起し

てから急速な人口老齡化を招来しているのであります。それが今日にわかにクローズアップされてきましたのは、一つには、オイルショック以来の経済低調による税収入の落ち込みによる福祉財源の確保が困難になってきたことではないでしょうか。二つには、老後の所得保障として年金保険収支の悪化と、医療における老人医療の公費の負担が年々に増大していることもあるでしょう。三つには、家庭における避妊の実行率が非常に高く、昭和二十五年には一九・五%が昭和五十年には六〇%を超えて年々増加している現状であり、さらに人工妊娠中絶の増加は昭和二十三年以来野放し状態であります。ちなみに昭和五十三年度六十二万件、同年出生が百七十万人であるから、出生が二・五人に對しまして一人が中絶されて闇から闇に葬られていることになります。したがって、人口妊娠中絶の増加による出生率の低下が、将来国の活力並びに老人扶養の低下につながることを憂慮する声が高まっております。結婚難や子供を産めない生活環境がことに出生率の低下問題は、少産少死を望む国民意識の傾向もさることながら、結婚難や子供を産めない生活環境が依然として改善されていないという現実からも、高齡化社会に直面しているわが国として社会政策上の検討が要請されている課題ではないかと思いますが、いかがですかお尋ねいたします。

第二の老人対策の現状についてであります。昭和五十五年度の政府の老人対策、すなわち内閣総理大臣官房老人対策室の調べによりますと、総理府が老人問題に対する企画、調査、啓発運動などとして、老人問題の国際間の比較やシンポジウムや地域会議の開催などの一般会計予算が七千二百万円、科学技術庁が老化制御指標の設定に関する研究費として六千二百万円、国土庁が高齡者生産活動センター建設モデル事業として二億四千万円、文部省が生涯教育の振興として二億六千九百万円、厚生省が一、年金制度の改正、二、在宅福祉事業の充実、三、生きがいを高める施策の推進、四、老人のための明るい町推進事業、五、老人保険医療対策の推進、六、老人ホーム入所者の福祉増進など、七、老人居室整備資金貸付の拡充、八、大規模年金保養基地建設事業、九、厚生年金総合老人ホームの建設、十、全国老人実態調査などで一般会計が四千八百九億三千四百万円、特別会計が五兆一千七十一億四千六百万円、財政投融資七十九億円が予算化されております。また、農林水産省が農家高齡者等に関する対策の推進として一般会計六百十二億三百万円、郵政省としては簡易保険郵便年金加入者ホームの設置並びに運営として特別会計三十一億七千九百万円、労働省が一、定年延長促進対策の強化、二、高齡者の雇用の促進、三、高齡者の能力の開発、四、高齡者の能力の活用などで一般会計二十六億八千五百万円、特別会計が八百六十五億七千八百万円と計上されております。以上各省庁合計、つまり昭和五十五年度の政府の老人対策費の総額は、一般会計が五千四百五十四億円、特別会計が五兆一千九百六十九億三百万円、財政投融資が七十九億円となるのでありますが、これをさらに施策大綱別に申し上げますと、各省庁にまたがっておりますが、一、老後の所得保障、二、高齡者の雇用対策、三、老後の保険医療対策、四、要援護老人対策、五、老人の住環境対策、七、老人問題に関する調査、広報など、八、税制上の優遇措置となっております。

以上長々と申し上げました国の老人対策の予算と、政府各省庁が実施している現状でございますが、国の対応がおくれているところから、地方自治体が独自に老人対策を検討しているところも多いのが現状ではなからうかと思えます。そこで、国の予算並びに施設の中で、四日市市としていかに活用されているか、その現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

第三に、老人対策の問題点についてであります。老人問題は、生活に必要な収入の確保、健康、仕事、住宅、家族関係など多岐にわたっております。かつてはこのような問題点の大部分は、私的扶養、すなわち家族の連帯と責任で解決されてきましたが、都市化と核家族化の進展できわめて困難になり、初めにも申し上げましたとおり、老人人口の急速な増大によりまして、行政も社会システムも十分に対応することが困難をきわめているところに、私

は老人問題の深刻さがあると思うのであります。たとえば年金医療などは、政府の宣伝を待つまでもなく、まさに制度的には整ったと一応は言えると思いますが、しかし両制度ともいわば高度成長期におけるの対症療法的な要請に任せられたものであり、確固たる将来展望に立っての政策策定や計画でもなく、急いで整備した点も少なくないと思うのであります。その証拠に、今日に至りましてさまざまな矛盾と問題を提起しておるではありませんか。まず私は年金の支給開始年齢が、制度設定に当たり雇用対策への配慮が欠けていたのではないかと思えます。二つ目に、老人医療費については、老人医療の特殊性など検討をもっとと深めるべきであったと思うものの一人でございます。制度自体がいまだに不安定であるために、現在の老人の方や、また老齢期を迎えようとしている人々を不安にさせているのが現状でしょう。ヨーロッパでは年金受給は、職場、職域からの完全なる引退を意味しており、年金だけでも生活ができています。特にスウェーデンでは老人一人でもアパート生活ができると聞いております。日本の場合では、年金の水準が低いにもかかわらず大きな社会問題に至っていないのは、自立に必要な所得保障としての年金に成熟していないこと、都市化と、核家族化の進展とはいえ、いまだ老人との同居率に見られるように私的扶養への依存度が高いからと思うのであります。第二に、在宅の寝たきり老人が四十万人以上も存在する中で、昭和七十年には八十万人を超えると予測されているのであります。その中で特別養護老人ホームは、全国七百九十九カ所所定員わずか六万一千五十五人というお粗末さで、入所の機会を待つておられる老人がいっぱいで、厚生省自体が絶対数の不足を指摘しております。したがって、在宅福祉への転換を言い、福祉の日常生活化、ノーマライゼーションをうたっていますが、裏つけるマンパワー対策は不十分であり、家庭奉仕員も一万三千二百二十人で全国で七万世帯しかカバーされていない現状なのでございます。さらに現在のホームヘルプ制度の確立と、ホームヘルパーの不足解消などであります。第三に、高齢化社会を展望してと題してある新聞で、それはたそがれの世界の到来だという見方

がありました。また、東京方面で特別養護老人ホーム建設計画が発表されたとき、地元住民の掲げた建設反対の文句に、「福祉が栄える町は暗くなる」と反対標語を掲げたそうです。しかし私は、高齢化社会には必ずしもマイナス面の要素ばかりではないと思うのであります。大脳生理学の権威ある先生から、いつかこんなことをお聞きしたことがあります。人間には老化しない部分があり、それは前頭葉というものを考える機能であるというお話を記憶しておりますが、これから老齢期を迎える人々は、高齢化社会に対応してのさまざまな広範な知識と技術を身につけておられますから、かなりの高齢まで生産活動に寄与される可能性がありますので、社会的貢献も大きいものと考えるものがあります。したがって私は、街角の日だまりや公園でひなたぼっこをすることのないように、生きがいのためにも、適職の開拓に努力していただける雇用対策の充実と、老齢期をいかに生きるかについての加藤市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、福祉問題の難病対策についてであります。加藤市長初め理事者の皆さん、また諸先生方、ネフローゼ、膠原病、ベーチェット、筋無力症、血友病、クローン病、パーキンソン病といった病名をお聞きになったことがおありでしょうか。これは、ほとんどが原因も治療もわからないままの状態で大変困っておられるのであります。日本全国には、三十万人も五十万人とも言われる患者さんたちが、治る見込みのないあすを見つめつつ毎日をご過ごされている難病と言われる病気なのであります。昭和三十年代後半から始まった日本の高度経済成長は、医学の進歩、医療技術の革新、国民皆保険制の進展などと相まって、戦前戦後の疾病構造にも大きな変化をもたらしているのですが、その反面ひずみや環境の汚染、自然破壊とともに正体不明の毒薬物や、生命のサイクルをかき乱す人体への有害物質を私たちにもたらして、新たな病気をふやす一因になっていると思うのであります。検査と薬づけの医療は、新しい難病や医療病を生み、社会保険の不備と福祉思想の欠落は、その谷間であえいでおられる患者の方や家族の方々を二

重、三重に弱者たらしめて社会の底辺に、あるいはみずから死へと追いやってはならないと思うのであります。先日もある新聞で知りましたが、名古屋の団地の母親が三歳のネフローゼの子供の将来を悲観されて、子供さんを道ずれに自殺された悲惨な記事がありました。もし近所に難病相談センターでもありましたら、病氣への正しい知識と理解への手が差し述べられていたならば、このような終末はたどらなかつたと思います。そこで、現在四日市市における行政面についての難病に対する対策についてお尋ねいたします。

最後に、父子家庭対策についてであります。最近、離婚、妻の蒸発などによる父子家庭問題が大きく社会問題として取り上げられておりますが、父親が一番困っているのは、保育の送り迎えと家事、そしてほんの少しでもいいから福祉手当があればありがたい上助かるんだとの声が多いのです。また、全国どこへ行っても母子寮があるように優先住宅があればと父親たちは訴えておるわけでありまして。さらに保育園も簡単に子供を預かってくれないし、まともな仕事をやろうと思ってもできない。したがって、職場へつれていって仕事をしようになるといった悩みもわいてくるのだそうです。父親自身に経済力や再婚のチャンス、家政婦の雇用、親族との同居がある場合は、比較的問題は少ないと言われておりますが、問題なのは、家庭機能の補充の代替が全くない場合であります。特に幼い子を持つ父親ほど、妻の離婚、蒸発と同時に生活のサイクルが破れ、父子ともどもに精神的なショックにむしばまれていき、子供の養育や家事、疾病等のために定職から離れ経済的にも不安定な状態に追いやられ、最後は落莫の道をたどっていきまうので、そうあつてはならないと憂うるものであります。幸い昭和五十五年度の国勢調査が行われましたので、厚生行政基礎調査の上、この問題についてはすでになされておられると思っております。福祉部長よりご答弁をいただきましたと思います。母子家庭よりも最近には特に深刻な問題になってきていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。て第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

高齢化社会が日本では急速に進みつつあるということはご指摘のとおりでございます。高齢者の方々に対します各種の施策、対策というものが強く要請をされておることも事実でございます。一番大切なことは、やはり健康であるということだというふうに思いますので、高齢者の方々の健康づくりというものにつきましまして、さらに一段と努力を必要があらうかというふうにまず思っております。それから第二番目には、やはりご指摘のありました生きがいとしての社会参加ということではないかと思っております。高齢者事業団というのをこし発足をさせまして今日の実態でかなりな申込みがあるようでございます。私どもはやはりできるだけ、高齢者と言いましても非常に幅が広がっておりますので、ご指摘のあったような穴のあいた年代というものがあつたわけでございますので、その辺につきましまして今後の対策を考えていかねばならないというふうに思っておりますし、さらにこの面につきましましては、自治体あるいは国というだけではないに、民間企業においても定年延長等の措置を講じてもらうということが、私は必要ではないだろうかと思っておりますので、そういった面について、今後商工会議所等を通じまして働きかけをやってまいりたいと思っておりますのでございます。さらにご指摘にありました年金等所得の安定化ということも図ってまいらなければならないと思っております。ただ、国の施策で不十分なところを市が全面的に補うということもいかがかというふうに思っておりますので、できるだけの配慮はしてまいりたいと、かように考えておるのでございます。

いずれにいたしましても、ひとり暮らしご老人、あるいは寝たきり老人、さらに老人の住居対策等々の問題もありませんので、私どもはこれから言つては若干遅過ぎるくらいもあるのですが、何と言いましても問題が非常にたくさ

んありますし複雑でもございますので、各層あるいは学識者の方々の協力を得ながら、老人問題に關します研究協議機関というものを設置してまいるといふふうに考えております。設置をいたしましてそこでいろいろご検討をいただきご提言いただいたものを、来年度以降において具体化をしてみたいと、かように考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

それから、難病対策でございますが、現在二十一の難病の指定があるわけでございますが、現実にはそういう患者を抱えました家族の方々は、長期療養にもなりますので介護等も大変でございますし、精神的な負担というものも非常に多いことだといふふうに推察をいたしておりますが、当市で約百五十名ぐらい難病患者の方がおみえになるようでございます。これは推定で申し上げたわけですが、現在医療費の助成の窓口が保健所になっておりますし、病気については守秘義務もございまして、明確にこれぐらいということは申し上げかねるわけですが、やはり今日の段階でそれぐらいの患者がおみえになるといふふうに思っております。そこで、窓口は一応保健所になっておりますけれども、市の方で、保健所のことだからというふうな冷たい態度ではいけないといふふうに思いますので個々にご相談を申し上げたいと。そういった意味では、福祉部の方へひとつお申出をいたしまして、私の方でできる限りの措置を講じてまいりたいと、かように思っておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

その他の件につきましては、福祉部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 残っております父子家庭対策についてお答えさせていただきます。

父子家庭の状況につきましては、昭和五十三年の十一月に民生委員協議会が調査を行っております。こうした中で、市内で九十六世帯の父子家庭が調査対象になりました。さらに昭和五十五年の七月には、南部のブロック民生委員協議会におきまして調査をいたしました。南部地域におきまして五十三世帯の父子家庭が確認されております。父子家庭の問題につきましては、数の上で母子家庭に比較しまして、大体十分の一程度ということでございまして、現実にはいろいろ問題点を含みながらも福祉施策もいままでのところ及んでおらなかったというのが現状でございます。父子家庭の中には、一家の主婦の不在による影響が非常に大きくて、悩みごとにつきましても家事、あるいは育児、あるいはしつけ、さらには再婚等の問題が、その調査の段階で非常に困ったものだといいことで出てきておるわけでございますが、中には生活費の問題を出されている方もございますが、現実には一番問題になってくるのは、経済的な問題よりも子供のしつけの問題、日常家庭の雑事の問題、そうしたものが多くとわれわれ把握しておるわけでございます。私たちがいたしましたは、こうした家庭の子弟の保育園の優先入所、あるいは希望の家の乳児部における短期養育事業等によりまして、生活を守り、あるいはまた民生委員協議会による結婚相談によりまして家庭環境の改善を図る一方に、また社会福祉協議会にお願いいたしましたして一日里親事業等を進めておりまして、子供たちの激励を行っておるといふわけでございます。いずれにいたしましても、世相の移り変わりとともに、今後父子家庭の発生の増加といふことは当然予想されることでございます。こうした現実に対応いたしまして、地域福祉活動の一環として、家庭介護等も含めた具体的な施策が進められるよう、より以上検討してまいりたいと思っておりますので、ひとつご了承いただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 第一番目の老人問題の件でございますが、先ほど市長から、こういう問題が非常に差し迫っておる、したがって老人対策協議会の設置をと、これは私も第二回目の質問でお願いしようかと、こう思っておりましたが、幸い前向きにご発言いただきましたので、期待しております。よろしくお願いいたします。

二番目の難病対策でございますが、これは市長がそういうふうに前向きに、保健所だけではなく相談乗りたいと、これはよくわかります。したがって、窓口の方に、対接点の方々にもよく指導していただきたい。いままで相談に來ても保健所だと言って全部追いやられていっちゃったと、わからないと、こういうことでございますので、ひとつ電話をかけてあげたり親切にしてくださいるように、ご指導お願いしたいと、このように思います。

三番目の父子対策でございますが、せっかく国勢調査をされて実態がつかめるようになっておりますので、もう少し詳しく実態を調べていただいて、今後の対策を一層深く掘り下げていただくことをお願いして質問を終わりたいとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から開議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十三分散会

昭和五十五年十二月十六日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十五年十二月十六日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

川	金	大	大	小	宇	伊	伊	小	青
				治					
口	森	谷	島	川	田	藤	藤	井	山
洋	喜	武	四	良	雅	信	道	峯	
二	正	正	雄	郎	市	敏	一	夫	男

○欠席議員（一名）

野 渡 山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平
崎 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 野
貞 一 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 増
芳 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 蔵

橋 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川
本 呂 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村
増 平 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也 幸
蔵 和 蔵 已 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善

○出席議事説明者

市	助	助	市	市長	総務	財政	市民	福祉	産業	環境	都市計	建設	下水道	病院
長	役	役	長	公室	部長	部長	部長	部長	部長	部長	画部長	部長	部長	事務
加	三	坂	阿	矢	伊	毛	岩	河	水	内	石	奥	田	菫
藤	輪	倉	南	田	藤	利	山	村	谷	田	井	村	田	田
寛	喜	哲	清	三	治	道	義	昭	和	忠	三	仁	裕	裕
嗣	代	司	三	彦	郎	郎	弘	一郎	一	泰	夫	人	裕	裕

○出席事務局職員

消	防	次	教育	教育	水道	技術	代表	事務局	議事	議事	主事	主事
長	長	長	委員	委員	事業	部長	監査	局長	課長	課長	事	事
渡	川	服	山	山	村	黒	伊	佐	小	板	山	金
辺	合	鹿	鹿	鹿	山	川	藤	々	坂	崎	口	森
靖	一	昌	静	静	川	川	涼	木	大	大	克	伸
三	郎	弘	夫	夫	了	了	一	精	之	之	彦	夫

○副議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第三号のとおり一般質問であります。

なお、議事説明者として教育委員長の出席を追加要求しましたので、ご報告いたします。

日程第一 一般質問

○副議長（青山峯男君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 おはようございます。質問の通告をさせていただいておりますが、その前に去る十月三十日より十一月十日までの間、粉川議員と私は全国市議会議長会東南アジア行政視察にタイ国のバンコックを初めといたしまして五カ国の訪問をさせていただき、まことにありがとうございます。五カ国を訪問させていただきました種々学ぶことがございました。まず、貧富の差の予想以上の激しいものがあったということであり、公園や緑化の推進、住宅建設などりっぱに促進されておったものがございます。今後十年あるいは二十年後には大変りっぱな都市が建設されるのではないかと感じを深くしたのでございます。さらに中小企業団地あるいは工業地帯につきましても、私の考えていたイメージと大きく異なり、それぞれの団地の周辺には緑が多く、ややもすれば公園の中に工場がある

と言っても過言ではないと思っております。住宅団地にも同じようなことでございました。非常に環境のよい中で住宅が建設されていたところもございます。特に小企業団地などにおきましては、建物が高層住宅ではないかと思うような建物でございました。また、逆にスラム街もあり、その貧富の差は先ほども申し上げたとおりでございます。たとえば、好ましい表現ではないと思いますが、日本の終戦当時のバラック建てのようなことを思い浮かべたのでございます。中でもバンコックでの水上マーケット周辺には特にひどく、常に床下浸水を考えさせられるような生活環境でございました。水道もなく、雨水をかめにためて生活用水としているなど大変なところでございました。そのような生活でありまして、病人はほとんどいないと言われており、いずれの国でありましたもまた盗難注意に十分な呼びかけがありました。さらに小中学校あるいは幼稚園もりっぱなところもありました。校庭全面に芝を植えてあるすばらしい学校もございました。また、あるところでは午前登校する子供、午後から登校する子供、さらに四交代の授業をしている学校もございました。先生は大変であろうと思つた次第でございます。言論の自由でない国もあり、五カ国を訪問してやはり日本が非常に恵まれ、幸せな国であるということを感じて帰ってきたのでございます。以上のようなよい点を踏まえながら若干の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。市長が再選されました五カ年計画の促進状況なども含めてお伺いしたいと思いますので、よろしく関係理事者の方々のご回答をお願い申し上げます。

第一問につきましては、住環境の問題についてお尋ねをいたします。

第一点といたしまして、四日市の総合計画につきましては、私たちが生活を営み、向上する努力を続けておる上で衣食住は欠くことはできません。中でも住環境につきましてお尋ねをいたしたのでございます。四日市市総合計画の中で健康で文化的な生活の向上を図るためないし住宅については、「快適な居住環境の中で住みよい広さと質を満たす

ため、また持ち家対策を推進するとともに公営住宅の供給と改善を図ります」と述べられておるのでございます。この中で私は、特に「快適な居住環境の中で住みよい広さと質を満たすため」云々ということに對しまして、具体的にどのようなお考えをお尋ねしたいのでございます。先ほども若干述べましたように、東南アジアの中でもシンガポールでのトア・パヨ住宅団地では広大な公園緑地の中で運動広場もあり、その中に住宅が建設されているのではないかとと思われる住宅環境でございました。また、町の美化につきましましては、たばこの吸いながらあるいはごみなど道路には捨てておりません、きれいな街でございました。このようにして住環境につきましましては、非常に力を入れているように思いました。本市での住環境では緑も少なく、健康づくりの上から非常に残念に思うのでございます。したがって、現存する居住地にでき得る限りの緑化促進をする必要があると考えております。

なお、公営住宅におきまして、近いうち増改築等を必要とする、たとえば伊倉とかあるいは石塚、日永、泊などの市営住宅、さらには坂部が丘の平屋とかあるいは曙、浜町などその他の改造を必要と考えられますところ、さらには新たに団地などを建設する場合など緑化や広場などを十分考慮して計画する必要があるのではないかと存じます。これらを踏まえまして、四日市市の総合計画での住環境計画の完全実施にどのような具体的な計画をお持ちでありますかお伺いいたします。

第二点につきましては、臨海工業地帯に近い住環境についてでございます。長い間公害や災害問題に悩まされ、しかも交通公害などにも悩まされております。これらの地域より毎月転出者が多く、しかも住環境が悪いために余儀なく移転をせざるを得ないという状況でございます。このような地域での健康にして文化的な生活を送るにふさわしい現状ではございませんでしょうか、新しい総合計画の中でどのようにして住環境の整備をなさろうとされておりますか、お伺いいたします。

第二問は、災害防止と自主防災隊についてお尋ねをいたします。第一点は災害防止についてでございますが、災いは忘れたところにやってくると聞いておるのでございます。私は、昨年十二月議会で東海沖地震が予想されていることから、それらの対策につきましましてお尋ねをいたしました。市のご回答はそれほど心配することはないのではないかというようなお答えでございました。しかし、私は大いに心配をしている一人でございます。その中できょうは企業が行いました地下埋設管についてお尋ねをしたいと思います。

工場敷地内での埋設管は別にいたしまして、生活道路や歩道の下、さらには民家の前の道路下に埋設されている送油管につきましては、耐用年数は経過したものであらうと思っております。調査をした結果まだ大丈夫であるという消防長のお答えも聞いております。しかし、すでに埋設して二十年を経たものもございます。これらは定期的に全面的に取替えをすること及び埋設位置の変更、すなわち民家の前の埋設はしないということはどうでしょうか。民家のあるような道路下に危険物、送油管が埋設していることに付近住民は非常に神経をとがらせて、安心して生活することに困難の苦情を申し出る人も少なくありません。現在およそ危険物としての約二十五種類が、また可燃物として約十五種類が、不燃物として一種類、その他都市ガスなども埋設されていると考えられます。このようなことから申し上げまして理想的な住環境でありませうか。付近住民は、地震の心配と静岡でのガス漏れによる爆発など心の休まる時もないとまで申されております。この問題につきまして、どのように対処されますかお伺い申し上げます。

第二点は、自主防災隊につきましては、本年三月一日より施行されました四日市市自主防災組織要綱が発足いたしました。それぞれ地域におきまして組織されつつあります。最近は何国で地震やビル火災、ホテルの火災など悲しいニュースが多いように思います。このようなときに自主防災隊が各地に組織されますことは、早期に消火や救出がで

きるということでまことに喜ばしいことであると思えます。しかし、具体的な行動や訓練などにおきまして、若干の心配が考えられるのでございます。それは、地域の防災隊と消防団との関係、また市の防災対策室と消防署との関係でございます。指導や指示体制あるいは自主防災隊での準備するもの、器具や用具等の問題、そして助成金や地元出資等多くの問題がございます。防災対策室よりは十萬円の助成金をちょうだいして器具や用具等を購入したのでございますが、十萬円では全く不足し、最小限にいたしましたも不足を生じて自治会費からの出費が必要となっております。このような地元負担の解消や指導、指示、訓練など市における組織の一本化はできないものでありまじょうか、さらに訓練や出動時において損傷した場合どのような救済がとられるのでありまじょうか、お伺いいたします。また、助成金の増額につきましてもお答えを賜りたいと存じます。

第三問につきましては、通称第一、第二コンビナートの移転とその跡地の利用や埋立てについてお伺いを申し上げます。これは私個人としての考えであり、将来四日市像としての一つでございます。この地域を公災害等より守り、住環境の改善等も含めまして次のように考えているのでございますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

その第一点といたしまして、四日市における第一と第二コンビナートを移転してはどうか、そしてその跡地利用につきましては無公害、無災害など安全性の強い内陸型産業の進出及び一大緑化また、住環境の改善や商業地域などに活用してはどうかと考えております。これはあくまでも住民の健康と安全を守ることが大前提でございます。すでに既設の諸施設は二十年を越し、三十年を迎える企業もございます。耐用年数に達しつつあるのではないかと思っております。この辺で思い切って省エネ時代にも入り、施設の改善が必要な時期に来ているように思えてなりません。市長のお考えをお伺いいたします。

第二点につきましては、埋立ての問題についてでございます。先ほども申し上げましたように、この第一と第二コンビナートを第三コンビナートの出島方式として四日市港の防波堤沖に必要な面積の埋立てをしてはどうかというところでございます。その埋立地へ最新式でしかも安全性の高い施設を建設し、好ましい環境の中の企業進出ができるのではないでしうか。現在の状況の中の改善は大変なことであり、しかもコンビナートに隣接している市民は、一日も早く移転して危険なものを取り除いてほしいという考えが強いのでございます。いかがでしうか、市長及び四日市港管理組合の立場から三輪助役よりもお考えを賜りたいと存じます。

第四問につきましては、四日市市南部に対する公共下水道整備につきましてお尋ねをいたします。南部と申ししましても、塩浜地区におきましてはようやく手をつけていただいたという感じがございます。私は、去る六月議会でも若干質問をさせていただきましたが、そのお答えの中で天白川以南の日永、四郷地区などにつきましては、市の公共下水道として整備をいたす予定にしております。現在その基本計画を策定している、ないし認可区域の進捗状況等見きわめながら早期実施に向かって努力をいたしたい考えでございますとお答えになっておられます。この点どのようにお進めになっていられますか、また私は短気なのか、来年度の予算の中に日永、四郷地区の公共下水道に対する予算または処理場の確保など市の予算として組み入れるようにお考えあるいはご計画はあるのではないかと考えているのでございますが、これらの点についてどのようにお考えかお伺いいたします。

第五問につきましては、平山物産の悪臭問題と新化製工場につきましてお尋ねをいたします。私も再三申し上げているのでございますが、まず早急に平山物産の悪臭の解決をすべきことであり、これはどうして解決できないのでございませうか。いつまでも現在のような状況が進みますと、市のやり方や今日までの私どもに申されてきましたことに対して信用ができなくなるというおそれが出てくるのでございます。このままですと、市が新しく化製工場の促

進を行っておりますが、この問題につきましては無公害であり、絶対迷惑をかけないと申されていることにつきまして、私は信じられない気持ちでございます。したがって、私はまず平山物産の問題を解決した後、改めて新化製工場の建設問題を考えればよいというふうに思っておりますが、市長はどのようにお考えになってますかお伺いをいたします。

これで第一回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいま大島議員から東南アジア五カ国の貴重な訪問のお話を伺いましてありがとうございます。大いに参考にさせていただきたいと思っております。ところで、第一番の四日市の総合計画における住環境についてでございますけれども、その中で総合計画の住環境についてということでございます。この中で四つほど質問があったと思っております。

まず第一点は、快適な住環境にするためには具体的にどのような考え方を持っているかということでございますが、特に目新しいことはございませんが、いままで申し上げておりますとおり、既成市街地あるいは新市街地にある限り多くとりまして快適な環境づくりをしていきたいというふうに考えておるわけでございます。すでに浜田地区あるいは西浦地区におきまして区画整理事業を進めておりますが、今後ほかの地区でも一層事業の推進を図りたいというふうに思っておりますけれども、これには何といたしまして地域の住民の方々のご理解とご協力がなければなりませんというふうに思っております。そういうことでございますので、さらにじみちに住民の方々の

対話を進めまして、今後合意の得られるよう努力をしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、町の美化についてでございますけれども、これは市におきまして定期的に道路、公園等の清掃、除草を行っておりますが、最近多数の市民の方々のご協力が得られるようになってまいりました。特に地域の公園につきましては、自治会等で清掃、除草等の管理をしていただいております。地域あげての美化意識が定着してまいっております。今後はさらにこの輪を拡大していくよう努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、緑化につきましてはも質問があったと思っておりますが、これは今後とも都市計画公園の一層の整備を推進していきたいというふうに思っておりますけれども、それとともに公共施設等の緑化を積極的に進めますとともに、植木市の開催あるいは草花運動等の展開を行って緑に対する市民意識の高揚を図ってまいりたいと、そういったしまして本市を緑で囲み、住みよい都市とするように努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、四点でございますが、公営住宅の建て替え時に対する配慮というようなことで質問があったと思っております。これにつきましては、市営住宅のうち老朽化したものあるいは狭小化したもの等が既設団地にまだ数多く残っておりますが、このような団地につきましては、現在北条町で行っておりますように入居しておられる方と十分協議をしながら順次建て替え事業を実施してまいりまして、居住水準の向上を図りますとともに周辺地域との調和に十分留意をいたしまして、オープンスペース等の確保をいたしまして緑を確保したいというふうに考えております。

次に、臨海工業地帯の住環境等につきまして質問がございましたが、臨海工業地帯に近い地域といたしましては塩浜、浜田、港あるいは橋北等がございますが、この地域は土地利用の用途につきましては主として工業圏でございますけれども、なおかなりの住居地域が残っております。大気汚染あるいは交通騒音等がございますが、これを逐次解消してまいりまして住居圏を確保するよう努力してまいりたいと存じます。具体的には、市街部におきましては

区画整理事業やあるいは都市開発事業または沿道環境整備事業等の手法が考えられますが、臨海工業地帯に隣接するところには遮断緑地、避難路あるいは遮蔽建築物等の設置をいたしまして整備を進めていきたいというふうに考えております。現在具体化しております計画といたしましては、塩浜の中里住宅跡地の活用でございますが、この中で二十三号線の沿道の環境改善を図るために遮断緑地や運動公園を計画しておる実情でございます。また、港地区におきましても、納屋運河の埋立てによりまして緑地を確保するよう事業を進めておるところでございます。いずれにいたしましても、良好な住環境を確保するにつきましては、行政が努力をすることは当然ではございますけれども、それとともに市民の理解、ご協力がなければ実現がされないというふうに思っております。今後一層地域の住民の方々と協議を重ねながら適切な手法を選択いたしまして事業を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

○副議長（青山峯男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 質問事項第二の災害防止と自主防災隊についてお答え申し上げます。

第一の災害防止について、特にコンビナートの埋設配管の安全性についてお尋ねがございましたが、コンビナートの場外配管は、ご案内のように昭和三十四年から四十五年にかけて埋設されたものがほとんどでございます。この配管の材質につきましては、せんだっての本会議でもご説明申し上げましたが、非常に安全性の高い圧力配管用鋼管という材料が使われておりまして、埋設配管として最も適しておるものというふうに言われております。

次に、この埋管の一番問題になりますさびる、腐るといふことをどのようにして防止していくかということですが、これもさきにご説明申し上げましたが、外面にアスファルトジュートによる被覆を行いまして、さらにその上に電気防食設備を取り付けてほぼ完全に近い腐食の防止を図っておりますことから、これら配管につきましては、その耐用年数は半永久的なものであると考えられておるものでございます。これに対しまして消防といたしましては、これらの腐食防止機能がいずれの時点におきましても正常に働いていることをチェックするため、関係法令に定める定期的な点検のほか、本市独自に定めました石油類導管保守管理基準というものに基づきまして、埋設後十年を経過した配管につきましては、毎年直接掘り出しまして検査を行っておる状況でございます。ちなみに昭和四十七年からこの掘り出し検査を実施いたしまして、本日まで九十二本の埋管の検査をいたしておりますが、その結果はいずれも何ら異常が認められない、ほとんど埋設時と変わらないという状態でございます。今後とも十分な安全確保を図っていく所存でございます。

次に、埋設配管の位置変更についてでございますが、さきに申し上げましたとおり安全性は確保されておりますが、今後の課題として受けとめまして検討をしていきたい、このように考えております。

次に、都市ガス等の事故防止についてどのようにしておるかというお尋ねでございますが、すでにこれも前に申し上げましたように、静岡市においてあの事故が発生しました直後、市内の一応の対象地域について特別査察を実施したわけでございます。さらにその後恒久的な体制をつくっておくということで、県の防災課を中心にいたしまして関係機関の間に漏洩防止対策、それから事故発生時の連絡協調体制等について八月二十七日を第一回目といたしまして、去る十二月九日第二回目の検討を実施いたしました。年内に何らかの体制づくり、方針づくりをいたしたい、このように考えております。応急措置としまして当四日市市だけの関係機関が集まりました当座の措置を決定しております。

続きまして、自主防災隊の件でございますが、大規模災害に適切に対応し、被害の軽減を図るためには地域ぐるみ

の防災体制を確立することが大切であり、市民の防災意識を高揚して自主防災組織づくりを推進しておりますが、現在小型動力ポンプを装備した防災隊とこれらの装備を持たない防災隊とが結成されております。これらの自主防災隊と消防団との関係につきましては、消防団が法律に基づいて組織されております公設に近い消防機関であるのに対しまして、自主防災隊は地震その他の大規模災害に備えまして地域の安全を守るためにつくられたものでございまして、コミュニティ活動の一環として活動を願っておることが言えると思えます。そういったところから、それぞれの性格は相当異なっております。消防団は地域の防災活動の核であるということはこの前も申し上げたかと思えますが、自主防災隊に対して私どもの訓練、指導等につきまして補助的な指導をしていただくという関係にございまして、また、自主防災隊の訓練につきましては、非常時により的確に活動する必要があるということは申し上げるまでもないことだと思えます。消防といたしましては、小型動力ポンプを装備しております自主防災隊に対しまして積極的な指導を行っております。若干細かくなりますが、昭和五十四年度の訓練状況を申し上げますと、五十一回訓練を実施しております。さらに五十五年度になりまして十一月末現在で、これはポンプの点検等も含んでおりますが、百六十回の訓練を実施しておりますという実情でございます。装備を持たない自主防災隊につきましては、結成後間もないということもございまして、これから装備を持ってないということから、それぞれ地域に合った訓練をそれぞれ自主的にやっていたらという点についてでございます。そこで自主防災隊の方々がご不便をお感じになったときに私どもに出でてきて、一遍こういう点について相談に乗れとあるいは教えるということがあった場合に出向きまして、それぞれ要望に応じておるといふ実情でございます。今後は組織に合った、装備に応じたそれぞれの訓練を強力に実施して、その徹底を図ってまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○副議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第三点、コンビナートの今後どう考えていくかということについてお答えを申し上げます。と思います。

先ほど大島議員のご発言、ご意見、きわめて大胆なご発想でございました。

理想的に言いますと、臨海工業地帯と一般住宅地域が分離をされていることが一番いいというふうに思うんですが、今日四日市の南第一、第二コンビナートについては必ずしもそういう形になっていない、しかもこの第一、第二コンビナート建設後すでに二十数年を経過いたしておりますので、各施設がそれぞれ更新期に入っております。事実でございます。現実には各企業の状況を調べておりますと、逐次施設を更新ということで申請が出てまいっております、それぞれの段階で審査をいたしまして公害に影響がないかどうかということを詳細調べた上、安全なものについてはそれを認可していくという姿勢で今日に至っております。理想的に言いますと、先ほど申し上げたようなあるいは大島議員のご意見のとおりでございますが、今日の経済情勢あるいは社会情勢、そういったことから申しますと、コンビナートの各社をござと新しい工業地帯へ持っていくことは、事実上はきわめて困難でございまして、その理由といたしまして、伊勢湾地域、東京湾、大阪湾、ともに石油精製あるいはナフサ分解センター、そういったものの新しい立地あるいは新増設ということが強い規制を受けておるわけでございまして、このため第一、第二コンビナートをスクラップをして、そしてどっかへそれを持っていくことになりまして、この伊勢湾地域以外へそれを持っていかねばならぬかなか認められないという問題も一方であるわけでございまして。したがって、いま私どもが考えておりますことは、先ほどご指摘のありましたように、四日市港のさらに大きな埋立地を造成いたしましたので、そこへできるだけ施設を移転をしてもらうように誘導をするということは必要だと思っております。

こっちのコンビナートをやめてこっちへごそと全部何か普通の工場を持っていくような形ではちょっと持っていないというふうな思っておるわけでございます。もちろん、この逐次施設を新設する場合に公災害発生を増幅させないという配慮が必要でございますし、新しい施設というものはそれなりにそういうことを考慮した施設が、設備がなされておるわけでございますから、そういった近代技術を取り入れた形でのスクラップ・アンド・ビルドというものが今日行われているというのが実態でございます。コンビナート地域全体を合計いたしますと、私は二百万坪以上の敷地がないと全体を向こうへ移転させるということは、いま申しましたような一つの大きなネックがあるわけですが、そういうネックを解決いたしましたとしても二百万坪以上の大きな埋立地をつくらなければならぬ、こういう問題があるわけでございますから、早急にはそういうことはなかなかむずかしいと言わざるを得ないわけでございます。

それから、第二番目の理由といたしまして、現在石油精製あるいは石油化学、そういったものは生産過剰である。いわゆる発展途上国あるいは産油国、そういったところで石油精製、石油化学というものは逐次生産を進められつつあるようでございますので、世界全体からいいますと、新たにナフサのセンターを日本につくるということはやはりオーバープロダクションになるわけでございます。したがって、むしろこの石油精製あるいは石油化学、その内容が少しづつ体質を改善していくという方向に向かざるを得ない、いわゆるこの製品の高度化といえますか、石油化学製品というだけでなしにむしろフイケンケミカルとっておりますけれども、薬品工業あるいはこれに類する質のものに少しづつ製品の内容を転換していくと、こういうことが考えられるわけでございますから、そういった方向にいかないと世界的なオーバープロダクションに対して対応できないと、同じ製品を何年も何年もつくっているということとでなくて少しづつ脱皮をしていくと、こういうことが必要であろうかというふうに思うわけでございます。いず

れにいたしましたとしても、この臨海工業地帯の将来というものが当市の産業発展の将来に大きな影響を与えてくることは事実でございますので、ただいま三重県と共同をいたしまして、この地域をどういうふうな今後望ましい方向に持っていくかということについて、専門家の方々の参加を得まして調査研究でございます。この調査研究の進捗度合いと相まって、関係の政府機関に今後の改善の方向について働きかけを行ってまいりたいというふうに考えておるのでございます。一方この埋立ての問題は、私は今後四日市の臨海部の工業地帯を含めた臨海部の都市再開発ということをはきわめて重要な問題だというふうに考えておりますので、第六次の港湾整備五カ年計画の中で新しい埋立地をどうするかということについて原案を策定いたしましたので、国の方に認めてもらうべく今後運動を進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。そういったようなことで、あるいはお答えになってないかもしれませんが、今日の段階ではその程度の方向で努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、平山物産の問題でございますが、現状の平山物産公害をなくす方向で考えよということでございますが、まずそれから先だということでございますが、実は河川法等の主な制約があって、民間企業でございますので、私どもの行政側の指示、指導等に必ずしも従っていない、あるいは河川法の制約がございますのでできない、こういう実態を踏まえますときにどうしても新しい化製工場というものを別の地域に、しかもこの魚津の処理ということにつきましてはやや産業廃棄物的な傾向があるわけでございますから、ただ民間だけにこれを任せておくということでは公害を防止ということについて十全を期することがむずかしい、かように考えておりますので、その意味で新しい化製工場を新しい組織で動かしていくということがこの場合必要不可欠な条件であるというふうに考えておるわけでございます。同時に新しい化製工場ができましたら、現在の平山物産がそのままの形で操業を続けていくということでは、当

初平山物産公害をなくすという大きな目的を逸脱するわけでございますから、その閉鎖につきましては、新しい敷地が見通しがたった段階におきまして平山物産の方と折衝を県市で進めていくことにいたしておりますので、この上も皆さん方のご協力をお願い申し上げたいと思うわけでございます。これらの経過については、すでに議会の総務委員会を中心にいたしましてご報告を申し上げておるとおりでございますのでご理解をいただきたいと思います、かように思います。

○副議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 自主防災隊に対する助成金の問題でご質問がございましたので、お答えさせていただきますと思います。

市から現在自主防災隊に対して防災機材等を整備していただくために、その一助として十萬円の補助をさせていただいておるわけですが、自主防災隊の輪を広げると、地域でそうした組織化を促進するということが当面の目的にいたしておりますので、現段階では十萬円をさらに増額するということは考えておりませんが、ひとつその点ご理解をお願いしたいと思います。

それから、消防長からお答えを申し上げましたけれども、地域でこうした自主防災隊の推進組織の一本化ということもご指摘になったわけですが、防災対策室としましては、これらの自主防災隊の組織化について担当していきたく、なお消防の方においては訓練の指導ということをやっていきたく、このように考えておりますが、これは当然相互に緊密な連携をとりながら進めていきたく、このように考えております。

なお、訓練時における事故の補償の問題ですが、すでに損害賠償責任保険によってこの対応をさせていただいておるわけでございますけれども、消防庁あるいは市長会において現在防火防災訓練災害補償制度の検討を進めております。これは、近くこれらの共済制度が具体化するように聞いております。したがって、いわゆる市町村の賠償責任にかかわる問題とさらに訓練中市町村の過失がない場合の救済の問題、これらの二つの面においてこの制度が検討をされておるように聞いておりますので、いずれこれらの方針が明らかになった場合にはそれなりに対応していきたく、こう考えております。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 埋立ての問題について、管理組合に關係している私からもということでございますので、簡単にご回答申し上げたいと思います。

埋立てということになってまいりますと、やはりその目的とそれをどのようにして処分していくかということがまずこれには必要にならうかと思えます。ただいま市長からの答弁の中にもございましたように、石油化学工業というものにつきましても設備過剰であり、その将来は必ずしも樂觀的なものではないというふうに私どもも判断をいたしております。したがって、四日市港といたしましては、これは二つの機能を持っておりますが、一つは商港的な機能、次に工業港的な機能というふうになるわけでございますが、後者の工業港的な機能というのを発展させていき、しかもその発展の段階において地域の開発振興に寄与しようと、こういうことになってまいりますと、現在の経済情勢、国及び世界の経済情勢等々から考えましても、やはりエネルギーの流通及び備蓄基地としての大規模な工業用地の造成を考えていかなければならないと、このように考えて現在いろいろと検討を加えている段階でございます。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第四問の四日市南部公共下水道設置につきましては、去る六月議会でお答え申し上げましたとおり、市の事業といたしまして整備をする区域でございまして、ご指摘の地域は現在基本計画策定中の段階でございます。ご案内のように、下水道事業は処理場、ポンプ場、管渠等の各施設建設に膨大な事業費を要しますし、また事業認可を受けております区域の中でもまだ多くの未整備区域を残しておりますこと及び処理場の用地確保につきましましては、全国的にも多くの問題が出ておりますので特に慎重な地元調整が必要でございますので、事業実施に移しますまでにはいましばらくの年月を要するものと考えておる次第でございます。しかし、下水道事業の整備につきましましては、市政の重要な施策といたしましてできる限り早い機会に事業化が図れますよう国、県に対しましても強く要望いたしてまいる所存でございますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

○副議長（青山峯男君）

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 どうもありがとうございます。

まず、第一問の住環境につきましてお答えをちょうだいしたわけでございますが、この計画でまいりますと、住環境の現況という中ではですね、特に市営住宅の関係で述べられておるんですが、国の定めた基準に満たないものが昭和五十二年度末で三六・八割占めていると、こういうようなことが述べられておるわけでございます。こういうのをすでに順次解消していただいているというふうに考えるわけでございますが、このような公共事業でさえも国に満たない基準というふうになっているわけでございまして、ひとつこら辺はですね、時間の関係もございまして質問は

しないようにご意見だけとあるいは希望を申し上げるということで終わりたいと思っておりますけれども、ぜひともですね、そういう環境整備、これは大半が私の場合、今回一連して住環境を整備したいというのが一番大きな観点でございまして、それぞれの立場で質問させていただいているわけでございますので、そこら辺お含みいただきましてお願いしたいと思っております。

それから緑化の推進につきましても、たとえばこの基本計画の八十四ページの二項、三、四と、このように具体的に出ておりますので、どうか一日も早くこの計画が実現できるように、少なくとも目標といたしまして五十八年度ということになっておりますので、ひとつ全力を挙げてこの辺の住環境をぜひともお願いしたいと、このように思っておるわけでございます。先ほどお答えの中で北条の住宅のことが申されました。現在緑化の計画ができておるのかどうかということもございまして、土地の面積の問題もあろうかと思いますが、当初からこういう計画をですね、ひとつぜひとも実現できるように取り上げてほしい、四日市全体を見ましても、あるいはこの庁舎の屋上から見ただけでも、非常に緑が少ないというのが第一印象でございまして、そういう点で住環境の整備につきましては全力を挙げて緑化の推進あるいはその他の面で運動を積極的にお願したいと、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、臨海工業地帯におきましても同じことが言えるのでございまして、どうかそこら辺を十分お願したいと、お考えいただきたいということです。

それから、第二問の防災あるいは災害の問題につきまして若干もうちょっと触れておきたいと思うんですが、たとえばですね、四日市市自主防災組織設置推進要綱、これ見ますと、これの第三条におきましては、総務部の防災対策室、それから市民部の地域振興課、消防本部の消防課とこの三つの組織であれがなっているわけでございまして、それぞれ分担でやるということでございますが、その時点において地元からこの問題についてはこれということをは

っさり飲み込めないということから、私は組織の一本化をぜひともお願いしたいというふうにお願ひしているわけでございます。したがって、たとえば何かを購入する場合でも防災対策室の場合ですと、補助対象防災資機材という範囲でいきますと、たとえばホースとか簡先とか格納庫とかいうものが含まれておりません。こういうことで自主防災隊としていいのかどうか、消防の方からいきますと、こういうものはぜひとも欲しいというようなことで地元負担が多いということから計画的に助成金もお願いしたいと、あるいは組織の一本化をお願いしたいということでございますので、お含みをいただきたいと思います。それから、同じく三条にですね、ただし書きで「ただし、市長が認める場合にはこの限りでない」ということについての内容を、これは消防のたとえばホースとかあるいは簡先とか格納庫とかいうものがこの条文に含まれるのかどうか、こころ辺を簡単に結構ですが、お願いしたいと思います。

それから次に、第三問のコンビナート関係でございますが、たとえば川崎あるいは神戸などが出島方式でやっておられます。非常に住環境的にも改善されているというふう聞いておりますので、そういう点でご努力をいただきましたい、こういうふうに思っております。若干申し上げますと、たとえば二十年以上埋設管がある地域におきましては昭和三十四年七月から設置されたものあるいは十二月設置されたもので塩浜、川合町、大里町などは、これはもうそういう年限来ております。それから、同じく年限です、海山道あるいはニューポート前などはその区域に入っております。それから、三十四年十二月には大井ノ川町周辺、それから同じく三十四年十二月におきましては稲葉町、高砂町、それから尾上町、南起、曙、大井ノ川などが含まれております。こういう地域におきましては、やはり半永久的と言われましても、これは私も若干の過去に経験がございます、外面的には非常にいい面もございますが、内部的に損傷している場合もたくさんございますので、定期的に取り替えをお願いしたいということでございます。

それから、第四問につきましてはできる限り早い時期に、またできる限り地元として協力したいということもございませぬ。そういう方もいらっしゃるのです、できるだけ早く目標を立てて設置をお願いしたいと、こう思っております。

それから、平山物産につきましては、市長のお考えもあろうかと思いますが、まず地元を予定されているところを皆さんにご理解いただくためには、まず平山物産の解決を、これが大前提だと思いますので、こころ辺のご努力をお願いいたします。

若干の質問したところをお答えいただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時七分休憩

○副議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

答弁は簡潔にお願いします。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 自主防災組織の推進要綱について、いわゆる推進機関の問題ですけれども、総合的な調整という意味で防災対策室が窓口になるということでご理解賜りたいと思っております。

なお、助成要綱の方でございますけれども、ただし書きのことで市長が認めた場合この限りでないということでございますが、一応装備機材については最小限度十萬円の範囲で指定をいたしております。したがって、その装備機材

午前十一時二十三分再開

の種類について必ずしも指定した機材の種類にこだわらないと市長が認めた場合はこの限りでないと、こういう理解をしていただきたいと思います。以上です。

○副議長（青山峯男君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 質問の通告順に質問させていただきます。目玉商品が二つ両目つぶれましたので、涙のような質問になります。

まず第一は、非行対策についてでございます。この件につきましては、先般来よりご熱心な討議がありますのであるいは重複するかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

特に尾鷲中学の事件が報道されましたときに、私も四日市PTA連絡協議会では、特に環境部会ではこの点を取り上げて協議をしたわけでございます。それはどういふことかといえますと、連鎖反応をどう防いだらいいかということで協議をしたわけです。各単位PTAに十分注意をするようにという連絡をしたところでございます。ちょうどその事件が起きたとき心配したように、四日市でも第一号として常警中で、第二号として富田中で事件が発生したわけでございますけれども、本来ですとこの程度のものであれば新聞に載らないような、そういう中身ではないかというふうに私は思っておるわけです。ところがこの種の事件ですけれども、この四日市の十九の中学校でも同じように事件が起きる可能性をはらんでおるわけでございます。実はこの問題をどういふふうにとらえるかということによっていろんなこの答えが変わってくると思えますので、特に個人的な考え方ですけれども、考え方を述べてもらいたいと思えます。

特にこの事件を起こした生徒は、昭和四十年の日本の高度経済成長のさ中で生まれた子供たちであるわけです。當時を思い出していただければおわかりなように、一方では仕事仕事で全くの放任か、あるいはまた学歴がなければいい職場にももちろん給料とかいろんな面に出るわけでございますけれども、出世もできないということで、親は子供に勉強、勉強と言っただけからしりをたいたわけです。あるいはまた子供を甘えさせて全くの過保護に育てたわけでございます。いわゆるその子育ての過程で手抜きがあったものがいまつけが回ってきたようなわけだというふうに踏まえるわけです。そういうことで見ていきますと、暴れた子供たちは大人の子育ての手抜き工事の被害者ではなかったかというふうに思います。ここんところが正確に理解をされないと今後の対策の中で正確な対策ができないんではないかと思えますので、いま申し上げたわけでございます。さらにまた、尾鷲中学にしまして、常警中あるいは富田中にしまして、暴れたのは同じく悩み多い三年生でございます。その生徒の将来にとって最も不安な時期であるわけです。この場合、暴れるという形をとって何かを訴えたわけでございます。私どもは、ここで外面的なガラスを割ったり消火器を振りまいたりという面だけをとらえて対策を立てると対策にならないと思えます。むしろそういう外面的なものよりは内面的なところを当てて問題の解決を図っていくことが非常に大事ではないかというふうに思います。この暴れた子供たちの内面を正確に当てはまるかどうかわかりませんが、たとえば試験の成績が悪かったりしたら、その生徒の内面はいつもややもやしたものか、言うに言えないものか、たまたまあるわけではないかと思えますし、また放任の家庭で、ひどいのは朝御飯も食べさせないというのがずいぶんあるわけでございますけれども、この朝御飯も食べずに授業を受ける生徒の内面も同じようにややもやしたものかあるんではないかと思えます。あるいはまた夫婦げんかの絶えない家庭や、何かの都合で頻繁に男の人が出入りする家庭に育った子供たちの内面も同じようにややもやしたものがあるんではないかと思えます。ですから、この辺の問題の解決がうまく図られない

ければ校内暴力や家庭での暴力はなくなるのではないかと私は思います。このようなことを考えながらきのうの答弁を聞かせていただき、また教育委員会の現状の対策を見ますと、もうちょっと積極的な対策が要るのではないかなというふうに思いますし、またちょっと奥歯に物がはさまっている面があるのではないかなというふうにも思いますので、少し問題提起をしてみたいと思います。

事件直後、きのうの答弁でいきますと、各校に対する指示を出されたわけです。私もちょっとメモをとってみましたが、八割ぐらいしかメモがとれませんでしたので、正確ではありません。指導室へ行ってこの教育委員会の各校に対するこの通達を見せてもらったわけです。ところが、きのうの答弁と少しこれ中身が違うと思います。きのうの答弁のままていくと私は納得なんですけれども、きのうの答弁の中で一、二漏れている点があるんじゃないかと思うんですね。これ私も非常に言いにくい部分なんです。言いにくい部分なんです。きのうの答弁の中では各校に対する指示の中で現場の先生の態度、姿勢、これが非常に大事だと、こういうふうなことを指摘されたと思うんです。私もそのとおりだと思います。学校の先生がこの先生だめやと指摘される先生のところでは問題は爆発していると思います。そうでない先生のところでは問題爆発していないと思います。あるいはまた校則をかなりきつくした時点で問題に火がついて爆発するところがあると思いますし、そんなにきつくしない学校では爆発しないというふうな、何かそういう特徴があると思います。ところが、この教育委員会から学校に出される指示の中では、現場の先生の態度とか姿勢の部分については読み返しても見当たらぬわけでございますけれども、一番言いにくいところでしょうけれども、この辺はやっぱりはっきりと指導していただかないとまたまたこの問題が解決せずに表面に出てしまうということになると思いますので、考えてほしいなと思います。

それからその次、教育委員会の今後の対策についてでございますけれども、その中でこの教育研究所において授業についていけない子供の対策、それからカウンセリング、これらの技術の向上に努めるんだというご答弁ちょうだいをして大変ありがたいなというふうに思うんですけども、これらはすでに実施をされているものなのか、それとも来年度これを研究しようとしているのか、その辺ちょっと明らかにしてほしいと思います。できればこの研究所の音頭取りでこの放任家庭の子供に対する手だてといえますか、そういうものも同時に研究してほしいというふうに思います。ひどいところでは、ひどいところという言い方は語弊がありますが、適当な言葉が見当たりませんのでひどいところという言葉を使わしていただきますけれども、その学校の一割ぐらいが片親がない家庭があるわけですね。住宅の環境についても、コンクリートジャングルの中で生活をしている、そういう学校も現実にあるわけですから、そういうものについて問題が集中的に発生する危険性をはらんでおりますので、特別なこの対策を立てるための研究といえますか、そういうものもつけ加えてほしいなというふうに思います。

それから、ちょっとこれ漏れたんですけども、今後の対策の中できのう教育長の答弁の中では、来年度の教育の指導方針の見直し、それから幼稚園教育から道徳教育の見直しを図るという答弁があったんですけども、各学校に対する通達の中でこの部分がちょっとよくわからぬのですが、これもやっぱり大事なことだと思いますので、かなり正確にこの対応してほしいなというふうに思います。

それから次に、この来年度の四日市PTA連絡協議会では、非行問題に本格的に取り組むためにその基礎的な単位を中学校区ということで対応することが確認されつつあります。これは幼稚園、小学校、その中学校区にある幼小中を含めた組織ができると思います。そこでいろいろな対応がされるわけです。その中学校区の中で行われる運動の方向については、いろいろ細かい点もありますので後日報告をしたいと思いますが、その中で特に教育委員会にお願いしたい点がございいます。先ほど来申し上げましたように、親の子供に対するこれ教育に問題があるところから私ども

対策を立てていかなきゃならぬというふうに思いますので、親の教育をしていくために適当な講師を探していきな
と思います。適当な講師というのは、学校でいろいろ子供に接しられて、子供の気持ちを非常に理解をされた先生の
退職者で結構だと思えますけれども、そういう人たちがたとえば幼稚園とか小学校の一、二年生の父兄は、学校へ来
てくださいます。あるいはまた幼稚園へ来てくださいますと、仕事休んでも全部来てくれるわけです。ですから、非常
に聞く耳を持っている時期に通う一週間の講座ではなしに子育ての学校のようなもの、こういうふうな各地で組織
が上がるんではないかと思えます。特にいま問題になっておりますこの二、三年に限ってでも結構ですから、そうい
う講師代といえますか、そういうものを教育委員会の方でめんどうを見ていただき、あるいはまた人材についても探
していただければ非常にありがたいと思えます。もし逆に教育委員会の方でそういうことをしてあげるといことで
あれば、恐らくPTAは全力を挙げてそれを支援するだろうというふうに思いますので、どっちが中心になっても結
構ですから、その点ひとつご答弁をちょうだいしたいと思います。そのほかにもたくさんありますが、いろいろ申し
上げても実現しないとあきませんので、一つ一つ解決したいと思えます。よろしくお願いしたいと思います。

その次に、平山物産の問題についてですが、先ほど来も答弁がありまして重複は避けたいと思えますが、平山物産
をやめて、操業停止をしていただくために現在その後どのような対応をしているのか、多分休憩されてると思うん
ですけれども、その辺もうちよつと説明をつけ加えてほしいと思えます。先ほどの答弁の中では新化製工場の見通しが
ついた段階で県市と相談をしながら操業停止を求めていくような、そういう線で行くんだという答弁があったん
ですけれども、それではずれ過ぎて問題が出てくるんじゃないかと思えますので、その点含めてご答弁をいただ
きたいと思えます。

それからその次に、この新化製工場の問題でございますけれども、来年六月をめどに建設をしたいんだというふう
な話を聞いているんですが、実は十二月の二日の日に総務委員会で地元の反対同盟の方の意見を聞かせてもらっ
たんですが、九月二日以降地元に対する説明はないと、こういうふうな不満を漏らしておいたわけでございます。す
から、ここでちょっと理事者の方にお尋ねをしたいんですが、住民に対してはいつかしてあげておいてあげた
らどうかというふうな手順でつくっていくとしていいのか私どもには理解ができません。ですから、住民に誠心誠
意当たって、それで答えをどうするかという判断をしなければなりません。何にも住民に話をしないで自治会長だけ
いじめて、あるいはまたそれに近い人だけをいじめておいてあともう権力的に抑えつけるという対応については、こ
れはもう納得がいかぬわけですので、その辺含めてご答弁をいただきたいと思えます。

それからその次に、市の中心部の排水対策についてお尋ねをしたいと思います。

朝方から南の方から順番にお尋ねをされておると思いますが、この常習浸水地区の中で特に南部の方は先ほど国、
県に対して早くやるように要望するというところで問題が解決したようでございますが、特にこの中央部ではその周辺
部よりも住民感情がちょっときつい部分があるわけです。たとえばちょっとビルの中へ水が入り込みますと、商売を
している場合ですと、安いものでも三百万ぐらい、高いと一千万超えるような内装費がかかっているわけございま
す。これが二回、三回と水をもらい込んでもうどこへ不満を持っていったらいいのかわからぬと、こういうふうな状
況があります。これについて下水道部に何とかしてほしいという住民からの苦情があっても、実際には緊急の解決策
がないように頭をかいているのが実態ではないかと思うんですけれども、このまま放置をされたんでは問題がありま
すので、かなり速度の早い対策をお願いしたいと思うんです。この中心部でも国鉄周辺につきましては、駐車場にこ
の貯水槽をつくりまして、そこからポンプでくみ出すと、こういうふうな工事がすでに始まっておりますのでやがて

問題が解決するんじゃないかと思うんですが、諏訪公園とか弥生館の浸水地域については、これ市がおかしいということよりも工事業者もおかしいんじゃないかというような批判の声があちこちで始めておりますので、そういう点なんかも考慮に入れて短期的にどういうふうな対策をしたらいいのか、それから長期的にどういうふうな対策をしたらいいのかお聞かせをいただきたいと思えます。

そこへ加えて、答弁の過程で結構でございますので加えてほしいんですけれども、かつてこの旧市内地は雨水は別に川に流れておったんですが、途中でU字溝をLに変えたりしてつきはぎだらけになってきているわけですね。最近また途中では一たんU字溝からL字溝に変えるんだという指示がなされて、そういう工事がゆっくり進んでおったんですけれども、またつい最近方針が変更になりましてL字溝に変えずにU字溝のままで行くんだと、すると真ん中半分埋めて隣、近所みんなU字溝のまま残っているんですけども、こんな行政のやり方というのはないと思えますので、LにするのかUにするのか、それから合流式のままで行くのか分流式に変えていくのか、そういう息の長い方針を正確に出されて正確な対応をしてほしいなというふうに思いますので、そういう点を含めてご答弁をちょうだいしたいと思います。

○副議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 中学校の事件に関連いたしました貴重なご意見をいただいたわけでございますが、特に家庭教育が必要であるというお考えあるいは生徒の心奥に触れた指導が必要であるというのはまさしくそのとおりでございます。全く同感でございます。昭和五十五年度の学校教育指導方針の中に教師の姿勢なり態度なりに触れた点が少ないということございましたが、これはその方針の前文の終わりのところに「学校教育の成否を左右する

ものは、究極的には教師である」という書き出しに始まりまして、前文の最後のまとめのところでもいたしております。ただ指導方針に文章として書くだけでなく、教師がいまこそ重大な時期であるという認識をさらにいたしました。「教育は人なり」の信念に立ちまして学校教育に当たるように委員会といたしましても今後強く指導をいたしたいと、そう考えております。

それから、教育研究所の教職員の研修に当たりまして、カウンセリング等のいわゆる生徒指導の技術面あるいは教科指導等につきましては、従来からも実施しておりますけれどもなお不十分であると考えておりますので、この辺を大幅に、重点的に取り上げて研修項目に入れたいと、そういう考えでございます。家庭教育の機能がほとんどない放任家庭などの子供の取扱い等につきましては、研究所の研究も必要でございますが、そういった技術面等の研修も今後努めたいと考えております。何気なくそういった子供に教師がふと声をかけたということがその子供をよくするきっかけになった例もございますので、こういったことも踏まえて今後対処をいたしてまいりたいと思えます。

それから、昨日申し上げました来年度の学校教育指導方針の見直しに関連してでございますが、広い意味での道徳教育についての強調といった点は、幼稚園から始めてもちろん小学校、中学校を含めてこういった意味の見直しをいたしたいと、そういう意味でございます。

それから最後に、学校をおやめになった校長先生あるいは先生方が広く家庭教育の講師なりにどうだろうかというお話でございますが、こういった方は貴重な経験も積まれ、また専門的な知識もおありの方でございますので、現在地区市民センターの嘱託として何人かの先生に広く社会教育全般にわたってお願いをしております。また、同時にその中で家庭教育についてもお願いをしておるわけでございますが、広くいまお話にございましたようないわゆる家庭教育全般にわたってのいろいろな研修会であるとか講座であるとか、その場合に講師であるとかあるいは助言者であ

るとか、そういうことにお願ひするのは大変私は結構なことであるというふうに考えておりますので、今後そういう方向で、こういった面ですういった方の活用を十分考えていきたいと、そう思っております。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 平山物産の問題についてお答えさせていただきます。

平山物産に対するその後の対策はどうかということでございますが、ご承知のように現在県、市、平山物産との間で、裁判で係争中でございますが、ただ平山物産問題につきましては悪臭公害、水質汚濁公害といったそういう問題でございますので、引き続き悪臭、水質汚濁の測定はやっておりまして、違反あるいははなはだしい悪臭等が出た場合にはそれぞれ口頭等で警告を発しております。ただ、平山物産の廃止に伴う話し合いでございますが、先ほど市長からご答弁がありましたように、まずその条件としましてはですね、新化製場の建設と、新しい化製場の建設のめどをつけるということが前提でございます。したがって、本市の中に二つの化製場がですね、できるということは、これは現にこの新化製場の建設目的からしますと問題がございますので、一応のめどがついた段階で廃止について折衝に入りたいと、このように考えております。それから、来年六月をめどに、そしてその後のスケジュールはどうだということでございますが、地元とのいろいろの説明会、話し合い等によりましてはですね、目標としては六月と、来年六月ということを申し上げておりますが、あくまで話し合いということを前提にいたしておりますので、若干それらについては今後の地元との話し合いの経緯によってはということもあり得ると、このように考えております。

それから、九月二日以降地元との説明会が行われていないというご指摘でございますが、河原田地区につきましては、六月以降八月までの間に各町別の説明会等を行ひまして、市のあるいは県の計画についてはですね、かなり詳細

ご説明を申し上げております。その後連合自治会から市に対して説明会でいろいろ行われました地元の意向といひますか、問題点を集約してもらうものが要望書として出てきております。これに対しても回答を申し上げております。したがって、ご指摘の話し合いが行われていないと、九月二日以降話し合いが行われていないことはですね、特に反対されているグループの方々との話し合いが行われていないことだと思ひます。これも今後いろいろとお話し合いの場所を持っていたら進めていきたいと、このように思っております。

それから、先ほど自治会長に働きかけていろいろと圧力をかけてるようなご発言でございましたけれども、そういう事実は全然ございませんのでご了承賜りたいと思ひます。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第三問の市中心部の排水対策につきましては、昭和三十年当時に合流式公共下水道で事業認可を受けまして工事に着手をいたしました。現在では旧市街地中心部はその大半が整備を終えている状況でございます。しかし、昨今の集中豪雨のときには局地的に浸水被害を受けて、地域の方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。申しわけなく存じておる次第でございます。この原因でございますが、昭和三十年当時の計画降雨量と昨今の異常な集中豪雨との相違や二十五年の経過によります地域の都市化現象などによりまして、計画当時の雨水量と現在の流出量とにかなりの開きがありますことから、豪雨時には一時的に浸水被害をこうむっているような実態でございます。このような現状から、既整備地域の公共下水道施設の抜本的な見直しをする必要に迫られておりますので、昭和五十六年度には見直し計画を進めるべく予定をしております。しかし、見直し計画に基づきます下水道整備につきましては莫大な事業費とかなりの歳月が要るわけでございますが、この間に部分的な対応

策もあわせて進めてまいりたいと考えておる次第でございます。ご指摘のように、昭和五十五年度からこの局地的対策の暫定措置といたしまして、国鉄駅西付近に水槽をつくりまして、ポンプで阿頼知川に排水するような工事も進めさせていただきます。お願ひ申し上げます。

U字溝の問題につきましては、浸水対策といたしましては道路交通上の問題もございしますが、集水効果のより発揮できますU字溝を存続させまいりたいと考えますし、また分流式の問題につきましては見直し計画の中で検討をいたすこととなりますが、最近の国の指導方針としましては分流式でございます。U字溝、分流式を含めまして見直し計画の段階で地元の実情に合った計画を立案してまいりたいと存ずる次第でございます。今後は抜本的な公共下水道の見直し作業を早急に進めますとともに、見直し計画との整合性を考えました部分的な改良につきましても、関係地区の地元の方々とよく協議をさせていただきます。並行して進めてまいりたいと考えておる次第でございます。よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

○副議長（青山峯男君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 この非行対策についてですけども、ちょっともう一回確認だけしたいんですが、この退職された先方の活用の問題で、広く社会教育全般にわたって現在も携わっているんで、今後ともそういった方向で活用を考えたいと、こういうふうな理解はしたくないんですけども、できたら私の申し上げた方向で協力してもらえようという理解を個人的にしておるんですが、その辺もうちょっと答弁いただきたいと思ひます。ですから、いま公民館廃止されたというスタイルでは非常に活用がしにくいということがありますので、もう一回この時点でPTAで練り直しをさせてほしいと、こういうふうなことをお願いをさせていただきますと思ひます。

それから、きのうはおいでにならなかったんですが、教育委員長せっかくおいでいただきましたので、ちょっと意見交換をさせてもらいたいと思ひますが、この校内暴力の問題について私は、常盤中、富田中の場合は暴力としてとらえていくとちょっと問題の解決がややこしくなるんじゃないかと思ひますので、たとえば子供が消火器で職員室へ消火剤をまいたりするのは、これは非常に悪質な行為だと思います。ガラスを割ったりするのは通常のいたずらやと思ひますので、その辺どういふふうな理解をするのかちょっとお聞かせを願ひたいと思ひます。たとえばきのうの質問の中でもオーストラリアペリオンの経費が二百万円あるけれども、そのうちの百万ぐらいが大体ガラス割られるんやと、こういうふうな話が質問者の側から出ておったと思ひますけれども、ですからガラスを割るといふのはやっぱり何か欲求不満がどういふ現象かわかりませんが、暴力とは別の次元でとらえてもらった方が私はいいんじゃないかなというふうな思ひますので、ちょっとその辺のお考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、もう一つあるんですけども、富田中学の場合は、最近ではちょっと見られない現象なんですけど、悪さをした子供をそうでない子供がとめたと思ひますね。これは、まだまだこの道徳教育がまるまる悪くなったということではなしに、きちっとしたところもあるんじゃないかというふうな逆の証明を私見ているような気がしているんですけど、最近はこの学校でもそうです。悪玉が二、三人おって、それをいい方の人がえりを正すという作業がないわけですね。悪い方がこうやと言うと、そのままもう見て見ない振りしながら悪い方が優先されるような、そういう風潮が非常に強いんですが、富田中学の場合はそうでない、変な言い方ですけども、この正義派の方が悪い方を抑えたような、そういうあるべき姿があったと思ひますので、そういう点なんかも中身をもう少し正確に分析をされて、ほかの学校で学ぶような点がございしますんやったらほかの学校にもその中身を広めていただきたいと思いますというふうな思ひますので、その辺もひっくり返してひとつ教育委員長の方からご答弁ちょうだいしたいと思います。

それから、非行対策についてちょっと市長にお尋ねしたいんですけども、この場合は小さいことから、できることから対策を立てていくことが大事だと思いますんですけども、たとえば社会的な、制度的な改革へ結びつけていけないと根本的な解決になってこないと思います。ちょうど現在学区制がしかれましてから百年になるわけでございます。最も厳しい競争の時代であるわけですが、これももう終わろうとしておるんじゃないかと思いますが、しかしすでにこの中学生の子供の意識の中では、この時代はもう私は終わっていると思います。学歴社会ももう終わっていると思います。終わってというよりは破綻を来したんじゃないかというふうにも思っておるわけです。ですから、この子供たちが先行したものを制度的に手直しをしてやるような、そういうことが大事だと思うんです。その場合ちょっと頭に思い浮かべてほしいんですけども、たとえばこういう言葉が流行しています。「赤信号、みんなで渡ればこわくない」、法律を無視する言葉ですね。それから「カラスなせ鳴くの、カラスの勝手でしよう」と、これ利己主義の典型的な表現だと思うんですけども、これが現在の世相を正確に私は反映しているんじゃないかと思えます。たとえば、時間がありませんから省略しますけれども、車に子供を乗せて四十キロぐらいの規制のところを五十、六十で走ると、子供が見て法律みたいなものはまるまる、あるいはまた規則みたいなものは守らぬでもいいような、そういう訓練を日常的に私どもがしているわけです。ですから、そういう社会的な誤った部分を私どもの手で取り除いていくような作業がないと、一つだけやめよと詰めてみても解決にならないと思いますので、この的を得た解決がほしいというふうに思います。最もたとえば近い例で申し上げますと、役所で汚職が出ます。汚職が出ますとマージャンはするな、細紀を肅正せいと市民的にアピールされるんですが、問題解決のための施策がなかなか打ち出されてないと、こういうふうなことが実態だと思います。たとえば議員でも部課長でも困るのは、業者から頼まれて指名に入れてほしいと、頼まれりゃ議員でも部課長でもそうですけども指名に入れてあげなきゃいかぬ。大体そういう行為自体が汚職につながる

がっていくわけです。指名に入れてもらう、で、その次にちょっと手加減してもらえぬかということになって断る人と断り切れぬ人と、無理やりにやらされる人といろんな答えが出てくるわけですけれども、ですからたとえばその指名の問題に関しては仕事の量の問題に関していろいろ問題が提起されたんなら、たとえばその業種について何社が適当なんかということをあらかじめ決めて、それ以上の人は議員が来ようが部長が来ようがこの指名業者をふやさないとか、何かそういうふうな物差しをつくっていくべきやないかと思えますし、またそれに関連する中身で答えを出していくべきやないかと思うんですけども、どうも私どもの答、的が外れてしまうような場合非常に多いと思えますので、そういう点大人の側でこの反省をしていくことが非常に多いんじゃないかというふうに思います。その点について市長の考え方をお聞かせをしてほしいわけです。できれば答えとしてはこの学区制の変更とか入り口のむずかしい制度の変更に結びつけていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

それからその次に、平山物産の問題については、このままの状況でいきますと、総務部長が言われたようになかなかそこへ建設するのはむずかしいと思えますので、反対同盟の一部の方がという日本語を使わずに、たとえば一部の人があってもその人たちの言い分でなかなかそこへつくらさぬという気持ちが強いわけですから、もっと住民の方と接触をされることが大事だと思います。要望にとどめます。

それから、下水の問題については、いままたこのU字溝を存続させたいということですけども、すでにU字溝に変わったところありますからつきはぎになってますので、その部分をどうするかという答えをまた後日出してほしいと思えます。

それから、この辺の水つきで、短期的には諏訪公園に何か穴を掘って貯水槽をつくってそこにという話もあるようですけども、本当に実現するからちょっと疑問ですが、もうちょっと別の角度からも緊急な対策を立ててほしいと思

います。そうでないとこの地元の方も何何回も何百万円もの被害をこうむってますから、やがて市に押し寄せてくることになると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。それについても要望にとどめます。

○副議長（青山峯男君） 教育委員長。
〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） それでは特にご指名ございましたので、私からご答弁申し上げます。もし行き届きませんところがありましたら教育長が補足いたします。

先ほど来小林議員の今回の非行問題に関するご質問・ご意見を承っております。日ごろから学童のお世話をしていたいておりますお方といたしまして、実に細かいところまでお考えになっておられるというふうに敬服いたしました。

今回取り上げられております問題につきましては、先般も私からもお断り申し上げましたように、非常に恐縮いたしております。皆さん方に大変なご心配をかけて申しわけないというふうに考えております。ただ、先ほどもおっしゃいましたように、今回の事件が果たして一般的に暴力事件と呼べるか呼べないかという問題につきましては、やはりわれわれも考えてみなければならぬところがあるんだと思っております。これが悪性のものであるにしても、いわば何らかに触発されたはずのあらわれじゃないかという見方も確かにできるんだというふうに考えております。ただ私どもといたしましては、非常に気をつけなければいけませんのは、こういういたずらが長い間重ねられますとこれはとんでもないことになってしまふんだと、子供の教育上大変なことになってしまふと、したがってこのいならずらが悪性であるという場合には、われわれはやっぱり厳しい態度でこれに臨まなければならぬんだというふうに私は考えております。教育委員皆そのように考えております。それで皆さん方にもご厄介をおかけしてまいりまし

たが、われわれは今回の事件に関して他の機関と申しますか、外部の機関を簡単に導入することは考えておりませんでした。今日も考えておりません。できれば教育の場でこれを何とか回復して正常な状態に戻したい。一般の生徒の方は、先ほどもおっしゃいましたように非行生徒というのはきわめて限られた数でございました。他の一般の生徒は健全な生徒が多々ございます。したがって、その健全な生徒がこういう事件に動揺しているというのが現状だろうと思えます。そういう動揺から何とかして早く救ってあげなきゃいけない、正常な状態に戻さなければいけない、そういうふうなわれわれは考えて対応をしておるつもりでございます。行き届きませんところは、どうぞ皆さん方のお力もお借りいたしたい、そういうふうな考えております。

それからもう一つ、いわゆる地域におきます家庭教育の指導の問題でございますが、これに退職されました校長先生あるいはその他幹部の方々をその講師なり指導者として、助言者として広く求めていったらどうかというご意見、これもごもっともだと思います。ごもっともだと思いますが、われわれも従来地区の市民センターの囑託なんかでご厄介になってまいりましたが、いまおっしゃいました家庭教育講座と申しますか、そういう方面でもこの先生方の将来お力を借りるというような方向で考えていきたいと思っております。

○副議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 青少年の非行化は、いわば社会の時代時代におきます風潮のあらわれだというふうに思っております。その社会のいろいろな欠点がこういう形で噴出してきているということだと思っております。したがって、現状の社会制度の中で学区制も含めてやはり改善すべきことは改善をしていかなければいけないというふうに私は考えておりますし、同時にその社会のいわば現実にその社会を動かしている責任者であるわれわれですね、や

はり厳しく反省をして節度ある行為をとる必要がある。私は、節度というものが何か乱されて何でも自分の言うことを通すためには手段を選ばずというような、たとえば全学連式の行為が社会現象として出てくる。それをまた子供たちが見てまねをするというようなこともあるんじゃないかなろうかと、私は節度ある行為をとる必要があるというふうに考えておるわけでございまして、今後せっかくのご提言でございまして、各関係者の方々とも十分お話し合いをさせていただいで、社会がもう少し落ち着いた社会になるように努力をいたしたいと、かように思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（青山峯男君） 訓覇也男君。

○訓覇也男君 時間も経過しておるようでございますので、一言教育長の責任について触れたいと思います。私は私なりにこの対策についての意見を持っておりますが、それよりも前にやっぱり明らかにしておかなければいけないのではないかと思います。

尾鷲で火の手が上がりました。それから四日市へ来ました。また再び上がりました。子供が賢いんで消火器を持ち出していったようでございますけれども、それはそれとしてわれわれが全然取り上げていかなかったかといえば、同僚議員からも早くからその点については指摘をされております。この一連の経過を見ますときに、いまの教育長、最高の責任者が幾ら計画を立てても始まらぬのではないかと思います。私は、子供の願いと親の折りにこたえて一生懸命がんばっている教師を数多く知っております。子供の魂を練り上げる技術者としてがんばっている教師をたくさん知っています。その人たちにいろいろ事が起こってからでも意見を聞いております。いやこれはどこでもあることだという者もあれば、いやこれは大変なことだと、しかも二度もこういうことが起きてきたということについてどうだと、いろいろ新聞が大きく書き過ぎるとかいろんな意見がございしますが、しかしやっぱり人事問題も含めすべて

を含めてそのまじめな数多くの教師たちが非常宣言をすべきだとかあるいは教育長は責任をとるべきだとかいろいろあります中で、やっぱりこの際これからどんな計画を立てようとも、こんな経過の中で、教育長、責任者がこのままやったんではだめではないかという声が大変多いんです。明治の終わり、大正の一けたのわれわれとしては折り目、切り目きちんとつけることがせめてものいまの子供たちに対して、あるいはいまの社会に対してとるべき態度をきちんととることがせめてもの対処ではなからうかと、どういうことであったかわかりませんが、亡くなられた染川教育長についてはいまも多く語られております。私は、この際われわれの年代でやれることはその折り目、切り目をきちんとつけることだと思えます。ご所見を承りたい。

〔私語する者あり〕

○副議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時一分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） 午前中の訓覇議員のご意見に対しまして、委員長の方から一言考えを申し述べさせていただきます。

端的に申しますと、教育長に責任をとってやめたらどうかと、こういうご意見でございしますが、私どもといたしま

しては、この問題はそう簡単に一人の人間が責任をとるとかたらぬとかいう問題じゃないというふうに理解しているわけでございます。問題が起こりまして今日まで皆さん方にも大変ご心配いただきましたし、われわれ教育委員会も総力を挙げてこの問題の早期解決に取り組んでおる最中でございます。まだ解決の見通しが立ったとも申し上げかねます。したがって、この問題を一日も早く正常の教育環境に戻すと、教育状況に戻すということに引き続きわれわれは全力を挙げていきたいと。そのためには山鹿教育長がやはり必要であるというのがわれわれの判断でございますので、よろしくご了承をお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず第一点目の、土木工事に対する行政指導の問題点についてでございます。土木工事に対しまして、市民生活の安全と土地の環境保全対策について地域住民が大変困っておる結果が各所で見られますことは、非常に憂慮すべき問題であろうかと思えます。そういった点について行政指導のあり方について、ご質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

まず一つには、採取に際しまして水の流域まで変えてしまう工事施工がなされ、しかもその排水対策が全然考慮に入っていないため、少々の雨が降ります際には一時的にせよ大量の土石が泥流となって予想もしないようなところに、また予想もできない流量となって流れ出して、その周辺の住民はその都度大変苦しんでおるのが現状でございます。もう一つには、採取後の災害防止対策が十分でなく、危険な状態に放置されたままになっておることでございます。確かに法的には昭和四十九年三重県条例第十六号の三重県土採取規制条例において、土の採取に伴う災害を防止する

とともに採取跡地の整備を図り、もって県民の安全の保持と環境の保全に資することを目的とし、規制措置が講ぜられていられることかもしれませんが、先ほど述べた事実が随所で見られることを考えますとき、市におかれましては、その行政指導が十分なる対策がなされてしかるべきだと思っております。また市につきましては、昭和四十七年四月一日告示第三十一号、傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱といたしまして、規制措置は図られているものの、現実には届出義務だけにとどまり、そのまま工事が進められているのが現状ではないかと思っております。この指導要綱によりまして、傾斜地、すなわち標高三百メートル以下の傾斜した土地で土砂を採取、土地の変形、立ち木の伐採、またはこれに類する行為をするとき、のり面の崩落、水流の閉鎖または土石の流出による被害から市民の生命と財産を防護し、もって市民生活の安全と土地の保全に資するとありますが、この種土木工事後われわれ市民が非常に迷惑をこうむっている現状を目的の当たりに見るとき、市の行政指導がどうなされておるのかお尋ねいたしたいと思っております。

一方、市内各地で実施されております市街化区域内において行方一千平方メートル以上の開発行為につきましては、都市計画法に基づき排水対策を初め危険防止対策、土木工事上の対策など、非常に綿密な検討がなされた上許可が出るシステムになっておる関係で、これらの整備は一応進んでおると言わざるを得ません。このことから考えますれば、先ほど来の土木工事についても、単なる指導要綱のみで行政指導をするのは解決につながらないと思うわけでございます。その対策についてお考えがあるのかないのか、お尋ねを申し上げたいのでございます。

また、土木工事にかかわる問題といたしまして、市街化区域内で農地の埋立工事を行う際、公共用地でありますあぜ並びに水路の境界設定について行政指導上どのようなチェックがなされておるのか、お尋ねいたしたいと思うわけでございます。

従来より官民の境界を伴いますあぜの幅は、通常五十四センチ、昔流で申し上げますれば尺八寸と私も聞き及んでおりますが、農地の埋立工事に際し、本来ならば公共用地でありますあぜについては境界査定を行い、農地のみを立てにするのが常識であるはずであります。しかしながら、工事についてはそういった事情を知らない業者が実施する関係もありまして、よほど厳しい指導をしていかないと、あぜあるいは水路までもとり込んで埋立ててしまい、そのまま家屋の建築が行われることが実例として現に発生をいたしております。その結果従来より居住する地元の皆さんと宅地開発業者、あるいは宅地を取得した人との間に大変苦しいトラブルが発生し、町内の融和が図れなくなっております。言ってみれば、住民同士がぎくしゃくした関係ができ上がり、何事によらずそういったことが起因となりまして、穏やかに事が進展しないという町内をつくる起因となってしまうわけでございます。このことが非常に大きな問題であろうかと思えます。確かにこれに関しましても、農地法に基づいて農地転用に伴う誓約書を農業委員会に提出し、手続上は何ら問題ないように考えられますが、問題は、埋立てをしようとする際一連の手続を行政側にいたしますが、その過程でこの種トラブルの発生が防止できないものかどうか、お尋ねを申し上げたいのでございます。

二番目にまいりまして、四日市・天津友好都市締結に伴う本市の対応でございます。

かねてより期待いたしておりました中国天津市との友好都市提携が実現したことは、本市にとり非常に大きな意義があらうかと思う次第でございます。市長を初めご努力を賜りました方々に深く敬意を表するものでございます。

さて、これより平等互恵の精神に基づき、文化、教育、経済、貿易、科学技術、都市問題等広範な交流が始まるわけでございますが、これとて気長く粘り強く着実に進めていくためにも、相手を十分知り、互いの発展のため本市は

何をなすべきか、その方向づけをいえることが急務だと私は考えております。その点について今後の本市の対応について、市長のご見解をお尋ねいたしたいのであります。

以上で第一回の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） ただいまの土木工事に對する行政指導上の問題点についてお答えさせていただきます。

ご質問の内容としては、採取に際しての排水対策、土砂の流出対策あるいは土砂を取った後の災害防止対策、これは跡地利用の問題も含んでだと思えますが、またそれに対して市の行政指導はどうかと、どのような対策を考えておられるかという問題につきまして、まとめてお答えをさせていただきますと存じます。

ただいまご質問にありましたとおり、三重県条例並びに市の指導要綱で現在指導いたしておるわけでございますが、ご質問のとおり一部適切でないところもあるのは事実でございます。これにつきましては、発見次第県と協調いたしまして指導に努めておるわけでございますが、まだまだ十分な成果が上がっていないという点もあると思っております。そこで県へ届け出されるものと市への協議、ほとんどが重複いたしております。したがって、市の指導要綱よりもむしろ県の条例という方が強いわけでございますので、県に對しても特に排水ということから、調整池の問題あるいは土砂を取ったまま跡地が放置されておることからの土砂の流出というようにも考えられますので、跡地利用についても確実な実施計画に基づいて実施されるような条例の内容の変更等についてもご検討いただきたいということで、現在申し入れもいたしております。何といたしましても平素の指導が肝心なことでございますので、今後とも十分県と協調いたしながら技術指導等に当たってまいりたいと存じますので、よろしくご了解賜りたいと存

じます。

それから、農地の埋立てに関連しての問題でございますが、確かに農地転用の際には申請者から誓約書をいただき、それに基づいて本来ならば確実に事務処理されるべきものが一部されていないところからのトラブルがあるんじゃないかと思っておりますので、今後は農業委員会とも十分横の連絡をとって、たとえば農地転用の申請が出た場合、公共用地あるいは河川等にかかわりのあるものについては、建設部の方へもご協議いただくとか写しをいただくとか、そういう連絡もとりながら十分トラブルの起こらないように対処してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 中国の天津市との提携に伴って、本市のなすべき方向づけいかんというご質問でございます。長い間の懸案でございました天津市との友好都市提携、この十月の終わりに私が向こうへ参りまして、協定書ができ上がったわけでございます。したがって、日中平和友好条約の基本的原則に基づいた平等互惠、相互尊重、平和共存という立場を貫きながら、具体的には教育文化、経済貿易、科学技術、都市建設、都市運営等と、こういう項目になっておりますので、それぞれの項目にわたりますして天津市側と今後交流の具体的なあり方について詰めを行っていかねばならないと、こういう段階になっておるわけでございます。もちろんこの都市建設あるいは都市運営と申しましても、それぞれ体制が違いますので、お互いの立場を尊重しながら相互に勉強をしようということではないかというふうに思っております。私はこの四つの項目につきまして、それぞれの項目について具体的な交流方法ということをお明らかにしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。ただ、ここで一言付言をいたしま

すならば、文化あるいは教育、さらに経済、貿易、科学技術、それから都市建設、都市運営、これらに關しましては、それぞれ行政の範囲内では私はきわめて不十分であるというふうに考えておるわけでございまして、そのためにはやはり天津市との友好促進協議会というものがございまして、その中で皆さん方のご意見をまずちょうだいいたします。まして、そのご意見をもとにしながら交流の具体策を固めてまいりたいと、かように思っておるわけでございます。

それぞれの項目別に交流方法を分けて考える必要があろうというふうに思っております。お互いの相互の行き来というものをこれから深めていかなければなりません。できるだけのことは避けてお互いの相互の相互のプラスになるような交流方式をとりたいというふうに思っております。ただ、来まして、実質的に相互のプラスになるような交流方式をとりたいというふうに思っております。ただ、来年の四月には天津市の市長であります胡啓立市長さんに四日市へおいでをいただいて祝賀大会をやることだけは、双方の約束になっておりますので、日程が詰まり次第具体案を作成したいと思っております。できればその前に中国側から交流の具体的なやり方について、事務当局に四日市へ来ていただいて私どもの考え方の整合性を図って、可能であれば慶祝大会の前後にその具体的な交流方法についての合意をとっておきたいと、かように考えておるのでございます。

いずれにいたしましても、天津市との友好交流というものはこれからスタートになるわけでございますので、どうぞ議会の皆様方あるいは関係の皆様方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 回答ありがとうございます。

まず、土木工事に対する件で回答をいただきましたわけですが、私が二件申し上げた点につきましては、すでに県条例もございましてあるいは農地転用の誓約書の手続上の問題、手続もされておってやられてきておるわけでございますので、言ってみれば法的には一応の措置が講じられておるわけでございますので、実際住民が苦しんでおるようなことは起きないのが普通なんでございます。ところが現実に起きておりますそういった現実を踏まえようと、どこかでチェックをしなければならぬと思うのでございます。そのチェックの問題でございますけれども、一つには、土木工事につきましては、四日市市は指導要綱でございます。これにつきまして県の規制条例があるとは申せ、市につきましてもそういうことが多く起こっておる現実を踏まえた中で条例化を図っていくのが、一つの方策かと思えます。その点についてもお考えを聞かせていただきたいと思います。

なおまた、農地の埋立てにつきましては、ある地区では自治会等でもいろいろな問題のチェックがなされておることも聞いておりますが、大半の地区につきましてはそのまま進んでおるといのが実態でございます。こういった点が恐らく起きてくるものと思われまので、それをどこの時点でチェックをするか、こういう点についてもお考えがあれば結構かと思えます。

誓約書があるからそれはそれで守らなきゃならないんだということでは、言ってみればそれかと思いますが、現実それがもとで大変住民の間で醜いことが起きておることを考えますとき、これはやっぱり放置できない問題であろうかと思うのでございます。したがって、どこの時点でどういうふうなチェックをするのか、その無理を押しつけているというふうには私も思いませんが、その一例を申し上げますならば、その時点で役所の担当官がチェックをしながら行って実際に現地を確かめてみるというようなことが、なされておってしかるべきだと私は思います。そういうことでチェックをするところをひとつ明示していただき、今後そういうことの起こらないような具体案を出していただ

たいと思うのでございます。この点についてご所見をお伺いしたいのでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 第一点、土の採取の問題でございますが、四日市市としても条例化する考えはないかと、いうご質問であったと存じます。現在県におきまして知事の許可権限の市町村への委譲ということで、市に協議がされておりますが、その中にこの土の採取の届出ということについても委譲項目に入っておるわけでございます。そこで先ほどお答え申し上げましたように、まだ条例の中にも、これは各市とも同じような意見ですが、不備な点があるんじゃないかというようなことで、それを補完した後に委譲を受けるべきでないかというような意見が出されておりますので、これらの推移を見た上で検討をいたしたいと存じております。

次の、農地の埋立てのチェックの問題でございます。これは先ほど少しお答えいたしました、水路あるいは道路等公共用地の介在するところの埋立てにつきましては、建設部管理課の方で用地境界をはっきりした上で埋立てをしていただく。また、占用加工についても同じでございます。そういうことで公共用地の介在するところにつきましては、ただいまの農地転用に伴う誓約書ということで農転の手続の中で農業委員会に出されておりますが、これらの点につきまして、農業委員会の方から建設部の方へご連絡をいただくとか、そういう点を十分協議いたしましてこのようないやうに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（伊藤信一君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 八〇年代最初の市長選にみごとりっぱな成績でご当選されました加藤市長に、まず心からお祝い申し上げます。

申すまでもなくこの成果は、前期四年間きわめて積極的に市民のための行政に徹せられた功績のあらわれとご推察申し上げます。国際的にも国内的にも激動する社会情勢の中できわめて市政の遂行はむずかしく、多種多様な市民要求と限られた財源との中で何を捨てるか、何をとるかの選択は、一にかかって市長の決断にあることはだれしも知るところでございます。どうか今期におかれましてもご健康に十分留意されまして、市民のためにしっかりとしたかじ取りを心からお願いたします。

質問に先立ちお呼びいたしておきますが、いま四日市市政が抱えている最も重要な問題、課題は何かと考えますとき、やはり緑と太陽のある豊かな町づくりを目標に基本計画、実施計画も着実に立てられていられる中でございますので、私は、その方針に従って最善の努力と協力が最も大切ではなからうかと思っておりますが、昔の十年といまの一年とも比較されるという激動の社会情勢の中で、やはりその時期に沿った方策を模索することも必要ではないかと存じまして、日ごろ考えておりますいろいろの問題を幅広く、問題提起という形でお伺いしてまいりたいと思っております。

まず、五十六年度の財政見通しについて。先般渡辺大蔵大臣が、国債発行額七十兆円にも達した中で、一家庭を例にとり、月収二十六万円の所得の家庭が四十六万円も月々支出をしていたらどうなるか、まさにその家庭は破産してしまう。現在の国家財政はそのとおりであり、破局を防ぐには増税か支出の削減か、その組み合わせしか打つ手はないという意味の発言をされておられました。市の財政も大きく国の補助金、負担金、交付金等に依存している現状では、ますます国からの財源確保がむずかしくなるだろうと感じるのでございます。先日小井議員もこの点に触れられました。この議会を境に、いよいよ五十六年度の予算計画もされる中で、どう財政の見通しを立てられておられるかお伺いいたします。

次に、先般四日市市と天津市と友好親善都市提携が盛大裏に締結され、市の歴史の一ページを飾られたのでございまして、市民ひとしく心から祝福申し上げたのでございます。先ほど永田議員からる質問があり、ご答弁におきましても積極的な姿勢がうかがわれたのでございます。申し上げるまでもなく四日市はまさにアメリカのロングビーチ市と姉妹提携を結び、さらにはオーストラリアのシドニー港と四日市港とも姉妹提携を結ばれ、四日市市政にも国際色がいよいよ濃くなってまいりました。国際協調時代に市政も積極的に参加していかなばならぬと存じますとき、市政としてそれにどう取り組んでいられるのか、その一つとして、行政機構はいまのままでもいいのか。二つとして、特に天津市との関係において、中国語は英語と異なって比較的普及していない。先般議長を团长とする訪中使節団の方々が大連市をご訪問された御礼としまして、十二月十三日大連市の法務管理局局長名で手紙が寄せられ、いち早くその解説を進められたのでございますが、なかなか解説できなかったという話を議長に聞かされました。三つ目として、学生の交流をどう進めていくか。四つ目として、来年四月天津市長、五月にシドニー港湾庁長官のご来訪にどう対処すべきか、等々の課題が浮かんでくるのでございますが、市長としてどう考えておられるか、ご所見をお伺いいたします。

次に、港の発展に関連して、四敦道路の現況と将来計画についてお尋ねいたします。

ご承知のように、いまの海運界は、国際的な物流合理化の要請にこたえて船舶の大型化、コンテナ化がされてまいり、四日市港の発展には港への輸利物資の集荷が何よりも増して緊急な課題となっております。港の説明によりますと、五十四年度の貿易実績は初めて一兆円台の大台に乗ったものの、輸入総額八千百三十二億円、輸出総額二千

七十五億円できわめて輸出が少なく、その輸出総額の半分強の千二百二十五億円が本田技研の乗用車であり、また、県下の輸出貨物は約三千五百七十三億円で、そのうち四日市港利用率は四日市通関、名古屋港積みを含めて一千三百五十二億円、三七・八％、他の六二・二％は名古屋港、神戸港など他港からの積み出しとお聞きしているのでございます。このような現況の中で港の発展策はいろいろありましようが、私は、三重県域はもちろん北陸地帯をも含めたヒンターランドの輸出物資の四日市港への集荷が、何よりも大きい課題だと思っております。それには早くからその目的のもとに計画されずで一部利用されております、四敦道路の早期完成が望まれるのではないでしようか。港管理組合でもそれなりのご努力はなされておられると存じますが、ヒンターランドの開発、中でもこのような道路の整備等は組合のみでは不可能で、市、県の一体となった努力がきわめて大切ではなからうかと存じます。四敦道路の現況と将来計画、並びにほかに北陸地帯と四日市とを結びご計画等があれば、あわせてお伺いいたします。

次に、地区市民センターについて。市長の前期の政策目標として、地域社会に対する行政の対応の方式として、地区市民センターを発足されたことと私は信じております。地区市民センターの構想は、地域の環境整備などの充実に資すること、福祉、文化の向上を目的とし地域行政を推進する拠点であり、その拠点の機能を十分発揮させることが大切な役割だと思っております。地域の住民が四日市の行政に積極的に参加し得るには、センターの機能と市民との接点をどこに求めていくか、また住民と行政及び住民相互の出会いの場をどのようにしてつくるかといった重要な問題があるわけでございます。このような問題解決をするには、やはり専門的な能力を持った職員を配置し、十分住民に対応できるように取り計らっていただきたいものでございます。現在のセンターの職員配置は、一般事務に精通された方々を配置しているのですから、過去の出張所の看板を書きかえただけに思えてなりません。職員には地域社会づくりが円滑に推進できるような人、地域の特性に対応できる経験を有する人、たとえばできるだけ社会教育主

事の資格を持つ人、またそれに準ずる資格要件の実務経験者などを配していただくよう、配慮していただきたいものでございます。

また、地区市民センターは、自治会ほか各種団体などの利用が多く、毎日長時間勤務をしなければならない実情であります。特に日曜日の勤務が多いので、交代勤務をさせるといった考え方をして複数の人員配置はできないものでしょうか。特にセンターの館長は昼夜の別なく勤務する現状でありますから、館長に対する温かい勤務配慮をしていただきたいことをお願いしておきます。地域住民の参画のもとに、地域に合ったセンターの運営をしなければならぬのであります。その基礎は、やはり行政指導能力のある職員を適正な形で配置して、より一層の地域社会づくりを推進していただきたいことをお願いいたします。

次に、農業研究指導所の研究内容についてお伺いいたします。八〇年代の国民的課題として、省エネ対策はきわめて重要であることはご承知のとおりであります。省エネとは、石油の消費を極力抑え、できれば代替エネルギーの利用を求めていくことではないかと私は思うのでございます。現在四日市の温室促成栽培農家は指導所の指導を受け、全国的にも有名な三重ハウスを初めメロン栽培、花木の育成に新しい農業経営を求めて努力されており、その熱源として約一千キロワットの重油消費を余儀なくされているようにございます。私は、農業研究指導所の役割はいろいろあると思いますが、時代に即応した研究として、現在農家の皆さんが処理されている約一千キロワットの重油をいかに節減することができるか、あるいは石油にかわる熱源の開発の研究がきわめて大切かと思うのでございますが、いかがでしようか。すでにいろいろ研究されていられると存じますが、ご説明できる研究内容があればお聞かせ願いたいのでございます。

次に、マツクイムシ対策でございます。この件につきましても昨日小井議員から詳しくご質問されました。実に憂

慮すべき状態でございます。緑を求める四日市として、ただ傍観しているわけにはまいりません。何らかの対策を打たねばならぬ時期ではなからうかと、おくれればせながら考えるのでございます。このようなマックイムン対策について、いかように研究されておられますか。また、どのような防除対策をお考えになっておられますか、具体的に説明をお願いいたしますのでございます。

最後に、四日市スポーツランド施設について。親子連れで弁当を持って一日ゆっくり楽しめる施設をつくってほしいとお願いたしました。昨年七月末完成したのがアスレチックであります。開園してまだ一年五カ月しか経過しておりませんが、はやかげりが出てきたように思うのでございます。施設利用者の前年対比をみますと、昨年八月五千五百二十六人であったのが、ことしの八月は四千二百二人で、千三百二十四人の減、九月は昨年四千五百五十五人であったのがことしは四千二百十二人で、三百三十四人の減、十月は昨年六千六百七十四人がことしは四千六百十五人となり、スポーツシーズンにもかかわらず二千五百九人も減少となっております。私は、昨年度におきましても利用者の少ないのは、道路事情が悪いからだとかアピール、すなわち宣伝が足りないとか、強くその改善努力を指摘してまいったのでございますが、ある程度アスレチックの存在も市民に認められた今日、昨年よりも落ち込むとは想像もしておられなかったと思うのでございます。私は、この落ち込みの理由は、四日市スポーツランドがアスレチックだけの単一施設で利用者の魅力を欠いていることに起因しているのではなからうかと思うのでございます。昨年十二月議会におきましても、施設を利用された議員の方々からも、強くこの点とゆっくりした広場をつくってほしいというご要望をされた経緯もございます。それ以来一年も経過した今日何の計画もされない現状では、この施設もこのままで終わらせるのかとも心配するのでございます。市が国際児童年の記念事業として建設された四日市スポーツランド、これからも本当に市民のレクリエーションの場と考えるならば、この際アスレチックのほか関連施設の充実

を図ることがきわめて必要であると思うのでございます。この点について理事長の三輪助役からご答弁をお願いいたします。第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） 第一点の財政問題につきまして、お答えいたします。

先ほどご発言にもございましたように、国におきましては大体予算のフレームが固まっております。延べにいたしました。すでに皆さんご承知のように、九・八の伸びだということが新聞等で報道されております。これは、二十数年ぶりの超緊縮型の予算であるということも言われておるわけでございます。こういったことにつきましても、地方財政にも大きく影響を及ぼすものであらうと考えられるわけでございます。ご承知のように、予算の仕組みといたしましては、まず国が決まり、地方財政計画が決まり、各道府県、市町村がこれを指針として予算を編成するわけでございますが、ただいま申し上げましたように非常に国においても厳しいということは、地方財政にも大きく影響を受けることは先ほど申し上げたとおりでございます。

本市におきましても、現在五十六年度の予算編成作業に入っております。十一月半ばごろまでには全部要求書を出してもらいまして、現在私を初め担当に至るまでヒヤリングをいたしておる段階でございます。したがって、要求総額につきましてもまだつかんでおりませんが、ご参考までに申し上げますと、五十五年度におきましては当初要求が約四百六十億円、これを四百八億何がしでございましたが、当初予算の規模に最終的にはなったわけでございます。したがって、現在の推定でございますが、ただいま出ております要求総額は、恐らく五百億をかなり出るのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、税金につきましては、これはご承知のような社会

経済の状況でございますので、大きく伸びるということはどうも期待できないのではなからうかと。私といたしましては、七多から八多伸びればいい方ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。そういった歳入の大宗を占めます税がそういう状況でございますし、加えまして、五十五年度に起債の充当率を大きく引き上げてまいりました。やはり五十六年度におきましても、この充当率には変わりはないようでございます。さらに適債事業を見直してまいるのでございます。ということは、起債に適する事業を圧縮してまいることとは、やはり昨年度に引き続いて起債の充当率が下げられる事業がふえてくるということが考えられるわけでございます。五十五年度におきましては、起債充当率が下がったために約三億数千万一般財源で持ち出したわけでございますが、五十六年度におきましてもそういったことは当然考えられるわけでございます。さらにご承知のように財政再建特例法、これは仮称のようでございますけれども、こういった法律を制定いたしましたして、何百あるのかよく知りませんが補助金等につきましてはの法律を一本の法律で一律カットをすると、こういうことも新聞紙上で見ておるわけでございますが、仮にこれが五多カットされたといいたしますと、国から五十五年度現時点でもらっております補助金等が約八十億でございます。仮に五多とした場合、これは四億のカットということにならうかと考えるわけでございます。こういったことによりまして、私どもといたしましたしては、非常に危惧をいたしておるわけでございます。

起債の充当率の引き下げ、適債事業の圧縮、それから補助金の見直し、これらの一連の措置によりましてどれほど削減をされてくるのか、それをどれだけ一般財源でカバーできるかというのが、目下の私どもの最大の課題であると考えておるわけでございます。むしろこれは危機感を持っておるようなわけでございます。そういう状況でございます。これからの作業といたしましては、年末までには一応要求総額の集計をいたします。それからヒヤリングを終わえまして、事務段階での予算調整を一応終わりますのが一月の大体十五日ごろ、このころには五十六年度の予算の枠

が大体決まってくるのではなからうか、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 国際化時代に対するご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ご指摘のとおり、国際化時代あるいは国際協調時代において姉妹提携関係はだんだんに深まっておりますし、ましてや日本のように資源がきわめて乏しい、多くの資源を諸外国に依存をしなければならぬという国においてはなおさらでございますが、四日市市も特定重要港湾を持っておりまして、国際的に交流の窓口が開かれておるわけでございますので、諸外国との交流を深めることは市勢の各般にわたって大きな影響が出ているわけでございまして、そういう点で私は、やはりこの四日市の国際重要港湾を保有しているという優位性に基づきまして、今後各国との交流のための努力をそれなりにいたさねばならないかと思っておる次第でございます。

そこで、ご質問のございました第一点の機構がこのままでよろしいかということでございますが、実はいま部内に兼務発令ではございますが、一応渉外のプロジェクトチームをつくっておるわけでございますが、こういう臨時的な措置だけでは今後対応できないというふうに思いますので、できるだけ早い機会に企画開発、渉外部門についての機構整備を図ってまいりたいと、かように考えておるところでございます。

それから第二番目には、これは中国の天津市と交流を深めようと思えばどうしても中国語に堪能な職員が必要でございますので、そういった職員の養成、確保に今後努力をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

それから第三点の、学生の交流でございますが、これはいまロングビーチとの間で市同士の学生交流を行っておるわけでございますが、そのほかに四日市の民間団体によります関係、姉妹都市とあるいは姉妹港であるオーストラリ

ア、この両国の学生の交流が行われておるわけでございまして、こういった民間団体におきます交流も含めまして、さらに今後より一層の交流を深めることができるような可能性について、検討をしてみたいというふうに思っておるわけでございます。

さらに、中国との交流は、先ほど永田議員にお答えをいたしましたとおり、来年の四月胡市長の来市を一つの契機といたしまして、具体的な都市提携の実を上げていきたいと思っております。また、同じく来年の五月には名古屋市で開催をされるわけですが、国際港湾協会創立二十五周年の第十二回総会というのが開催をされるわけでございます。この総会にシドニー港の港湾庁長官が来日をされるということがはっきりいたしておりますので、私自身もこの総会に出席をいたしまして、総会の後長を四日市にご招待をいたしましてオーストラリアとの交流をなお深めてまいりたいと、かように考えておるわけでございますので、今後ともご協力のほどをお願い申し上げます。

他の問題については、それぞれ各部長からお答えいたします。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 四敦道路の現況と将来計画について、お答えさせていただきます。

先ほどご質問の中にもありましたとおり、港の発展あるいは産業の振興にとりまして、その基盤となる道路整備というものは非常に重要なものであらうと考えております。

そこで、四敦道路の現況でございますが、四日市市内におきます現在の整備状況は、末永橋から上海老町大沢の間約二・四キロメートルについては、二車線道路として整備がされております。また、末永橋から国道一号間及び上海老町大沢以北は未整備の状態というのが現状でございます。

今後の整備計画でございますが、まず末永橋以東につきましては、県の事業によりまして昭和五十五年より五十八年度の四カ年計画ということで、現在末永橋より都市計画街路赤堀山城線の三瀬川にかかる堀木橋までの間、延長約四百八十メートルの道路として改良する予定で事業を進められており、現在末永橋の改築に着手されております。また、市施工の堀木橋につきましては、都市計画街路事業として整備を行っておりますが、昭和五十八年度には完了する予定でありますので、完成の暁には国道三百六十五号、赤堀山城線、稲葉町大井手線、国道百六十四号と接続され、交通流の円滑化を図れるものと考えております。

次に、未整備区間の上海老町大沢以北につきましては、現在保々地区の南小牧町地内を経て、東員町長深地内より員弁川右岸をさかのぼり大安町地内でミルクロードに接続させるという計画であります。すでに大安町地内でミルクロードと重複する区間を四車線で県道桑名北勢線まで整備済みであります。今後四日市市内での未整備区間につきましては、地元関係者の方々と十分な協議を重ね事業推進を図ってまいりたいと考えておりますが、それと同時に他の未整備区間につきましても、早急に全路線が整備されるよう関係機関に働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ご質問の第四点目の地区市民センターについて、お答えを申し上げます。

本年四月に全地区市民センターへの移行以来諸条件の整備に努めてまいっておりますのでございますけれども、特にコミュニティー創造の原動力とも言ふべき諸団体の育成、さらにはその活動の助長に努める一方、住民参加によります学習の場の設定のため役員、リーダーの方々による研修会議等の機会の拡充を図りまして、同時にセンター運営

委員会の機能の強化を期しておるところでございます。こうした中で職員に対します指導面につきましては、センター職員としての自覚の高揚と適確な職務の遂行を期するために、研修、連絡調整等に努めている現状でございます。

またご指摘の、地域の特性を踏まえた地域社会づくりの基盤となります各種団体の組織化、及びこうした諸団体の事業の企画推進を担当いたします社会教育職員の充実の問題につきましては、地域の実態に応じてその増員に努めるとともに、社会教育主事の養成を初めとする職員の資質の向上をも図ってまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、地区市民センターについてのご要望は非常に大きいものがございます。かつたくさんあるわけでございますが、こうした多くの解決しなければならない課題をこれから私どもも本年度を実質的な試行期間というように考えまして、特に来年度に向かって地域住民の各位のご理解とご参加、さらには関係の方々のご助言も賜りながらそれぞれ地域の特性を生かした地域社会の形成のための基盤の醸成を図り、これに伴う諸施策を着実に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 産業部長。

〔産業部長（河村昭郎君）登壇〕

○産業部長（河村昭郎君） 第五点の農業研究指導所についてお答えいたします。

ご質問のありました施設園芸における省エネルギー問題は、市内の温室栽培農家にとって経営安定上の大きな課題であり、国、県などの研究機関におきましても各種の試験研究がなされておりました。この十月に岐阜市で開催されました全国市立農場協議会の議題の中でも省エネルギー対策が中心課題として検討されたところでありまして、太陽熱利用による地中熱交換方式によるもの、三重被覆で四段変温サーモ利用によるもの、ごみ焼却余熱の利用などの研究例が発表されております。市農業研究指導所におきましても、これらの研究の成果などを踏まえながら、温室栽培

農家への普及指導に当たっているところでございます。すでにメロン温室団地におきましては、二重被覆カーテンとこまかけ装置の導入を行い、その効果を上げてきておりますが、さらに成型練炭を利用した代替エネルギーの利用、温風暖房器の廃熱回収装置の導入など、今後も市内施設園芸農家への省エネルギー対策についての指導を進めてまいりたいと考えております。

次に、マツクイムシの防除につきましては、山林の松に対する抜本的な防除は非常に困難な状況であります。被害の拡大を防ぐため被害木の伐倒と地上薬剤散布の対象地域を定めて毎年実施しておりますが、被害の蔓延を食い止めることができない現状でございます。指導所におきましては一般家庭の庭木などの防除対策として、その原因となるマンノザイセンチュウに対する防除薬剤試験を行っており、松の根元に浸透性殺虫剤を土壌散布することによって被害が防止できるという結果が出ており、植木組合、一般家庭での応用を進めておりますが、今後ともさらに有効な対策についての試験を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 桜のフィールドアスレチックスのご質問に対して、ご答弁させていただきました。

ご指摘のとおり、現在ございます施設のみではおおむね二時間程度の滞留時間でございまして、レクリエーションの場といたしましては施設が不足していることは、承知をいたしておるのでございます。この打開策といたしまして、財団法人のレジャー施設協会では、本年度に施設整備についての基本計画を専門機関に委託をいたしております。

なお、それに基づきまして、現在資金面、この裏づけになる資金面でございますが、資金面あるいは採算性、それから公共性、こういうようなものを十分調査をし、なおかつ市の計画との整合性ということも保ちながらその結論を

出して、具体化に向かって進んでまいる所存でございますが、いましばらくその結論が出ておりませんので時間をおかけさせていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ありがとうございます。

第一問の財政の見通しでございますが、やはり基本計画を遂行していく上におきましては、相当な資金計画も必要とされておりまして、したがって、今後とも国に対して強力な予算要求を進めていただきたいことをお願いいたします。

第二問の友好親善につきましては、先ほども大島議員が申されました、大島議員と私が議員の皆さん方のご指導とご協力によりまして、先般東南アジア五カ国を視察させていただきました。その五カ国といいますが、五都市を回らせてもらいまして、幼い子供たちがわずかでも日本語を話しておりました。また夜のショーを見に行きますと、日本の歌謡ショーもやられておりました。そういうことを見えますと、やはり外国へ行つて言葉が通じるということは、本当に心の温まる思いをしますのでございます。何よりもご来市をされます天津市の市長さんのおみやげとして、訪れられるその場所場所で話されるような職員の配置をお願いしておきたいと思っております。

次に、市民センターについてでございますが、市民センターもことし二十二全部市民センター構想において運営をなされておるのでございますが、どうもその職員に市長の考え方、また市民センターに対する市長の情熱というものがまだ本当に理解されていないような気もしますのでございます。積極的に地域住民と行政と一体となって進めていくべきところのセンターの規則といたしまして、その規則を見えますと、市民センター管理運営規則第七条によりまして、

と、すべて館長の諮問に依拠するというふうなことが書かれております。ということは、館長の招集がなければセンター運営委員会が開けないというふうな状況をうかがわせるのでございます。そうなりますと、よほど館長が地域づくりに努力していただかないとなかなか会合も開けないということでございますので、十分その点も今後ご注意をさせていただきます。

最後のアスレチックの施設でございますが、あくまでも自然の緑の中で市民に楽しんでいただくというような考えでつくられた施設でございます。その財産区の山にもぼつぼつマツクイムンが入ってきてまして、来年、再来年と山林の管理のいかににおいては相当な被害も出るのではなからうかというふうな懸念もいたしますので、今後マツクイムン対策とあわせて今後の施設を十分検討して増強を図っていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十八分休憩

午後二時四十二分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 二期目に入った初の定例会であります。前期の市長は、市政の方針、方策を誤りなくするため決断と実行が少々遅いので、失礼とは思いますがぐずかんとしたニックネームもついた次第であります。しかし、着実に市

政の位置づけ、政策目標をつくられたことはりっぱであり、そのことを市民もよく認め、再選の原動力となったわけであります。今期は、四日市市の政策目標も定められているのでありますから、加藤カラーの市政を自信を持って進めてもらいたいものであります。前期の市政に誤りがなかったと市民は認めているのでありますから、あなたの決断を即実践実行に移してもらいたい。市民のための市政を執行していただくよう、まずお願いしておきます。

私どもの会派は、過去の定例会で指摘しておいた人事政策に対する私たちの提言を、市長はどのように受けとめられているのか、また今期はどのように人事政策を考え執行されるのか、問いただしておきたいと思えます。

まず第一点は、事業費に応じた適正な職員配置を今後どのようにされるのか。私どもは五十三年三月定例会で一つの例を挙げて、下水道部の事業費に対する職員の適正配置と事業効果の実態について問いました。下水道部については、その当時指摘したことは、超過勤務をする職員が多く、いつも夜遅くまで庁舎五階の電灯の明かりがついていたのであります。幸い五十三年九月に日永終末処理場施設に当たり、その増設工事の施工については日本下水道公団に委託工事として発注契約したためか、最近には特に下水道部の超過勤務は時間数が減り、超過勤務の解消の一つの役を果たしたように思われます。一つの部において委託工事契約をするといったアクションを起こすことにより、いかに職員の勤務の実態が変わってくるか、現実を見た気がいたします。これは下水道部の実例であって、事業団と工事を締結した結果、事業費に対する職員の削減の現状であって、機構を変えて起こったことではないのであります。超過勤務時間数について調査した結果、最高に多い職場は月平均一人五十五時間でありました。庁内全体の職員の平均の時間数は、一カ月一人約十三時間程度超過勤務している現状であります。夜間特に超過勤務の多い職場は、時差出勤を考えてみてはどうですか。日曜、祭日の出勤の多い職場は、休日の変更をするようなことはできないものでしょうか。職員組合とよく話し合いをして、超過勤務の時間数を減少させるよう努力してもらいたいのであります。管理職に

おいても自分の職場の実態をよくつかみ、効率のよい職場にして超過勤務を減少させるよう努めてもらいたいと思えます。超過勤務の賃金については、市の条例で定められているように、時間給の割り増し賃金でありますから、超過勤務を減少させることによって財源の節約になることは確かであります。四日市市の電算機は他都市に比べ優秀な機械であると、私は聞いております。電算機を大幅に活用して、電算機から得られるデータをもとに将来職員定数の適正配置、職員と事業効果の効率の関係などに応用していく考えはないでしょうか。去る九月の定例会で矢田総務部長は、人事に関するプロジェクトをつくり今後の職員人事対策を考えていきたいと答えていただきました。財政と人事は切っても切り離せないものであります。二期目の加藤市政の重要な課題である財政面の立て直しをするに当たり、職員の定数問題についてどのような形で対処されるのか、お聞かせください。

五十三年度の歳出総額に対する人件費の割合は二四・三％で、歳出総額の四分の一に当たる九十八億六千九百万円、約百億円であります。財政を建て直す上から見ても、人事政策について十分検討されることが重要な課題であります。市長は、この十一月の選挙期間中、市民に対して、財政運営の健全化について公約されたわけでありました。私どもはかねてより各部署の定数の見直しと職員配置の適正化を訴えてまいりました。むだな超過勤務は排除すること、事業量の多い部署には増員する、事業量の少ない部署には定数削減をと言ってまいりました。総務部長及びび人事課長任せの事務的な職員配置をする時代ではないのであります。これからの人事政策は、各部長にも人事権を与え、各職員に財政マインドを浸透させ、機構を見直し、行政効果を一段と伸ばせる機能的な職員配置をしてはどうかと思うのであります。この際各部署の定数について、見直しをしていただきたいのであります。

市長は、市長に当選され最初の仕事として機構改革をされ、その後市政の政策方針も定められた今日、再度事業量に合った人事政策について考えられてはどうかと思うわけでありました。五十五年度に機構を見直す気持ちはありま

せんか。現在五十六年度予算のヒヤリングの最中だと聞いております。市財政の建て直しの観点から見ましても、十分検討を加えてもらいたいものであります。

今後は、事業効果に見合った人事の適正配置を考えるとき、電算機の活用も重要な課題であります。人事の電算処理についてはなお多くの課題を抱えておりますが、職員配置の適正化を図る可能性に今後は十分着目していく考えはないものでしょうか。せっかく人事プロジェクトをつくるのでありますから、人事に対する討議の問題として電算機の取扱も含めて考えていただき、財政、人事を組み合わせ、予算執行面の適正化を図ってはどうかと提言しておきます。

続きまして、管理職手当についてお尋ねします。

管理職として従事する方々は、余りにも仕事熱心でお金に執着心がないのか、五十一年十月以来四年間規則の改正もされずにいても黙って黙々と働いておられます。私どもも頭が下がる思いがいたします。課長補佐職以下の人たちは超過勤務手当もつきませんが、同じ勤務条件で管理職手当が条例で定めてある以上、どれだけ課長以上が超過勤務しても、手当支給規則以外のものは得られないのが実情であります。職員給与条例第五十三条には、一カ月につき当該職員の給料の百分の十八に相当する額の範囲内において支給するとしておりますが、結果は、別に定める支給規則に定めたもので、五十一年十二月以降今日まで是正されていなくてあります。課長補佐クラスの一カ月の超勤手当が管理職手当を上回る現状では、何ぼ人のよい管理職でも不平不満も出てくると考えられるので、私はあえて申し上げるものであります。管理職も人の子であります。この際四年もたった今日、市長も職員の親だということで考えてはかがでございましょうか。管理職手当等支給規則を改正する気持ちはありませんか。

または、条例に準じ今後は規則をなくし、百分の十八でスライド制にするようなことも考えたらどうかと思えます。

私の調べた範囲で、同格都市の人口が約二十五万から三十万都市と比較しますと、四日市市は最低であります。他都市との同調も考えていただけないものでしょうか。私から言わなくても、三役段階で話し合って解決をしていただきたいものであります。

続きまして、県立工業高校跡地についてお尋ねをいたします。

引越すことが決まり、その跡地約三万一千三百平方メートルの利用をめぐっていろいろ取りざたされております。一つには、十月に地元の有力商店主らによる跡地の開発利用を考えるための、任意の四日市駅西開発商業組合がスタートしております。また一方では、十一月には中小小売業者による四日市駅西開発対策会が発足いたしました。前者は、跡地利用を研究するための会として、会員一人十万円の出資で二十五人ほどで発足したが、その後ふえて百五十人近くになったと聞いており、組合では将来別途に協同組合を発足させ、その出資金で跡地を買収してビルを建設し、キーテナント、サブテナントを入居させて運営していく方針と聞いております。後者は、発足に先立ち小売業者は駅西に重大関心を持ち、県営ショッピングセンターを建設し、市内で希望する商店は全部入居するを条件に、出店希望のアンケートを調査しております。その結果約二百四十人が希望するとの調査用紙を提出し、今後地主の県に対し県営ショッピングセンター建設を要望し、市にも協力を要請していくと聞いております。また、ここにあるような公開質問状を市長、知事あてに提出されております。これは、知事、市長の選挙中でありました。また逆に、諏訪栄町連合自治会の皆さんは、跡地の商業ゾーン利用への反対署名運動を展開し、関係当局へ陳情を出そうとしております。署名を出された人が前記の組合にも入っているというふうに、まさに死活問題とばかりに激しく動いております。こうした地元商店主の思惑に対して、県は工業高校跡地利用懇談会を、四日市市商工会議所は跡地利用計画推進特別委を、私ども市議会におきましては都市再開発特別委員会で跡地利用問題をと、それぞれの立場、持ち場で発足してい

るわけであり、今般市ではまたまたこんなメンバーかと思われる人たちによる跡地利用懇話会を発足させようとしております。そして、他方では商業開発だけでなく、文化施設、公園緑地として利用せよとの声も出ております。十一月十六日の中日新聞に三輪助役は、四日市の将来に悔いを残さないような方向で対処し、この土地を二十一世紀に対応できる都市づくりを生かしていきたいと大言公言されているわけですが、移転先の決定で一躍クローズアップされている跡地利用について、市民の皆さんのんびりした市の対応についていらら状態に陥っております。懇話会のメンバーの再考、譲り合いしかできない感のあるプロジェクトについて、はっきり窓口を設定できないものをお尋ねしておきます。都市計画課が窓口らしいのですが、都市計画では果たして産業感覚を発揮できるのか疑わしいと思えますし、商工課、企画調整課に対してもはっきり前向きに進めていると感じられません。及び腰で果たして助役のおっしゃるようになるのか、心配でなりません。市民の皆さんにいたしましたし、不安材料ばかりが耳に入っている感じがいたしますので、わかりやすい言葉である新聞の活字で納得できるご答弁をよろしく願って、終わりたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点の人事政策について、お答えをいたします。

事業費と見合った職員配置ということですが、必ずしも事業費がかいからたくさんの人を配置しなきゃならぬということでもないと思っておりますが、やはり適正な人員を確保して必要な事業を円滑に処理をしていくということが必要であろうというふうに思います。ただ、人件費が余りに多額になりますと財政硬直化を来すということは、当然でございます。同格都市と比較をいたしまして、ここ数年当市におきましては歳出総額におきます人件

費の構成比が大体二五％前後で推移をいたしております、特に同格都市と比較をいたしまして目立って高いというわけではございません。したがって、私どもは人件費が財政を圧迫するということがないように、歳入、歳出両面で考慮をしていく必要があらうかというふうに思っております。やはり先ほど指摘のありましたように、人員増とならないように、しかも有機的に仕事相互の関連においてうまく処置ができますようにいたしますために、どうしても機構というものを考えなければならぬことは当然でございます。先ほど粉川議員のご質問にもお答えをいたしましたところでございますが、いまだどうしても今日の状態では不十分と思われるような部門もございますので、これらの部門を含めながら機構の改革も若干の手直しを中に入れながら、しかも定員増をできるだけ来さないような措置によって、事務量の見直しと定数管理を同時に進める必要があらうかというふうに思っております。そのためには、先ほどお話のありましたように、各部長がやはり先頭に立って考えてもらう必要があるということで、部長を委員といたしまして人事管理研究委員会の準備をただいま進めておるところでございます。近く発足をさせたいというふうに思っております。ご理解をいただきたいと思います。

管理職手当てにつきましては、先ほどのお話のとおりでございます。私はいままでのベースアップがきわめて低率であったということから、今日まで五十一年以降がまんをいただいたということでございます。したがって、諸般の情勢を十分検討いたしませんと、管理職手当てがよそと比較して高い、低いということによって処置をとるといふわけにもまいらないと思っておりますので、来年の四月までには十分私どもは検討をいたしまして、適当な処置をとりたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 二点目の工業高校跡地の利用の問題につきまして、お答えを申し上げます。

ただいま跡地の利用問題に絡む二、三の動き、その他市の窓口はいいのかというお話、あるいは懇話会のメンバーについてのお話がありました。本地域は、四日市市の今後商業ゾーンとして最も高度に利用されるべき地域であります。そういう位置にありますことよって特に周辺の商店街その他の方々の関心も深く、また利用の方法によっては周辺の方々に大変な影響を与えるというふうに考えておるものがございます。そういう意味で、その活用につきましては慎重に検討をして結論を出さねばならないというふうに思うわけでございます。ただいまいろいろご指摘のありましたような各対策会からの話も聞いておりますが、これは今後の課題として十分考えていきたいと思っております。

それから、議会の皆様方あるいは県、商工会議所でそれぞれ委員会ないしは協議会を含めましてご検討願っておるわけですけれども、市といたしましても広く市民の意見を聞きたいということで、近く懇話会をスタートさせまして、意見を聞きたいと思っております。そのメンバーでございませうけれども、いろいろの協議会あるいは地域の自治会、区画整理の審議会、消費者の代表等を網羅しております。この代表の方々が出ていただくわけでございますが、非常にその広いメンバーで構成されるものと思えます。そういう意味におきまして、市民の非常に幅の広い意見が聞けるんじゃないかというふうな期待をしておるわけでございます。

それから、窓口の件でございますけれども、非常に商業的要素の強い活用がなされるについて、都市計画課の所管でいいのかというようなお話でございますが、これは市の内部におきまして市長公室、産業部、市民部等十分都市計画部で連絡をとっておりまして、密接な連携のもとに今後とも運営をしていこうということでございますので、私はこれでいいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 第一番目については、積極的な姿勢を考えられてやっていかれるということでございますが、一つだけお尋ねしておきますが、昭和五十六年、来年の四月一日から知事の許認可事務が権限委譲されてきますが、それに伴う人件費についてはどのようにお考えになつておるか、お尋ねしておきたいと思つてます。

さて、まず工業高校の用地でございますけれども、あれはずっと商業地域になつたわけですが、まず産業部長に、その商業地域としてどのように利用していこうとしていたのかを、まず第一点お尋ねしたいと思つてます。

それから、懇話会のメンバーをここに持っているわけですが、個人の名前を言うのもまことに失礼でございますが、この中の人たちは私たちが審議会でお会いする方たちでございますが、きょうは何の会議だったかしらと聞いて座るような人ばかりですよ。この人たちが自分たちの死活問題として考えているようなことにワーワーワー昔のええこと、四日市はよかったわねとってお茶を飲まれておるのじゃかなわないというのが、商店街の皆さん方の一一致しているところでございますし、このメンバーの中にまず四日市駅西再開発商業協同組合のメンバーになっている人が入っておるわけですよ。ということはもう十万円払って入っているわけですから、当然意思表示をしているわけですよ。それが雑談会をするような場所に引張出してきていい結論が出るかといつたら、無理だと思つてます。その点について、明確にお答えいただきたいと思つてます。

それから、この駅西開発商業組合について、商工会議所の常任委員が代表者の理事になつておるわけですね。四日市市は商工会議所へ補助金を出しておるわけです。ですから補助金をやめてくださいとまではいかなくとも、もう少しこういうふうに勝手に理事が動くようなことをはっておいてさけておいたらいかなというふうに考えられますが、

いかがでしょうか。

それから、助役のお答えの中で、慎重に検討し慎重に答弁していただいておりますけれども、もうそのような時期じゃないんです、いま。市民の皆さんはけんけんごうごうやっているわけですから、いま先ほど申し上げましたように、三名の新聞記者さんがおる前ではっきりと行っていただいて、これは市長選の争点にもなっていて都市再開発ということで中日新聞でも大きく取り上げたわけですし、選挙においてアンケートも配られてきておるわけですから、もうすぐに決断していただいておりますの朝刊に合うように、市長が答えていただきたい、こう思います。

それから、いろんな面において二つの組合、それから一つの反対運動が起こっているわけですが、その反対運動の代表者が諏訪栄町連合自治会ということになっておりまして、陳情を配っております署名集めをしているわけですが、四日市に諏訪栄町連合自治会というのはいつできたんですか。これはないんですよ。これは市民部長にお答えいただきたいんですけども、先般九月の議会で諏訪公園の下に地下駐車場をつくるときに、都市計画部長は連合自治会から陳情が出ておりましたので、これを答弁されておりました。私は、当然連合自治会ということになると共同地区連合自治会だと解釈して引き下がったわけですが、よくよく調べるとそれは、諏訪栄町連合自治会ということらしいんですね。そうなると、諏訪栄町連合自治会を四日市市自体がいま認めていないようなどころでございますので、どうもおかしいという気がしますので、この諏訪栄町連合自治会の取扱いについてもお尋ねしておきます。

それから、学校跡地はやはり県有地であり処分は県の手で行われるが、県と市とは跡地について市の意見を尊重し速やかに売却すると県もうたっていたらいいわけですから、速やかに出していただいて、とりあえずことしの年末だけでもまくらを高くして年を越せるように、市長の明確なる答弁をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 駅西の工業高校跡地の問題でございますが、この跡地の利用をめぐって特に商業関係者の間でいろいろな議論がされているわけでございます。地域指定は商業地区ということになってはいるわけですが、先ほど助役からお答えを申し上げましたように、四日市市にとりましては中心地の非常に大事な土地でもあるわけでございます、やはり私はこの土地の活用ということについて一応多くの市民の声をお聞きする必要があるというところで、懇話会というものの発足について決裁をいたしましたのでございます。商業界の方だけのご意見ですべてを取り仕切るというわけにはまいらないということは、おわかりをいただけるだろうというふうな思っておりますし、この商業界の方々のご意見が必ずしも皆さん一致したご意見をお持ちであるわけではなくて、この組合に入っておられる方も、反対のために入ったんだとおっしゃる方もお見えになるわけでございます。一方県営でショッピングセンターをつくるというお話につきましても、同じような気持ちで入ったという方もいらっしゃる。したがって私は、これはやはりこの活用をどうするかということについては真剣に検討をしなければならぬと思っておりますし、すでに県の方とも接触を開始いたしております。商工会議所の方でも三役の方々のお話し合いもさせていただいております、こういう現状でございますので、いましばらく時間をおかしいたいて、そして後で悔いのないような形にいたしたいと、かように思っております次第でご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 県からの事務委譲、権限委譲の件に、ちょっとお答えさせていただきます。

主として保健衛生、農林土木関係のことが多いわけですが、これらに必要な経費は県が負担するという前提で引き受けることになっております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいまのご質問の中で、諏訪栄町の連合自治会の扱いについてご指摘があったわけですが、この諏訪栄町につきましては、昭和四十六年に浜田地区の連合自治会から分離独立したという実情でございますが、この町の実態を若干申し上げますと、現在四百八十世帯ほどあるわけでございますけれども、約六七％がそこに住居と店を持っておりますが、残りの三三％が店だけそこにございまして住居が別にあるというような、特別な特色のある地区だということでございます。そういったことも原因してこの浜田の地区から抜けておるといふ状態で今日まで至っておるわけでございます。もちろん市といたしましては、この諏訪栄町の連合自治会と直接に行っておりますものの、子供会とかあるいは子供会育成会の校区一体的な参加、あるいは婦人会地区組織の加入等につきましては、円滑になされておる現状でございます。商業活動的意識の強く影響いたしております地域環境の改善等に係る自治会活動につきましては、いまの現状の組織形態もやむを得ないんじゃないかというふうにいま考えておるわけでございます。しかし、自來市といたしまして、こういった単一町が連合会の組織から外れておるといふことにつきましては余り好ましいことでもございせんので、今後そういった共同地区への再編についての協議、話し合いも重ねてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 産業部長。

〔産業部長（河村昭郎君）登壇〕

○産業部長（河村昭郎君） お答えいたします。

駅西の工業高校跡地は商業地帯として重要なところでございますが、先ほども市長からご答弁がございましたように、今後各界、各層のご意見をお聞きしながら慎重に跡地利用について検討いたすわけでございますので、私ども担当者としたしましても、そういった点を十分留意しながら進めていきたいというふうに考えております。

商工会議所の方でも委員会をつくっていろいろ検討していただいておりますけれども、今後何らかの形でご意見がまとまりましたら、その意見につきましても産業部といたしましては十分検討させていただきますというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 こっちを向いてしゃべらないと産業部長は聞かえないのかわからないんですが、商工会議所のそういう理事をされている方が勝手につくっていくような商業組合をつくったりしているのに、そんなに安心してできる商工会議所ですかということなんです、任せておいてよろしいのかと。だから、そんなやつたらもう市の補助金はやめましょとか、いろいろ行政指導はできないんですかということについてお尋ねしているんです。

それから、総務部長の方は、人件費は要らないんですか。事務費だけが来るんだと思うんですけども、人件費が出てくると思うんですが、その辺の予測についてお尋ねしておきたいと思っております。

ちょっと急いでしゃべりましたので皆さん聞きにくいと思っておりますのでゆっくりしゃべりますが、市長、その跡地にこういうものをつくってくださいということは、当然こういうりっぱな懇話会をつくったわけですから非常にむずか

しいと思いますけれども、ただし、市民の皆さんよ、人心を惑わさず、早計にそんなところへ十万出したりショッピングセンターについていたりするの、そんなに動かなくてもいいよということがあしたの朝刊に出ないかどうかというのがお尋ねしたいところなんです。そうあわてなくてもよろしい。市がこれからしっかりした計画を立てていきますので、皆さん、あっちこっち付和雷同しないでがんばってください、年末も厳しい戦争ですよというような言葉が新聞に出ないかなという期待しているんですが、もう一言お願いします。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 過日も商工会議所の会頭さんと話をいたしました。私は会頭さんに、いろいろ動きがあるようだけれども、この土地は都市計画上から見るときわめて重要な土地であるので、慎重に取り組んでいかなければいけない、したがって、余り皆さんが自分の利益ということを考えて動いていただいているのは困るから、その点をよく理解してほしいということをお頭に申し上げたんですが、会頭さんも、そのとおりだから自分としても十分連絡をとりながら市役所の方と一体となって進めていきます、こういうご返事をいただいております。この点をつけ加えましてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 本日は、この程度にとどめ、後の方は明日お願いすることにいたします。

明日は午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時二十分散会

昭和五十五年十二月十七日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十五年十二月十七日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第一〇六号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………
- 第三 議案第一〇七号 昭和五十五年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………
- 第四 議案第一〇八号 昭和五十五年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第五 議案第一〇九号 昭和五十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)……………
- 第六 議案第一一〇号 昭和五十五年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………
- 第七 議案第一一一号 昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)……………

議案質疑
委員会付託

- 第八 議案第一一二号 昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………
- 第九 議案第一一三号 昭和五十五年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……………
- 第一〇 議案第一一四号 昭和五十五年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算……………
- 第一 議案第一一五号 昭和五十五年度四日市市桜財産区補正予算(第一号)……………
- 第二 議案第一一六号 四日市市簡易水道条例の一部改正について……………
- 第三 議案第一一七号 町の区域の設定について……………
- 第四 議案第一一八号 土地の取得について……………
- 第五 議案第一一九号 動産の取得について……………
- 第一六 議案第一二〇号 動産の取得について……………

○出席議事説明者

市長公室 収入役 助役 助役 市長 総務部長 財政部長 市民部長

加藤 三輪 坂倉 平井 阿南 矢野 伊藤 毛利 寛代 喜代 哲三 輝彦 三郎 治郎 道男

○欠席議員(一名)

森山 山口 山崎 山中 山本 渡辺 野崎 貞芳 安孝 信生 忠剛 一彦

坂野 佐高 高田 谷中 永川 生田 野呂 橋本 平野 平野 増平 行信 元信 新兵衛 弘一 辰男 良一 幹郎 真寿郎 野口 井野 木中 村口 田村 川田 呂本 野市 内川 堀川 前島 松島 水野 森

福祉部長 岩山義弘
 産業部長 河村昭一郎
 環境部長 水谷和一
 都市計画部長 内田忠泰
 建設部長 石井三夫
 下水道部長 奥村仁人

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三
 次長 川合一郎

教育委員長 服部昌弘
 教育長 山鹿静夫
 次長 長谷川照男

水道事業管理者 村山了
 技術部長 黒川薫

代表監査委員 伊藤涼一

事務局長 佐々木晃精
 議事課長 小坂 靖
 議事課長補佐 板崎 大之丞
 主事 山口 克彦
 主事 山本 伸夫

午前十時二分開議

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤信一君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 ちょっとかぜをひいておりますので、失礼をする分があるかも知りませんが、あらかじめご了承願

います。

三点ほど通告いたしておりますが、昨日、一昨日の市長答弁を聞いておりますと、五十六年度予算に向けては、まだまだこれから各部の要求を取りまとめ、一月の段階で市長の手元に上がってくる、こういう手続になっている模様であります。社会クラブとしまして、たくさん要望したい点はございますけれども、最低、五十六年度、市勢の発展のためにこれだけは入れてほしいということについて申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。まず初めでございますが、補助金及び手当の見直しでございますけれども、補助金でも数たくさんある中で、一部に限って要望をしたいと思えます。

まず、手当の関係でございますけれども、いま四日市には二百五十数人の広報連絡員がおりまして、一月月額四十八円の手当で広報よっかいちの配布を初め、市民への連絡文書の配布事務に従事してもらっておりますが、その人たちの手当が余りにも低いのではないかといいことであります。

そのため、たとえば私の住んでおります三重地区内でも、各自治会関係の文書を配布していただく、こういう名目で、年間にして、自治会によって変わりますけれども、最低でも三万六千円、最高になりますと二十六万円も手当を出しているところがあるわけです。なお、これですらすら少ないというので、連絡員の方からやめさせてほしい、こういう話が強く出されまして、やめていただくことをとめるのに精いっぱい苦労をしているというのが実情でございます。恐らく他の地区におきましてもこういうことが起こっているのではないかといいふうに思います。市の方としては、この実情に対しまして、ぜひ手当のアップをすべきであるというふうに私は思うのでございますけれども、その考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

ちなみに、例を出して何ですが、来年の二月からは郵便料金も値上げになるわけです。五十円が六十円という形で、封筒の場合値上げになりますが、これらの絡み合わせもあると思えますけれども、具体的に連絡員の手当についての

引上げの方向についてお示しをいただきたいと思えます。

続きまして、補助金の関係であります。特に防犯外灯についての補助金をここで要望したいと思います。

いまの補助は、新設については、最高限度額、上限を八千円にしまして、その二分の一を補助する、電気料金はその七〇％を補助する、こういうことでありますが、現状から見ますと、特に新設の限度額八千円というのは、実際とはちょっと違うのではないかというふうに思います。いま一灯新設する場合、安くとも大体一万円から一万二千元、高いときには二万円近くも新設料金がかかります。そういうことになりまして、限度額最高が八千円ということでは、事実、実情に合いませんので、ぜひともこの八千円という上限を大幅に引き上げていただきたい。

加えて、本年の五月から電気料金がアップされております。各自治会の負担をする電気料金がふえております。この部分につきましても、できれば何とか七〇％の引き上げをいただきたい。こういうことを願うわけでございますが、その考え方につきましてお尋ねをしたいと思います。

さらに、補助金の三つ目でございますけれども、各町では公会所、集会所が建設をされまして、それぞれ、市の方から補助金が出されております。本年からも一部手直しがされているのはございますけれども、この場合におきましても、建設費の上限が七百万、七百万を超える部分はどうもみな同じである、こういうことになっておるわけでございますけれども、これも実際には七百万というのでは実情に合いません。このように思います。これにつきましても、最高限度額の引上げをしていただきたい。さらに加えて、各段階の補助金額についても一考をしてほしい、こういうのが願ひでございますので、その考え方についてのお答えを願ひたいと思えます。

続きまして、通告二つ目でございますけれども、個人浄化槽の普及と終末処理につきましてお尋ねをしたいと思います。

五十四年末の四日市の人口は二十五万二千六百人、そのうち公共下水道区域内の公共下水道を利用した水洗化人

口は六万三百五十人ほどというふうになっております。約二十万人の市民は公共下水道の事業に浴しておらない。そういうことから、市直営の汲取り事業、あるいは民間委託の汲取り事業によって約十二万人が、戸数にしまして三千六百戸がこの汲取りの対象になっているわけでございますけれども、まだまだそれ以外に個人浄化槽によって尿処理をしている実情にあります。この個人浄化槽の問題につきまして、いままでとはちょっと変わった角度から質問したいというふうに思うんでございますけれども、個人浄化槽の普及につきまして、市の発表しておる数字でございますが、五十三年には一万一千四百十四基、五十四年には一万二千三百六十六基、五十五年には一万三千五百二基、このように年々増加しまして、一年平均約一千基が新設されているのでありますが、浄化槽からの排水をめぐる問題、特に農業用水に与える影響というものを除けば、この浄化槽の普及というのは、市内の環境衛生上大きな役割を果たしているということについては、私は見逃すことはできないというふうに思います。言いかえれば、農業用水に与える悪影響を改善しつつ、公共下水道区域外での個人浄化槽の普及についてはもっと奨励すべきではないかというふうに考えます。と同時に、この普及を奨励すると同時に、現在四日市市のとっている施策についても改善すべきではないかというふうに考えるわけでございます。

その一つは、個人浄化槽の設置については、たとえば家を新築する場合には、建築確認の申請時に自治会なりの同意を添付することになっておりますので、一応の点検はできますけれども、汲取り便所を改造して浄化槽を設置する場合はそのような点検ができません。自治会なりの同意もなく無断で設置し、しかも届出もしていない、こういうケースがあります。このようなケースで設置された浄化槽は、定められた清掃もせず、付近住民に大きな迷惑を与えている事例がたくさんありますが、このようなことはちょっと工夫すれば解消できる問題ではないかというふうに思います。まず市は、個人浄化槽の設置条例、仮称でございますけれども、このようなものを四日市独自でつくりまして、設置する場合の条件、無断あるいは無届け設置に対する罰則等を決めていってはどうか、このように考えるわけでござ

いますけれども、そのお考えはないかお尋ねしたいと思います。

さらにその一つは、設置された後の援助の問題でございます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によりまして、その第六条で、「市町村は廃棄物の終末処理については生活環境について支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならぬ」ということになっております。現に、汲取りの場合は汲取り手数料を徴収しております。浄化槽設置者からは、浄化槽の清掃費ということで、年二回の清掃で約二万円を清掃業者が徴収し、市はこの清掃業者に対して、浄化槽一基に対して年間二千二百五十一円の補助金を出しているだけというところであります。この清掃業者は、個人浄化槽からの汚泥は、一立方メートル三六六六円もかかります海洋投棄船まで運搬しているということになりまして、大変細かいわけですが、三千六百六円と二千二百五十一円との差額、千三百五十五円は、清掃業者の直接負担かあるいは個人浄化槽設置者の清掃費という名目での間接負担になっているのではないかと思えます。法律の規定から言えば、個人浄化槽の汚泥の運搬費を含め、特に海洋投棄料については市の責任によって賄うべきであり、補助金を出しているのは好ましいことではないと思えます。もし市が終末処理に必要な費用を負担することになれば、間接的に設置者が負担しているのではないかと思われるような費用もなくなり、また、そのことによって個人浄化槽の普及の一助になるのではないかというふうに考えます。すでにこのことにつきましては担当常任委員会の方で数年にわたって論議されている模様であります。いつも法律を守ることをモットーにしております加藤市長、二期目の仕事始めの一つとして、ぜひとも五十六年度から、少なくとも海洋投棄料は市が負担をしていただく、こういうことにしたい。でございます。

次に、通告三点目の義務教育の父兄負担についてでございますが、義務教育の父兄負担につきましては、最近はまだ大きく問題にされずに、私自身もこの問題について触れるのは久しぶりでございますが、しばらく触れなかった問

に大変なことになるのではないかと。教育委員会は、父兄の好意ということで野方図に甘えているのではないかと。ここに、大きな声をしてここで訴えなければならぬと思います。

ここに、五十四年度の各小学校の単Pの活動資金づくり、こういう一覧表がございます。この表によりますと、資金づくりの内容は、廃品回収、簡易保険の団体集金による手数料、不用品の売払い、バザー、その他ということになっておりますが、三十八小学校の総額で合計しますと、四千九百二十四万円、こういう多額な数字になっておるわけでございますけれども、この数字は、十年ほど前に父兄負担が大きな問題になったとき、市が措置をしたという額にほど近いものではないかというふうに思います。もちろんこの数字は、いわゆる父兄負担と称される部分ばかりではなくて、PTA活動そのものを使用されている部分もあると思いますけれども、そのほとんどは各小学校の施設整備などに使われているのが現状ではないかと思えます。いわゆる父兄負担が事実上ふえていると言っても過言ではないと思えます。

さらに、この数字を学校別に見ますと、符号で申し上げますけれども、最高はですね、S小学校の四百五十七万円、最低はR小学校の二十二万五千元。これは表に出てきている数字だけでございますので、出てこない数字はここでは論議をいたしませんけれども、S校の場合はですね、生徒一人当りに換算しますと三千二百四十六円、Rの場合は生徒一人当たり二百五十二円。いわゆる生徒一人当たりの学校間格差といえますか、これを対比してみますと、十三対一という大きな格差になっております。

教育委員会は、P連の事務局も担当しまして、このような状態を十分知っておるはずでございますけれども、このような資金づくりについてどうとらまえているのか。さらには、公平に格差のない適切な教育を進めなければならぬ義務教育において、結果的に、生徒一人当たりの学校間格差が十三対一にもなっていることについての責任をこれからどう解消されようとするのか。さらには、今後このような問題についてどう措置をし、どう指導していくのか、

その方針を明らかにしてもらいたいと思います。

昨日、一昨日から教育委員会の方、長谷川次長、ちょっと物が言いたそうでございますので、この点については、あえて指名を申し上げます、長谷川次長の方から説明をしていただきたいと思えます。

通告の一、二につきましてはそれぞれ担当部長の方から、来年度についての方針を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいまのご質問のうち、一番最初の補助金と手当の見直しについてお答えをさせていただきます。ただきたいと思えます。

まず、連絡員の手当の問題でございますけれども、現在全市で二百五十八人の連絡員を委嘱いたしまして、市民と連絡事務等担当していただいております、その手当につきましては仰せのとおり、現在一世帯あたり月四十八円ということでございますが、この額の改定につきましては、人事院勧告に基づきまして、引上げ率をスライドするという方向で毎年検討を、改定を行ってきておるわけでございますが、こういった考え方に基づきまして、来年度につきましてもその方向で検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

それから、第二点目の防犯外灯の補助の問題でございますけれども、これは、自治会が設置していただいたもの、または維持管理するものを対象にいたしまして、設置費については五十三年四月に改正を行いまして、八千円を限度にその二分の一、最高限度額四千元以内という補助を行っております、電灯維持管理費につきましては、年間電料の七〇％を補助しておりますことでございます。しかし、ご要請のこの設置費に係ります補助基準の問題につきましては、九月議会の総務委員長報告でもご要望として出されておりました、補助の方法を改善する方向で検討をい

たしております。

次に、集会所の建設補助につきましては、従来から、住民の方々の分担協力によりまして自治会が建設していただきます集会所に対して、五十三年四月からは、建設費の補助基準額の最高限度額を七百万、最高二百九十万の補助額として、さらに本年四月からは、新築のほか、五十万円以上の増改築、あるいは大規模修繕、既設住宅の買取り等にも適応するよう、補助対象の適応範囲の拡大を図ったところでございまして、ご指摘の限度額の引上げにつきましては、当分の間現行のまま据え置く考え方でおります。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 大きい二点目の浄化槽関係のご質問のうちで、個人浄化槽の規制、取締り関係についてでございますが、尿尿浄化槽の設置及び維持管理等に関する規制権限は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃棄物処理法に基づきまして、現在県が持っております。県が、同法の施行規則、細則を定めております。また、尿尿浄化槽の取扱要領を定めて、尿尿浄化槽の設置から適正な維持管理、改善命令、使用禁止命令等に至るまで、統一的あるいは総合的な指導、監督を行っております。

しかしながら、近年、個人浄化槽の普及テンポが速く、指導監督が徹底しないため、種々トラブルを引き起こしておりますが、現在県では、廃棄物処理法施行規則等の改正に伴いまして、尿尿浄化槽取扱要領の全面改正の作業を進めております。また、三重県環境保全事業団に個人浄化槽のチェック体制をすでに整備する等、内容の充実を図ってきておりますので、今後さらに実務面での体制強化を県に要請していきたいと思っております。とともに、市といたしましても、この県の規定を遵守するよう、窓口指導あるいは苦情対応といった点で、施設の適正な管理が図られますよう努めてまいりたいと考えます。

それから二点目の、浄化槽に関係しまして、海洋投棄料を全額公費で持ってはどうかということでございますが、浄化槽の維持管理は、施設の点検、清掃と汚泥抜き取りに大別をされ、いずれもその業務は廃棄物処理法に基づく許可を受けた業者が実施しており、経費も業者の自主料金となっております。ただ、設置された個人浄化槽の適正な維持管理と維持管理経費の適正化を図るため、昭和五十二年より環境保全対策費補助金交付制度を設け助成しております。経費の内訳等お示しいたしたとおりでございますが、それ以後、維持管理費等の高騰に対応すべく、年々助成額の改定を行って、浄化槽設置者の経費負担を図っております。今後も、汲取りあるいは公共下水道使用の各経費の負担区分との均衡も考慮しながら、改善に努めてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 教育次長。

〔教育次長（長谷川照男君）登壇〕

○教育次長（長谷川照男君） 義務教育の父母負担につきましてお答えさせていただきます。

教育環境の整備のための、PTAの資金づくりにつきましては、ご指摘のように廃品回収、あるいは簡易保険の取扱手数料、あるいはバザーの開催等がその主なものでございます。昭和五十四年度にこれらの活動で得られました市内の小、中学校、幼稚園のPTAでの資金総額は、およそ六千四百四十万円余りに達しております。ご承知のようにPTAには、次代を担う子供の育成集団、あるいは成人教育集団としての活動のほか、学校後援会的な側面があることは事実でございます。これに対しまして、教育委員会といたしましては、適正な学校運営の確保あるいは父母負担の軽減という両面から取り組んでいるところでございます。運営費の中でも大きな比重を占めております文具消耗器材費、管理備品の購入につきましては、従来と比べまして予算の増額になっておりまして、かなり改善されていると思っております。一方、テレビあるいはオーバーヘッドプロジェクター、クラブの備品など教材備品につきましては、国の国庫負担制度がございしますが、当市といたしましては、昭和五十四年度に設備基準を設けまして、国の負担

金との差額を市費単独事業として予算化に努めておるところでございます。

教育委員会といたしましては、公費で負担すべきものにつきましては、今後さらに予算の増額に努めまして、父母負担の軽減を図るとともに、これが安易に行われることのないよう、また行き過ぎのないように、引き続き適切な助言に努めてまいりたいと考えております。

なお、学校間にかなりの格差があるということも事実でございます。これは、思いますに、PTAの従来からのしきたり、あるいは役員の方々の考え方に左右されるところが大変多いので、今後こういう点につきましてももう少しの細かい指導なり助言をいたしていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 広報連絡員の手当につきましては、何か人事院の勧告に基づいて云々という説明がありますけれども、もともとですね、この算定をする場合、人事院勧告にしましても、もともとの基礎が低いんではないか、このように思います。したがって、具体的にですね、連絡員の前へ出てまいりますと、それぞれの地区なり町の構成によっても変わりますけれども、わずかの手当しかもらえない。それに対する時間というのは必要以上に、手当のわりに多過ぎる、こういうことで不満がときどきぶつけられるわけでございます。

そういう意味で、人事院勧告に基づいてのスライドをする前の基礎についてですね、考え方を改めてほしい。改めてはつきりしてほしいんですけれども、そうしないことには、もしですね、いま、広報連絡員の方がもうやめたいと、やめたと言われたときにですね、役所は一体どうするのか。自治会もよう推薦せぬ、人選をよう推薦せぬ、こうなってきたときに、市はどうするのかということも頭の中で描きながらですね、この問題については私は対処をしてほしい、このように思います。

防犯灯につきましては、改善の方向ということで出されましたけれども、実情につきまして、特に新設の場合の上限ですね、上限の八千円というのを実情に合うように十分に研究をして、ぜひとも実情に合うようにしてもらいたいというふうに思います。

集会所の関係につきましては、これも、私は上限の引上げをここで求めたわけでございますけれども、ことし手直しされているということを私も承知をしながら、これは実情に合わぬじゃないかというふうに思っておりますので、現状のままでいくという、そういう受けないことじゃなくて、改めて検討する、こういうことでの答弁が欲しかったと思いますので、いま一度明らかにしてもらいたいと思います。

それから、個人浄化槽の関係ですが、私がわからなかったか知りませんが、この「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」からいきますとですね、第二章一般廃棄物というところに、この浄化槽は私が入るといふふうに理解をしておるわけです。そうすると、ここにはですね、見落としているのかわかりませんが、私は、県が云々ということはどこにも出てこないと思うんです。あくまでも市町村が責任を持って処理をする。こういうことになっていくというふうに思うんです。そのことについて、私は第一回目の質問の中でも言いましたように、担当常任委員会の方でも数年かけて論議をされているというふうに思います。金額的にしますとですね、現行の数字からしましても、わずかの金額だというふうに思うんです。それらはやっぱり県に頼るといふことじゃなくて、たとえば、無届けで設置をして迷惑をかけているのは四日市市内で起こっているわけです。ほかでもあると思うんですけれども、四日市でも起こっているわけです。だから、やっぱりそういうのは県に頼らず、市独自でも何とかできる方法を講じてほしい。さらにはこの清掃法に定められております第二章に基づいての措置というのを、補助金ということでごまかすんじゃないで、やっぱり基づいた正規の措置をしてほしい、こういうことを望んでいるわけです。

今度の議会では、この問題について担当常任委員会の方にぶつけていく内容がございませんので、あえてここで担

当委員会の方で、一般質問の中で、担当常任委員会でさらに煮詰めてやってほしいというのはちょっと異例かも知りませんが、十分に担当常任委員会の方のご意見等を聞きながらですね、ぜひとも来年の実現に向けて取り組んでほしいというふうに思います。

義務教育の父兄負担の問題でございますけれども、私は先ほども触れましたが、この数字、いま中学校、幼稚園も含めて六千何百万と、こういうことだそうですけども、私はあえてここで小学校だけとらえて言ってるんですが、中には、P T A独自の活動費としてP T A活動に十分に利用されているところもあるだろうと思えますけれども、それにしても、一番重点的に見なきゃならぬのはですね、この学校間にこれだけの差があるということです。教育委員会は、この三十八の小中学校の中でですね、これだけの数字の相違ができてきているわけですね、これについてどう考えているのか。適正なP T A活動につきましてもですね、指導というのがおこなわれれば、助言でもしながらですね、格差のないような公平なP T A活動が各小学校でできる、こういうことをしなければ、次の時代を担う子供を、学校によって、地域によって格差のある教育をしているんじゃないか、こういうことにもなると思うんです。

黄色いランプがついておりますけれども、さらに、この資金づくりの内容の中でですね、特に注意をして研究してもらいたいのは、この簡易保険の団体集金による手数料の問題です。これは、安易にとらえてやっておきますと、ある意味では法にも触れてくる問題だというふうに思います。十分にその取扱い方についてですね、中身を検討していただいて、誤りのない、いわゆる本来なら、団体保険であれば、いわゆる五分の割引が一般の加入者にあるわけです。そういうことが果たして守られておるのかどうか。二分の手数料だけでこの問題が処理されておるのか、そういうこと等につきましても十分に検討していただいて、誤りのないようをお願いをしたい。

特に、この学校間格差の問題につきましては、今後の問題として、それぞれ学校区内の、何といいますが、人口とか経済状況によってですね、偏った、格差のあるような不公平な教育をしていいということにはなりませんから、そういう点につきましては十分に教育委員会としては指導性を發揮してもらって、五十六年度からは正をしていただくようにお願いをしたいというふうに思います。

市民部長とそれから環境部長、さらに答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 先ほどの私の答弁、言葉足らずで、少しご理解していただきにくかった点があったようでございますけれども、集会所の最高限度額の引上げの問題につきましては、ただいまもお答え申し上げましたように、当分の間このままでまいりたいということでございます。今後の社会情勢あるいは諸般の状況によりまして、当然検討を加えてまいらなければならない時期が至りましたときには、前向きな方向で十分検討を加えていきたいということでございます。

さらに連絡員の基本額の問題につきましても同様でございます。以上でございます。

〔私語する者あり〕連絡員さんが、年間、いろいろの事情で交代される場合もあるわけでございますけれども、いまの私どもの考え方といたしましては、そういった交代をされる事情がございました折には、できるだけ、かわりの方をご推薦いただくというふうなことでお願いしておるような状況でございますけれども、それぞれの地域によりまして、そういった人材その他についての差はあろうかと思えますけれども、そういった考え方で今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 浄化槽の無届けのものがあるのではないかとありますが、確かに無届けのものがあるんじゃないかというふうに私も想像します。ただですね、市全体を全面調査というわけにもまいりませんので、市民の方からの苦情等申立てがございましたときに調査をさせていただきます。県との連携を密にしながら、規制、取締りというような形で、円滑に施設が運用されるように努めてまいりたいというふうに思います。

それから、経費の点のうちで、海洋投棄料でございますが、そもそもこの浄化槽の設置、維持管理費の関係、そして最終処分につきましては一般廃棄物ではないかと思いますが、そもそもこの浄化槽の設置、維持管理費の関係、そして廃棄物処理法の第二章に、市町村の処理ということが出てございます。ただ、これをちょっと見ますと、市町村は一定の計画を定めて実施をせよということになっておりますので、一般廃棄物の処理計画に乗っけて処理をさせていただきます。ただし、経費の負担をですね、市が全額ということもあるでしょうし、また一部受益者が負担をしていただくという処理の方法もあろうかと思っておりますので、その辺で、現在環境保全対策費補助金交付制度というのがございますので、その制度を生かしながら進めさせていただきたいというふうに思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 いま、山本議員の質問の中の補助金に関する問題は、これはいずれも総務委員会での都度論議を、いま出たような意見はすいぶんたくさん出ているわけです。それに対してですね、市民部長並びに環境部長の答え方というのは、実に、総務委員会を冒瀆しているんじゃないかと、こんなような感じがするので、関連質問に出たわけです。非常に歯切れが悪い。内容につきましては、これから、私も総務委員ですから、十分やっていきたいと思えます。

ただ、特にですね、その中で、個人浄化槽の補助金、これについてはですね、いまの論議とは違った問題も出ておったはずなんです。なぜかというところでですね、業者に補助金を出すというのは便法であって、正しい方法ではないと、こういうことを続けておると、あるいは特別監査もしなきゃならないような状態が起こるんじゃないかと、こういう注意をしておいたはずですよ。もっと前向きな答弁があっただけです。ないというならそれで結構です。そのかわり総務委員会で徹底的にやります。以上。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時四十四分休憩

午前十一時再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 今年のラストバッターとして、最後の質問をさせていただきます。

冒頭の所信表明やその後の質疑などで、二期目に自信を持って積極的にその手腕を発揮されるであろう市長に大きな期待をいたす一人でございます。

そこで、第一点として、活力ある都市づくりのために努力すると申された、その基盤となる財源確保についてお尋ねしたいと思います。

活力ある都市づくりも、交付団体とあっては、独自の都市づくりをするのはむずかしいのではないのでしょうか。財政力指数は年々低下してまいりまして、決算カードの上からは一応上回っておりますけれども、単年度では、五十四

年が〇・九五七、五十五年は〇・九八五ということであり、このような財政下では、多様化する市民要求やあるいは総合計画の実現に支障を来すことにならうと心配するものであります。

全国の都市分類（「M」）の類似都市、二十五市の比較の中でも、不交付団体は四市しかないという状況を見て見ますと、この程度の人口というのは、かえって基準財政需要額がふくらむかもしれませんけれども、それにしても残念なことであり、諸物価の高騰とかあるいは景気の動向など不安要素も多く、さらに、政府が財政再建元年と言っている時期でもありますので、何とか不交付団体になるということが、活力ある都市づくりに最も大事なことはないかというふうに思います。

市長は、当選後の記者会見で、「徹底した経費節減と中小企業の育成と、各種産業に企業活動のできる環境をつくることだ」と申されておりますが、経費節減もおのずから限度がありましようし、天津市との友好都市締結による貿易の振興を初めとする四日市港の発展を図ることも、その大きな要素であると思います。地場産業への肩入れあるいは新規産業の誘致も不可欠だと思います。その意味では、霞の十四万坪には大いに期待をしているものです。このようにして税収をふやして、市民の働く場を確保していくことが、当面の重要な施策だと思っておりますが、市長の具体的な考えをお聞かせ願いたいと思っております。

次に、教育環境の問題についてお尋ねします。

非行の問題が随所で取り上げられ、特に中学校の校内暴力などが大きくクローズアップされて、今回の一般質問の中でも、数多くの方から問題提起がなされております。しかし、私は、問題の中学校での教育以前の、その背景となる幼稚園あるいは小学校での教育の方が重要ではないかということをお聞きしております。このことは、先日も教育長が、幼児教育から大事だということをおっしゃっておりますので、私としても意を強くしているところでございます。幼児教育を受けるまでの、家庭でのしつけということももちろん大事ではございます。しかし、保育園、

幼稚園、小学校と、だんだんと親の手を離れながら、集団の中で、連帯感とかあるいは規律とか知性というものを身につけていくものだというふうに考えております。

幼児教育はそれとして、その人間形成のもととなる小学校の教育でございますけれども、その場合の教育のあり方、教師の資質などということも、先日いろいろなと触れられております。私がここで申し上げたいのは、現状の市内三十八小学校の男女教員の比率のことについてであります。

八百二十二名の教員のうち、男子が二百六十九、女子が五百五十三名であります。私としては、この男子教員の少なさに非常に疑問を感じているものであります。情操的な教育のためには、女子の先生の方がはるかに有能かもしれません。しかし、昨今、骨折する児童が多いとか、あるいは持久力の少ない子供が多いということをよく聞くわけですから、テレビのコマーシャルじゃありませんが、男の子はわんぱくでもいい、たくましく育ててほしいというふうに願うのが世の親の常ではないでしょうか。私もそういうことを思いながら、二人の子供を育ててまいりました。ただわんぱくではないけないんで、そこにはしつけとかあるいははじめといったことがはっきりできる教育をする必要があると思います。このことは、女子の先生にはできぬとは申しません。ただ、先ほどの五百五十三名の女子の教員のうち、家庭を持ってみえるであろう三十歳以上の方が三百十名と、半数以上もおられるということです。ことしもあちこちの運動会を私も見にいきました。大きなおなかをした先生、あるいは大変お年を召した先生が子供の指導をしておられるのを見て、率直にこれでたくましい子供が育つんだろうかというふうに感じました。主婦と教育との両立ということは、先生にとっても非常に大変なことだと思えますし、どちらもおろそかにするわけにはいきませんから。しかし、それを唯一の職業としている男子先生とは気持ちの上でもあるいは体力の上でも若干違うんじゃないかというふうに感じております。

私の考え方としましては、各学校、少なくとも男女同数くらいは必要であり、特に心身ともに変化しようとする五

年、六年の上級生については、男子のベテランの先生による、規律あるいはしつけ、けじめということを、こういったことを含めた厳しい教育をする必要があるのではないかと感じております。女子の先生の中にも、非常にりっぱな先生がおられることを承知していながら、あえて申し上げましたので、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、先日来の中学校問題に対する多くの質疑の中で感じました点や、こうあってほしいと願う点についてお聞きしておきたいと思えます。

その一つは、地区ぐるみの取組みが必要だと申されましたけれども、具体的には、地区に対してどのような取組みを要請されるのでしょうか。

二番目として、生徒規律に関する見解でございますけれども、私たちの年代の考え方には当然だと思われるような校内規律が、今日の社会の中で、子供たちにはそれが窮屈だとかあるいは強い縛りだというふうな受けとめられている点を、どう考えておられるのか。

さらに、現場での教師と子供との関係を見たときに、指導性の面で、教師が力負けしている点、たとえば、厳しく注意をしたら必ず反発があるといったことを現実にならぬようにお考えになっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、福祉の問題に移りたいと思えますが、所信表明にありました、明るい福祉都市の実現を図ることで障害者対策を一層充実されると申されました。社会的弱者の救済はもちろん急務ですし、最優先すべきものだと思えます。このことは、五十五年度の予算の四分の一近くが福祉に回されているということでも敬意を表するものでありますけれども、次のようなケースもあるわけです。これは、先日、佐野議員の質問の中にもありました。しかし、福祉部長のあの答弁ではいささか納得しかねますので、あえて申し上げたいと思えます。

核家族化が急速に進む中で、一方では、親を扶養しておられる家庭もまだまだ数多くあるわけでございます。その中で、特に片親を扶養している家庭で、突然その親が病気になる。で、入院する羽目になりました。付添いが必要ということですが、この家庭では、ちょうど子供が高校、大学ということで出費も多い。ご主人の給料だけではとても賄い切れぬということで、奥さんも共働きしているわけですけれども、昨今の物価高に追いつかぬということで、奥さんの手助けを借りながら学資だとかあるいは住宅ローンを支払っている、そういうことで、勤めをやめて付き添うことになれば、生活に支障を来します。かといって、付添婦を頼めば一日一万円もする。唯一の小山田の施設は、二カ月から三カ月あるいは四カ月も待たぬと入れてもらえないと、こういった状態の中で、昨日の答弁では、建設中のものだとかあるいは申請中のももあるし、公共施設をつくるというのはむずかしいんで、民間に委託する方がよいというふうにお聞きしましたけれども、確かに現状ではこれでやむを得ないかも知れません。しかし、行政の立場ということから考えていって、このまま民間にいつまでも委託していくということではないのかどうかということ率直に疑問に思えますので、福祉部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に市立病院について提案がございます。

きょうも、議会の始まるまでずっとあの辺を回ってみました。りっぱな市立病院が建設されて、市民のためには大変に役立って喜ばれているということについては、そのご努力に心から感謝いたします。ただ、気候のいい時期などにしばしば出会うのが、リハビリテーションのためかあるいは退屈しのぎかもしれないけれども、病院の周辺をパジャマを着ながら散歩しておられる患者さんの姿を多く見かけるわけでございます。その周辺は、余りにも殺風景というふうにはお感じになりませんか。周辺に緑地帯をつくり、散策者の心がなごむような環境にしてあげれば、病気の回復も早いのではないかなという気がいたします。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、総合科学館の建設についてでございます。

先日の小井議員が質問されたことに対して、市長はその考えはないとはっきり申されました。小井議員がおっしゃっている科学博物館というのと私が考えている総合科学館というとの違いはわかりませんが、私は、行政視察などで地方の中小都市へ行きますと、そこで、思いもかけない中小都市で、プラネタリウムの科学館に出くわすことがあります。四日市が公害都市というイメージも、行政指導やあるいは企業努力などによって非常に改善されてきたことも事実ですが、それでも夜空に美しくきらめく星がはつきり見えるところまでは来ていないというふうに思います。子供たちを空気の澄んだ田舎へ連れていきますと、星ってこんなにたくさんあったんかというふうなことを言われます。そういうことで、夢多い子供たちにまずプラネタリウムを導入してほしいというふうに常々望んでおりました。

また、市には多種多様の産業がございます。たとえば、私の所属する工場では、羊毛から毛糸なり毛織物をつくっています。また、綿の花から綿布あるいは綿糸をつくっている。地元の特産物である萬古焼では、土から茶わんだとかあるいはりっぱな急須だとかいうものができるでしょうし、あるいはコンビナートでは、石油から電気をおこしたり、あるいはゴムがつけられたりというふうに、数多くの原料を使っていろんなりっぱな製品が生まれてきているのも事実でございますが、これらをわかりやすく図解したものあるいは模型などをつくって展示するといった総合科学館が、この工業都市四日市であればぜひ一つはあってもいいんではないかというふうに考えるわけですが、いまはその考えはないというふうに市長はおっしゃいましたけども、将来的にどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

以上、五点について、簡潔明瞭なご答弁をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 財源確保についてのご質問がございました。

事業を行うための財源確保ということになりますと、部内での経費の節約、それから、積極的な面では、やはり収入の増を図っていく対策。これには二つ方向がございます。一つは、今日の地方税法あるいはその運用について、私たちが不合理だというふうに考えております軽減措置でございますとか、あるいは重油関税の還元でございますとか、そういったような制度上の問題を解決していくという方法。それから、根本的には、現在の制度でも不交付団体のところがあるわけでございますから、やはりこの不交付団体のところの都市を見てみますと、二十五万以上の都市では五つございます。それから、二十万くらいの都市でさらに三つ不交付団体の都市があるわけですが、これらの都市はいずれも人口に比較をいたしまして非常に大きな産業が立地をされている町が多いわけでございます。そこで、やはり積極的に強めていくということになりますと、現在、四日市にあります各種の産業、これは、第一次産業は別といたしまして、第二次産業、第三次産業、その活動がより活発になるように持つていくべきではないだろうか、私はかように考えておるわけでございます。そのためには、やはり積極的に地場産業については行政側がやっぱり応援をしていくと、いままでも産業というものは、ある業界に直接何かやるということは、どっちかというやや控え目な態度をとっておったわけですが、やはり私はもう少し前向きに考えていいんではないだろうかということの一つ考えであります。

それから、もう一つは、先ほどご指摘のありましたような新規産業の誘致ということに積極的に取り組むべきである。そのために、いまいろいろな会社や工場から引き合いが来ておりますけれども、どうも相手さんの意向とこちらの土地についての状況がマッチをしないということが、かなり新規産業の誘致ということについて障害になっておる。私は、やはり工場敷地の確保ということが必要ではないだろうか。それから、もう一つは、第三次産業、いわゆる商業関係、サービス業関係の活力を図ってまいります上におきましては、根本的には、どうしても人口の増加を

図る必要があるのではないかと、そのための住宅団地の形成ということも欠くべからざる一つの要件ではないだろうか、かようにいま考えておきまして、特にやはり開発公社が行います住宅団地の造成ということは、一般民間デベロッパーの事業よりは利益を計上する必要があるまいかと、低所得の方々にご利用いただける道になるんじゃないだろうか、そういうことで、住宅団地の開発ということもひとつ考えなければいけない状況に今日の段階で立ち至っているというふうに考えております。それから、商店街の再開発というか形成というか、こういうこともですね、やはり商業活動の活性化を促す一つの道ではないだろうかということを考えておるわけでございます。

こんなようなことを今後努力をしてみたいというふうに思っておるわけでございますが、財政力指数が、それじゃこれからどうなっていくのかということですが、これからの取組みでございまして、現状においてですね、この一年、二年で財政力がよくなるというふうには私は考えられないと。したがって、三、四年はですね、ほんのうしながら、こういう努力を続けていかなければならないと。したがって、三、四年はですね、ほんのうしながら、今後、機構改革も含めまして、部内的な取組みをいたしたい。ただ、これは事務的な機構改革だけで済むものではないと。ぜひ、やはり議会の皆様方あるいは商工会議所の方々とも一致協力をいたしまして、そういう方向に今後格段の努力をいたしてまいりたいと、かように考えておりますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それから、最後に、総合科学館、特にプラネタリウムの導入についてご提案がございました。これは、過日の小井議員のご質問に対しまして、私は、科学博物館をつくる考えは持っておりますと。そのことをご返事申し上げたわけですが、来年度、再来年度にやるというわけにはまいらなないと、むしろ私は今期はちょっと無理ではないだろうかというふうに思っております。

実は、子供さんたちのそういう勉強をしようという意欲を満たしていく上においては必要な施設ではないかというふうに思っておるわけでございますが、財政力等を見合わせながらですね、いま直ちに私はやるべきだと思っております。やはり余暇を家族ともども健全に過ごすことができるような施設が四日市にあるので、その方向でいま力を入れておることとございまして、将来的に、科学博物館なりあるいは総合科学館なりというものはないと。いいんだということではないというふうにご理解をいたしたいと思っております。

小井議員のご質問の中には、県あるいは市あるいは民間の力を合わせてつくれというようなご提言もあつたように思っておるんですが、当然こういったものについてはですね、行政側だけで対処していくことは私は不可能ではないだろうか、やはりそういった各面の力を活用しながら、もう少し時期を見て取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） ご質問の第二の教育環境についてお答えいたします。

まず第一番の、小学校教育の男女教員の比率に關した問題でございますが、まず現状を申し上げますと、本年度の四日市の小学校三十八校のうち、実際に授業をされる先生、いわゆる教諭でございます。したがって、校長、教頭、その他の職員を除きまして、小学校の男子の比率が三二・七％でございます。で、ちなみに来年度の三重県全体の小学校の教員採用試験を受験いたしました者のうち、男子の占める割合は三一％でございます。したがって、女子の占める割合が残り六九％でございます。こういう小学校におきまして、女子教員が増加してまいりました傾向は最近の傾向でございます。全国的な傾向でございますし、また三重県全体の傾向でございます。ただ、四日市地区は、ご存じのとおり先生方の必要な数がたくさん多いわけでございます。それに対しまして、地元出身で教員になられる方が比較的少ないというのが従来からの傾向でございます。したがって、毎年新採教員をたくさん四日

市は配当されるというところでございまして、したがって、女子の占める割合が、北勢地区全体と比較いたしました若干でございまして、多いというのがその特徴でございまして。

先ほどお話のございましたとおり、一般的に言いつても、男子の方にはちとろい方もあるいはあるかもわかりませんが、女子の方も、しっかりした人はしっかりしておられるわけでございますが、学校現場を見まして、男子教員、女子教員、それぞれの持ち味がございまして。教員がきめ細かく生徒を指導いたします場合に、女の先生であれば特にこういった面がうまくいくという場合もございまして、また領域によりましては、男子の先生でないとうまくいかないという場合もございまして。要は、男子の先生であれ女子の先生であれ、しっかりした先生が望ましいということであるというふうに把握をいたしております。

委員会といたしましては、人事異動におきまして、それぞれの小学校、もちろん中学校も含めまして、年齢構成、男女の比率等を勘案いたしまして、そういった面で適正になるように配慮を従来からまいりましたが、今後ともそういう面で努力をいたしたいと考えております。と同時に、関係筋に対しまして、男子教員の増員ということにつきまして、最大の努力をして、強く要望してまいりたいと、そう考えております。

なお、その次の点でございしますが、いわゆる規律の問題でございしますが、ご存じのとおり、学校という集団生活が秩序を維持して運営されていくためには、生徒に対しまして一定のルール、規則が必要なことは言うまでもないこととでございます。したがって、各学校におきまして、生徒心得等に校内、校外生活のあり方についてを明記いたしまして、これを遵守させることにいたしておるわけでございまして。

ただ、先ほどお話のございましたとおり、現代の中学校の生徒だけではございせんが、現代の中学校の生徒について観察いたしますと、小さいときから基本的な生活習慣が形成されておらない面が多分にございまして。したがって、こういった生活上のきまりを守ろうとする態度に欠ける者が非常に多いわけでございまして。同時にまた、集団の中での連帯感も乏しいわけでございまして、どちらかといえますと、悪いことを友達がした場合、これをとめるという気持ちに欠けるところがあるように考えております。これを、また一面から考えますと、非常に生徒は甘えの精神がございまして、自分が悪いことをしても反省をせずに、自分が悪いのは学校が悪いのである、社会が悪いのであると、こういう考え方がある程度あるようでございます。これは、現代の社会全般の一つの風潮でございまして、こういった風潮をこの際は正していく、生涯教育、社会教育面からは正していくこともまず必要であると思っておりますし、同時に、生徒が規則について反発をしやすい年ごろが中学生の年配でございしますが、まず学校側といたしましては、規則等の持つ意味合いといえますか、必要であるという、そういった意味合いを十分生徒に理解させることが私は必要であろうと考えております。たとえば、入学時のオリエンテーションであるとかその他、随時、随所におきまして、一定の規則が学校生活には必要であるということ、これをまず生徒に理解させることが、根気強く理解させることが必要であると考えるわけでございまして。

それと同時に、学校の先生方が、全員が共通理解のもとに、同じ方針で、たとえば、規則の中にあります一例を挙げますと、服装の点などでございますが、こういった点については同じ方針で、同じ理解で生徒に対処することが必要でございます。A先生とB先生との間に取扱いに差があつては、これは何ともいたし方がないこととございまして、そういう方面の指導については、今後とも配慮をまいりたいと思ひます。と同時に、学校側、特に家庭との規則についての必要であることをご家庭の方にも理解を求めよういたしまして、家庭の、親御さんのご協力をぜひいただくように配慮をすることも必要でございまして。

しかし、いまの中学校の実態を冷静に見ますと、いまこそやはり教師が毅然たる態度で、こういった最低限のルールが学校生活に必要であるということを、生徒が反発いたしましても、いま申し上げたようなきめの細かい方法を講じながら、安易に生徒に妥協することがあつてはならないという基本的な考えを持っておりまして、そういう面

学校側を指導してまいりたいと思っております。

それから、その次に、地区ぐるみの点で、地区に対してこういった中学校の暴力事件についてどうだというご質問でございますが、私は、まず第一に、学校側が完全にまとまることが第一。それから、学校側とご父兄の方が緊密な連携をとると、これが第二でございます。なお、地域を挙げてよその子供にも注意をいたしましょうという式の、地域を挙げての取組みが必要でございますので、いままで各地区にいろんな名称のもとにこの青少年健全育成の組織がございますが、この際、そういったものが、組織によりまして、あるいは地区によっては多少連係プレーに欠けるところもございますので、小学校区単位に、青少年健全育成の組織をもう一度洗い直しまして、屋上屋を重ねるのではなくて、従来の組織を統合しながら、そういった組織が各小学校区ごとにつくれないものかどうか、屋上屋を重ねるのでなくて、また各地区の実情に合わせて小学校区単位ごとにそういったものをもしつくれるならば私はベストである、そう考えておりますので、そういった面について、今後真剣に検討をいたしたいと、そう考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 三番の療養困難家庭の救済についてお答えいたしたいと思っております。

寝たきり老人等の養護困難家庭が、社会的な事情によりまして増加しておるといことは確かでございます。こうした老人を、私たちとしては、基本的にはその対応は、特別養護老人ホームですべきことだというふうに考えておるわけでございますが、民間施設ではございますが、こうした特別養護老人ホームが順次充実してきているというのもまた事実でございます。

しかし、ご質問にございましたように、重症の入院患者を抱えた場合に、その付添看護料が、いまの現行制度の中で、付添家政婦の現行制度の中で非常に大きなものになって、その負担は非常に大変なんだということは確かでございますし、特に老人を抱えた場合にですね、それが疾病が長期化して、もちろん入院期間も長くなると思いますが、あるいは付添看護いただく期間も長くなるわけでございますので、こうしたことについては大変な負担になってきますし、厳しい問題だということで、われわれは大変大きな問題意識を持っておるわけでございます。しかし、この付添看護料の問題でございますが、この問題につきましては、何と申しましても、国の医療保険制度にかかわる問題でございますので、そうした点の改善につきましては、国へあるいは県へ再々要望しておるところでございますが、現実には早急に問題解決するということは困難だというふうに私たちも思っております。

本市におきましては、ある老人病院におきまして、患者側の比較的軽い負担、これが一月四万五千円程度でございますが、付添看護を求めない形をとっていただいております。ご指摘のありました小山田病院でございますが、常に満床の状態で、需要に応じ切れていないというのが現状でございます。しかし、幸い、同じ病院で、近く、同じ形の病院、これが五十六年一月に開園を予定されておるようでございます。百二十三ベッドでございますが、市内にふやしていただく予定とうかがっておりますので、そうした面で、非常に他力本願ではございますが、事態が好転してくるだろうということで喜んでおるわけでございます。しかし、こうした病院を利用していただけない方たちの救済措置につきましては、いろいろな面から考えまして、大変むずかしいわけでございますが、特に低所得者の方に対しては、生活保護法による保護にあわせまして、市で単独で付添看護料の法外扶助を行っております。昭和五十四年度には二百七十七件ございました。約一千万でございますが、これを支出しております。

こうした問題につきましては、今後とも国、県へ一層強く働きかけてまいらなかならぬと思っております。担当部局におきましてもさらに研究させていただきます。進めてまいりたいと、研究してまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。現状といたしまして、具体的な適正な

措置がいまの段階では見当たらないというのが現状でございます。

○議長（伊藤信一君） 病院事務長。

〔病院事務長（藪田 裕君）登壇〕

○病院事務長（藪田 裕君） 四番目の市立病院入院患者の療養環境の改善についてお答え申し上げます。

病院敷地に面する周辺道路は、一般の道路といたしまして、幅員六メートルで整備されたものでございまして、現行道路の幅員の中で緑地帯はできませんが、道路に面した病院敷地内には、常緑樹のほかツツジ、サツキ、サザンカ、ツバキ等の植樹を施工いたしておりますが、歳月が浅く、いまだ十分に成長しておりませんために、目に入る状態にまで至っておりませんので、周囲が殺風景に見えますことはご指摘のとおりでございます。

しかし、患者の心をなごます方策につきましては、病院といたしましても大切なことでもございまして、すでに院内の診療会議等におきましても提言がなされておりました、具体的には、常緑樹の間隙あるいは芝生等のスペースを活用いたしまして、四季咲きの花を植えるなど、今後十分検討いたしてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 ご答弁ありがとうございます。

財政再建の問題については、おっしゃるようには一朝一夕にはいかぬこともよくわかりますし、かといって四日市の発展のためにはぜひ必要なことだと思いますので、今後とも格段のご努力をお願いしたいと思います。

それから、教育環境の問題ですけれども、ちょっと話が横道にそれますけど、この間の日曜日、組合組織の関係で年末の助け合いカンパを駅前で行いました。二時間ほどやったわけですけども、一番先に飛んできて入れてくれるの

が中学生です。次に、小学生あるいは子供を引いた親御さん、で、老人という順番でございます。それを見てまして、きのう小林議員もおっしゃってましたけれども、決して中学生も悪いのばかりじゃないということに自信を持ったわけでございます。そういう意味で、教育委員会の方においてもそういった自信を持っていただいて、いろんな施策をいろいろ考えておられるようでですけども、一日も早くよくなるような、そういうご努力をお願いしたいと思います。それから、市立病院の問題につきましては、駐車場がますます狭くなってきているというようなこともございますし、ぼつぼつ総合的にもう一回環境の見直しということをお願いしたいことを思います。

あと、科学館についてはわかりましたし、福祉部長のお話は、確かに低所得者層については生活保護の関係とかいうことで、何とか救う道がありますが、私が申しているのは、ちょうどその中間層、お互いに苦労しながら働いている、かといって、低所得で生活保護を受ける状態でもないところがあるところが何か一番しんどいという気がしますので、今後とも十分に検討していただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時一分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は、以上をもって終了いたします。

日程第二 議案第一〇六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第一七 議案第二二二号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について

○議長（伊藤信一君） 日程第二 議案第六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし日程第十七、議案第二百一十一号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更についての十六件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第六号、議案第七号、議案第二十三号、この特に三議案に共通しての問題についてお尋ねをしたいと思えます。それは、各議案を通しての繰越金の扱いの問題でございます。

五十四年度決算結果におきまして、一般・特別会計等全体におきまして実質十九億八千九百万の剰余金を出したわけでございますが、この問題の是非あるいはその財政運営の問題は十月議会でいろいろと議論されたところでございます。今期の予算の補正に当たりまして、この剰余金の扱いというものは注目をされているわけでございますが、一般会計におきまして六億九千九百万の補正がなされて、五十四年度の実質収支額八億九千二百四十一万四千円は全部ここにつき込んだということが言えると思えます。

そこで、今度の補正になりました六億九千九百万、その大部分は、いわゆる地財法上あるいは市条例との関連において財政調整基金積立金に充てられるということでありますけれども、十月議会におきましてもこの財政調整基金積立金の問題も議論になったところでございまして、三輪助役は「少なくとも二十億ないし二十五億、あるいは、場合によっては三十億ぐらいのものは持たなければならぬ」という、そういうご答弁がありました。今度の財政調整基金への四億五千万の積立てによりまして、五十五年度の運用益の積立て、あるいは五十五年度における取崩し、こうい

うものもトータルいたしましたして、五十五年度末においては十八億の財政調整基金積立て累積になると思えますが、この財政調整基金積立てという問題について、三輪助役が非常に幅を持って目標を示されたということも言えると思えますが、今後は財政調整基金の積立てについていかほどの目標を定めておられるのか、今後の財政事情、そういうものを考慮してどういふところを目指しておられるのか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。

その他の繰越金の使途につきまして、今度の補正を組むに当たりましての考え方、主にこれはどこに配分をされたのか、特にその考え方なり配分の重点、この辺のところをお聞かせいただきたいと思うわけでございます。と申しま

すのも、やはり十月議会におきまして、こういう繰越金がたくさん出たということとかかわり、そして四日市における教育現場での施設補修、こういうことが教育民生委員会を中心にしてまいりました。そして、委員長報告におきましても、「小中学校の施設補修費については教育現場の良好な環境維持に欠かすことのできないものであることから特に市長の出席を求め、一層の予算増額の必要性を指摘し、教育施設環境の整備充実を図られるよう強く要望いたしました」という報告となっておりますし、お聞きいたしますところによりますと、議論の中では、これほどの黒字が出たんだから今後の小中学校施設の補修という問題について、必要な額は八億にも十億にも近いものにもなる、それほど補修という問題が切実な問題になっているだけにこの分の中から一億充てると、こういうふうな議論も出たと聞いておられるわけでございます。こういうところから見ますと、今度確かに補正の中で小学校で二千万、中学校で一千万出されておりますが、果たしてそういう補修の必要な経費、それから見ますと、そして十月議会で出た一億ほどつき込めと、まずつき込めという、こういう強いご意見等も考えました場合に、きわめて少ないではないかと、一体この小中学校の施設補修八億とか、七億とか言われますが、要必要経費、こういう全体額から見ると一体これはどういう位置づけのもとに組まれたのか、今後の取組み方等も含めてお答えをいただきたいと思えます。

それから、そのほかの部分では一体どうなんだろうと、これほど黒字が出たんだからいろいろにひとつ回してほし

いと、市民の直接目に触れる形でひとつ回してほしいというご要望があったと思うんですが、こういうものが余りはつきり出ておりません。この辺のところを明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、国保特別会計におきまして、今回補正に組まれたものは二千六十九万三千円で、五十四年度実質収支額一億五千五百三十四万六千円と比較いたしました場合に一億三千四百六十五万二千円の残りがあつたわけでございます。今後の使途なり、それから五十五年度におきまして三億三千万ほどの一般会計からの繰入金があるわけでございますし、当然来年度におきましても、そうした国保財政の現状からして繰入金の問題が議論になると思ひますが、この五十四年度の実質収支額の今時点での残一億三千四百萬、これの扱いいかんによってはやはり来年度のこの問題にも非常に重要な意味を持つ問題が出てくると思ひます。この辺の関係についてもお答えをいただきたいと思ひます。

議案第百二十三号の競輪事業特別会計、これの補正が三百九十九万二千円にとどまっております、なお二億一千九十万七千円の残となつております。この使途についても明らかにしていただきたいと思ひます。

質問は以上でございますが、市長に特に指摘しておきたいと思ひますことは、私のこれらの質問に対する答弁の態度、姿勢の問題でございます。先ほど科学館の問題が出ましたけれども、私も、伊藤議員も指摘されたように質問をいたしました。私は科学博物館の建設を構想し、県・市・民間の力を合わせて具体化するための予算をつけよということと言つてゐる問題、問題を提起したこと、〔私語する者あり〕答える態度、姿勢の問題です。〔私語する者あり〕答弁の仕方に、たび重なる問題があります。〔私語する者あり〕それから、総合計画、基本計画にない、これをそれじゃこの四年間にどうするかという考え方も聞いたわけですね、こういう質問の内容を真摯に受けとめていただいて、そして真摯に答えていただきたいと、この辺のことを特に指摘して、そして以上申し上げた質問にお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤信一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、五十四年度におきまして一般会計、特別会計、企業会計合わせまして約十九億の黒字が出ましたのは、ご承知のとおりでございます。これが出ましたのは、一般会計で約九億でございますし、競輪特別会計で約八億近い数字が出ております。したがつて、この二つので十七億ばかり出ておるわけでございます。それから、ただいまご指摘の国民健康保険につきましても一億五千数百万黒字が出ております。そこで、その他にも若干ありまして、合計がそういうことでございますが、まず第一番のご指摘の財政調整基金積立金、今回四億五千万積み立てるといふことで議案を出しておるわけでございますが、これが目標額は幾らを考えておるかということでございますが、先日、三輪助役からお答えいたしましたように、私といたしましてもやはり他の類似都市と比べまして少ないという考え方は持つております。これはこの庁舎を建てますときに、たしかこれは記憶でございますが、七億数千万円ありましたのを全部つぎ込んでこの庁舎を建設したと、その時点でゼロになりましたが、それ以後、これは完成しましたのがたしか四十七年二月でございますが、それ以来営々とためてまいりましたのが、ただいまご指摘の数字でございます。したがつて、それがありませんらいま二十五億を超しておるんじゃないか、そういう経過はございましたが、やはり私といたしましても、他の類似都市あるいは不時の財政需要に対応するためには、本市程度の財政規模を有するところであれば最低三十億程度は欲しいという考え方を持つております。これは別に基準があるわけでもございせん。先日市長からお答えされましたように百二十億を超すところもございせんし、少ないところもございせんが、大体三十億から七、八十億というところが非常に多いところから、やはり最低三十億は欲しいと、そういうことでございます。したがつて、目標額は幾らかということにつきましては、まあ三十億は最低欲しいと、こういうことでございます。

それから、その黒字に關連いたしましたして、学校の雨漏りに一億つき込めという意見があったのに十二月補正では二千万しか組んでない、少ないじゃないかと、こういうご指摘でございますが、確かに一億ぐらいは十二月で補正したらどうかというご意見も、私耳にいたしております。ただ、十二月で一億の雨漏り補修の予算をつけました場合に、果たして年度内にこれの執行が完全にできるかどうかと、これを事務当局にただしましたら、それはとても無理だと、こういうことでございます。したがって、十二月補正では小中学校を合わせまして、年度内に執行可能な予算の額、これは教育委員会から要求のありました額、ほとんど一〇〇万つけたわけでございます。したがって、私といたしましては、二千万つけましたが、果たして年度内に執行ができるかどうかというのを非常に心配しまして、この間もつけはたたいておきました。何とかやりますということでございます。そういう経緯がございまして、一億つき込んで直したらどうかというご意見は確かに伺っておりますが、二千万程度にいたしたと、こういう経過がございます。それから、どういう位置づけを考えておられるのか、今後の取組み方はどうかということでございますが、やはり一家のうちでも同じことでございますが、家の修繕をするにはやはり雨漏りを一番最初に手をつけるんじゃないかなるうかと、そういうふうにご考えております。したがって、今後教育委員会とも十分その点を詰めながら、五十六年度の、あるいは五十七年、五十八年、中期的な計画を教育委員会としては持つておるようでございますので、他の、全体とのバランスを考えながら、この雨漏りの処理については考えていきたい、かように考えておるわけでございます。

それから、競輪事業の剰余金の使途でございますが、これにつきましては毎年、単年度では四億ないし四億四、五千万の純益を上げておるわけでございまして、繰越金の累積が大体四億程度はあるわけでございます。したがって、ご承知のとおり、この中から毎年一般会計へ当初七億、あるいは八億の年もございますが、大体七、八億を一般会計へ繰り入れてもらっておるわけでございます。

それが一つと、それから今後につきましては、発券機の機械化という大きな事業を考えておるわけでございます。これも全面的にやりますと相当膨大な金額になるわけでございますが、いま検討中の金額につきましても、これは一度に払うわけではございませんが、約六億から七億程度になると、そのために使うと、こういうことを考えております。これにつきましては、これは今後の問題でございますが、そういった機械化の問題があるということを申し上げておきたいと思っております。

それから、表現は適切かどうかわかりませんが、すでに事業に取りかかっております、競輪場に來られるお客さん方の、あるいはお婦りになる際の交通問題処理のために立体交差を計画いたしておるわけでございますが、これにも使うと。そういったことで、使途は、金が幾らあっても使い道には不自由はいたさないと、かように考えておる次第でございます。

それから、国民健康保険につきましても、ご指摘のとおり剰余金が出ておりますが、これは今後のかぜの流行がどの程度流行するか、流行の季節が來ておるわけでございますが、それによりまして、また相当額の支出が必要になってまいりますし、また、毎年国民健康保険料の改定も行われておりますが、そういったことにより使われると、このように考えております。国民健康保険料の値上げにつきましては、これをフルに活用してできるだけご負担の少なくなるように考えておるわけでございます。

抜けたところがあるかもわかりませんが、一応先ほどのご質問に対するお答えは、以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 近年にない多額の剰余金を出して、十月議会でも重要な議論になった問題だけに、私がいま問題を質問という形で提起いたしました。それについて財政部長がお答えになると、これははなはだ不満であります。これをどうするかは、市長の姿勢や考え方の基本を問う問題でもあるわけです。もう少しまともに受けとめてお答えをいた

だきたいと思います。

小中学校の施設補修問題についても、委員長報告にありますように、市長が出席をして考え方を述べているわけです。財政部長が出席して考え方を述べたわけじゃないと思います。ですから、私の質問に対する受けとめ方なり、それに応える姿勢の問題について先ほどは最後に申し上げたはずですが。

それで、財政調整基金の積立ての問題ですが、最低三十億必要だと、今度は的をしぼって言われましたが、十月議会で三輪助役は、少なくとも二十億から二十五億、あるいは、場合によっては三十億ぐらいのものは持たなければならぬとおっしゃった。私はさっきの質問でも、これからの四日市の財政事情、こういうものも展望しながら、四日市のいろいろな諸事業ともかわりながら財政調整基金はいかほどに積み立てる目標を立てるべきなのか、そういう目標をきちっと置いた上でこういうものに対処してみえるのかどうかと。これが財政部長が答える問題ですか、最高責任者の市長の答える問題じゃないですか。ただ、よその同格都市が百二十億もあるとか、ああとかがどうかという、そんな単純な問題じゃないはずですよ。四日市は四日市の財政事情において、将来展望においてこれぐらいのものは必要だという確信を持って、構想を持って、そして今日どう対処したかというきちっとした答弁、責任ある答弁をいただきたいと思います。

それから、小中学校の補修問題です。一体今日の小中学校の補修についていろいろ教育現場の実際から照らしてどれくらい必要なんでしょう。私は教育民生委員でございませぬから、いろいろ間接的に聞く範囲です。先ほども申し上げました八億とか、六億とか、七億とかと、いや十億だとも言われました。これから必要な額は。こういう点も明らかにしながら、それから先ほど財政部長は、一億という声も聞いたから何とか組もうと思っただけでも、年度内に処理しようとしてもとても無理だという話だったと、言葉じりをとらえてどうこう言うわけじゃございませぬけれども、それは現実にそうだろうと思うんですね。それじゃなぜ無理なのか、これは十月の決算議会の場では、そういう

営繕の体制なりも含めて善処されるような問題提起はされてはいるはずなんです。そういう関連も含めて真剣にひとつ問題を、決算議会でわざわざ問題を提起して、そして決算議会そのものも十一月というのを十月に早めて、議員の皆さんの労を煩わして議論した結果なんです。とても無理だというならどこが無理なのか。だからこそ、私は財政運営の問題についても、こういう十月議会で申し上げた、もう一つこの辺の剰余金の問題の把握ももう少し適切な時期にできるような、そういう何かいいものがないかどうかということも問題提起してあるはずなんです。予算の効率執行、せっかくの市民の税金を有効に、本当に生きて使うという、こういうことを真剣に受けとめてその辺のことを考えると、こういうことを何遍も指摘さして、何かの一つ覚えみたいに私は財政運営の問題を指摘さしてきてもらってきておるところでございませぬ。この点をぜひまともに受けていただいて、市長からのお答えを漏らさずにいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 財政調整基金にどれくらいが必要かということについては、かつて私もこの本会議で答弁をいたしております。その答弁を受けて財政部長が先ほどご答弁を申し上げたと、まあ私が立たなくても財政部長は私の意思を代弁したものだというふうに私は思っております。したがって、大体二十五億ないし三十億ぐらいは私も必要だというふうに考えております。したがって、年々黒字を出し、その黒字の額が年によって多少の変化はあるというふうに思いますが、私は少なくとも一般会計で二けた台の黒字を出そうとは思っておりませぬ。したがって、その範囲内において毎年積み立てられていくということでございますので、ご理解をいただきたい。

それから、補修費の問題でございませぬが、大体の金額として、仕事のとり方によって違ってくると思うんですが、私が教育委員会から聞いております範囲内では八億ぐらいであろうというふうに聞いております。したがって、でき

るだけそういう事業を早く終わらせるように、毎年度の状況を見ながら予算を編成していくという態度でございますので、これについてもご理解をいただきたい。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 財政調整基金の問題はですね、確かにいままで、先ほど私が例にも引きましたように、二十億とか三十億とか、数字を聞きました。しかし、それは、よそはこういうふうに行っているところがあるんだ、どうだというお話だけです。ですから、いまも申し上げたように、四日市の今後の将来、財政事情を展望し、四日市のなすべき市政上の課題、事業、こういうものから見るとどうだということをやつを具体的にやっぱり根拠を示し、そういう計画の中でどうだというやつをやっぱり示してほしいということをお願いしているんですね。いまこれを申し上げるのは、それは市長の頭の中にあるかもしれませんよ、しかし、われわれにはその辺が具体的にないじゃないですか、だから、その辺を示してくださいと申し上げているんです。時間も迫っているようです。この点を参考に、ぜひ私の指摘を参考に今後善処していただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 議案第百六号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の中で第四款衛生費についてお尋ねをしたいと思っております。

市長の議案説明の中で述べられているわけですが、保健衛生費につきましては、国の委託を受けまして実施を予定されております交通公害調査費が計上されているわけでございます。また、新化製場に関連する経費が計上されているのですが、この化製場に関連する経費につきましてはどのくらいで、またこの目の中に予定さ

れているのでありますか、あるいはまた調査は具体的にどのようにされるお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 化製場の関係の調査費でございますが、款衛生費、項保健衛生費の公害対策費の中に調査費を計上していただいております。公害対策費の中では名四国道の交通調査、これは環境庁からの委託の事業でございますが、それと化製場関係の調査費でございます。

○議長（伊藤信一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 目のどの中で幾らくらいというふうに予定されておるかということをお尋ねしているわけですが、具体的に出てこなかったわけでございますが、もちろん委員会でご審査いただくわけでございますので、くどくど申し上げませんけれども、一般質問で申し上げましたように、私の考えといたしまして、まず平山物産の問題を解決して、その後改めて化製場を検討してほしいというふうに申し上げたわけでございますが、新しい化製場の建設につきましては、先日も全員協議会の席上で霞ヶ浦の工業用地十四万坪の中で四日市港管理組合が確保を予定いたしております一万平米、これを譲り受けて、そこへ建設をしてどうかというふうに私は考えておるのですが、総務委員会がこの辺の問題も十分ひとつご審査をいただいで、ご配慮いただきたいと、こう思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第百十二号の昭和五十五年度市立四日市病院事業会計第一回補正予算についてお尋ねをしたいと思います。

ことしの七月十七、十八日と会計監査が行われて、その中で薬品等の購入管理は病院経営の中で最も重要な事項であるので、今後とも良質、低廉な薬品類の購入管理について一層努力されるよう希望するというふうに述べてあるわけですが、今回の補正予算の中でも内服用薬品費が三千八百六十四万四千円計上されているわけですが、この監査委員からの指摘事項、こういう点についてどう努力されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 病院事務長。

〔病院事務長（藪田 裕君）登壇〕

○病院事務長（藪田 裕君） お答え申し上げます。

薬品の購入管理の問題でございますが、監査委員の方からも薬品の購入につきましてはできるだけ経営上安く購入して、経営に資するということのご指示でございます。今回の補正予算につきましては、外来収益等が増加してまいりまして、これに対応いたします直接の経費として予算計上させていただいているものでございますので、よろしく願います。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 どうも事務長、質問した内容にとんでもない回答をいただいて、薬品の購入についてお尋ねをしたわけですが、私どもが調査したところによりますと、たとえば抗生物質のセファレキシン、この製造原価が十六円であると、ところが、厚生省の決めた薬価基準は二百二十円五十銭から百二十円の間であると、こういうふうに言われています。またペニシリン系抗生物質でありますアンピシリン、これが製造原価は十円であるけれども、厚生省の決

めた薬価基準が百八円から八十円と、こういう幅を持って決められているわけですけれども、やはりこの薬品購入に当たって、市民に対する大きな影響、また国保に占める比重も大変大きくなってくるわけです。そういう点で病院としてどうこの薬品購入について努力をされているのかどうか、薬品メーカーとのいろいろな問題あるかと思いますが、このこと自身が市民の医療費を安くしていく、またそういうのを通じて薬価基準そのものを正していくと、こういうふうに思います。そういう点を全医療機関とはかって協調して取り組むことも必要だと思いますが、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 病院事務長。

〔病院事務長（藪田 裕君）登壇〕

○病院事務長（藪田 裕君） ただいまセファレキシンの系統、アンピシリンの系統、薬品につきまして具体的なご指示がございました。これは専門的に申し上げますと、セファロスポリン系あるいはペニシリン系の、いわゆる抗生物質と申しておりますが、これにつきましては、流通経路もいろいろございまして、価格差もございまして、薬価基準も銘柄によっていろいろあるわけでございます。病院といたしまして、この薬品の購入に関しまして、いま取り扱っている購入しております品目が約千九百種類あるわけでございます。この購入方法につきましては、いわゆるメーカーの代理店なり特約店を通じて購入する方法と、それからまた現金決済等をもって行う、いわゆる現金問屋を通ずる方法があるわけでございますが、後者の現金問屋を通ずる方法につきましては、いわゆるそのロット番号が外してあるとか、いろいろ聞いておりますし、病院が購入しているのは前者の経路をもって購入しているわけでございます。その中で、もちろん本年七月の監査の中でも薬品の占める割合が大きいということで、できるだけ値下げ交渉をして安く買うように努力すべきだというご指示もございまして、私どもといたしましては、いろいろな全国自治体病院協議会等の資料、それから三重県の自治体病院協議会の会合等におきましていろいろ情報をも交換しながら少しでも

安く買えるように努力していくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付いたしました付託議案一覧表（二）のとおりであります。

日程第一八 議案第一二二二号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第二八 議案第一三二二号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第十八、議案第二百二十二号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第二十八、議案第三百三十二号四日市市職員給与条例の一部改正についての十一件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案は、委員等の報酬及び一般職の給与改定に伴う一般会計ほか特別会計等の補正予算案並びにそれら関係条例の一部改正案であります。

人事院は、去る八月八日国家公務員の一般職の給与について、俸給表の改定、扶養手当及び通勤手当等の増額を本年四月一日にさかのぼって実施するよう勧告いたしました。本市といたしましても、この勧告の趣旨を尊重するとともに、市財政の現状等も慎重に検討いたしました結果、職員給与条例の一部を改正し、給料月額、扶養手当及び通勤手当について本年四月一日にさかのぼって四・六四％の増額をしようとするものであります。

また、社会教育指導員、各種の相談員及び家庭奉仕員、並びに学校、保育所、社会福祉事務所の医師等の報酬につ

いて、一般職員の給与改定との均衡、国が示す基準を考慮して増額改定しようとするものであります。

なお、各会計の補正予算案は、これら改定所要額等の不足額を一般会計、各特別会計及び企業会計についてそれぞれ追加補正をしようとするものでありまして、財源には一般会計においては市税を、その他の会計につきましては、事業収入等の特定財源並びに繰入金を充当いたしております。

以上が、各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付いたしました付託議案一覧表（二）のとおりであります。

○議長（伊藤信一君） 次に、今議会において受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、来る十二月二十三日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時四十七分散会

昭和五十五年十二月二十三日

四日市市議定会定例会會議録（第五号）

四日市市議會

○議事日程 第五号

昭和五十五年十二月二十三日(火) 午後二時開議

- 第一 議案第一〇六号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………委員長報告・質
疑討論議決
- 第二 議案第一〇七号 昭和五十五年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………
- 第三 議案第一〇八号 昭和五十五年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第四 議案第一〇九号 昭和五十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)……………
- 第五 議案第一一〇号 昭和五十五年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………
- 第六 議案第一一一号 昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)……………
- 第七 議案第一一二号 昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………
- 第八 議案第一一三号 昭和五十五年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……………
- 第九 議案第一一四号 昭和五十五年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算……………
- 第一〇 議案第一一五号 昭和五十五年度四日市市桜財産区補正予算(第一号)……………
- 第一一 議案第一一六号 四日市市簡易水道条例の一部改正について……………
- 第一二 議案第一一七号 町の区域の設定について……………
- 第一三 議案第一一八号 土地の取得について……………
- 第一四 議案第一一九号 動産の取得について……………
- 第一五 議案第一二〇号 動産の取得について……………

第一六 議案第一二二一號 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について……………委員長報告、質疑、討論、議決

第一七 議案第一二二二號 昭和五十五年四日市一般会計補正予算(第三号)……………〃

第一八 議案第一二三三號 昭和五十五年四日市市競輪事業特別会計補正予算(第二号)……………〃

第一九 議案第一二四四號 昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第三号)……………〃

第二〇 議案第一二五五號 昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)……………〃

第二一 議案第一二六六號 昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)……………〃

第二二 議案第一二七七號 昭和五十五年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第三号)……………〃

第二三 議案第一二七八號 昭和五十五年四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算……………〃

第二四 議案第一二八九號 昭和五十五年四日市市水道事業会計第三回補正予算……………〃

第二五 議案第一三〇〇號 昭和五十五年四日市市農業共済事業会計第二回補正予算……………〃

第二六 議案第一三一〇號 四日市市委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正正について……………〃

第二七 議案第一三二二號 四日市市職員給与条例の一部改正について……………〃

第二八 議案第一三三三號 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第四号)……………〃

第二九 議案第一三四四號 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正正について……………〃

第三〇 議案第一三五五號 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例並びに四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正正について……………〃

第三一 議案第一三六六號 教育委員会委員の任命について……………〃

第三二 議案第一三七七號 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………〃

第三三 委員会報告第一四〇號 総務委員会請願書審査結果報告……………採否決定

第三四 委員会報告第一五〇號 教育民生委員会請願書等審査結果報告……………〃

第三五 委員会報告第一六〇號 建設委員会請願書等審査結果報告……………〃

第三六 発議第八号 靖国神社公式参拜に関する意見書の提出について……………〃

第三七 発議第九号 同和对策事業特別措置法附帯決議の早期実現に関する意見書の提出について……………〃

第三八 発議第一〇号 道路財源の確保に関する意見書の提出について……………〃

〇本日の会議に付した事件

一、日程第一ないし日程第三〇

二、議案第一三八号 四日市市職員給与条例の一部改正について

三、日程第三一ないし日程第三八

〇出席議員(四十三名)

青 山 峯 男

山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 生 永 中 谷 田 高
口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 川 田 村 口 中 木
信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 增 平 平 正 信 基
寿 兵
生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 藏 和 藏 巳 夫 保 介 勲

高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 宇 伊 伊 小
多 治
井 野 口 藤 藤 林 川 翫 野 村 口 森 谷 島 川 田 藤 藤 井
三 光 正 長 寛 博 也 幸 洋 喜 武 四 良 雅 信 道
夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 市 敏 一 夫

○出席事務局職員

事務局長

佐々木

晃

精

代表監査委員

伊藤涼一

技術部長
水道事業管理者

黒川 薫
村山 了

次教育長

長谷川 照男
山鹿 静夫

次消防長

川合 一三郎
渡辺 靖三

病院事務長

藪田 裕

下水道部長
建設部長
都市計画部長

奥村 仁人
石井 三夫
内田 忠泰

環境部長
産業部長
福祉部長
市民部長
財政部長
総務部長
市長公室長
収入役
助役
助役
市長

水谷 和一郎
河村 昭一郎
岩山 義弘
毛利 道男
伊藤 治郎
矢田 三郎
阿南 輝彦
平井 清三
坂倉 哲三
三輪 喜代司
加藤 寛嗣

○欠席議員（二名）

○出席議事説明者

野崎 貞芳
渡辺 彦
山本 一勝
山中 忠一
山路 剛

議事課長	小坂	靖
議事課長補佐	板崎	大之丞
主事	山口	克彦
主事	金山	伸夫

午後二時一分開議

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。
 この際、市長から職員の不祥事件について発言を求められておりますので、これを許します。
 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 本日再び皆様方にこのようなおわびを申し上げなければならぬ事態に立ち至りましたことは、市長としてまことに忍び得ないことでございます。

さきの下水道事業に関連いたしました職員の不祥事件につきましては、皆様方にご報告を申し上げるとともに、早速綱紀粛正委員会を設置し、年内にも具体的方策の検討に入る予定でありましたやさき、まことに遺憾なことに昨日また職員が収賄容疑で逮捕されました。ここに重ねて議員各位並びに市民の皆様方に、心からおわび申し上げる次第でございます。

本事件につきましても現在捜査当局において取り調べ中であり、追ってその詳細が明らかにされることと思われま
 すので、その時点において責任を明らかにし、厳正な処置をとる所存でございます。私といたしましては、改めてその責任を痛感し、綱紀の粛正についてさらに一段の努力をいたす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 ただいまの市長報告について、幾つかご質問をしたいと思います。

新聞報道では、前回に二つ、それから今度の問題では一つの業者の名前が出ております。そういう中でいま市長は、捜査当局の結論を待って、調査を待ってということでございますが、二度にわたるこういう事件を起こしてきた、こういうことに対して、やはり捜査当局の調べを待つ、結論を待つのではなくて、自主的にこの庁内に調査体制をとって、またきょうの新聞でもこの不正問題については、これだけではないんだというような報道の仕方がされているわけです。そういう点では自主的に調査体制をとって、そしてどこに問題があったのかどうか、それと今後どこまでこの問題が広がるのか、明らかにすべきだと思っております。何よりも市民に対して明らかにしていく、この立場をお尋ねしたいと思います。

二つ目には、これらの三業者の工事請負の内容でございますが、できるだけこの三業者がどのような工事を請け負ってきて、そしてどの工事でどのような疑義を生んだのか、また収賄が行われたのか明らかにしていただきたいと思
 いますし、また、その工事にかかわる指名審査の問題、こういう問題も明らかにしていただきたいと思
 います。何よりも市民に不信を持たせていく、こういう内容、また疑惑を持たせてきたということについて、捜査当局の

調査待ちだけでなく市の体制みずからが綱紀粛正委員会なるものをつくると言われておりますが、ただしていく立
 場からも独自に調査をして明らかにすべきだと思っております。この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まことに申しわけない事件が起きたわけでございますが、逮捕された方々からわれわれは直接聞きたすわけにもまいりませんし、それらの人たちが所属をいたしております所属長ないし部下の人に聞いてみましても、全くわからないところで行われておったということでございます。したがって、私の方には捜査権というものもございませんし、場合によっては人権問題にもなりかねない要素も含まれているというふうに考えておるわけでございます。この綱紀粛正委員会は、すでに私が決裁をいたしておりますので、綱紀粛正委員会の中でたせざるべきものはただしていき、今後対処しなければならぬ点が多々あるかというふうに思われますので、逐次具体案がまとまり次第実施に移していく予定でございます。捜査の秘密の問題もあろうかと思っておりますので、今日の段階ではまだその全貌を明らかにできないのではなからうかというふうに思いますし、新聞報道等で承知をしておるわけでございます。私自身も非常に心痛をいたしておるところでございます。どうぞこの点ご理解をいただきまして、今後明らかにできる時点が参りましたら速やかに明らかにいたしまして、責任をとらせていただきたいと思います、こういうふうに考えておる次第でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いまお答えいただいたわけですが、第一点の方だけしかお答えがなくて、残念ながらこの贈賄で逮捕された三業者に対するこれまでの工事請負の内容、また指名を受けた経緯など回答をいただいておりますが、ぜひとも回答をいただいで、やはりこの指名審査を受けていくと、工事を請け負っていく、こういう経緯に双筋が絡む要素が幾つもある。こういうものをやはりただしていくことが必要だと思っておりますし、そういう点でもこの経緯を明らかに

らかにしていくならばどこに問題があったのか明らかにされると思いますが、それを明らかにされていくと同時に、市民にやはり先ほども申しましたような独自の調査体制を行うことによって、当時の下水管理から教育委員会というふうに飛び火をしたわけでございますが、当時の状態、この工事の内容などすべての面で新たに調査もされて、市民の前に明らかにされることを要望しておきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第一 議案第一〇六号 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二七 議案第一三二号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、議案第六六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし日程第二十七、議案第三百三十二号四日市市職員給与条例の一部改正についての二十七件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。まず、総務委員長にお願いいたします。

古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。歳出第二款総務費においては、市庁舎八階ロビーに置かれております展示品の増加に伴う陳列ケースの購入費について質疑があり、当委員会としましては、ロングビーチ市、天津市との友好都市締結、さらに他都市との提携の機運が高まりつつあるこの機会に、陳列展示品を広く市民を初め他市からの来訪者にも公開展示できるように、適切な設置場所及び

その規模について検討すべきことを要望いたしました。また、前年度の決算実績から年度当初に年間必要経費額が判明する費目につきましては、追加補正の措置ではなく当初予算への計上について十分配慮すべきであるとの意見がありましたほか、市税過納返還金の内容について質疑がありました。

次に、歳出第四款衛生費においては、環境保全対策費補助金に関連して、個人尿尿浄化槽の維持管理問題について論議がなされたのであります。本市においては、個人尿尿浄化槽設置者の経費負担の軽減を図るため、五十二年度から浄化槽の点検清掃業者に対し助成する制度を実施してきているところでありますが、助成の内容についてはその後改善の跡は認められるものの、汲み取りあるいは公共下水道における公費負担割合との格差は依然として是正されるまでには至っていないのが実情であります。

今日本市における個人浄化槽の普及率は、人口の約四分の一にまで達している状態にあり、また、公共下水道区域の拡大などによって、市民の生活環境に対する関心はきわめて高いのであります。当委員会は、このような状況に対処するためかねてから指摘し要望を繰り返してきたところではありますが、改めて理事者に対し、個人浄化槽の最終汚泥処分については市の責務であることを指摘し、格差是正の問題に積極的な姿勢で早急に対処すべきことを要望いたしました。また、個人浄化槽設置に係るトラブルが種々絶えないことから、関係機関との連携を密にし、設置実態の確な把握に努め、適切な指導、助言を行い維持管理の適正化を図るよう、強く要望いたしました次第であります。

歳出第九款消防費においては、消防艇の修繕費三千九百五十万円に対して質疑があり、理事者から、今回はエンジン部分の取り替え修理のための追加補正であり、本市の財政事情及び他都市の使用状況等を勘案し今後も修理して活用していく方針であること、またこれに関連して、港分署の配置職員数は現在必要最小限であり、中消防署と一体的相互運用を図り出動体制を整えているが、今後増員に努力したいとの説明がありました。

歳入全般及び第二条債務負担行為、第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十五号昭和五十五年四日市市桜財産区補正予算（第一号）については、植林に要する経費の追加補正であり、別段異議はありませんでしたが、財産区として存続させることの是非について意見があり、理事者から、年度内に基本方針を固めたいとの意向が明らかにされました。

次に、議案第百十七号町の区域の設定については、民間業者が造成中の住宅団地を新たに町の区域として設定するものであり、別段異議はありませんでしたが、町名については新入居者を初め市民がなじみやすい名称とするよう、一段の配慮について意見がありました。

次に、議案第百二十一号四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更については、収入役に係る選任方法の変更であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百二十三号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第三号）、議案第百三十一号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議案第百三十二号四日市市職員給与条例の一部改正についてであります。これら三議案は、去る八月に出されました人事院勧告の趣旨に沿い、一般職員の給与及び各種相談員、家庭奉仕員等の報酬、費用弁償の改定とこれに要する経費の追加補正でありまして、別段異議はありませんでしたが、これに関連いたしました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

なお、当委員会は、今回発覚した職員の不祥事件が現在司直により説明中ではありますが、市民の行政不信を招いたことはまことに憂慮すべきことであり、特に市長の出席を求め、今後においては市長を初め全職員が服務規律を遵守し職務に専念するとともに、二度と不祥事が起きないよう万全の対策を講ずることを強く要望いたしましたことを申し添えておきます。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。野呂平和君。

〔教育民生委員長（野呂平和君）登壇〕

○教育民生委員長（野呂平和君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六十号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第三款民生費につきましては、老人福祉センター費に関連して、懸案となっております西老人福祉センターの施設整備問題についてその後の対策をたしましたところ、理事者からは、身体障害者の利用をも含めて施設を拡充する方向で現在検討中であるとの説明がなされ、当委員会といたしましてはこれを了とし、その実現については、できる限り早い時期に実施されるよう強く要望いたしました。また、本市は現在簡易保育所に対して補助金を交付してありますが、施設運営状況などその実態を見るとき補助金の見直しをする必要があり、前向きに検討すべきであるとの意見がありました。なお、民生費につきましては、同関係団体等に対する補助金千五百万円の追加補正について反対の意見があり、賛成多数によりこれを承認いたしました。

歳出第十款教育費につきましては、かねてから指摘されてまいりました小、中学校の校舎等の補修費の増額について、改めて論議が集中いたしましたのであります。その中で今回追加補正に計上された小学校二千万円、中学校一千万円、計三千万円について、理事者からは、これにより小学校六校、中学校三校の雨漏りを今年度中に補修する考えであり、そのため教育委員会では、来年一月から独自で行う工事の予算執行限度額を現行の二百万円から五百万円に引き上げるとともに、今後極力増員に努め体制の整備強化を図りたいとの説明がなされ、さらに校舎等の補修計画のうち特に雨漏りについては緊急を要するので、今年度と来年度の二カ年で解消を図るとともに、その他のものについては今年

を初年度とし、五十八年度までの四カ年で完了するよう最大の努力をいたしたいとの意思表示がありました。当委員会はこれを了とし、これらがすべて計画どおり実現するためにもその予算化には一層の努力を払い、よりよい環境のもとで教育が推進されるよう、強く要望いたしました。次に、体育振興費に関連して、児童、生徒が各種スポーツ大会に参加する際の助成の内容についてただしましたところ、すでに見直しを行い、今年度から必要経費の三分の二を助成することに改定実施をしているとの説明がありました。助成に当たっては公平を欠くことのないよう特に留意されることを要望したほか、別段異議はありませんでした。

議案第七十号昭和五十五年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、別段異議はありませんでしたが、同会計の歳出に占める薬剤費の割合が大きいものと考えられ、今後薬剤基準の引下げについて、国を初めとする関係機関への積極的な働きかけをされたいとの意見がありました。

議案第十一号昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）につきましては、借入希望資金に合わせた貸付金の追加補正であり、別段異議はありませんでした。

議案第十八号土地の取得につきましては、赤堀地方改善事業に必要な用地を市土地開発公社から取得するものであり、議案第十九号動産の取得につきましては、建設中の総合文化会館に備えつけるピアノの購入であり、また議案第二十七号昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第三号）につきましては、給与改定等による人件費の追加補正であり、これら三議案につきましてはいずれも異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。金森 正君。

〔産業公営企業委員長（金森 正君）登壇〕

○産業公営企業委員長（金森 正君） たいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百六号昭和五十五年四月四日市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。歳出第六款農林水産業費につきましては、転作促進特別対策事業等に対する補助金の追加等が主な補正であり、別段異議はなかつたのでありますが、将来に処し得る農業政策確立のため体制づくりを意を用いるよう要望がありましたほか、地元に対する材料支給について配慮を求める意見がありました。

第七款商工費につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百八号昭和五十五年四月四日市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）についてであります。今回の補正の内容は、光熱水費等の不足見込額の追加と明年度発足予定の（仮称）三重県四日市食肉公社に対する出資金、並びに第二期工事のと畜場新築工事費と備品購入費の追加であります。と畜場新築に係る建設改良費の増額につきましては、理事者から、建設工事期間中及び将来にわたると畜解体処理業務の円滑な運営と安全性確保のため、これを行おうとするものであるとの説明がありました。当委員会におきましては、平常の業務と並行して工事を進めるといふ困難な事情は十分理解し得るものの、本件がたび重なる設計変更され、とりわけ昨年九月の議会で全面的な計画変更とそれに伴う大幅な事業費の増額に対して指摘を行ったにもかかわらず、再びかかる事態となったことに対し、強く反省を求めたところであります。引き続き変更に至った経緯、変更内容、将来への対策等々についても詳細な説明を求め、二日間にわたって慎重な審査を行ったのであります。まず、変更に至った経緯につきましては、理事者から、建設に当たっては現場との意見調整に意を用い努力を傾けてきたのであるが、一部工事完成後現場から強い苦情が寄せられたため、協議検討を尽くした結果今回の変更に至ったものであり、結果的には調整が不十分であった

ものと考えたとの表明がなされたのであります。これに対し各委員からは、現場との調整の実情、そのあり方等について活発な論議が交わされ、その究明に努めたのであります。当委員会としては、当事業所の業務運営が実態的な面でも市と民間団体の協的な形となっており、施設の建設を担当する職員の労苦は十二分に了知するところであり、施設完成後再度苦情が出されることのないよう、今後速やかに施設利用者との間における意見調整を十二分に行うこと、さらに関係団体の管理体制の整備充実を図るべく、積極的に指導助言に当たりたいことなどを強く指摘いたしました次第であります。さらに変更内容となっている小動物処理施設内で大動物を処理するための仮設工事、と室の拡張工事及び小動物用レールリフター等の備品購入につきましては、変更の必要性等について種々検討をいたしましたのであります。運搬上の問題等により他のと場利用が困難であること、作業能率の向上、安全性並びに国の補助事業としての時限的制約等から、これをやむを得ないと認めたのであります。しかしながら、その内容についてはかねて委員から指摘がなされていた経緯もあり、今後設計に当たっては十分な見直しを持って行うべきであると強く要望した次第であります。また、本市場の管理運営については、公社運営が間近となった今日、これを契機として各関係者間のコミュニケーションの確立、現場把握など早急に体制の強化整備を図り、市場運営が健全になされるべきであるとの強い意見を申し添えた次第であります。これに対し理事者から、深く反省し今後再びかかることのないよう十分意を用い、各関係者への指導を行うとともに十分調整したいとの意思表明があり、本件についてはこれをやむを得ないものと承認した次第であります。

次に、議案第百十二号昭和五十五年四月四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算につきましては、薬品費、電気使用料等の追加であり、経営の安定に資するため、薬品の購入に際しては公立病院としての性格に留意しつつ値引き率の向上に一層努力されるよう要望がありましたほか、外来患者の増加という当院の利用状況にかんがみ、患者サービスに低下を来さぬよう、医師、看護婦等医療担当者の定数確保及びその見直しについて十分配慮、検討するよう

要望し、これを了いたしました。

次に、議案第百十三号昭和五十五年四日市市水道事業会計第二回補正予算につきましては、坂部団地高架水槽整備工事費の計上に関連して、同様の実情を有する他地区についても十分配慮するよう要望がありました。

議案第百十四号昭和五十五年四日市市農業共済事業会計第一回補正予算につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十六号四日市市簡易水道条例の一部改正についてであります。本件は、簡易水道事業の健全運営のための給水料金の改定であり、簡易水道と上水道の料金体系の整合性について意見がありましたほか、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百二十三号昭和五十五年四日市市競輪事業特別会計補正予算（第二号）、議案第百二十四号昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第三号）、議案第百二十八号昭和五十五年四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算、議案第百二十九号昭和五十五年四日市市水道事業会計第三回補正予算、及び議案第百三十号昭和五十五年四日市市農業共済事業会計第二回補正予算の五議案については、給与改定に伴う所要額等の不足額を追加補正しようとするもので、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。堀 新兵衛君。

〔建設委員長（堀 新兵衛君）登壇〕

○建設委員長（堀 新兵衛君） たいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議

案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費については、別段異議はなかったのであります。道路橋梁費に計上されております市内一円の市道維持補修用材料費千三百七十万円及び道路新設工事請負費二千万円について、その内容をただしましたところ、大部分が原材料の単価アップに伴う増額で、実質的には事業量は増加していないとの説明がなされたのであります。当委員会としましては、市民の日常生活に密接なかわりを持つ市道等の整備充実については常に指摘しているところであり、そのための必要かつ十分な予算の獲得について、特段の努力をすべきことを強く要望いたしました。また、水道、ガス等の管渠布設に伴う道路復旧の実態について、復旧工事の不備による路面の陥没などの現象が市内各所で見受けられ、道路整備上大きな問題となっているところから特に水道局関係者の出席を要請し、実態について説明を求めたのであります。理事者からは、布設後の復旧については、路面の工事面積が五十平方メートル以上の場合が市が受託工事として施工し、五十平方メートル未満の場合は水道局、ガス会社等の関係者が業者に委託するなどして施工しているとの説明がなされたのであります。当委員会としましては、復旧工事に係る現状の分析と検討、業者に対する指導の徹底強化、技術基準の問題等について関係者と十分協議を行い、道路管理に万全を期するよう強く要望いたしました。また、都市計画費においてマックタイムン防除事業委託料が計上されているのであります。防除対策は全面的に県の指導に依存しているのが現状であり、関係部局との連携を密にし、市独自で抜本的対策を講ずべきことを要望いたしました。また、さきの十月臨時議会において指摘いたしましたミニ開発に対する指導については、現在関係部局と協議を重ね実態調査を実施している段階であり、全市的な状況を把握した上で市の方針を確立したいとの理事者からの説明に対し、早期実施を要望いたしました。次に、住宅費に関連して、生活水準の向上に伴い市営住宅入居希望者が減少し、空き家が増加している現況にかんがみ、老朽、狭小木造住宅の建て替え、住宅改良等によって

質的側面での向上を図るとともに環境整備を実施し、時代に即応した住宅政策を積極的に推進すべきことを指摘いたしました。なお、公営住宅の本来の目的である低廉な家賃での住宅の供給という観点から、現在の住宅行政を見直し、極力家賃の上昇を抑制し、市民の定着化の面から長期的展望に立った住宅行政を推進すべきであるとの意見がありました。次に、歳出第十一款災害復旧費第二項土木施設災害復旧費については、復旧工事の早期完了について要望がありました。

議案第九号昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)については、日永処理区における下水道管布設及びポンプ場附帯工事費の追加が主なものであり、また、議案第九十号昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)については、浜田第二土地区画整理事業の街路補修工事の追加等であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二百二十号動産の取得については、富田一色・天カ須賀地内雨水一号幹線函渠布設工事用の鋼管矢板を購入しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二百五号昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)、議案第二百二十六号昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)については、給与改定等に伴う人件費の追加補正であり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長(伊藤信一君) 以上で委員長の報告は終了いたしました。
委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 総務委員長にお答えをお願いしたいと思います。

私は、総務委員会のご審査をお願いいたしておりましたのは、議案第六百六号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第二号)中第四款衛生費についてご審査をお願いしたいということで質疑をさせていただきますが、うちの田中議員からはいろいろ状況は報告で聞いております。委員長報告にあるというふうに私は期待しておりましたが委員長報告になかったので、その審査の状況をもうちょっと詳しくお尋ねしたいと、こういうふうに思っております。公害対策費の中で、船舶航空機等使用料、航空機使用料の二百四十一万九千円が計上されておるわけでございますが、これについてどういう形でということが行われるのか、ちょっと審査の過程をよろしくお願したいと思います。

○議長(伊藤信一君) 総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長(古市元一君)登壇〕

○総務委員長(古市元一君) 大島議員のご質問にお答えをいたします。

公害対策費に計上されております七百十五万の内訳につきましては、国道の自動車関係の公害に百六十万、それから平山物産関係のいわゆる新化製工場等を含めまして五百五十万というような内訳になっておると、理事者の方から説明をいただいております。なお、この五百五十万の平山関係並びに化製工場への費用の内訳といたしましては、過去明石あるいは岸和田の方へ視察に行った経費が二百四十四万九千円、なおさらに今後福岡の方への視察その他の費用といたしまして三百五万一千円を計上したと。したがって、航空機とかあるいは船舶の使用もその方面への使用の費用に使いたいと、このような説明がございましたので、答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。これより直ちに採決に入ります。

まず、議案第百六号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤信一君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り二十六議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時五分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二八 議案第一三三三号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第四号）、ないし

日程第三〇 議案第一三五五号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例並びに四日市市消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部改正について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第二十八、議案第百三十三号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第四号）、ないし日程第三十、議案第百三十五号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例並びに四日市市消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部改正についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案は、市議会議員並びに各種行政委員等の報酬関係条例の一部改正案と、それに伴う補正予算案であります。

市議会議員及び市長、助役、収入役の報酬等につきましては、一般職の給与改定並びに同格他都市における報酬改定の動向にかんがみ、特別職報酬等審議会を設置して種々検討いたしましたが、このほど特別職の報酬改定について答申を得ましたので、この答申の趣旨を尊重し、特別職の報酬等について十二月一日から増額改定を実施しようとするものであります。

なお、各種行政委員及び消防団員等の報酬につきましても、本答申の趣旨を勘案し同格他都市との均衡等を検討いたしました。それぞれ増額改定しようとするものであります。

また、これら改定に要する経費につきましては、予算に不足を生じます一般会計について、追加補正をしようとするものであります。どうかよろしくご審議いただきご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

○議長（伊藤信一君） おはかりいたします。

ただいま市長から議案第三百三十八号四日市市職員給与条例の一部改正についてが提出されました。この際、これを直ちに日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、この際議案第三百三十八号四日市市職員給与条例の一部改正についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 議案第一三八号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（伊藤信一君） 議案第三百三十八号四日市市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第三百三十八号は、職員給与条例の一部改正案でありまして、市長、助役及び収入役の給料について、さきに申し上げました特別報酬等審議会の答申を受けて改定しようとするものではありますが、その施行については、このたびの不祥事件の責任を痛感し当分の間現行のままに据え置くことといたしたいと存じ、規則に委任いたしております。

さらに、本事件につきましては、現在関係当局の手によって捜査中でありますので、その推移を見定め、私どもの

給料の減額等の措置を講じたいと考えております。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午後三時九分休憩

午後四時二十分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第三百三十三号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第四号）、ないし議案第三百三十五号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例並びに四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、及び議案第三百三十八号四日市市職員給与条例の一部改正についての四件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） ただいま議題となっております議案第三百三十三号昭和五十五年度四日市市一般会計補

正予算（第四号）、議案第三百三十四号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第三百三十五号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例並びに四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、及び議案第三百三十八号四日市市職員給与条例の一部改正について、総務委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

本四議案は、市長、助役、収入役及び議員並びに各種行政委員等の報酬改定と、それに要する経費の追加を補正しようとするものであります。

特別職等の報酬については、去る十二月十一日に特別職報酬等審議会が設置され検討されてきたのでありますが、先ごろその答申が提出され、その趣旨に基づいてそれぞれの報酬を改定しようとするものであります。理事者から、同審議会が改定を答申するに至った主な理由については人口、予算、市税収入等を基準に同格十五都市を選定し、報酬改定の動向など慎重に比較検討し、あわせて一般職員の給与改定との均衡等を勘案した上で答申がなされ、その趣旨を尊重し改正するものであり、三役の給料改定については当分の間現行のままに据え置き、実施時期は規則に委任するとの説明がありました。当委員会におきましては、さらに審議会における審議状況について詳細な説明を求めるとともに、スライド制の導入、報酬額の均衡の問題等について、質疑が交わされたのであります。スライド制については、法的な給与体系が確立しておらず、また国の指導もありその導入は困難であるが、毎年報酬審議会で検討していただく方針であるとの理事者の説明を了とし、当委員会は、特別職報酬等審議会の答申の趣旨に沿って今回の改定をやむを得ないものと判断し、四議案についてはいずれも原案のとおり承認いたしましたのであります。

以上、簡単ではありますが、これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三一 議案第一三六号 教育委員会委員の任命について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三十一、議案第三百三十六号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第三百三十六号は、本市の教育委員会委員のうち、服部昌弘氏の任期が昨日をもって満了いたしましたので、引き続き同氏を任命いたしたくご提案申し上げます。どうかよろしく審議いただきご同意賜りますよう、

お願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第三二 議案第一三七号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三十二、議案第三百三十七号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第三百三十七号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、河村孝一氏が去る十一日に亡くなられましたので、後任として木村昌平氏を選任いたしたくご提案申し上げます。であります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。暫時、休憩いたします。

午後四時二十八分休憩

午後四時三十二分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三三 委員会報告第一四号 総務委員会請願書審査結果報告、ないし

日程第三五 委員会報告第一六号 建設委員会請願書等審査結果報告

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三十三、委員会報告第十四号総務委員会請願書審査結果報告、ないし日程第三十五、委員会報告第十六号建設委員会請願書等審査結果報告の三件を一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 総務委員長にお尋ねをいたします。請願第七号新魚滓処理工場の河原田（内堀）地区建設に反対についての不採択について、お尋ねをいたします。

去る九月議会での請願について、継続審査になったわけですが、この十二月に不採択にされた、こういうことから、この問題について河原田における魚滓処理工場の建設のめどについて、どんな計画が立てられてきたのか、また、これらについて理事者側からどのような報告がなされて論議が行われたのかを、お知らせ願いたいと思います。

また、住民感情にこの不採択にすること自身が油を注ぐことになるのではないかと思います。それらの住民の納得と合意をどのようにしておられるのか、それもあわせてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） 佐野議員のご質問にお答えをいたします。

おっしゃられましたように、請願第七号は九月議会に河原田地区の新魚滓処理工場建設反対者同盟の方々から出されました請願書でございます。これが九月議会で継続審査になったという理由は、その当時の議会で説明をいたしましたので十分ご理解のことと思います。その後総務委員会といたしましては十一月六日に、これは反対者同盟の会長さんとそのほか一名の方と私と副委員長が非公式にお話し合いをし、十二月二日に反対者同盟の代表の方二十数名の方に市役所の方へ来ていただきました。総務委員会の約六名の方も出席していただきました。いろいろなこの請願内容につきましてお話し合いをさせていただきました。そして私たちといたしましては、この請願理由の内容について反対者の方々の意思の把握に十分努めてまいりましたけれども、現在の状況におきましては反対者同盟のこの請願に対し同意はしたいということが総務委員満場一致でもって決定をいたし、不採択とした次第でございます。

なお、新化製工場に対する今後の見通しにつきましては、理事者の方で考えられることでございます。いまのところ総務委員会では審査の対象となっていないということだけ申し伝え、ご答弁いたします。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 ただいまご答弁いただいたわけですが、納得できないからということではなくて、やはり不採択にするにはそれ相応の対策が立てられてたという見通しがない限り、これは不採択にすべきではないと思います。その点もあわせてご意見をお伺いしたいと思います。

また、今議会で不採択にしくなくても継続審査のままでもしっかり十分反対住民の意見を聞くと、こういう立場で取り組まれていかれたらいかと思えますが、その点もあわせてどのように論議をされたのかお尋ねをして、最後になりま

すが、この請願、陳情にかかわる各委員会の審査結果報告のうちで、ただいま質問いたしております請願第七号新魚滓処理工場の河原田地区建設に反対について不採択については、反対し、継続審査とするものでございますし、また、請願第十号靖国神社公式参拝についての採択については、反対し不採択とするもの、また、請願第十二号靖国神社公式参拝に反対については不採択に反対し、採択することを求めるものであり、他の請願、陳情は賛成するものであることを表明しておき、いま一度ご質問したいと思います。

○議長（伊藤信一君） 総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） ちょっとご質問の趣旨がよくわからないんですが、一応佐野議員の個人のご意見ということで、私はこのまま答弁にかえさせていただきたいと、このように思います。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤信一君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

日程第三六 発議第八号 靖国神社公式参拝に関する意見書の提出について、ないし

日程第三八 発議第一〇号 道路財源の確保に関する意見書の提出について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三六、発議第八号靖国神社公式参拝に関する意見書の提出について、ないし日程第三八、発議第十号道路財源の確保に関する意見書の提出についての三件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、古市元一君からお願いいたします。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 ただいま議題となっております発議第八号靖国神社公式参拝に関する意見書の提出について、発議者を代表してご説明申し上げます。

ご承知のように、靖国神社は、国事に殉じた人々や戦没者二百五十余万の霊を合祀するところとして、遺族だけでなく、国民の深い尊崇の念を集めてきているところであります。国民として、国の平和のため尊い礎となった多くの英霊に対して礼を尽くすことは、自然の情と考えるのであります。しかしながら、戦後三十五年経過した今日、国においてはなお公式参拝を行うに至っていない状況にあります。まことに遺憾に存する次第であります。

そこで、政府に対しお手元に配付しました意見書を提出し、靖国神社公式参拝の実現を速やかに図られんことを強く要望しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同を賜りご決議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、野呂平和君にお願いいたします。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 ただいま議題となっております発議第九号同和对策事業特別措置法附帯決議の早期実現に関する意見書の提出について、発議者を代表してご説明申し上げます。

同和对策事業特別措置法が制定されて十一年が経過し、この間部落差別の実態は、一定の改善はされたものいまだ多くの事業が残されており、問題も山積しております。

そこで、お手元に配付いたしました意見書を政府に提出し、同和对策事業特別措置法附帯決議の早期実現を図るよ

う要望しようとするものであります。

よろしくご審議いただきご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 次に、堀 新兵衛君にお願いいたします。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 発議第十号につきまして、発議者を代表いたしました提出理由の説明をいたします。申し上げるまでもなく、道路は市民生活の基盤をなし、地域の発展に欠くことができないものであります。しかしながら、わが国の道路事情、中でも地方道路の整備は著しく立ちおくれしており、長期的に安定した財源のもとで道路整備を一層促進することが不可欠であります。また、最近の自動車交通量の増大は、交通事故の多発、騒音、振動、排ガス公害などの諸問題を併発し、市民にとって新たな脅威となっており、こうした意味からも、道路整備は緊急課題と言わなければなりません。ところが、最近こうした道路整備のため設けられた揮発油税、自動車重量税などの道路特定財源を他に流用しようとする動きがあります。かかる状況から、道路財源の確保については、全国市長会あるいは全国議長会の組織を通じて要望がなされているところであり、本市議会としても政府関係機関に対して意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

よろしくご賛同賜りますよう、お願いする次第であります。

○議長（伊藤信一君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 ただいま提出されました靖国神社公式参拝に関する意見書について、お尋ねをいたします。

ご存じのとおり、靖国神社は一九五一年九月神社本庁に加盟しない単立の地方宗教学人として、東京都知事の認証を得ているところでございます。

宗教学人たる靖国神社に対して天皇や総理大臣、これらが参拝することは、明らかに宗教活動であります。憲法二十条には、この国の代表者たる者が宗教活動を行うことは禁止をされているわけでございますが、この憲法二十条に関して、また天皇の行う公式な行為は、憲法六条そして七条の国事行為に限定をされておるところでございます。これらに照らしましても重大な憲法違反と言わざるを得ませんが、これらの点をどのように論議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

また、二年前一九七八年の末に東条英機元首相らA級戦争犯罪人ら十四人が、昭和殉難者としてひそかに靖国に合祀をされているところでございます。もしも天皇や首相が国民の代表として公式に靖国に参拝するとすれば、国民は代表を通してA級戦争犯罪者を免罪し、英霊としてその前にひざまずき、感謝し、ほめたたえることになるわけでございますが、これらの点についてどのように論議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 お答えいたします。

総務委員会の中におきましても、いろいろいまあなたがおっしゃった憲法二十条とかあるいは八十九条等の問題について論議もありましたけれども、いずれにいたしましても、何にも知らずに天皇陛下のため、国のために死んでいったこれら英霊に対してお祭りをやっていたかという多くの市民の方々の願望に沿うべきであるというように論議となりまして、憲法に対する問題につきましては非常に高度な問題でございますので、またその高度な場所でもってご論議をいただくというような考えもございまして、一応多くの市民の皆さん方の願望に沿うという

ことが主体でこの意見書が出され、私が発議者の代表として発議をした次第でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いまお答えをいただいたわけでございますが、高度な政治判断ということでございますが、私自身も戦争犠牲者を祭ることについては、一切反対をしないわけでございます。しかし、市民の願望があるからといって憲法までねじ曲げて行うことができるのかどうか、その点を改めてお伺いしたいと思いますし、また、憲法を曲げずにも十分戦争犠牲者の方を祭ることができるわけでございます。日本にも九段の千鳥ヶ淵戦没者墓園という、またそういうものに匹敵した無名戦士の墓に類する非宗教的な国の施設もあるわけでございます。憲法に違反しなくても十分このようなことよって対処もできると思いますが、この点について改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 佐野議員は、反対の立場でお考えになっておみえになりますし、発議をされました総務委員の方々は賛成の立場でもって物事を判じておる次第でございます。したがって、これはいつまでいっても平行線ではないかと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、発議第八号靖国神社公式参拝に関する意見書提出につきまして、七名の方々の発議者がいるわけでございますが、私は反対の考え方で討論をさせていただくものでございます。

皆様もご承知のように、憲法第二十条では信教の自由が、さらには第八十九条におきましては政教分離の原則が規定されております。過去におきましては自民党の議員立法として、昭和四十四年以来通算五回提出されているのでございますが、いずれも野党及び自民党などを支持されました各種団体による反対で、廃案となっているのでございます。もちろん戦没者を初めといたしまして戦争犠牲者に対する尊崇の念は、国民のだれしもがひとしく抱いていると思うものでございます。

また、戦没者、さらに遺族の方々の立場や心情につきましても、自然な感情といたしまして理解を深めているところでございます。私は、もっと遺族の方々が要望されております遺骨の収集や戦争犠牲者などその他類似の損傷をされた方々に対する幅広い社会保障の確立と、遺族の方々に対する手厚い制度が必要であります。このように考えております。また私たちは、戦争によるあの悲惨な苦しみや不幸を、決して忘れてはならないと信じているのでございます。長崎や広島における原爆による被害者、また日本各地での戦災による負傷など、現在なお苦しんでいるではありませんか。この四日市にも多くの方がいらっしゃいます。また、各地におきましても同様でございます。戦前の日本では神社は宗教ではないという格別な扱いにしたゆえに、あの戦争が起きたのではないのでしょうか。そして、神道による国民の教育がなされたのであります。そして、国民が戦争に参加を強いられ、戦死をさせられたではありませんか。

また、聞くところによりますと、過去における当時の戦犯の方々が、現在靖国法案は平和憲法を改悪することにつながり、しかも自衛隊の軍備増強に反対をなされていると聞き及んでおります。私は、この方々の訴えは正しいと考えております。したがって、ただいま提出されております靖国神社公式参拝に関する意見書の内容は、非常に恐

ろしいことが再び起こり得る可能性を含んでいるように思えてならないのでございます。すなわち、政府の防衛力の大幅な増強などに見られるとおりでございます。私は、二度と戦争を起してはならないという根底の発想を、永遠に伝えていかなければならないと考えております。青少年の各種団体や婦人会その他多くの方々に、平和憲法を守ることによって永遠に戦争の悲惨を防止することであると、訴えていきたいと存じます。したがって、憲法第二十条及び第八十九条の原則及びその精神を忘れることなく、この靖国神社公式参拝に関する意見書の提出に反対するものでございます。

どうか皆様方の深いご賢察をいただきご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 私、このたびの靖国神社の公式参拝に関する意見書提出について、議員発議として提案されましたことはまことに意義があり、従来の違憲論的タブーから一步前進したことになり、戦後久しく国民の悲願として叫ばれてきましたことがこのような形で国へ働きかけられることは、この上ない喜びと感激を覚える次第であります。

思いまするに、国のために、愛する親、兄弟が祖国を守るために決然として戦陣に倒れた人々を国が公に祭り、顕彰、感謝、慰霊することは、当然であることだと考えております。一部国民の中に公式参拝や国家護持は宗教的活動として、憲法第二十条違反であるかのように曲解されている人がおりますが、公式参拝は仮に宗教的行為、儀式、行事に係るといたしましても、宗教的活動とは関係ないものと私は考えております。また、このことによって信教の自由はもちろん、いかなる基本的人権をも侵すものではないと存じます。さらに戦没者の慰霊や顕彰を行うことが即軍国主義につながるのではないかとこのころの心配は、また時代的錯誤もはなはましいと言わなければならぬと思っております。戦没者の方々、それぞれ国の平和と繁栄のために身をもって参加されたとうい犠牲者であり、

いわゆる軍国主義者とは全く一線を画するものであり、このような人と同一視されることは、まことに冒瀆もはなはだしいと言わなければなりません。今日口に平和を唱える人が多くおられますが、遺族の方々こそ真に戦後苦しい生活体験から身をもって平和への願いを心の底から訴えられた方々であり、また、戦争の悲惨さを二度と繰り返さないための、だれよりも熱烈な平和論者でもあります。軍国主義につながると思ひも寄らぬことでもあります。

今日英霊を法的に祭るということは世界共通の現象であり、国のために犠牲となった人々のみたまは、単に国民が個々に祭ればよいというものではなく、国の名において公に祭ることこそ最も重要なことであり、またそれぞれ国がまずすべき責任であると考えます。一国の元首や公的立場にある人が相手国を訪問した場合は、その国のために犠牲となった勇者をたたえて表敬するのがいまの国際儀礼でもあり、何よりもそれを裏づけるものであります。私は、この際戦後久しく国民の間から熱望のあった靖国神社の公式参拝を政府に訴え、将来とも未永くこの犠牲者のみたまに尊崇と感謝の誠を表すべきであり、一日も早い実現を期待するものであります。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、ただいま上程されております靖国神社公式参拝に関する意見書について、反対の討論をいたしたいと思っております。

まず、反対の理由を述べる前に、手続上の前提としてぜひ指摘しておきたい重大問題がございます。それは、本意見書のような宗教活動の問題を、議会で多数決で決することの誤りについてであります。市議会の名において決議する意見書などの決議案は、せひとも全会一致とすべきものであり、意見の対立する問題を多数決で強行し市議会のすべての意見であるかのように外部に態度表明を行うことには、重大な疑義があります。ましてや今回の意見書案は、

基本的人權として何人も侵すことの許されない個人の信仰の自由に踏み込む内容であり、決議によって決めてはならない問題であります。この点をまず前提に指摘した上で、反対の理由に入りたいと思います。

反対の理由の第一は、本意見書の内容が、憲法に定められている政教分離の原則にもとり信教の自由を侵すものであり、明らかに憲法違反であるという点であります。ご存じのとおり、靖国神社は一八六九年、明治二年に東京の九段に創建された東京招魂社に始まりまして、一八七九年、明治十二年靖国神社と改称されたわけでございます。そして、別格官幣社としての社格神社の格を持つ神社に格上げされました。そして、侵略戦争の犠牲者を、天皇のため、天皇が治める国を身を捨てて安らかにする勲功を立てたものとしてそのみたまを神として祭り、天皇制国家の宗教的土台をつくらうとしたものであります。

しかも、他の内務省管轄の神社とは違い、祭祀料は陸軍省が支出をし、さい銭は陸軍省収入となり、祭典では軍樂隊の吹奏のもと軍代表が真っ先に礼拝する、このような神社であったわけでございます。一八八一年からは東京憲兵隊が警護に当たり、そして祭神の決定は軍が行い、天皇に上奏して裁可を仰いで、春秋二回の例大祭も日露戦争の後には陸軍記念日の三月十日と、海軍凱旋日の十月二十三日にも決められる。また、境内の遊就館には祭神の遺物や戦利品が陳列されると。このようにして靖国神社は名実ともに軍の宗教施設として、軍国主義の鼓吹と侵略戦争の美化のための重要な役割を果たしてまいりました。無名の戦士も名譽の戦死によって別格官幣社の祭神となるということができると、こういうことで、九段で会おう、また皇軍将士たちの合い言葉と言われて、陛下のためとうとい犠牲であると思えば遺族の悲しみも消えうせるといふうに国民に教え込まれたものであります。明治憲法、教育勅語により絶対主義的天皇制のイデオロギー支配が打ち立てられる中で、陸海軍省所管の特殊神社として、天皇崇拜と軍国主義の普及、国民の精神的動員にこの神社は最大限に利用され、大きな役割を果たしてまいりました。一九四五年八月の敗戦によって、国家神道体制は崩壊しました。とりわけ靖国神社や各地の護国神社は軍事的神社として批判を浴び

ましたが、殉国の英霊を顕彰するという面を伏せて、慰霊のみを行う神社として再出発することで危機を切り抜けたわけでございます。そして、一九五一年九月、神社本庁に加盟しない単立の地方宗教学法人として東京都知事の認証を得て、靖国神社は約三万余坪の土地や施設を国から無償で譲渡され、財政的にも安定をしてきた、これが靖国神社の歴史でございます。

このように、靖国神社は宗教法人であり、この宗教法人に対し天皇や総理大臣が参拝することは明らかに憲法二十条に定められる宗教活動であり、憲法に違反をするわけでございます。また、天皇の行う公式な行為は、憲法第六条、第七条の国事行為に限定すると規定されており、この点に照らしましても、本意見書案の内容は天皇に対して公式に違憲行為を要望するという点で、重大な憲法違反の内容となっております。象徴としての天皇に対し違法行為を行わせしめようというがごとき内容を持つ本意見書は、この四日市市議会において採択すべきでない、このように考えております。

また、この靖国神社の中には、先ほど申しましたように、東条英機元首相、侵略戦争の最高責任者として処罰されたA級戦争犯罪人が、十四人も英霊として祭られているわけでございます。このような、侵略戦争を進めた人とまさに戦争の犠牲者となった方を、どうして一緒に祭ることができるでしょうか。もしも天皇や首相が国民の代表として公式に靖国に参拝するならば、国民はその天皇や首相を通してA級の戦争犯罪人までも免罪をすると、そして英霊としてその前にひざまずく内容になるわけでございます。そういう点でもこの靖国神社の公式参拝、靖国神社にしろなくとも、先ほど申しましたように日本にも千鳥ヶ淵墓園がございます。そして、この戦争犠牲者の中にもキリスト教や仏教、そして新宗教など、多くの宗派の信者がございます。これらの無宗教の人も含めて、自分の信仰、信条に反して神式による慰霊を強制されることは、望んではいないわけでございます。外国におきましても、パリの無名戦士の墓は戦跡から一隊分の骨を拾ってきて納めたもので宗教とは全く関係がないものでございます。また、アメリカのア

ーリントン墓地も、宗教と直接のかかわりのない墓地として戦争犠牲者を祭られているわけでございます。このようにして私は、憲法違反までして靖国神社に祭らなくても十分祭ることができると思います。

反対の第二点は、本意見書案をめぐる今日の政治情勢に照らして、この意見書の持っているきわめて危険な反動的な役割についてでございます。

ご存じのように、有事立法の策定でありますとか教育勅語の礼賛、君が世の国歌化、そして奥野法務大臣による憲法の改悪と、このように政府自民党が今日の平和憲法を一層改悪しようとしているわけでございますし、また今日の不況とインフレやアメリカの意向のもとで、福祉や教育の予算を削りながらも軍事予算を大幅にふやしていく、そして経済の軍事化を推し進めようとしているわけでございますし、また自民党が全国的に地方議会を通じて一斉に靖国神社の公式参拝の意見書提出を行うことにより、軍国主義化、軍事大国家の道を推し進めようとしているところでございます。ご存じのように、徴兵制度をしきりたいと、リムパックでありますとか海外派兵などをねらっている、このような時期にこの靖国神社公式参拝が出されること自身が、まさに戦争犠牲者に対して遺族に対して再び戦争の道を歩む道を推し進めるものであり、この立場からもこの問題を認めるわけにいかない。日本の将来に責任を持つ立場で、この意見書について反対をするものでございます。

また、三つ目には、かつての戦争で命を失っていったたくさんの方々の戦争犠牲者に対する、生き残った者としての責任でございます。この侵略戦争で亡くなられた皆さん方が平和と中立の日本をつくることこそまさに戦争犠牲者に報いるものだと思いますし、今回の意見書案はこの英霊に名をかりて日本の政治反動の一翼を担うものであり、この意見書案こそ英霊の本当の心を冒瀆するものであるという点で、怒りを禁じ得ません。

私は、本案を断じて採択すべきでないことを心から訴えて、討論を終わります。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、同和対策事業特別措置法附帯決議の早期実現に関する意見書に賛成の立場をとります。同時に、この意見書の中に含まれております第一項の、速やかに法の総合的改正及びその運営の改善について検討することという、この中身の問題についてはいろいろの見解があるところでございます。したがって、われわれが願っていることは離れた形で法改正が行われてはならないと、こういう面から私どもの考え方を意見として付しておきたいと思うわけでございます。

この意見書は、同和法強化改正要求国民運動三重実行委員会委員長、松井久吉氏らから請願として出されたものを受けて出されるものでございますけれども、恐らくこの同和法強化改正要求国民運動を進めておられる皆さんの立場からだと思えますけれども、最近この同和法の改正要項と、こういうものが明らかにされているわけでございます。そういうものを見ますと、第一の問題点といたしまして、同和対策の目標の達成に協力しなければならないというふうな形で、国民の責務という問題が協力義務を強めるという内容になってきております。そしてそれを、しかも範囲を同和対策全般の達成というふうな、大幅に拡大しているわけでございます。その上阻害行為の禁止等の項目を新たに設けて、何人も同和問題の解決を不当に阻害する行為を行い、またはこれを扇動する行為を行ってはならないというふうな内容を盛り込むとしていただいております。これは、同和問題の解決を阻害したという名のもとに、国民の言動を行政的規制措置や法的措置によって処罰の対象にしようとすることを示すのではないかと思うわけでございます。本来同和問題に対する正しい理解と協力を前進させるということは、公正に市の同和行政や正しい部落解放運動などと国民の連帯強化の努力が相まって進められるべきものであると、こういうふうに思うわけでございますし、行政的、法的規制措置で行うべき性格のものではないと思うのでございます。もし同和問題が特定団体の見解に基づいて解釈されるなら、反対意見や批判の見解が行政的、法的に封じ込められ、ひいては批判者の存在が脅かされるよ

うな状況をも生みかねないものになると思うわけでございます。そうした心配を起すような事実関係は、全国的にも随所に起こっているわけでございます。

第二の問題は、現行法が適用の対象を対象地域と属地主義をとっているわけですけれども、これに新たに属人主義を導入しようとしていることでございます。この対象地域に対する個人的施策を含む現行の同和施策のほかに、同和行政に新たに属人主義を導入し部落出身者であるかないかを問うことは、まさに時代逆行であると思うわけでございます。こういうふうな内容を持って問題点を持つような法改正が進められるということにあっては、断じてならないと思うわけでございます。全国的になおこの同和問題というのは、深刻な一部特定団体等の無法なあるいは暴力を伴った活動が行われておりまして、公正な行政をも阻害する、こういう事態となっていることはご承知のとおりでございます。したがって、市議会が責任を持ってこの意見書を出すためには、出すからには、こうした心配が断じて起らないような、公正、公開、国民合意の同和対策事業が円滑に進展するよう、民主的な改正を求めるものでなければならぬと思うわけでございます。暴力的な糾弾のこれまで一部団体がやってきたことを擁護したり、利権を含む特権的措置の法的確立とか永久化を進めるようなものであってはならないと思います。私は、あくまでこの同対法の改正という問題については、公正で民主的な行政を進め、そして本当に部落解放に役立つ、そして国民的な融合が図られると、こういう立場からの民主的な改正になることを、そういうものでなければならぬと、こういう意見を付して賛成とさせていただきます。

○議長（伊藤信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第八号靖国神社公式参拝に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤信一君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議第九号同和対策事業特別措置法附帯決議の早期実現に関する意見書の提出について、及び発議第十号道路財源の確保に関する意見書の提出についてを一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤信一君） 以上をもって今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十五年十月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後五時二十六分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

伊藤 信一

四日市市議会副議長

青 山 峯 男

署 名 議 員

金 森 正

署 名 議 員

川 口 洋 二

議会運営委員会決定事項

(昭和五十五年十二月四日)

◎十二月定例市議会について

一、発言通告等の期限

- (一) 一般質問 十二月十一日(木) 午後四時
- (二) 請願・陳情 十二月十五日(月) 午後四時
- (三) 討論その他 十二月二十日(土) 正午

二、発言順序

- (一) 一般質問 ① 自由クラブ ② 日本共産党 ③ 公明党 ④ 無所属クラブ
- ⑤ 市民クラブ ⑥ 清風会 ⑦ 社会クラブ ⑧ 民政クラブ

三、発言時間

- (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まない)
- (二) 関連質問 五分以内(答弁含まない)
- (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

昭和五十五年十二月定例会会期日程

十二月 十一日(木) 午後二時開会 議案上程・議案説明

十二月 十二日(金)

十二月 十三日(土)

十二月 十四日(日)

休 会

第1日(12月15日)

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	一、校内暴力について 二、行政不信につながる諸問題とその対応	自由クラブ 後藤長六	50
2	一、農業に関する諸問題 二、防災について 三、老人のスポーツについて	自由クラブ 堀新兵衛	61
3	一、財団法人オーストラリア記念館の今後について 二、町名とバス停の名称の相違による住民の不便さについて 三、運動広場の将来展望について(海蔵地区)	自由クラブ 堀内弘士	76
4	一、教育問題について 二、福祉問題について 三、市長の政治姿勢について	日本共産党 佐野光信	84
5	一、来年度予算編成に関して問う 一、老人問題	日本共産党 小井道夫	100
6	1. 高齢化社会に直面して社会政策上の検討が要請されている		

一般質問通告一覧表

- 一、発言の方法 各会派一人、再質疑はしない。
- 二、発言時間 一人当たり十分以内(答弁含まない)
- 三、発言順序
- ① 民政クラブ
 - ② 自由クラブ
 - ③ 社会クラブ
 - ④ 無所属クラブ
 - ⑤ 公明党
 - ⑥ 日本共産党
 - ⑦ 市民クラブ
 - ⑧ 清風会

議会運営委員会決定事項

(昭和五十五年十二月八日)

来る十二月十一日(木)開会の市議会定例会において、市長の所信表明に対して質疑を行う場合の取扱いについて

- 十五日(月) 午前十時開議 一般質問
- 十六日(火) 午前十時開議 一般質問
- 十七日(水) 午前十時開議 一般質問
- 十八日(木) 各常任委員会
- 十九日(金) 各常任委員会
- 二十日(土) 各常任委員会
- 二十一日(日) 休会
- 二十二日(月) 休会
- 二十三日(火) 午前二時開議

委員長報告：質疑、討論、議決
追加議案上程：議案説明：質疑、討論、議決

議案質疑：委員会付託
追加議案上程：議案説明：質疑：委員会付託

	12	11	10	9	8	
	<p>一、財政再建について</p> <p>二、教育環境について</p>	<p>一、補助金と手当の見直しについて</p> <p>二、個人浄化槽と終末処理について</p> <p>三、義務教育の父兄負担について</p>	<p>一、人事政策</p> <p>1. 職員配置と財政</p> <p>2. 給与条例について</p> <p>二、工業高校跡地について</p>	<p>一、五十六年度の財政見直しについて</p> <p>二、国際協調時代を迎えた市政について</p> <p>三、四敦道路の現況と将来計画について</p> <p>四、地区市民センターについて</p> <p>五、農業研究指導所について</p> <p>六、四日市スポーツランドの経営について</p>	<p>一、土木工事（土取り）に対する行政指導上の問題点について</p> <p>二、四日市・天津友好都市締結に伴う本市の対応について</p>	<p>二、平山物産と新化製場の建設について</p> <p>三、市中心部の排水対策について</p>
	<p>社会クラブ</p> <p>山本勝</p>	<p>清風会</p> <p>川口洋二</p>	<p>清風会</p> <p>粉川茂</p>	<p>市民クラブ</p> <p>永田正巳</p>	<p>小林博次</p>	
	209	189	175	168	150	

	7	6
	<p>一、非行対策について</p> <p>四、四日市南部公共下水道設置について</p> <p>五、平山物産と新化製工場について</p>	<p>課題について</p> <p>2. 老人対策の現状について</p> <p>3. 老人対策の問題点について</p> <p>二、福祉問題</p> <p>1. 難病対策について</p> <p>2. 父子家庭対策について</p> <p>一、住環境問題について</p> <p>1. 四日市市総合計画の住環境について</p> <p>2. 臨海工業地帯の住環境等について</p> <p>二、災害防止と自主防災隊について</p> <p>1. 災害防止について（埋設管等）</p> <p>2. 自主防災隊について</p> <p>三、第一・第二コンビナート移転と跡地利用及び埋立てについて</p> <p>1. 第一・第二コンビナート移転と跡地利用について</p> <p>2. 埋立てについて</p>
<p>無所属クラブ</p>	<p>公明党</p> <p>大島武雄</p>	<p>公明党</p> <p>田中基介</p>
	180	114

- 三、療養困難家庭の救済について
- 四、市立病院入院者の療養環境改善について
- 五、総合科学館の建設について

民政クラブ
伊藤雅敏

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会

議案第一〇六号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一一五号 昭和五十五年度四日市市桜財産区補正予算(第一号)

議案第一一七号 町の区域の設定について

議案第一二二号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更について

○教育民生委員会

議案第一〇六号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第一〇七号 昭和五十五年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議案第一一一号 昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)

議案第一一八号 土地の取得について

議案第一一九号 動産の取得について

○産業公営企業委員会

議案第一〇六号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第 六款 農林水産業費

第七款 商工費

議案第一〇八号 昭和五十五年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)

議案第一一二号 昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

議案第一一三号 昭和五十五年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

議案第一一四号 昭和五十五年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算

議案第一一六号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

議案第一〇六号

昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第 八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第一〇九号

昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)

議案第一一〇号

昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

議案第一二〇号

動産の取得について

付託議案一覧表(二)

○総務委員会

議案第一一二号

昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第三号)

議案第一一三号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第一一三二号

四日市市職員給与条例の一部改正について

○教育民生委員会

議案第一二七号

昭和五十五年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第三号)

○産業公営企業委員会

議案第一二三号

昭和五十五年四日市市競輪事業特別会計補正予算(第二号)

議案第一二四号

昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第三号)

議案第一二八号

昭和五十五年四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

議案第一二九号

昭和五十五年四日市市水道事業会計第三回補正予算

議案第一三〇号

昭和五十五年四日市市農業共済事業会計第二回補正予算

○建設委員会

議案第一二五号

昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)

議案第一二六号

昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第九号	五五、一二、一一	大川改良整備について	四日市市天カ須賀二丁目十六番八号 天カ須賀連合自治会長 古川 守	生川 平蔵 後藤 寛次	建設
第一〇号	五五、一二、一一	靖国神社公式参拝について	四日市市大宮町二七一五 四日市遺族会長	金山 敏正 伊藤 忠一 山本 幹郎 水野 平和 野路 剛 山本 増蔵	総務

第二二号	第二一号	第二〇号	第一九号	受理番号
五五、一二、一一	五五、一二、一一	五五、一二、一一	五五、一二、一一	受理年月日
青少年野外活動センター体育館建設について	児童公園の設置について	港中学校体育館器具庫、更衣室、便所増築、プール更衣室、便所、機械室の改修について	四郷小学校校舎及び体育館増改築等について	件名
四日市市赤堀一丁目一―一二 四日市市PTA連絡協議会 会長 平井卓次 ほか一名	四日市市永二丁目三―二八 日永地区連合自治会長 田中善勝	四日市市浜町一―一二 港中学校PTA会長 広方哲夫 ほか二名	四日市市室山町七三番地 四郷小学校建設委員会 会長 杉本作郎 ほか二名	陳情者の住所及び氏名
教育民生	建設	教育民生	教育民生	付託委員会

陳情

第一三号	五五、一二、一五	る改善措置について	四日市市生活と健康を守る会 副会長 松川栄太郎 ほか一五三名	佐野光信 建設
------	----------	-----------	--------------------------------------	------------

第一二号	第一一号	五五、一二、一五	五五、一二、一五	「同和对策事業特別措置法」附帯決議の早期実現について	「同和对策事業特別措置法」強化改正要求国民運動三重実行委員会 委員長 松井久吉	津市相生町七四一 「同和对策事業特別措置法」強化改正要求国民運動三重実行委員会 委員長 松井久吉	谷嘉昭 ほか一七、三八三名	川生訓高堀永堀山高宇森坂渡谷 口川霸井内田口木田口良安正一 洋平也三弘正新兵孝勲市吉次彦保 二藏男夫士巴衛孝勲市吉次彦保	民生教育
老人・身障者等単身者の公営住宅入居に関する	靖国神社公式参拝に反対について	四日市市北浜町 一―一―一三	四日市市笹川一丁目五―一位 田幹生	佐小野井 光道信夫	川平田金前 口野中森川 洋行基辰 二信介正男	川生訓高堀永堀山高宇森坂渡谷 口川霸井内田口木田口良安正一 洋平也三弘正新兵孝勲市吉次彦保 二藏男夫士巴衛孝勲市吉次彦保	民生教育		

第二三号	五五、一二、一一	納屋小学校の給食室、屋内 運動場等の改築について	四日市市中納屋町二一九 納屋小学校PTA会長 藤枝修	教育民生
------	----------	-----------------------------	----------------------------------	------

委員会報告第一四号

総務委員会請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十五年十二月二十三日

総務委員会

委員長 古市元一

四日市市議会

議長 伊藤信一殿

請願

第七号	五五、九、八	新魚滓処理工場の河原田(内堀)地区建設に反対について	四日市市内堀町二十一 松岡由雄 ほか二、一〇一名	四日市市内堀町二十一 高井三夫	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	高井三夫	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
				高井三夫		願意に沿い難い。	不採択

第一〇号	五五、一二、一一	靖国神社公式参拝について	四日市市大宮町 二七一五 四日市遺族会長 谷嘉明 ほか一七、三八三名	川生訓高堀永堀山高宇森坂渡谷橋山野水山伊金 口川霸井内田口木治田口辺口本路呂野中藤森 洋平也三弘正新兵衛孝勲市吉次彦保蔵剛和郎一敏正	願意に沿い難い。	願意妥当と認める。	採択
第一二号	五五、一二、一五	靖国神社公式参拝に反対について	四日市市笹川一丁目 五一番地の一五 位田幹生	佐野井道光夫	願意に沿い難い。	願意に沿い難い。	不採択

委員会報告第一五号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十五年十二月二十三日

教育民生委員会

委員長 野呂平和

四日市市議会

議長 伊藤信一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第一号	五五、一二、一五	「同和対策事業特別措置法」附帯決議の早期実現について	津市相生町七四一 「同和対策事業特別措置法」強化改正要求国民運動三重実行委員会 委員長 松井久吉	前川辰男 金森正 田中基介 平野行信 川口洋二	その主旨を了とする。	採択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一九号	五五、一二、一一	四郷小学校校舎及び体育館増改築等について	四日市市室山町七三番地 四郷小学校建設委員会 会長 杉本作郎 ほか二名	その主旨を了とする。	採択
第二〇号	五五、一二、一一	港中学校体育館器具庫・更衣室・便所増築、プール更衣室・便所・機械室の改修について	四日市市浜町一―一二 港中学校PTA会長 広方哲夫 ほか二名	その主旨を了とする。	採択
第二二号	五五、一二、一一	青少年野外活動センター I体育館建設について	四日市市赤堀二丁目 四日市市PTA連絡協議会 会長 平井卓次 ほか一名	その主旨を了とする。	採択
第二三号	五五、一二、一一	納屋小学校の給食室、屋内運動場等の改築について	四日市市中納屋町 二一九 納屋小学校PTA会長 藤枝修	その主旨を了とする。	採択

建設委員会請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十五年十二月二十三日

建設委員会

委員長 堀 新兵衛

四日市市議会

議長 伊 藤 信 一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第九号	五五、一二、一一	大川改良整備について	四日市市天カ須賀二丁目十六番八号天カ須賀連合自治会会長 古川 守	生川 平 蔵 後 藤 寛 次	その主旨を了とする。	採 択
第一三号	五五、一二、一五	老人、身障者等単身者の公営住宅入居に関する改善措置について	四日市市北浜町一三〇一三 四日市市生活と健康を守る会副会長 松川栄太郎 ほか一五三名	佐野 光 信	その主旨を了とする。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二一号	五五、一二、一一	児童公園の設置について	四日市市日永二丁目三一二八 日永地区連合自治会長 田 中 善 勝	その主旨を了とする。	採 択

◎ 市長の所信表明に対する質疑

1	民政クラブ 金 森 正	12
2	自由クラブ 山 中 忠 一	16
3	社会クラブ 前 川 辰 男	21
4	無所属クラブ 訓 覇 也 男	23
5	公明党 松 島 良 一	26
6	日本共産党 小 井 道 夫	29
7	清風会 川 口 洋 二	34